

# 目 次

## ○第1号（3月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	1 1
◇高田清一君	1 1
◇杉井保夫君	2 5
◇松岡好雄君	4 0
◇小山久利君	5 3
◇清水健一君	6 3
日程第5 承認第1号 専決処分の承認について（群馬県市町村総合事務組合の 規約変更に関する協議について）	7 2
日程第6 請願・陳情について	7 5
散 会	7 6

## ○第2号（3月2日）

議事日程 第2号	7 7
本日の会議に付した事件	7 7
出席議員	7 8
欠席議員	7 8
説明のため出席した者	7 8
事務局職員出席者	7 8
開 議	7 9

日程第 1	会議録署名議員の指名について	7 9
日程第 2	一般質問について	7 9
	◇早坂 通君	7 9
	◇小野関武利君	9 5
	◇南 千晴君	1 0 5
	◇松岡 稔君	1 1 9
日程第 3	議案第 5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 3 2
日程第 4	議案第 6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	1 3 7
日程第 5	議案第 7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	1 3 8
日程第 6	議案第 8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	1 3 9
日程第 7	議案第 9号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例について	1 4 1
日程第 8	議案第 10号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について	1 4 3
散 会		1 5 2

### ○第3号（3月8日）

議事日程 第3号	1 5 3	
本日の会議に付した事件	1 5 4	
出席議員	1 5 5	
欠席議員	1 5 5	
説明のため出席した者	1 5 5	
事務局職員出席者	1 5 5	
開 議	1 5 6	
日程第 1	会議録署名議員の指名について	1 5 6
日程第 2	諮問第 1号 榛東村人権擁護委員の諮問について	1 5 6
日程第 3	議案第 11号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	1 5 7
日程第 4	議案第 12号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	1 5 9

日程第 5	議案第 13 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………	160
日程第 6	議案第 14 号	榛東村防災会議条例の一部を改正する条例について……………	163
日程第 7	議案第 15 号	榛東村災害対策本部条例の一部を改正する条例について……………	165
日程第 8	議案第 16 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について……………	166
日程第 9	議案第 17 号	榛東村税条例の一部を改正する条例について……………	170
日程第 10	議案第 18 号	榛東村ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例について……………	172
日程第 11	議案第 19 号	榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	173
日程第 12	議案第 20 号	榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について……………	176
日程第 13	議案第 21 号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について……………	179
日程第 14	議案第 22 号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について……………	180
日程第 15	議案第 23 号	榛東村道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例について……………	182
日程第 16	議案第 24 号	村道の路線認定について……………	184
日程第 17	議案第 25 号	榛東村下水道条例の一部を改正する条例について……………	185
日程第 18	議案第 26 号	榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について……………	187
日程第 19	議案第 27 号	平成 27 年度榛東村一般会計補正予算（第 6 号）……………	189
日程第 20	議案第 28 号	平成 27 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	197
日程第 21	議案第 29 号	平成 27 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）……………	201
日程第 22	議案第 30 号	平成 27 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	202
日程第 23	議案第 31 号	平成 27 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補	

	正予算（第2号）	205
日程第24	議案第32号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	206
日程第25	議案第33号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	209
日程第26	議案第34号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）	211
日程第27	議案第35号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第4号）	213
日程第28	議案第36号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）	214
日程第29	議案第37号 平成28年度榛東村一般会計予算	216
日程の追加		221
追加日程第1	議会運営委員会委員の辞任の許可について	221
散会		222

#### ○第4号（3月15日）

議事日程	第4号	225
本日の会議に付した事件		225
出席議員		226
欠席議員		226
説明のため出席した者		226
事務局職員出席者		226
開議		227
日程第1	会議録署名議員の指名について	227
日程第2	議案第37号 平成28年度榛東村一般会計予算	227
日程第3	議案第38号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計予算	229
日程第4	議案第39号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算	236
日程第5	議案第40号 平成28年度榛東村介護保険特別会計予算	238
日程第6	議案第41号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算	243
日程第7	議案第42号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計予算	245
日程第8	議案第43号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算	248

日程第 9	議案第 44 号 平成 28 年度榛東村学校給食事業特別会計予算	251
日程第 10	議案第 45 号 平成 28 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算	253
日程第 11	議案第 46 号 平成 28 年度榛東村上水道事業会計予算	255
日程第 12	請願・陳情について	257
日程第 13	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	259
日程第 14	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	259
日程第 15	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	259
日程の追加		260
追加日程第 1	同意第 1 号 榛東村公平委員会委員の選任について	260
議長挨拶		261
閉 会		262

平成 2 8 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

3 月 1 日 (火)

# 平成28年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

---

平成28年3月1日（火曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成28年3月1日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期決定について
  - 日程第 3 諸般の報告について
  - 日程第 4 一般質問について
  - 日程第 5 承認第1号 専決処分の承認について（群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について）
  - 日程第 6 陳情・請願について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	11番	岩田好雄君
12番	岸昭勝君	13番	早坂通君
14番	金井佐則君		

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
基地・財政課長	清村昌一君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	山本正子君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	久保田邦夫君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水喜代志君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------



## ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成28年第1回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところ、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から御礼を申し上げます。

政府は、昨年6月に選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法の一部を改正する法律を公布いたしました。1年の猶予期間を経て、この夏の参議院選から18歳と19歳の約240万人が1票を手にする見通しでございます。

政治参加の権利を得て喜ぶ10代がいる一方、何を基準に投票すればいいかわからないと戸惑う若者もおります。みずから考え、投票先をみずから選ぶ主権者をどう育てていくのか、社会全体で議論し、改革を果のあるものにしていかなければなりません。何より大事なものは、1票の重みを伝えることではないでしょうか。社会人の経験が乏しいうちは、暮らしと政治がどう結びついているのか実感できません。政治の方針を決めるのは主権者であり、選挙が民主主義の根幹だと言われても、ぴんときません。若い世代にとって、より身近で気になる争点を示していくべきではないでしょうか。

この2月20日付の上毛新聞では、選挙権年齢の18歳以上への引き下げに伴い、小・中学生が議場で政策提案や質問をする「子ども議会」による主権者教育が注目を集めております。自治体側は、子供たちに早い段階から地域の課題を知り、政治に関心を持ってもらうことで主権者意識を育てていきたいとの記事がありました。本村でも「子ども議会」を開催することにより、地域社会に関心を持ってもらい、現状を調べることで主権者意識を育てることに大いに役立つので検討してまいりたいと考えております。

また、県や各市町村選管では、学校への出前授業を実施しております。架空の首長選の模擬投票をしたり、インターネットを利用した選挙運動の注意点を呼びかけ、早くから政治に関心を高めようと努力をしております。

しかしながら、若者の政治離れは深刻化しております。国政選挙の投票率が全国平均50%そこそこにすぎず、身近なはずの地方選挙でさらに低率になることも珍しくありません。政治を人任せにしている大人が、幾ら理念や道徳を持ち出し、投票に行くべきだと口説き伏せようとしても、若者の胸には響かないのでしょうか。災害や福祉ボランティア、地域の年中行事や自治活動へ積極的参加を促せば、社会の仕組みやひずみに気づくきっかけになるのではないのでしょうか。投票に子供を連れていくだけでも、視野が開けるのに違いないと思います。

それでは、本定例会につきましては、通告がありました9名の議員による一般質問や、村長より送付があった条例の一部改正、補正予算、平成28年度当初予算や陳情・請願が提出されております。

平成28年度予算編成に当たりましては、大変苦慮されたことと推察いたします。しかしながら、厳

しい財政状況とはいえ、住民福祉の後退は決して許されません。住民福祉の充実と、さらなる榛東村の発展のために議会と執行とが一致協力して、心構えをしっかりと持ち、行政運営に一層の努力をお願いするものであります。

梅の開花とともに、春の足音がわずかながら聞こえる今日、まだまだ寒い日が続きます。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。

なお、本日は大勢の皆さんに傍聴、大変ご苦勞さまでございます。傍聴されます皆様方に申し上げますが、昨年9月定例会では退場者が出ております。榛東村議会傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いを申し上げます。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、念のため申し上げておきます。

それでは、ただいまより平成28年第1回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職の出席を求めておりますが、全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

3番栢井保夫君、4番小山久利君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

---

### ◎日程第2 会期決定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの15日間と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（金井佐則君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され受理した議案等45件、陳情3件であります。

次に、代表監査委員例月現金出納検査の結果に関する報告書が提出されております。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧をお願いいたします。



## ◎村長提出議案の概要説明

○議長（金井佐則君） ここで、村長より本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

平成28年第1回定例会の開会に当たりまして、提案説明に先立ちまして、一言申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末を迎え、極めてご多忙の中、全員のご出席を賜り、ここに榛東村議会平成28年第1回定例会が開会できますことに厚く御礼申し上げます。

今現在、大分風邪とかそういうものがはやっております。私自身もちょっと花粉症の気味がありますので、聞き取れないところがありましたらご容赦願いたいというように思います。

ただいま申し上げたとおり、日一日と日差しが暖かく、春本番が間近に感じられることとなりました。月日が過ぎるのも早く、私も村長に就任して早くも10カ月が過ぎ去ろうとしております。本年も村民皆さんの安全で安心な暮らしができることを、それをモットーにむらづくりを推進してまいりたいというように思っております。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

皆さんご存じのとおり、ことしは阪神大震災から21年目を迎えました。その後も大規模な自然災害が相次ぎまして、2011年の東日本大震災を初め、昨年9月の茨城県常総市の鬼怒川決壊というようなことは記憶に新しいところでございます。自然の猛威を想定外で片づける、これにはどうしても備えがいか、あるいはみずからの地域はみずからで守る地域防災の構築を急がなければならない、いろんな問題が想定外とは、これは言うてははられないというところじゃないかなというように思っております。

2016年の世界経済におきましては、株価急落という波乱の幕あけとなりました。今後は持ち直して我が国の経済も緩やかに回復するということが見込まれてはおりますけれども、ただ、この株価低迷というものが相当響いております。

一方、日銀におきましては、金融政策決定会合を開きまして、追加金融緩和策として民間銀行が日銀に新たに預ける資金に0.1%の手数料を課す、言うなればマイナス金利の導入を初めて決定したところでございます。このマイナス金利については副作用も大きく、デフレ脱却を実現できるか依然不透明な状況にあります。

2016年度の国の予算案は高齢化で社会保障費がふえます。一般会計総額は96兆7,218億円となりま

した。4年連続で過去最大を更新しました。これは夏の参議院選挙をにらんで、子育て世代の家計、あるいは地方に配慮したというほか、初の5兆円台といたしまして防衛費や外交予算の優遇が際立ちました。国際社会で影響力を強めた安倍政権の姿勢が鮮明になっております。

また、2月4日におきましては、大澤正明群馬県知事は2016年度一般会計予算を群馬の創生予算と位置づけて、総額7,216億3,800万円を内示したところでございます。これにつきましては、前年度当初比0.8%増で、地方自治体の予算編成の目安となる国の財政計画、これは0.6%でございますけれども、これを上回る積極型となっております。また、借金に当たります県債残高は10年ぶりに減少するという見通しとなっております。

このような状況下におかれまして、村政におかれましては、私は村長に就任いたしましたときに皆さんにお約束を申しました「開かれた行政と透明性」、それと「行政改革を実施したい」、3つ目として「防犯カメラの設置などを初めとする子供からお年寄りの安全強化」、そして「国保税の引き下げ」など。これが私のお約束した一部でございます。この実現に向けまして着実に歩みを進めております。引き続き議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げたいというように思います。

それでは、本定例会に上程いたしました43議案、諮問1件、承認1件の計45件の主なものについて申し上げます。

諮問第2号につきましては、榛東村人権擁護委員の諮問についてをお願いするところでございます。

議案第5号から第7号につきましては、一般職の給与法などの改正に伴うものでございます。議案第5号につきましては、榛東村職員の給与に関する条例の一部改正、また、議案第10号は榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

議案第13号につきましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

議案第16号につきましては、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を改正するものでございます。

さらに、議案第17号につきましては、榛東村税条例の一部を改正する条例の改正です。

議案第19号につきましては、国民健康保険税の引き下げに伴う榛東村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号につきましては、榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正するというところでございます。

さらに、議案第25号については、榛東村下水道条例の一部改正、議案第26号については、榛東村の青少年問題協議会条例の一部を改正するところでございます。

さらに、議案第27号から第36号につきましては、年度末を迎えるに当たりまして、平成27年度一般会計並びに8特別会計、上水道事業会計における予算を整理いたしまして、かつ必要な予算措置のための補正をお願いするところでございます。

議案第37号から第46号につきましては、平成28年度の各会計の当初予算でございます。

それでは、予算案の概要についてご説明申し上げます。

一般会計及び各特別会計を合わせまして、予算総額は103億9,500万円でございます。これは、前年度に対しまして7億3,100万円の増となっております。村を取り巻く財政環境は依然として厳しい状況にあります。住民福祉の向上のため、積極的な予算を編成したところでございます。

政府は、平成28年度予算編成に当たって、1点目として、強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題に真正面から取り組むことにより将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる、言うなれば一億総活躍社会の実現に向けた取り組み、あるいはTPPを真に我が国の経済再生・地方創生に直結するための取り組みといった緊急の重要課題への対応に関して適切に対処するということがされております。

また、2点目として、国のほうでは、平成28年度は経済・財政再生計画の初年度に当たることから、デフレ脱却、経済再生への取り組みを加速させるとともに、改革工程表を十分踏まえた上で歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方のもとに、改革工程表における取り組みを的確に予算へ反映させるというところでございます。平成28年度の地方財政対策は交付団体を初め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額といたしまして、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう、自主的な同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じるとされております。これによりまして、地方税、地方交付税等の一般財源総額は前年度に比べまして0.2%増の61兆6,792億円が確保されたところでございます。

また、本村における平成28年度の予算編成に当たっては、第6次榛東村総合計画の基本構想に掲げる将来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」の実現に向けた各施策を予算に反映するとともに、限られた財源の重点配分の徹底、見込んだ歳入の確実な確保、経常的経費の節減等、合理化、事業の廃止を含めた経費全般にわたる調整と精査を行いました。予算の中身を大胆に重点化するとともに、歳出は歳入で賄うことのできる範囲とする歳入準拠の基本に立ち返ることを基本方針といたしました。

初めに、一般会計予算の歳入についてご説明申し上げます。

歳入の柱であります村税につきましては、村民税は前年度比5.5%の増、固定資産税は3.4%の増を見込んだところでございます。税収は全体で14億2,750万円、前年度に対して5,400万円の増収を見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方財政計画において0.3%の減とされております。前年度に対して500万円を減じた13億2,500万円を計上したところでございます。

また、村債では地方交付税を補填する臨時財政対策債のみを計上しておりますけれども、前年度に対して2,700万円減の1億8,500万円を見込んだところでございます。

財源を確保するために財政調整基金から3億2,044万円を繰り入れることといたしました。

平成28年度は第6次榛東村総合計画の実施初年度に当たります。総合計画は目標年度を平成37年度

とする10年間の村の根幹となる計画でございます。平成28年度以降、目標の達成のために施策を展開してまいりたいというように思っております。

また、地方総合戦略につきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年間でございます。集中的に人口減少の抑制策等に取り組んでまいりたいというように思っております。

これに基づきまして編成した平成28年度予算の主な施策についてご説明申し上げます。

初めに、「健やかで生き生きとしたむらづくり」を推進するために昨年度から実施いたしました子育て支援モバイルサービス、不妊・不育治療、ロタウイルス等の予防接種に対する助成などの事業につきましては、前年度に引き続きまして今年度においても実施を予定しております。国の平成27年度補正予算を受けまして実施する臨時福祉給付金等についても、関連事業費を計上いたしました。また、子育て世代の利用者の方に向けまして、村有施設の一部、スポーツアリーナとか耳飾り館等において乳幼児室の改修、ベビーシートの設置工事等を予定しております。

次に、「人と文化を育むむらづくり」を推進するために、学校教育の充実を図るため教育施設の改修、前年度に引き続き防衛省の補助金、これは調整交付金でございますけれども、それを活用した学習支援員の配置等を予定しております。北小学校においては校舎の証明のLED化の改修工事、中学校におかれましては特別教室棟の屋根等の改修工事を予定しております。スポーツ振興といたしまして、防衛省の補助金、これについては民生安定でございますけれども、これを活用した榛東村の総合グラウンド等の屋外運動場について改修工事を予定しているほか、地区体育館の柔道場についても畳の交換等を行うこととしております。平成27年度にて実施いたしました2世代交流教室についても、「放課後こども教室」として平成28年度において継続して実施してまいります。

次に、「快適で住みよいむらづくり」を推進するためといたしまして、毎年度年次計画に基づいて実施している各区のコミュニティセンターの改修工事につきましては、平成28年度において、改修工事においては21区、実施設計につきましては19区、備品の整備については6区を予定しているところでございます。地籍調査につきましては、平成28年度において引き続き実施を予定しております。実施区域については山子田の一部の区域でございます。道路整備につきましては、高渋バイパスアクセス道路として第2号、第5号計画道路の整備を引き続き行うとともに、第6号道路につきましては、測量に係る経費を計上してございます。また、新保大藪線にかかる橋梁工事も予定しております。河川工事につきましては、矢玉沢川の護岸改修工事を予定しております。また、空き家対策事業の調査研究費を計上いたしまして、空き家等対策計画策定のための準備を行うこととしております。

続きまして、「豊かで活力あるむらづくり」といたしまして、ふるさと納税につきましては平成27年度に引き続き実施し、返礼品として本村の農畜産物等の普及・促進を図ります。また、茨城県の大洗町、東京都の葛飾区とのイベント交流につきましては、平成28年度においても引き続き実施を予定しております。農畜産物等の普及・促進の推進を図ります。農業用水関連につきましては、長岡揚水機場の1号、新井揚水機場の2号の揚水場のポンプの交換工事を予定しております。創造の森につ

きましては、給水施設の改修工事を予定しました。また、各種イベントにおいても平成27年度に誕生しました本村のマスコットキャラクターの「しんとうちゃん」を活用し、本村のPRを図るためグッズの製作を予定しております。

次に、「自然と安全・安心を守るむらづくり」といたしまして、村内各所に設置してあります防犯灯についてLED化を進めるための調査を予定しております。これについては、いろいろな補助金等を取り入れるために、LED化をするために1年でやらないとやらないので、その調査を実施するというごさいます。また、犯罪抑止・未然防止のために、平成27年度に引き続きまして防犯カメラの設置を予定しております。子供の安心・安全のために、平成27年度に引き続きまして通学路の見守り隊を継続実施するとともに、教育施設においても防犯カメラの設置を予定しております。

最後となりますけれども、「自主自立のむらづくり」といたしまして、今後、本村が自主自立した村として、それにあるためには、これまでの取り組みの見直しを図りました。時代に即し、効率的な行政運営を行うための行政組織の機構改革を行いました。組織の見直しに伴う事業の統廃合に加え、既存事業の積極的な見直しに努めてまいりました。また、公債費関係につきましては、将来負担を抑制するために償還期間、据置期間の見直しに努めました。なお、後年度における公債費の負担を減らすため、農業集落排水事業特別会計においては、繰上償還を行うために特別会計への繰出金を予定しております。

最後になりましたけれども、今年度の編成過程において、本年1月22日に村議会議長から要望された事項についてご説明申し上げます。4項目ほどございました。

まず、榛東村運転免許自主返納者に対する支援策及び保育料の各控除について、婚姻歴のないひとり親へのみなし適用をという要望につきましては、その趣旨を十分理解するところであります。その制度化について、機を捉えまして国あるいは県へ要望してまいりたいと考えております。

また、一般不燃ごみと資源ごみの分別収集の徹底をという要望もございました。これはアルミ缶の分別収集をということでごさいます。村でアルミ缶の分別収集を行うことについて、その収集を検討いたしましたところ、資源ごみであるアルミ缶の売却、これ、収入でございますけれども、これを上回る経費が必要となってまいります。現状のまま、広域の処分場に持ち寄りまして広域圏で売却するということが得策ではないかということを考えております。今後も引き続きさまざまな方法を検討してまいり所存でございます。

最後のふるさと公園周辺の活性化、親水公園との一体化をという要望につきましては、平成28年度中にふるさと公園活性化委員会等において検討をいただくということ、その中で成案を得たいということでごさいます。

さらに、昨年の10月に農業委員会長のほうから平成28年度の榛東村の施策に関する建議書というものが届いております。農政施策全般にわたり貴重な意見を頂戴しております。この中で制度改正とか制度拡充等に関するご意見について、関係機関について、要請・要望活動を行っていく所存でございます。

ます。また、農業者支援及び新規就農支援につきましては、平成28年度予算において所要額を計上させていただいたところでございます。

引き続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

議案第38号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計予算は総額19億961万円で、前年度に比べて2,760万円、1.5%の増加となっております。これにつきましても、私の選挙公約であります国保税の引き下げにつきましては、平成28年度から平均8.2%の引き下げを行おうということといたしました。

議案第39号につきましては、平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算は総額1億655万円でございます。前年度に比べて72万円、0.6%の減少となっております。

議案第40号につきましては、榛東村介護保険特別会計予算は総額11億9,365万円で、前年度に比べて1億123万円、9.3%の増加となっております。

議案第41号につきましては、平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計は総額1,547万円で、前年度に比べて343万円、18.2%の減少となっております。

議案第42号につきましては、公共下水道事業特別会計、総額4億2,355万円でございます。前年度に比べて3,431万円、7.5%の減少となっております。

議案第43号につきましては、農業集落排水事業特別会計、これは総額3億2,805万円でありまして、前年度に比べて1億6,994万円、107%の増となっております。歳出の主な増額要因については、当初に申し上げたとおり起債の繰上償還を行いたいと、後年度の負担を減らすためにも繰上償還を行うものでございます。

議案第44号につきましては、学校給食事業特別会計、総額1億3,755万円でございます。前年度に比べまして1,057万円、7.1%の減少となっております。これについても当初申し上げたとおり、私の考えているとおりの給食費の引き下げにつきまして、28年度から10%の引き下げを実施したいということでございます。

議案第45号につきましては、平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計、総額3,436万円で、前年度に比べて812万円、31%の増加となっております。

次は、企業会計でございますけれども、議案第46号 榛東村上水道事業会計は収益的収入が3億725万円、収益的支出が2億8,096万円となっております。収益的収入は1,054万円、資本的支出は6,818万円となっております。

以上、村議会の会計に当たりまして、村政推進に当たっての所信の一端を申し上げますとともに、提案議案の大綱についてご説明申し上げます。

何とぞ慎重審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 真塩村長より、提案理由の説明が終わりました。



## ◎日程第4 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届出順といたし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いを申し上げます。時間に制約がございますので、質問に対し簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

質問順位1番高田清一君の質問を許可いたします。

1番高田清一君。

〔1番 高田清一君登壇〕

○1番（高田清一君） 皆さん、おはようございます。1番高田清一でございます。

昨日、国会中継を見ておりましたら、衆議院における予算委員会の中においても、全国における農業活性化の問題が取り上げられておりました。これは全国的も非常に大きな問題ということの認識のあらわれかなというふうに思います。

榛東村においても、基幹産業であります農業に活気が生まれなければ、また、農業従事者に元気がなければ、榛東村の今後は明るい展望は開けないのではないかなというふうにも感じておるところでございます。

また、農業センサスデータを私は見させていただきました。このデータによりますと、昭和60年度比、平成22年度は耕作放棄地が約40万ヘクタール、それから耕作地の10%超が耕作放棄地になっておるとい実情だそうでございます。

このようなことからしても、非常に大きな問題として捉え、今後村を挙げて、また、全員協力して取り組むべき施策・方策ではないかなというふうに思っております。

また、今後、今、農業に従事している方においても高齢になることによって農業が継続できない、また、後継者がいない等々の問題も今後ますます加速されるのではないかなというふうに予測しております。

今まで議員の皆さんを初め、先ほど村長も挨拶の中で取り上げておりましたけれども、行政の皆様、また、農業委員会の皆さんにおいても、非常に農業というものに対するそれぞれの施策・方策を講じて、対策を立ててきているかなというふうにも思いますけれども、私のところにもでも近郊住民、近隣住民から、この今の農業政策を本当に抜本的に見直して何とかしなければ今後大変なことになるのではないかと、農業委員の皆さんとも連携をとってぜひ村に提案をして、村と村と挙げて、みんなで協力して何とかせねばならぬという意見をいただいております。

よって、本日は農業政策を中心に質問をさせていただきたいというふうに思います。

以降、自席に戻り、質問を続けさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） それでは、まず、お聞きします。

先ほど村長の28年度の方針の中にも一部盛り込まれておりましたが、村内における現在進めている農業政策について、少しご意見をお伺いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、榛東村の農業政策の推進状況についてということで、答弁させていただきます。

本村の農業は専業農家の高齢化や後継者不足による農業の担い手の減少、生産地代の高騰や消費の低迷による販売価格の低下等、厳しい状況が続いております。こうした状況の中、本村の推奨品目でございます下仁田ネギ、長ネギ、チンゲンサイ、ブロッコリー等の生産を振興しまして、産地化に向けて取り組みを強化するとともに、農業の担い手として意欲のある新規就農者や認定農業者に対しまして、国・県の補助金を有効に活用し、支援を行いたいと考えてございます。

特に、認定農業者につきましては、積極的に農地の利用集積を図り、耕作放棄地の防止、担い手の育成支援を図りたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 先ほど村長の意見にもありました。なおかつ今の答弁にあったんですが、私が農業に従事していないせいなのか、余計、客観的に見られるせいかわかりませんが、なかなかそのところが具体的な展開に結びついていないような気がします。よって、先ほど課長が答弁いただいた内容を精査していただいて、具体的な展開を図るべく施策・方策を協力して立てていただきたいというふうに思います。

その関連してですが、榛東村における耕作放棄地の現状と、それから推移、これを教えてください。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 耕作放棄地の現状、耕作放棄地対策ということでございます。

耕作放棄地につきましては、過去1年以上、作付をせず、ここ数年の間にも再び作付をする意思のない農地のことでございます。

本村の耕作放棄地の状況でございますけれども、年々増加傾向にございます。5年前と比較いたしますと、耕作放棄地の面積は約6.5ヘクタールから14.8ヘクタールと、約5年間で2.2倍の伸びという形になってございます。

本村の耕作放棄地を減少させるためにということでございますけれども、担い手となる農業者の方

への農地の集積をしていくことが必要であると、そのように考えてございます。そのために県農業公社による中間管理事業などを有効に活用していくために施策を考えていきたいと考えてございます。

また、ほかに耕作放棄地対策といたしまして、農作業の受託を行っております榛東村農業機械利用組合に対しましてトラクターやそのアタッチメント等の貸し出しを行ってございます。耕作放棄地の所有者に対しまして、農業機械利用組合やシルバー人材センターを活用した農地の保全管理を促しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 中間管理機構についてはこの後、別途質問をさせていただきたいと思うんですが、私ども関係者、少し相談をしたり、また、意見を聴取したり、皆さんと相談をしたりした結果、ある程度幾つかの意見が出ましたので、ここで意見かたがた提案させていただきたいと思うんですが、今、耕作放棄地対策として県会議員のほうも努力をしていただく、また、村長も大分働きかけをして努力いただいているというふう聞いておるんですが、上野幹線1級農村道の県道への変更、これが実現することを前提としてのお話で申しわけないんですが、変更になった場合は、あそこに観光バスも通るということからして、ふるさと公園の有効活用ともども、それを含めて、ふるさと公園を中継場所として観光農園とか、それから体験農業などの、このような展開も図ってみたいかどうかというふうにも考えるんですが、これに対してはどのように考えるか教えていただきたいと思えます。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、高田議員がおっしゃっておる、当初言いましたように具体的にどうかということも含めて、今、上野幹線の県道化というものが、これは私は前から申し上げているんですが、具体的に県のほうからも提案も今されております。これについては、1つの榛東村だけじゃなく、はっきりと吉岡町との関連がございまして、これを今、調整しているところでございます。県の場合に、国道もそうですけれども、県道になると、違うところを県道を村道にしてくださいというような問題もありまして、これについて今、調整しているところでございます。これをいかに農業施策に伝えていくかということも一緒に、これはやっていかなきゃならないというところでございます。

これは上野幹線だけじゃなく、これからどうせ質問が後からあると思いますけれども、上毛大橋からの延伸道路の問題、この県道の問題、それらを含めて全体的に村のこととして捉えて、その大型化の問題とか、あるいは伊香保からのそういう観光客とか、そういうものを大いに呼び込めるようなそういう施策、それはもう県道にしていくことも一つの利便として、いいことだというように考えておりますので、それらは本当に十分考えていきたいというように思っております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 前向きな村長の答弁いただきまして、私どもからしますと特に地元として、あそこはふるさと公園、それから、この前も質問させていただきましたそのお風呂についても、ぜひとも活性化を図っていただきたい、また、活性化を図らねばならぬというふうに思っておりますので、ぜひとも推進をお願いしたいというふうに思います。

もう一つ提案なんです、高崎、前橋、渋川近郊各市に募集を出して、管理についてはシルバーのほうに管理を委託してもよろしいかなというふうに思うんですが、農地の分割貸し出しみたいな考え方はないでしょうか。これについて考えがもしありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 分割貸し付けというものについては、一つは市民農園的なことも考えがあるかと思えますけれども、これについて、一部については確かに新井地区とか広馬場地区とかあります。これについて一部返納したというような事例もございまして、これをあの小さいものじゃなく、これからまた高田議員のほうからは質問が先ほどあるというようなことを、中間どうのこうのというのがありましたけれども、榛東の場合にやっぱりこの傾斜地であるんだけれども、小さいものとか本当に勤め人が日曜とかそういうものを利用した、本当にできれば5畝でも1反でも買う、みんなで借りてくれるといいんですけども、そういうこともこれから考えていかなきゃならないというように、耕作放棄地とかそういうものをよく考えると、そういうものをあっせんするようなこともできるような、集積することも大事ですけども、そういう榛東で集積することが本当に難しいような状態もありますので、これは高田議員おっしゃるようなことを考えていかなきゃならないというふうに思います。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 前向きなご回答いただきましてありがとうございます。

もう一つ意見として申し述べて、この項を終わりにしたいんですが、行政とJAが連携指導して、営業をして、食品メーカーとか、それから都市部との契約といいますか連携をとって、これとの契約栽培みたいな形の考え方もあろうかと思うんですが、ある地域においては、これで大分成功している村なり市町村もあるみたいなんですけれども、このような考え方も要は取り入れて、何が言いたいかわかるといいますと、先ほどからいろんなことをごちよごちよ言って申しわけないんですけども、いろんなところに、いろんな考え方、今までの考え方を払拭して新たな考え方をもって展開することによって、何か打破する、脱皮する、いい方向を導くという方向に結びつけていただければと思って、いろんなことを言っているわけですけども、そういうこと、今まで言ったことを含めて、前向きにご検討いただく中でぜひ前進を図るべく努力していただきたいというふうにお願いをいたします。

もう一つ、耕作放棄地の再生利用緊急対策交付金というのがあるらしいんですが、これを見ますと、この交付金については、交付金と似たような趣旨の補助金を各自治体で個別に用意しているケースがあるというところがあるんですけども、これに対して榛東村の場合、このようなことを展開している実績はあるかどうかお答えいただきます。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金についてでございます。

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の事業主体につきましては、榛東村地域農業再生協議会でございます。荒廃農地を引き受けまして、作物の生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業への参入する法人等が行う再生作業や土壌改良、作付、加工販売の施行、必要な設備の整備等の取り組みを総合的に支援するという事業でございます。

本村におきましては、交付金の使用実績というものはございません。取り組みを希望する方については、事業の実施を支援してまいりたいというような考えでございます。

これにかわるような耕作放棄地対策の補助事業というようなことでございますけれども、県の補助金といたしまして農業地利用集積促進事業、また耕作放棄地再生利用総合対策事業等がございます。こちらのほうは事業をやれるようございましたら、こちらのほうの補助事業のほうを使っていたければというふうに考えてございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 仕組みはあっても、それを活用しなければ何もならないというふうに思うんです。

何か私の認識が違うのかもしれないんですけども、仕組みがあってもそれを知らしめる手段といえますか、これがちょっと足りないのではないかというふうに思います。有効に活用できる仕組みがあるのであれば、これを有効に活用できる、それには村民に知らしめるという努力を、今でもしているといえば、それまでなんですけれども、今以上にしていきたいというようにお願いをしておきます。

次に移ります。

請負農業者ということに表現をしたんですが、現在、田んぼ、畑ももちろんそうですけれども、耕作者がますます減ってきた、また耕作する人がいない、また、いないから、そうはいつでも耕作をお願いしたいんだけど、どういうふうに頼んでいいのか、どこに頼んでいいのか、誰に頼んでいいのかがなかなかわからない等々の村民の声を私も聞いております。

もう一つは、今まで榛東村農作業等受託協議会、これが解散したという話を私も聞きました。そうしますと、この組合がないことに、今ここに頼っていた人たちが今後どこに頼んでいいのかという

ころの悩みもある。また、今まで頼んだ人も、頼まれた人が大分亡くなったり問題があつて、頼まれる人の数も減っているということがあろうかなというふうに思います。

このような状況を踏まえて、村として何か施策なり方策なりを考えているのでしょうか。これをお答えいただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 請負農業者についてでございます。

以前は、高田議員おっしゃったように農協を中心に農作業受託者協議会等の団体があったと聞いております。

現在、本村におきましては、農作業を受託している方のほとんどが個人的な受託作業でございます。組織として活動しているというような形では、榛東村農業機械利用組合のみであると認識をしております。組織につきましては、農協の方や農業の担い手等関係者、また関係機関と連携をいたしまして、今後また検討をしてみたいというようなことで考えてございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 近年、特にその受け手が不足しているという問題も含めて、現在グループなり、先ほど課長の答弁の中にありましたように、個人で受けているところも問題があろうかなというふうに思うんですけれども、何か私を感じるには、そのような施策だけでは足りない、間に合わないんじゃないかなという気がします。

一つは何かと云ったら、イメージで申しわけないんですが、村なら村、または、その村の中の下部組織の中で字単位ぐらいである程度の組織化をして、その組織の中に申し込む、また、そこにお願ひすれば、そこで何とかしてもらえ、何とかしてくれるという組織をつくったらどうかなというふうに思うんですが、これに対してはどう考えますでしょうか。お願いします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 他町村の例とか、大きな会社とか個人的に大きく作業を受託して個人で請け負っておるといような方とか、法人のほうに作業をお願いするといような例もございます。市町村の状況でさまざまなことが考えられます。

榛東村の農地的なもの、農地の広がりとか個人の経営体系とか、そういうものを考えていきますと、非常に難しいところがあるかと思ひます。今後、先ほど申しましたように農協さんや大きな認定農業者の方、それから農業者の担い手の方とまた十分連携いたしまして、検討をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これは何か、みんな関係団体なり関係者、本当に真剣にやらないとまずいかなと私も感じます。

これの対策を立てるということは、結果的には働けるけれども働いていない人、それから、農業をある程度までやって経験して、できるんだけれども、今、手があいている人、この人たちの雇用確保的な位置づけにもつながりますし、またもう一つは、今どこへ頼んでいいかわからない人たちに対する救済にもなるかと、またひいては、それが結果的に耕作放棄地対策ということにもつながってくるだろうというふうに思いますので、これは本気でやっていただきたい。要はJAと農業委員会とも連携をとってぜひ村が主導で、私は具体的に何をしろということではなくて、主導で進める位置づけはやっぱり行政が持っていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 高田議員おっしゃるとおり、私自身も本当にできないので請け負ってもらっているんですけども、本当に今そのところ、どこに頼んでいいか、また、そういう人たちもだんだん高齢化して行って、個人的にお願いしているんですけども、本当にこれからも大変だなと、そのままにしておいたほうが逆にお金的にはかからないというように思っちゃうんですね。そうすると放棄地になってしまう。これについては、議員おっしゃるとおりだというように思っております。これについて、そういうものが組織化できれば本当に一番いいところでございますので、これは本当に農協とよく、あるいは担い手の人たちと、これは相談しなきゃならないし、それを村主導でやれるかどうか本当に一生懸命努力します。私自身も困っておりますので、そういうことはよくやっていきたいというように思っております。本当に前向きな検討をさせてください。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） それでは、これは村長の前向きなご回答をいただきましたので、次に移りたいと思います。

先ほどから一部、話が出ました中間管理機構、これも私もよく存じ上げていなかったんですが、これを機会に少し資料等々調べてみました。なかなか仕組み的には、これ、確かに立派なものだ、いいものだと、私も見て、これが実現できれば確かに対策にはなるかなというふうに思うんですが、ここで感じたことは何かというと、先ほど村長も言われたんですか、榛東の土地柄といいますか土地の形態実態が斜面で、なおかつ耕地自体が狭いと。そうしますと、この狭い耕地をこの中間管理機構の組織に乗っけるということは非常に大変だろうと。中間管理機構というのは要は大きなくくりであって、大きなところを請け負って、そこでやるという話からしたら、榛東の土地柄はなかなか合わないのかなというふうに感じてしまいました。

そうした意味では、今、中間管理機構に榛東村の希望者というのはどのくらい件数を得ているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 昨年のデータでございますけれども、中間管理機構に貸し出しを希望されている方が2名でございます。マッチングということで、貸す人がいて、借りる人がいるというような形でそれぞれ希望が合えばというような話なんですけど、実績的にはゼロという形で、高田議員が先ほどもおっしゃったように、事業自体、中間管理事業というところで県内を通じてでもなかなか難しいところでございまして、なかなか事業のほうは進まないというようなお話を聞いてございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） ここに農地情報ということで、これ、中間管理機構で登録してある土地というのが出ていたのでちょっと参考に見ましたら、広馬場を中心に約10件申請してあったんですね。先ほどから仕組みはあっても、なかなかそれが具体的に展開できなければ何もならないという話をさせていただいているんですが、申請はしてあるんですが、この申請に対して行政としてこれをどう受けとめて、これに対してどういう対応をしているか教えてください。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 先ほど広馬場のほうで10件というようなお話でございましたけれども、今年について最新のデータかと思われまして。中間管理機構のほうで幅広く事業のほう使っていただくというような形でございますけれども、当然貸し付けの申請がございまして、借り受けを希望する方ということで事業のほうは完了するわけなんですけれども、貸し付けがあって、申請があっても、借り手がいないというようなことでございます。

本来であれば隣同士で離れた土地を耕作するよりは、すぐ近くの土地が貸し出しが出れば、すぐ利用ができるというような形で作業のほうも効率的に事が済むというようなことでございますけれども、事業のほうの周知もいろいろ村のほうでは図っているわけなんですけれども、なかなかまだ周知のほう徹底されていないというようなところがございます。

また、農業委員さんを通じまして、年に1回の耕作放棄地の対策調査ということで、耕作放棄地の調査をしていただいているわけございまして、その後、意向調査というものを確認させていただいております。その中で、貸し出しを希望する方というのは積極的に貸し出しをしていただくというような形をとっているわけなんですけれども、最終的には借り手があって、事業のほうは完結するというような形でございます。



また、この事業については、貸し出し期間が10年が1スパンというような事業でございます。この10年で状況が変わるといような考えがある方もいらっしゃると思います。そのようなことで、いろいろそういうことを心配して貸し出しを行わないとかいような方もいらっしゃるようなお話も聞いておりますので、今後、農業委員さんを通じまして、借り受け、それから貸し付けのほうも含めまして事業のほうを進めたいと考えてございます。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、高田議員おっしゃるとおり、ちょっと本当に難しい点もございますけれども、約束します。28年度、重点地区を設定します。それで、村内全域というのはちょっと私にも自信がないんで、今、広馬場の話とか出ましたので、それらを調べてどこの辺にするかというのを私まだ想定ありませんですけれども、重点地区で実習をして、28年度検討します。検討させてください。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） ありがとうございます。

ある地区、ある程度の施策を成功体験みたいなことを得ることによって、それを水平展開して、拡大していく、拡充していくというのもこれもまた一つのやり方であって、余りリスクを背負わないで、なおかつ成功体験が得られるような施策をぜひとも推進していただければありがたいというふうに思います。

もう一つ、それに絡めて、関連してなんですけど、行政と農業委員会、これはJAどこが担当するかは別にしても、農地の集積コーディネート、要はいろんな話がばらばら来たときに、ここに対してはこうだよああだよ、ここをまとめたらどうですか、またここにまとまりましたよ、だからどうですかみたいなそういう形の農地集積コーディネートの機能、これもどこかに持っていただけるとよろしいんじゃないかという私は感じをしておりました。ぜひともそこら辺も先ほどの村長の対応と絡めて、各考慮していただければありがたいというふうに思います。

じゃ、次に移らせていただきまして、農業用の免税軽油について少し考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

これも先ほどの中間管理機構と同じです。せっかくの機能があるんですが、せっかくの機能がある割には、ちょっと何人かの人に私もご意見を拝聴したんですが、もういいチラシもできていますし、いいなというふうに思うんですけども、これを見てまた感じたのが、これを展開する、これを活用する場合の免税軽油使用の流れというのを、ちょっとフローで自分なりに勉強かたがたつくってみました。そうしますと、工程が6工程ぐらいあって、申請書の書類だけで11枚あるんですね。申請書だけです。写真つけるとか、こういう証明書をつけるとか何かというのがあって、そうしますとよほど大きな補助でもない限り、これだけの申請書を出してつくって、正直言いますと、これ、面倒く

さい。こんなに面倒くさいことまでして少しばかりの軽油の補助は要らないということを出していないような村民、農民がいるのではないかというふうな私は感じを受けました。

よって、このような活用状況というんですか、これは行政として把握しているのであればお教えいただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 農業用免税軽油の利用についてということでございます。

先に軽油の取引税ということで、この税金のことでございますけれども、軽自動車や乗用車などの燃料にあるガソリンに揮発油税がかかるように、トラック、ダンプカーなどの燃料である軽油にもかかるものでございます。こちらの農業用の機械に軽油のほうを使うわけなんですけれども、その分を都道府県のほうで燃料に係る税金ということで、都道府県の課税する県税というものでございます。

農業用の免税軽油でございますけれども、農作業において農業用機械に使用する軽油について一定の手続を行うことにより軽油取引税が免税される制度というものでございます。手続につきましては、県税事務所で行うこととなります。村でも農業用免税軽油の普及を促進するため、認定農業者の方々や農業委員会等を通じましてパンフレットの配布や広報紙での周知を行っております。

使用実績でございますけれども、県税のほうの免除ということで、村のほうでは何人の方が過去に申請されているかというところは実際つかめてございません。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） こう言ったら何か甘ったれるなというご批判が出るかとも思うんですけれども、私がお願いしたいのは、このせつかくいい制度ですから、ぜひとも農業に従事している方には有効に使っていただきたい、使うべきだろうと。

使うにはということを考えてときに、これまた行政に甘える話になろうかと思うんですけれども、要は確定申告における税務課の対応だとか、なかなか行政の対応がいいというお褒めの言葉を私が言いたいのがゆえに今そのようなデータを出したんですけれども、もう一つあとパスポートの申請です。これも非常に行政が対応している内容としては私は非常にありがたいし、村民も助かっているというふうに感じているわけです。これまた、それと同じとまでは言わないまでも、何かこれなりの申請、これを全部自分たちのものだから自分たちでやりなさいよという、先ほどの課長の答弁ですけれども、こういう仕組みがありますよだけじゃなくて、こういう仕組みがあること、この仕組みを有効に活用してくださいプラス、なおかつ一番究極の甘えはこれを代行していただきたい。要は、名前とうちの畑は幾つだよと、これだけあるんだけど、こういうふうに使いたいんだよというぐらいのことを言ったら、これを書類はパターン化しておいて、それを代行していただいて、一括申請するような形まで行政でフォローできたら非常にありがたい仕組みかなとも思うんですけれども、甘えですかね。

そこまでできないでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 高田議員おっしゃるとおり、これは昔からこの免税軽油使用の発行については難しい。それに引きかえて、たしか今でいうと免税軽油になるとリッター当たり30何円ですか。軽油取引税は今幾らですか、県税なのでちょっとよく、完全な数字が違ったらすみません。それに対する見返りとして、その書類とかそういうのは余りにも厳し過ぎて、多過ぎて、これについてはどうしても二の足を踏んでしまうというのが現実です。

これについて高田議員は、これは村で代行してやったらどうかという話がありましたけれども、その前に私はもう、県でやっているこれ自体が、もういろいろなものをこの機械で何時間やるとか、その後の報告とかそういうものが余りにも多過ぎる、そのほうが問題じゃないか。もっと一般の人ができる、もっとそれを年間使ったって幾らでもないところを変な不正軽油を使うわけじゃないんですから、もっとそれは県のほうで考えるべきだと。これは県のほうに言っていったほうが私はいいんじゃないかなというふうに今、聞きながら思いましたので、そちらのほうを改正するように、これからいろいろなところでやっていきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） また村長のほうからもチャンスを見て、県への働きかけをぜひともお願いしたいというふうに思います。

農業関係の最後に、認定農業者のところのこの文書を見ますと、認定農業者は国や県、市町村などからさまざまな支援が受けられるというふうに明記されているんですが、これ具体的な認定農業者に対する行政としての支援はどのようなことをやっているんだか教えてください。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 認定農業者のメリットでございます。

認定農業者向けの有利な制度資金を利用することができるほか、税制の優遇措置、各種補助金を受けることができます。県の補助金につきましては、「野菜王国・ぐんま」総合対策事業、「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業等の機械設備等整備事業や農用地利用集積促進事業など、コスト縮減や規模拡大を図る認定農業者が補助金を受けられるということになってございます。

また、本年度から経営所得安定対策補助金につきましても認定農業者であることが条件になっておりまして、県においても認定農業者への加入を一層促進しているところでございます。

村の補助金でございますけれども、本村では認定農業者向けの補助金交付制度を創設いたしました。耕作放棄地の解消やコスト縮減、売り上げの向上に取り組む農業者に対しまして、補助金でございま

す30万円を上限といたしまして農業用機械の購入の支援をしてございます。昨年度におきましては3件の補助実績がございました。本年度につきましては2件の実績がございます。今後につきましても周知徹底を図りまして、農業活性化のために利用促進を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 時間が少なくなってきました、少しはしょらせていただきます。

最後に、この認定農業者についてのお願いなんです、現在、補助が年1回ということなんです、これは年2回にはならないかどうか教えていただきたいと思うんですが。

〔「2回にならないのかと、1回は」「年1回というのは」の声あり〕

○議長（金井佐則君） もう1回。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 1回使ってしまえば終わりということなんですけれども、これも2回にならないかということです。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 補助金の関係でございます。

こちら村の補助金なんですけれども、補助要綱のほう、もう一度見直しを行いながら、制度のほうをまた見直しを考えてございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） それでは、ちょっと次の項目に移らせていただきます。

ここで区長と、それから区長代理のこの報酬の件を少し取り上げさせてもらいたいと思うんですが、区長の業務というのは、この仕組みを見ますと、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償にかかわる条例ということで定められています。

これをもとに、区長業務とは何ぞやということなんですけれども、区長は周知事項の伝達・連絡、調査、諸報告書の配布・取りまとめ、通知書の送達などということで明記されているんですが、実は区長というのは、実際に私も経験してみて、この文書どおりのこと以外のことが物すごく多いように感じます。そこまでやることのよしあしは別にしても、区長というのは区の代表者であり、区民というのは区長に対して頼らざるを得ないという状況からしたら、やむを得ないのかなというふうに思うんですが、ここに私なりに自分が1年間の区長としてやったときの実績件数をちょっと見本にあらわしてみました。

これからしますと、区の関係、要は会議、行事とか調査、対応、書類配布・提出、またはもっと言

えがお悔やみも含めて、それから区民の言われたことに対応する内容が全体の267件の中の205件、約76%が区民の要求、区民に対する対応ということで件数を出してみました。それから、村関係、要は会議とか行事とか区長会の会議、これが267件中47件で18%、それから、字関係、これも字としての会議なり行事等々が15件で6%ということで、これは私のデータなんですけれども、このような件数、要は年間267件ほどの対応をしている区長のこの規定にのっとってこの報酬金額、これが妥当かどうかということで、若干区長の報酬が少ないのではないかというふうに私自身が感じています。これは別に、区長というのは区民のためボランティア精神にのっとってやっているわけですから、報酬が低いとかなんとかという区長は誰もいないと思うんですけれども、私なりの感覚として低いのではないかと。または区長代理においては、年間の金額としては非常に少な過ぎるというふうに感じているんですが、この報酬の見直しという考え方はないかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 高田議員さんのお話を聞きまして私も驚いたところなんですけれども、かなりの率で区にかかわるもの、あるいは村にかかわるものということで、大変ご苦勞をいただいていることに対しまして感謝申し上げたいと思います。

いずれにしても、この区長といいますと、区の行政、それから村関係を含めて、全体を仕切っている大変な業務をこなしていただいているということでございます。

一方、これ、端的に申し上げますと、これが報酬の部分で考えていくということになりますと、これは税ということになります。税が出ていくといいますと、区長の設置に対する規則を見ていきますと、「区長は、当該区民の住民が推せんした者」を選ぶというような前提条件があるというのは非常に特異な性格を持ったものでございます。そういったことを考えていきますと、区のその実情、例えば区民の多さとか班の多さとか、いずれを含めた中で、それが労働の中でいって、お金の換算するというのは非常に難しい部分がございます。例えば吉岡町なんかで言いますと、自治会組織みたいな形で全く人数を少なくして組織を固めていくという方法もありますので、この辺については慎重かつ、やはり地域の実情において少し時間をかけながら精査し、検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これは誤解していただいているんですけども、これは今の区長にしる何にしる、誰もそんなことを私に言ってきた者は誰もいない。そういうことを思っている区長は誰もいないわけなんです。だけれども、私が感ずるにもう少し配慮する、もう少し報酬で見返りをつけてやったほうがよろしいのではないかとこの気がしましたので、あえてここで取り上げさせていただきました。

いろんな条件なり、いろんな関係、または他の市町村との兼ね合い等々、もろもろあるかと思えますので、そこら辺はそれを踏まえた中で前向きに善処していただければというふうに思います。

それでは、もう一つお伺いしたいんですが、これは防災無線に対してちょっとお伺いしたいんですが、放送時、要は特に外部だと思うんですけども、非常に雑音が多い場所、それから室内においても雑音が物すごく多い、うちの孫なんか何かお化けが来たという話をするぐらい怖い音があるということぐらいですので、これを何か対策は立てられないものなのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 屋外塔でございますけれども、現在37局ということで設置されているわけでございます。これは端的に申し上げますと、波のぶつかり合いで起きてしまうということなので、当初設定したとき、これ、防衛事業でやっているわけですが、そういうものを想定しない中でやっているわけですが、はっきり申し上げましてこれが機能的な限界というんですか、直すということになりますと、そういった波の習性とかいろいろ複雑なものがございまして、やり方としますと、放送を地区別に分けてということも考えられるんですけども、それをしますと、この防災無線の設置目的としましては防災ということで、緊急時の対応ということが一番の主眼にあるわけですので、そういったことを考えますと非常に、機能を抜本から変えない限り、これを変えられないという実情があります。

一方で、この間12区と、それから2区の防災訓練をやりまして、非常にこの防災無線が役に立っているということがわかってきましたので、この防災無線で全てのものを網羅していくということではなくて、やはり2次的な中でこれを活用していくということが現状なのかなというような形で考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 課長の答弁の中で、外部のスピーカー等々のほうについては、ハウリングを起こしたり聞きにくいという問題については逐一調査をして対応しているということでしょうか、それについては今後もお願いしたいというふうに思います。

この防災無線という名称、またはこの表記の仕方はどうかなというふうに思いますが、これは補助金の問題とかもろもろがあつて、やむを得ないでしょうけれども。

けれどもなんですが、防災無線といいますと私なんか昔の有線のイメージがあるんです。今の防災というのが防災に関係することのみ、お悔やみはやっと何かおまけにやっているような感じがしないでもないんですが、何か私は、これもまたわがままでと言われるかもしれませんが、各戸に室内に入っている人も、購入した人は入っておるんですが、購入しない人は入っていないわけですね、そういう人たちに対する村としての情報伝達なり緊急連絡というものが、じゃ、外部のスピーカーだけで網

羅できるのかということからすれば、そうでもない面もあるだろうと。村が少し負担するのか、または幾らか村民の皆さんから徴収するかは別としても、何か防災無線ということだけではなくて、活用方法を、要は村民に対する伝達手段として、伝達のツールとして何か活用するような考え方を検討していただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これについては、先ほど申し上げましたけれども、もう条例の中でこの設置と管理ということで、第一義的には先ほど申し上げた防災ということが主なものです。その第4号の何か前後に掲げるものか、村長が必要と認めたという事項に当てはまるのかなと、おっしゃっていることかと思うんですけれども、実はこれ実際に現場で事務をしていきますと、防災無線では防災以外のものを流しますと非常に苦情がある場合がございます。そういった形で、なぜ今のを流したのと、あるいは例えばその葬式等の流れも含めましてありますので、非常に住民も多様化しておりますので、そういった中で第一義的にはやはり防災ということの主眼において進めていくしかないのかなと思っておりますので、今後できる限りこの第4号に沿うような形でもやりたいと思いますけれども、ぜひご理解を願いたいと思います。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） いろんな問題があるかというふうに思いますので、そこら辺を全体を網羅してよりよい方向につなげていただければと思いますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 以上で、1番高田清一君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩します。10時50分より再開いたします。

午前10時26分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開します。

休憩に引き続き、一般質問を行います。

質問順位2番 杉井保夫君の質問を許可いたします。

3番 杉井保夫君。

〔3番 杉井保夫君登壇〕

○3番（杉井保夫君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

自衛隊出身議員の杉井でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

1週間前の朝6時10分にウォーキングをしておったら、犬にかまれまして、榛東村もまだ安全では

ないんだと。ただ、私だけならいいんですけれども、ちょうど通学路に入っていましたので、飼い主さんと警察のほうに届けさせていただいて、犬の管理については警察のほうも村内の皆さんに通知をしていただきたいというような話をさせていただきました。

さて、2年前の大雪、今回はさほどではありませんでしたけれども、1月18日未明から、そして1月20日に雪がまた榛東村も降りました。そういう中で農家の方々、村民の方々が被害を受けられました方には心からお悔やみを申し上げたいとともに、2年前の雪災害、この教訓が本当に生かされていたのかなという自分自身に問いかける毎日でございました。

あと、外で結構、私、話、挨拶をしてくれと言われるんですけども、昨年、平和安全法制、これが制定をされまして、これを含んで話をしてくれとか言われることが多くなりました。

それと、村内においては、しっかり村政チェックしてくれよなど、こういう話も多く伺います。

しかしながら、私は議員になってから一貫して考えは変わっていません。榛東村のため、村民のため、いいものであればどんどんアクセルを踏んでいく、マイナス、これを村民に与えるものであればこれはブレーキをかけていくと、こういう一貫した考えは変わっておりませんので、引き続きこの方向で頑張っていきたいと思っています。

本日については大きく2つ。1つについては安全・安心なむらづくり。2つ目については防災について。この2点を通告に従いまして、議席に戻って質問を継続させていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 初めに、高齢者等に対する生活用品の購入支援ということで通告をいたしました。

これは、高齢者の方、ひとり暮らしの方、障害をお持ちの方、もうご自分で運転をなさらない方等々が生活用品を買う場合についてはどうするんだと。これは区の名称は避けさせていただきますけれども、ある区においては、もう子供たちは独立をされて、前橋、吉岡町に家を建てられて、そしてご夫婦二人で、旦那さんが亡くなられた方もおるでしょう、奥さんが亡くなられた方もおるでしょう、そういう中でやはり隣の人に生活用品を頼む、これを買ってきてお願い、毎回毎回頭を下げてお願いをする、こういう方がいらっしゃるんです。そういう中で、その区には実は生活用品等、野菜等を含めまして販売店があったんです。ただ、もう数年前から撤退されて、今の状況で隣の方とか皆さんにお願いをして生活必需品を買ってきていただくという形をとっておるそうでございます。

そういう中で、村としてこういうものを全然掌握していないのかと思ひまして、いろいろ調べさせていただきました。商工会議所へ行ったり、そうしたらやっぱりさすが榛東村だと思ひました。あるんですよ。ここに「しんとう便利屋電話帳」というのがあるんです。これは平成25年に県から補助金が出て、それに基づいて、榛東村社会福祉協議会、榛東村商工会、これでこれをつくっておるんです。そういう中で、それじゃ、これを利用すればいいじゃないかと。もう一つあるんです、福祉タクシー。



これを活用すれば何とかなるんじゃないかという方がいらっしゃるんです。

ただ、その区の区長、その区の区民の皆さん、やはり不満を言われるんです。ということは、何かをしてやらなきゃいけないんだと、こう私は思っているんです。

そういう中で、区長さんは新しくできたフレッセイさんに行って、何とか移動販売所をその区によこしていただけないかなとお願いをしたそうです。ところが、うちも商売ですからねと断られたそうです。私はそれを聞いたときに、村として補助金をJAでもフレッセイさんでもどこでもいいんです。もうそういう人口がだんだん少なくなっている区もあるんです。それを助けるためには移動式販売車、例えば名称を言わせていただければ「しんとうちゃん」とか名づけて、そういうJAとか企業に補助金を出して来ていただく、そういう考えを、課長お持ちですかね、ありますか。

○議長（金井佐則君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） ただいま移動販売のご質問でございますが、参考の例としてお伝えしておきますと、うちのほうでちょっと打ち合わせした後にいろいろリサーチしたところ、しんとう便利電話帳、この中には宅配する小売店さんもあります。それと20区では吉岡町と接しておりますので、吉岡町の陣場にある小売店さんが週に1回ほど20区地内の二、三カ所を移動販売車で販売しているという情報を入手しております。現行のところでは、それらを活用していただければよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 榎井保夫君発言〕

○3番（榎井保夫君） こういうものというのは、他人目線で見ちゃだめなんです。その人たちになつたつもりで考えないと、基本的には。これが欲しい、あれが欲しい、あれも欲しいんだという中で、ここで人に頼むというのは、ここを遠慮するんです。ストレスがたまるんですよ、ここに。

だから、この辺を深く考えていただかないと私はいけないと思うんです。今後、榛東村の中には、こういうある区と同じような団地とかいろいろ出てくると思いますよ。それをやはり今から真剣に考えておかないと私はいけないと思いますけれども、村長、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） PRとかそういうものが確かに不足しているというような面もございます。

しかし、これはたしか大分前に榎井さんとの、これはどこでやったのか私も覚えているんですけども、こういうものを榛東もいろいろ考えたらどうかというような、たしかしたような覚えがあるんですけども、そのときにもう少し待ってくれという話も、たしかしましたよね。そのときには、私も商工会のちょうど役員が私とも相談とかそういうものがあって、商工会でも立ち上がらなくては大

めだと。フレッセイとかそういう問題があつて、いろいろ出てくるときに、小売のほうも我々も立ち上がりましょうというような話は聞いておりましたので、それはもう少し待ってくれというような話になったと思うんですけれども。

先ほど榊井議員もおっしゃるとおりJAの問題とか、あるいは、たしか来ていますよというような話だと思うんですけれども、これについての逆にPRはこれからしていかなきゃならない。それに対して、補助とかそういうあれより、逆にそういうものが小売店を含めて榛東もやっているということが本当に足りなかったというように思います。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 榊井保夫君発言〕

○3番（榊井保夫君） 前回、村長ともそんな話をしたこともあるんですけれども、やはりその区だけではなくて、ほかにもやっぱりいろいろ声が聞こえてきますので、やはり真剣にその辺も含めて検討していただきたいと、このように思います。

それでは、2点目の子供の安全対策ということに入ります。

雪のこの子供たちの通学路云々については後ほど防災のところで話させていただきます。

まず最初に、村長の公約であります防犯灯、防犯カメラの設置状況、これについて、総務課長。

○議長（金井佐則君） 新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 初めに、防犯カメラでございますけれども、27年度末で35基の設置を予定しております。これに加えまして、渋川警察署の生活安全課のほうから5基のカメラをとということで設置をいただきまして、合計、年度末には40基が設置されるという形になっております。

それから、防犯灯につきましては、これまで踏襲してきました新設は非常に少ないんですけれども、そういった中で、各区長、あるいはそういった要望の中で設置をしているというのが実情でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 榊井保夫君発言〕

○3番（榊井保夫君） 防犯灯については、先ほど来、村長がLED化とかいろいろ言われています。そういう方向でお願いしたい。

それと個人的に、このふれあい館の下の道路、ここについては中学生がグラウンドに行った帰りに近道で通る道路なんです。そこにはぜひとも防犯灯設置をしていただきたい。区長云々の要望とは別に、私の個人的な意見ですのでよろしくお願いをしたい。

それと防犯カメラ。防犯カメラについては、設置して子供たちやお年寄りやいろいろ守る、これはわかります。それ以外に、前橋から榛東側に入るところ、渋川から入るところ、高崎から入るところ、伊香保から来るところ、こういうところには私は、「榛東村は防犯カメラを設置しています」、こん

なような看板をつけていただきたいんです。理由はこういう意味ですよ、防犯カメラを設置している村だなど、もうこれで防御策になるんです。その辺を深く、立派なやつをつけろと言っていないんです、車で運転してきた方たちが榛東村は設置してあるぞと、こういうものをつけていただきたいと思えますけれども、課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） この看板の関係なんですけれども、まず最初に、現状のこし計画している看板につきましては、こちらにお持ちしたんですけれども、横が210ミリ、それから縦が420ミリ、こういったものが各単体につくような形で計画はしております。

それから、柁井議員おっしゃるように、要するに幹線道路から入る村の入り口、これについては、防犯カメラは通常でいけば一方方向なんですけれども、双方向で見られるような形の防犯カメラを設置しております。これがこれです。

それから、看板でございますけれども、これ、村道だけであればいろいろできるんですけれども、県の関係がございますので、県の土木との占用の関係、あるいは設置箇所等がございます、これも警察との調整も入るかと思うんですけれども、そういった部分がクリアしなくちゃということで、抑止という観点からいきますと非常にいいご意見だと思っておりますので、それについては具体的に県だとかを含めて今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 柁井保夫君発言〕

○3番（柁井保夫君） やはり、県との調整もいろいろあるでしょうけれども、その辺も含めまして絶対防犯力は強まりますので、その辺はよろしく願いをしたいと思えます。

2点目が、実は、焼肉なるみの下の道路なんですけれども、小学生が雨の日にあそこを登校する、何人か来たらしいんです。そうしたら、ちょうど黄色い傘を差している人が2人、ほかは赤、白、黒、透明、こういう傘を差していたそうです。それで、柁井議員、俺、ひっかけそうになったよと、こう言われた方がいらっしゃるんです。それで、この黄色い傘については小学校に上がるときに交通安全協会、こういうものが配られているというのは承知しているんですけれども、今の実情はどうなっていますか。

○議長（金井佐則君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 黄色い傘は今、柁井議員がおっしゃっているように、新1年生については交通安全協会、それからランドセルカバーについてはJAのほうで、交通安全上非常に有効だということで配られているわけですが、実情につきましては、黄色い傘が目立っていいんでしょうけれども、低学年のうちぐらいかなと。高学年に至っては黄色い傘はもう小さくなっちゃいますし、壊れた

りしたので使っていないのが実情です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） 黄色い傘は基本的には1個。南小は2個持っているという情報を得ているんですけども。この違いは何ですか、学校教育課長。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 南小学校では、PTAのほうの予算で1本では足りないだろうと、予備的に予算を講じている。北小学校はそういう措置を講じていないということです。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） その傘というのは、家にあるんですか、学校にあるんですか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 多分、両小学校で若干違う部分はあると思いますけれども、南小については、そういうふうに配慮いただいているので置き傘として使っているだろうと。それから、北小学校のほうにつきましては、配られた傘については登校で使うんですが、幾つか予備があるので、例えば置き傘で用意はしてあるんですけども、それで対応しているという状況です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） 子供たちだからチャンバラして壊す人だっているんです。ただ、現村長は子ども・子育て、安全・安心、これを相当言われておりますので、やっぱりこの黄色い傘は私は大事だと思うんですよ。村長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） やっぱり車だけじゃなく、いろいろなものに存在感を示すためにも黄色いものが何か目立ちやすいと、それで世間的にも交通安全とかそういうものについては黄色いものが普及しておりますので、これについては本当に重要だというように考えております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 南小はPTAが1個買ってきて2個、北小は1個だけ。これもやっぱりおかしいと思うんですね。その辺も含めまして、もしそのPTAにお願いをして南小は買ってあるんだら、いつの時代か村が担当してやって2個持たす、家と学校に1個ずつ置いておくというような、今後検討をしていただきたいと思いますけれども、教育長。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 議員のおっしゃるとおりです。片方はPTAで、片方はなしということでは、保護者の負担という面で不平等になりますので、この点については検討させていただきたいと思います。

そして、本来であれば全児童が黄色い傘と、これを使えばこれは理想なんですが、一つは課題としては予算組みに毎年非常にお金がかかるということ、それから、もう一つは、私が思うに、交通安全の規則を守るというのは大事なことなんです、自分の身は自分で守ると、そういう指導も片方で大事だろうと。これは交通安全以外でも不審者の対応であるとか地震であるとか、全てに通じる危機管理の基本と、そういう面がございますので、そこについてはまた学校も努力をしていますけれども、教育委員会としてさらにそういう手だてを講じるようにというふうには指示をしておきたい。

1年生の傘については検討させていただくと。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） よろしくお願いをいたします。

この書面にはないんですけども、私は通告の説明をするときに、課長にはこれも言わせていただくと言ってあります。

実は、村民の方から、私元自ですので、自衛隊が危ないよと、夜、迷彩服で歩いていると、何回ひっかけようになったかわからないと、こう言われるんです。それなので、今、現時点で何か自衛隊に対してやられている処置、あったら言ってください。

○議長（金井佐則君） 松井議員、これは通告してあるんだな。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 言ってあります。

○議長（金井佐則君） 清村基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今のところ自衛隊に対して要望等行っているということはありません。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） これは相当の村民、職員の方々も私に言ってきます。ひいちゃうぞと。いや、ひかれたら困るんです。そういう中で、こういうものがあると、こういうものを、これは村として買って自衛隊に与えるのか、自衛隊にこういうのをつけろと言うのか、これはお任せをいたします。ただ、これをつけさせないと、いつの日か自衛隊員をひいてしまう人が出てきます、村民の中で。だから、この辺、注意してください。よろしくお願いをいたします。

続きまして、ふるさと納税について質問をします。

現在、平成27年度も終わろうとしています。ふるさと納税の状況はどうか、課長。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 平成27年度のふるさと納税の状況でございます。

ふるさと納税の平成27年4月から12月までの9カ月間の寄附実績でございますけれども、合計で2万5,740件、金額で2億6,543万円の寄附がございました。

特にふるさと納税制度が広く知れ渡ったことによりまして、年末の寄附の件数につきましては大幅に伸びておりまして、12月の寄附件数は5,615件、寄付金額で9,497万3,000円がございました。順調に推移しているところと判断してございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 2億6,000万、すごいですね。

そういう中で、若干、これ、うわさですから、そんなことはありませんならありませんで結構です。米がお礼品として余り使われていないとか、希望者がいないという話を聞くんですけども、これ、課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 米のお話でございます。

平成27年度の米の状況でございますけれども、約30トンの米をお預かりいたしました。1月末現在におきまして、ふるさと納税でまだ未発送の米が約19トン、30キロの袋で約640袋です、在庫ということになってございます。

こちらの要因として考えられるものが、まず一つとして、ふるさと納税で榛東村の米の希望者が少なくなったということで、こちらにつきましては、ほぼ全自治体でふるさと納税を扱うようになったと、また同様に地域の米を返礼品として扱う自治体も急激に増加したということで、寄附者の選択肢が広がったということで、希望者が減少してしまったということが一つ考えられます。

また、平成27年度の米の受け入れでございますけれども、出口というんですか、必要量の計画検証

のないまま、米の受け入れを行ってしまったということで現在、在庫が生じてしまっているという状況でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） そういう中で、今後やはり一年一年、私は検証しなかったところに問題がある、精査しなかったところに問題があると思っています。なぜかという、お米というのは食べておいしい、また、ふるさと納税してお米を返礼品としていただこうと、こういうものの考え方なんです。ところが、川場村の雪ほたかがおいしかったら、そっちをお願いしちゃうんです。こうなるんです。

そういう中で、やはり前年度こうだったから、これはいけるぞと、これはだめなんです。要はネーミングと言われる方もいらっしゃいます。私は個人的には違うと思います。米のおいしい、これだと思ふんです。今後、要はこういうことが起きてくるわけですよ。毎年同じように8,000円で買ってやる、村が約400万ぐらい損しても、村ですよ。生産者は8,000円で買ってくれるから、生産はどんどん、生産者には村で買いますよ、こういう方向で今後も行く。課長、これでいいんですか。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 平成28年度の米の取り扱いでございます。

平成28年度につきましては、当然、今年度の米の取り扱い実績、また社会情勢等、熟慮いたしまして、米の受け入れ量の調整を図っていくことが必要であると、そのように考えてございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 今年度というか、お米のその余った云々を含めまして精査をしていただいて、次の年度に反映をさせる、こういう方向でやっていただきたいと思ふんです。

そういう中で、私は今後、変えていただきたいことが1つあります。

お米というのは「さとふる」さんを通っていない。ほかの野菜から何からみんな通っている。なぜ通らないかという、商品になっていないから。精米が終わって袋に入っていないから、「さとふる」さんは扱っていないんです。私は今後、生産者の方に精米して袋詰めして、精米する金と袋の金は村で用意しましょう、それで出していただいて、商品化して「さとふる」さんにさばいていただく、こんなようなやり方もいっぱいあると思ふんです。

ですから、今回をいい機会として、いろいろ精査、検討してみて、それで毎年毎年精査して検討しなきゃだめなんです、こういうものは。中之条町で金券を配ったら、これがインターネットで販売されているんです、全部。だけれども、中之条町にとっては全然問題ない。中之条町がインターネットで配られたって、売られたって、中之条町に来てもらえるんですから。だけれども、このふるさと納

税はいろいろ変わってきていますから、その辺もやっぱり情報をどんどん入れながら、榛東村は榛東村なりに検討していかなきゃいけないと私は思うんですけれども、課長はどうか。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） ふるさと納税の今後の扱いなんですけれども、米の扱いです。

ふるさと納税で米を扱うということは榛東村の農業の活性化に十分寄与するものと考えてございます。杓井議員もおっしゃりましたように、今後も最善策を検討しながら事業実施の展開を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杓井保夫君発言〕

○3番（杓井保夫君） いろいろ私は言いますが、このふるさと納税、先ほど課長が言われた2億6,000万強のふるさと納税があったということは、榛東村にとってはすばらしいことだと私は思っていますよ。だから、この辺をもっとよくするために、もっともついろいろ考えながら進めていっていただきたいと、このように思います。

それと、このふるさと納税については、やはり村民の方、いろいろ私に言われる方いらっしゃいます。ネーミングが悪いから米が売れないんだとか、やっぱり言われます。私は食べるほうとしたら、いろいろふるさと納税で納税して、どこからもお米が、岩手からも来る、新潟からも、やってみて、やっぱりそっちのほうがおいしいから、榛東の米は今回はお願いしていないという方のほうがやっぱり多いと思うんです。その辺も検討の中身、考え方をに入れていただいてやっていただきたいと、このように思います。

続きまして、次の4項目に入ります。

住民説明会をという話をさせていただきます。

私は大きな政策の転換、それとか、ある大きな事案に対する村としての説明、こういうものは住民説明会を開いて実施すべきだと思うんです。このやり方については、村のいろいろな担当者が考えられるんでしょうけれども、新井地区、広馬場地区、長岡地区、いろいろあろうかと思うんです。山子田地区、こういうやり方もあるし、一緒くたに全部集まっていたらやるやり方もあるんですね。だから、要はやっぱり大きなものを政策転換等するときには、住民説明会が絶対必要だと思うんですけれども。村長、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これまでについても、総合計画とかそういうものにおいては住民説明会、ご意見等を賜る機会を設けてまいりました。しかし、残念ながら今、杓井議員がおっしゃるような会合等が実際はなされていなかったということが現状でございます。これについても深く、私を含めて、



おわびを申し上げたいというように思います。今、松井議員がおっしゃるとおり、我々もそれらを踏まえて、これからどの場面とか、それとどういう人とか地区をやるかとか、そういうものも含めて検討しながら、ご意見を拝聴しながらやっていきたいというように考えています。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 第6次総合計画をつくるときに、各地域でいろいろ集まっていたいて、それでいろいろな意見を聞きながら、この第6次総合計画アンケートを含めて作成の主としておるんですけれども、そういうときにやっぱり来られる方が少ないというのは事実。ただし、少ないからどうせ、どうせはだめなんです。これがだんだん広がっていくんです。そういう意味で、先ほど村長言われましたように、今後検討していただきたいと、このように思います。

最後になりましたけれども、防災について。

1月18日に未明からずっと降って、前橋は20センチ、うちの家のところをはかたら27センチありました。20日のやつはみぞれっぽくて、余り積もっていませんでした。ただし、私は常々思っているのが、本当に2年前の教訓が生かされているのか、こういう話なんです。

これ、上毛新聞なんですけれども、2月14日に出ています。要は、想定外をなくすために、もう2年前の雪の教訓が生かされていて本当によかったと書いてあるんです、除雪云々含めてと。本当にそうだったのかなと思うんですけれども、ただ、榛東村も夜中にローダーが走って、もう除雪しているんですね。この辺を含めると、やっぱり教訓生かされたのかなと、こう思ったんですけれども、総務課長、生かされていますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、若干ずれますけれども、当日の2日間で大雪降りまして、上毛新聞の記事をちょっと見直してみましたら、18日が県内全域で大雪ということで前橋市で20センチと、17人搬送、交通が乱れるというような形の記事で、そして、1月の観測史上では5番目となる20センチを超える積雪だったというような形でありました。それから、20日につきましては、さらに165人ですか、重軽傷、そしてスリップ事故が300件ということで、これについても大雪が予想された中、今回は南部での大雪の予報はなかったというようなことで、やっぱり予報が若干ずれたということもあるかと思うんですけれども。

そんな中、村の対応を申し上げますと、まず18日の関係について限定して申し上げます。これについては、1月17日の日曜日午後6時ですか、村長、それから議会、議長を含め、総務産業建設常任委員会正副委員長、それから建設業界の協力としまして、事前に建設業界に対して準備するようというような指示を全部流しました。それで、これについては予算上のいろいろな話がありますけれども、第一義的にはとにかく業者さんのほうがいろいろプロ的な中で判断は確かでしょうから、ぜひそ

った形の中で動いていただきたいという指示を17日のうちに出しております。

そして、1月18日に雪は降っているわけですが、6時に村の水道協会にまず除雪を依頼すると。既に建設業界については、このときに作業員の方を動員しまして、出動する準備ができているということでございました。6時半になりまして、小・中学校、幼稚園の休園が決定された。そして、同時刻に情報を小・中学校の関係者にメールで配信しております。そして、8時に、栢井議員が日ごろおっしゃっている自衛隊の協力を要請いたしました。その中で8時27分になりまして、榛東村の雪害対策本部を設置しております。この雪害対策本部につきましては、本来でいけば警戒本部からということで上位に上げていくわけですが、一気に40センチ以上で、100センチ以上でありますと本部にはならないんですけれども、それを格上げしまして、村長を本部長とする対策本部を設置したということでございます。そして、8時半にまた議会の関係、それから全課長を招集いたしました。9時45分に相馬原から一報が入りまして、駐屯地から災害以外のものについて要請を受けないというような回答がございました。そして10時7分に安全・安心メールで大雪警報が発令されますと、車の運転及び歩行時の転倒には十分注意してくださいという形で注意喚起を図ったわけでございます。

そして、午後に入りまして1時15分前橋气象台から解除の警報が発令されまして、16時40分に榛東村の雪害対策本部を解散したということで、19日につきましても、幼稚園、それから小学校については2時間おくれということでございました。

そして、栢井議員のおっしゃっている2月の大雪の経験ということでございますけれども、具体的に申し上げますと、まず情報収集、それから指揮命令系統、それから早期態勢の構築をしたということが前日の対応でございました。

それから、具体的には、前橋气象台による大雪警報が発令される前から建設業界とは調整を行って、除雪体制の確認をしたほか、警報発令後は榛東村防災計画にのっとりまして対策本部を設置したということでございます。それから、関係機関であります群馬県危機管理室、それから相馬原駐屯地、渋川広域消防との連携を親密に図りつつ、情報収集に努めて、現場の状況確認を行ったというものでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 結構満足されておるみたいなんですけれども、私はずっと雪が降ってから、いろいろ私自身に問いかけて、考えてみるに、全然納得がいかないです。

理由はこうなんです。村民の声は大きいんです。25日に社会福祉協議会の「見守りネットワークを進めよう」で、このマップをつくってきたんです、私、行って。その中で、いろいろな質問というか、こうやったほうがいいのかというのが出たんです。この中に、日陰の雪が全然だめだとか、PTAの

人にかいてもらったらいじゃないかとか、こういう意見がやっぱり出てきているんです。私はそういうことをいろいろ聞きながら、まず、この対策本部長、村長ですよ、村長が村のこの雪の状況、除雪も含めて、掌握をされていないんだと思うんです。なぜかという、村長にそれなりの情報は出してないんです。それじゃ、対策本部に地図を全部広げて、例えばですよ、あそこの道路はこういう雪、今これ大丈夫ですかというやつを村長にわかるような本部になっていますか、課長。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 村長に全部情報が伝わっているかということだと、それは若干そういう形では伝わらない部分もあるかと思うんですけれども、これについては、全て雪やりますと、かなり12区の方たちにも迷惑をかけているんですけれども、その除雪のやり方とかそういう中で、その方の取り方にもよると思うんです。最大限除雪する機能、あるいは例えば建設業界で持っている重機とか、あるいは歩道をかける体制はあるかとか、そういった部分について見ていきますと、若干というか相当弱い面があるのかなというふうに考えております。

いずれにしても、指揮命令系統の中の村長の中で、やれる範囲内のことはとにかくやっていくと。それが満足いけるかどうかというのは、いろいろ取り方があるかと思うんですけれども。いずれにしても、備えをしてやっていくということが一番重要かと思っておりますけれども、松井議員おっしゃるように、非常に、今言ったようにPTAとかそういう部分の動員もあるんですけれども、これが平日だった場合に動員の関係、それから、前村長のときに各区から農耕用のトラクターに出させていただいて除雪した経緯もありますけれども、一番問題なのが保険、けがだとかそういう場合のときの救済措置がないというようなこともございますので、そういうのも含めて、今後検討する余地があるのかなと考えております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 今持っている、例えば塩カルとか、あと村民の能力とか、こういうのを含めて瞬時に判断をしていただかなきゃならないんですよ。そういうところで、例えばそれじゃ、2年前の教訓で榛東村の塩カルをまく地域はここ、ここと掌握していますか。大雪が降ったときに塩カルはどこにまく。掌握していますか、していないでしょ。

それで、これを見てください。給食センターのほうの上から見る、これ歩道ですよ。これ、1月25日ですよ、私が写真を撮ったの。これは歩道全然歩けないですよ、この雪。それなのに、教育委員会は自転車オーケーを20日に出しているんですよ。おかしいと思いませんか。こういう状況を、ここ、12区のほうから自転車で来る人いるんですよ。車道を通りなさいという意味なんですよ、これ、もしオーケーが出るという話は。

だから、私は危機管理というのは、あちこち飛んじゃだめなの。村長が本部長なら、そこから自転

車オーケーが教育委員会に。それじゃないと、自転車オーケー、じゃ、この状態で出ちゃうんですよ。私はそれを聞いてびっくりしたんですけれども。だから、この辺はやっぱり考えていかないと。対策本部に全てその情報が入って、あそこの道路はまだ雪があるから、これ見てください、これ、サンレジンに下がっている道路です、これ日陰だからずっと雪がある、こういうところを重点的に塩カルをまいたりいろいろするのが行政だと私は思うんですけれども、総務課長、違いますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 柁井議員おっしゃるように、その写真を見させていただきますと、かなり固まった状態の中で通れる状態ではなかったということであったと思います。

いずれにしても、学校については教育長の指揮命令系統の中でやっているわけでございますけれども、今後については情報を共有しながら現状を把握してやっていく必要があるというのを認識したところでございます。

そういったことで今回の教訓を含めて、今後これが一段落しますと、建設業界からもお話があるんですけれども、反省会をやりましょうということで、業界も含めた中で、教育委員会も含めた中で、一体となった反省をして、次に生かしていきましょうというようなことも計画しておりますので、そういったことをぜひベースにして今後の雪害等の対策に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 柁井保夫君発言〕

○3番（柁井保夫君） それと、この1月31日に、上毛新聞に自主防災組織という記事が出ています。それで、榛東村のところを見ると自主防災組織100%、21行政区、こうなっているんです。これ、100%というのは、課長、この上毛新聞のやつは社会福祉協議会のこの見守りネットワーク、これと同じものの考え方でよろしいんですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これにつきましては、柁井議員おっしゃるとおり、各区というんですか、形の中で21年度から村に呼びかけて組織して、100%組織しているというものであります。

そして、社会福祉協議会の関係につきましては、社協で支え合うマップというような形の中で、要配慮者の台帳、いわば連携等の保管資料を保有しているわけでございますけれども、それとは若干、この中の防災組織という形の中で、目的というんですか、そういうものと趣は違うということで。ただ、そうはいつでも、それとの連携もありますので、その資料については役場の窓口については子育て・長寿支援課長がでございますけれども、対策本部の中に組み入れながら今後そういった形で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） 社会福祉協議会のこの見守りネットワークというのは、要はおひとりでお住まいのお年寄り、ここは、この団地でいえば、この人が見てもらう、この人が見てもらう、雪が降ったら雪かきまでやっていただくと、民生委員の方たちも含めてつくってあって、非常にこれいいんですけども、やっぱり村とよく合体していないと、村が結局命令を出すわけですから、その辺はやっぱり考えていただきたい、これが一つ。

それと、村長、これ見ていただけますか。要は大雪のときに村から、もう機械力が間に合わないの、この地域の人はあそこを除雪してくれと自衛隊の前、除雪している写真なんですね、8区の皆さんなんですけれども。やっぱり雪って、人がいるとすごい早く終わるんですね、も含めて、やっぱり村民の方々にお願いできるところはするよな考え方が私はいいと思うんです。

それともう一つは、前橋の県会議員が私にこんなことを言ったんです。上毛新聞にあんなこと載っているけれども、とんでもないよ、杉井さん、と。グレーダーがまずないんだと。建設業界に今グレーダーがないんだよと、建設業界、使わないんだからと。それなのに、計画どおり云々なんて運ぶわけがないと、こう言われているんです。私はそうだと思うんですよ。榛東村でもそうだと思うんです。そういう中で、例えばですよ、自分の仕事には使わなくて榛東村のその除雪だけに使うよな、もし企業がいけば、村として、たとえ幾らでも補助金を出して、除雪のために何とかしていただける企業には補助してやるというのも私は必要だと思うんですけども。村長、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 歩道等についての一つは、一番子供たちに、あるいはお年寄りに大切なところが、実際に県道を含めてやられていないというのが現状でした。私のところというとおかしいんですけども、子供が住民の方々がみんな出てくれて、何しろそれを、うちのところは特に急傾斜なので、こがなくても行ける、それだけのスピードが出るところなので、住民の方々が歩道をみんなやってくれました。本当にありがたかったなというような思いがしているんですけども、これについても、あさって区長会が開かれますので、これだけじゃなくていろいろなものについて、住民に対してお願いを……

〔「あさって何ですか」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） あさってすることに、今回のものを教訓にしてやってもらうようなことをやっております。

さらに、今グレーダーとかそういうものがありました。確かに榛東についてはありません。問題は、今1社がグレーダーを買おうとしておるんですけども、あれも陸運の車検というんですか、いろいろありまして、何だか知らないんですけども、群馬一円がその車検を通れるものは、さっとできるものは、たしか神奈川ですか、そこの陸運のほうへ申請しないととれないんです。これについてはち

よっとおかしいな、今1社がそれを立ち上がってくれて、それをやろうとしています。これは新潟とかそういう大雪のところは黙ってそれを地元の陸運でできることになっています。これらも含めて、群馬もそういうことができるようにやっていきたい、国のほうに要望していきたいというように思っています。1社そういうことがあります。

○議長（金井佐則君） 終わり。

〔「最後をお願いします」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） この写真を見ていただきたいんですけども、これ除雪した後なんですね。片方、左側かなりスペースよくとってある。右側、もう歩道ばっちり、ここ除雪してある。子供たちって右側通行だから、こっち通る。これが子供目線なんですね。先生に言われてるんですけども、右側通行って。そのほうに雪がいっぱいあるんです。これ、やっぱり片方があいているから片方通ってもらえばいい、これは大人の考え。子供は右側通行するんです。この辺も含めて、子供目線というのはこういうことですので、よろしく願いをいたします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 以上で、3番松井保夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。午後は1時より再開いたします。

午前11時41分休憩

---

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

質問順位3番松岡好雄君の質問を許可いたします。

9番松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君登壇〕

○9番（松岡好雄君） 皆さん、こんにちは。

9月、12月、3月と3回連続して一般質問を行います。

この榛東村の村政が無法地帯に陥り、住民監査請求という住民の皆さんの村の行政機能についてご指導・ご指摘をいただいて、責任の所在を明らかにしなければならない状況になってしまっているところであります。そんな中にありながら、やっかみや臆測による罵詈雑言が議員の口からも村民へ伝えられ、執行においては、榛東村において信用の失墜につながるような情報を、何の調査、精査も加えずに、ただいたずらにマスコミに公表し続けており、その責任をこの8カ月間果たそうとしていません。

中でも、先ごろ、NHKテレビにまで出る鉄鋼スラグ問題などは六価クロムが常に検出されている、新聞報道によっては創造の森の有害物質撤去については言及せず、原発の代替エネルギーとして日本のエネルギー政策に寄与した太陽光発電所、大同特殊鋼の製造ミスによる、歯磨き粉にも使用されているフッ素の割合が少し多く六価クロムは検出されていない太陽光発電所のみを狙い撃ちして、この記者発表について村議会へも報告せずには執行みずから情報操作するというありさまはいかなるものか。

このようなことであれば、真塩村政においては真塩村長みずから発表した有害スラグが入っていることは明らかになっている他の6カ所や、過去、村内業者が道路工事で搬入した六価クロムの一斉撤去を表明し、実施することは村長の政治生命をかけて行うべきかと考えております。

村長は村を背負っている自覚が少し足りないように思いますが、1を言えば10を知る真塩村長だと思っています。今は村の人々の暮らしが、この役場内と同じに殺伐としてきていることをひしひし感じるきょうこのごろであります。

このような末期症状に村が陥った責任は、当然、金井議長が先達をするこの榛東議会においても大きな責任があると痛感しています。議会の措置として村を立て直す機能がないとしたなら、たとえ1人でも正道を貫かなければならないと感じています。大雪も降りましたが、きょうは3月（弥生）の1日、この村の雪解けを願い、上毛大橋からの延伸道路について、また農業の活性化について、除雪について、3項目を、自席に戻って村民の暮らしの回復を目指して質問いたします。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） では、最初に上毛大橋からの延伸道路の早期実現について質問いたします。

平成17年より議員として終始一貫して高渋バイパスの早期開設を唱え、開設後は事あるごとに延伸道の早期実現のために政治活動をしてまいりました。ついては延伸道路の沿線の発展に期待するわけです。

吉岡バイパス沿線の大型店の新設状況など、開設年からどのように展開しているのか、現在までの過去3年間の高渋バイパスについて、データを用いて、建設課長、説明願います。

○議長（金井佐則君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 吉岡バイパス沿線の大型店の進出状況と高渋バイパス沿線の榛東村分の開設状況ということで質問がございました。

吉岡バイパス沿線につきましては吉岡分が3キロ程度あるかと思えます。場所は、前橋市街地とも隣接している立地条件等からも大型店等の進出も多く、地域周辺の活性化や雇用等経済効果も高いと思われれます。また、税収面につきましても割合は上がっていると思われれます。今後も商業施設等を拠点として開発はさらに促進されることが予想されております。

榛東村地内の高渋バイパス沿線につきましては、榛東村分約1キロ程度の中に河川や傾斜地といっ

た箇所は含まれておりますけれども、高崎渋川線及び県央地域への主要幹線であることから、周辺地域全体では土地利用計画や拠点づくりが見込める場所でもございます。今後、アクセス道路等整備促進による産業の活性化や観光等の振興、利便性の向上等、防災機能等もさらに効果は高まることが期待されております。場所につきましては、将来的にはこの商業施設等の誘導地域等が考えられます。

延伸道路につきましては、27年度、今年度分につきましては3期工区ということで高崎渋川バイパスまで測量設計等は終わっております。来年度以降につきましては用地測量及び用地交渉等が土木事務所において実施される予定でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 建設課長、もう1点。次の質問は村長にするんだけど、このことについて建設課長としていつごろ榛東役場まで持ってきてほしいか、説明願います。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 延伸道路の今後の時期につきましては、進捗状況ですけれども、高渋バイパス以降、役場までということですが、現在、県事業による整備実施につきまして県のほうへ依頼中であります。時期については、まだ未定でございます。また、期成同盟会を通じて県のほうへ事業の要望は毎年お願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） じゃ、次に移ります。

村長に質問します。

延伸道の早期実現は、村民はもとより住民皆さんの活動にもぜひ必要だと思っております。それで線引きについてですが、村長、具体的に中学校の裏へ来るのか、それとも清水貝戸を通るのか、いつごろ完成予定か、時期等答えを表明してください。お願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 延伸道路については、皆さんご存じのとおり、どこのいつの時点であの線が消えたか私は承知しておりません。県のほうに言わせると、もう榛東はいいんだというような話も聞こえてきました。絶対それはできません、そんなことはできませんということで、はっきり言うと、今課長のほうから答弁しましたけれども、一定のことは来ております。私はそれは納得しないということで県のほうに返しております。



きょう初めて言うんですけれども、県道でできることは決まりました。1月の時点において、2月に入って県のほうから県道でやりましょうということをお願いされました。本当にありがたいことでございます。ただ、時期については私は納得しておりません。今、平成28年ですけれども、32年に完成ということで私は県のほうからはちょっと聞いているんですけれども、これじゃだめだと、1年でも2年でも早くやれということで、今その折衝を私自身がやっておりますので、これが時期がいつとかということは、私が納得していないので、まだ申し上げることはできません。しかし、県のほうからはそういう話は来ていることは確かです。職員にもそれをまだ話しておりません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 村長の発言がありましたけれども、自分としては高橋県議にも前もって言いましたけれども、県会議員になるときに榛東、吉岡、1つは延伸道について、吉岡は前橋、伊香保ですか、そっこのほうをやるということで県会議員になりました。村長に、ぜひこれは、2人で競争しろとは言っていないけれども、必ず榛東村のために、一日も早く真塩村長に実現していただきたい。もう一度答弁をお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 実現します。32年と言わず、その前にやります。それだけは確約します。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 今、自分がちょっと言い忘れたんですけれども、線引きについて2つ、自分としては考えられると思うんですよ。上毛大橋の延伸道、何とかしてつくらなければ榛東村の発展につながらないし、どうしても必要だと。それで何回も通ってみて、中学校の裏に来るか、もう一つは清水貝戸ですか、昔、多少家がありました、それを見ました。それは榛東役場のところじゃなくて、裏の通りのことは書いてありました。それは認めないと。自分が平成17年に村会議員になってから、真塩村長にぜひこの上毛大橋の延伸道は役場の上の信号まで持ってくるように。それで村長が2期目の終わりで3期目を目指したときに、前橋市長がそのときは高木市長だと思ったんですけども、向こうがやらないんだったら、役場の西の信号から線引きをしてこっちからやったらどうですかって、10分構想ということで村長にお願いしたいと思っているんですけれども、その点について村長お答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど来申し上げておりますけれども、やります。時期については私の思っている時期と違いますが、それを折衝中です。県道としてやります。いつの時点か、私も2期を過

ぎたときに早くやると言ったんですけれども、はっきり言うと、途中でなくなったということは松岡議員もいろんな面で聞こえておると思うんですけれども、私はそれも納得できなかったんで直談判のほうでやらせてもらいました。県道でやります。これは上からやるか、下からやるか、あとは線はどこにするかということは、この時点でははっきりしたことを申し上げづらいので、申し上げを控えさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 大分、村長、一生懸命やるということを知りましたんで、ぜひ村長の任期中に必ず道路が開かれるようにお願いしたいと思います。

次に入ります。

いよいよ4月より施行となる榛東村第6次計画策定の中で調査研究を実施していると思うんですが、延伸道路沿線開発計画について具体的に、また目標とまちづくり、むらづくりの箇所があれば、村長お願いします。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勤作君発言〕

○建設課長（久保田勤作君） 第6次総合計画での延伸道路開発計画ということですが、総合計画では高崎渋川線バイパスと県道南新井前橋線バイパスの整備促進と接続されるアクセス道路の連絡性を強化、村道との道路交通ネットワーク化によるさらなる道路網の整備促進を図る方針でございます。具体的には、高渋バイパスのアクセス道路の1号から6号線もございまして、早期完成を目標に、計画的に随時実施しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 建設課長、もうちょっと具体的にさ、例えば工場が幾つぐらい来ると、人口はどのくらいふえる、そのくらいのことは計画だから、それなりにもう一度発言願います。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） それでは、第6次総合計画でのその開発計画ということのお尋ねですけれども、先ほど村長の答弁にもございましたが、まだ具体的にどの場所ということも決定しているわけではございませんので、村として最終的にといたしましうか、どこを延伸道路通るんだということが決定した後に、より具体性のある計画は立てられるものということで認識をしております。先ほど松岡議員おっしゃったように、28年度から総合計画が実施の初年度となるわけでございますけれども、総合計画につきましては、策定を今年度して終わりということではなくて、毎年毎年見直し

を行っていくということもございます。また、今回の総合計画につきましては、前期計画、それから後期計画ということで、後期の5年分についてはまた改めて計画を策定するというような予定にしてございますので、具体的に延伸道が決定した後に、村としてもより具体的な計画を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 今、財政課長が発言したんですけれども、財政課長にも伺います。

先ほど村長なかなか答えづらい部分もあったと思うんで、その時期、線引きの場所を村長は発言できなかつたと思うんだけど、財政課長とすれば裏づけを持って答えられますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは先ほど申し上げたとおり、その線がどこになるとか、それはいろいろ問題があるんで、私はここでは発表を控えさせてもらうということをおっしゃっていますので、課長でも、どこになるとか、裏づけあるかとか、そういうものは答えられませんし、それについては答えるのはよせということをおっしゃっていますんで、これについても県とかそういうものとやっておりますんで、ここでは勘弁してください。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 次に移ります。

では、八幡9号線について、通ってみると八幡9号線も中学校の裏の一部が用地交渉に至らず拡幅されていない部分があります。10月6日に総務課長付課長として仕事を与えられず窓際でパワハラを受けていた〇〇課長は、そのような状況にありながら、休日を利用して埼玉県の所有者宅へ2回ほど伺って話を付けてきたそうです。村への協力も取りつけてきたとのことでもあります。ありがたいことで、その所有者も、中学生の通学路であることを存じて——ちょっと、俺が発言しているうちは発言を控えてください——村当局が工事を終了してしまったことを遺憾に思っておられるそうです。

〇〇課長の説明に納得がいったとのこと、交渉はまとまったと聞いております。

よって、この未完成の9号線の用地買収を速やかに進め、中学生はもとより、道路利用者の50年越しの道路の拡幅工事です。完成を求めます。については、私は前産業建設常任委員長として力を入れてまいりました。拡幅の用地交渉がまとまれば北へ延ばし、八幡川の橋梁ですね、拡幅かけかえを28年度中に用地買収、測量、設計などを進めたいと考えています。については、これら用地交渉の先達を日夜問わず務めますので、用があればぜひ使ってください。具体的な時期については建設課長より説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 了解をとってきたとか、はっきり言うと、私が聞いている範囲内において全く、今何言ってるのちちょっとわかりませんでした。答えようがありません。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午後1時21分休憩

---

午後1時22分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 八幡9号線のその工事につきましての質問の通告はございませんでした。ただ、その八幡9号線の橋梁についての計画はあるかどうかと、その質問はするということだけだったと思います。それ以外については質問は聞いておりません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 要はさ、八幡9号線も橋も一体なんだよ。これを早く仕上げることは3区、2区、4区、7区、8区、12区、6地区の中学生、小学生が毎日通っているところなんだよ。だから、これを一日も早く、言葉は悪いかもしれないけれども、早く仕上げて、橋梁も早くやって、橋もことしじゅうに、28年度中にできればしてもらいたいけれども、2年かかると言われればそれまでの話だけれども、ことし、来年、28、29で。

通告がないと言うけれども、これは通告はしてありますよ。これ印刷のミスですよ、はっきり言って。これ印刷ミス。俺は局長に話してありますからね。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午後1時23分休憩

---

午後1時24分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） では、八幡9号線については、時間も押し詰まってきたのでそのぐらいにしておいて、次にオーバーレイについて。

.....

.....

.....

13区、18区を通ってみると大分道路が整備されてきたと。それに比較して、相馬原に隣接している、同様に迷惑をこうむっている12、1区の道路のオーバーレイ約2キロ、自衛隊の車両も通行しています。にもかかわらず一番おこなっています。随時、村中のことも挙げていきますけれども、ぜひ一日も早くオーバーレイをするように、村長お願いします。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 道路の維持補修の関係ですけれども、舗装の傷みぐあいをもた確認させていただきます。今後、計画的に維持補修等を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） では次に、農業の活性化について質問いたします。

農業の活性化に入る前に、午前中の質疑の中で、26年産米のふるさと納税を委託している「さとふる」を通っていないという発言がありました。去年もことしも同じように、さとふるを通して扱っているわけで、単に売れないのはネーミングかと思っております。それは、何か27年産米がうまくないから売れねえとかという話もあるけれども、「雪ほたか」に比較してのような発言もされていましたが、何をもちてそういう発言をされたのか。これを言うときには、お米の味度値を測定してデータをもちて言うべきであります。これらの行為は風説の流布ということで、村の農産物の価値を下げるわけで、厳に慎まなければならないと思います。

では、質問に入ります。

ふるさと納税のお礼品である27年産米のこしひかりが、1月末、30キロはセンターに残っていると産業振興課長より説明を受けました。これについて産業振興課長、どうして売れねえか、原因を何だと思っているのか説明してください。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 今お話にございましたふるさと納税のお礼品の米、残りはセンターに入れるというようにお話でございましたけれども、センターへ受け入れの量でございまして、全体でセンターへ受け入れているというようにございまして。

米の現状でございまして、午前にも梶井議員のほうにも答弁させていただきましたけれども、平成27年度産のお礼品の米の取り扱いということで、こちらにつきましては必要量の計画ですね、検証のないまま米の受け入れを行ったこと、また、ふるさと納税で地域の米は返礼品として扱う自治体の増加によりまして、希望者の選択肢が広がったということで米の希望が減少してしまったという

ことが原因かと思われます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） もう1件、産業振興課長に質問します。

27年産米は防災倉庫に1回入れて、次に榛東北小学校の前の倉庫に、俺が見に行ったときにはさ、コンクリの上にブルーシートを敷いて、そのまま米を、農家が一生懸命頑張ってたつった、いい、うまい米をそうにして置いたら、それはだめだよ。プラスチックのパレットの上に積まなかったら、米は生き物ですからと、そういう話を村にしておきました。そうしたら総務課長から発言があって、言うとおりにしましたって。村長もオーケーしてくれたと、そういうことで。それはそれとして、この売れない原因ですか、産業振興課長、これ、どういうふうにしたら売れるんですか。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 大変申しわけございません。ふるさと納税のお礼品として扱っております。村で売っているわけではございませんので、その辺はお礼品として取り扱いを行っているところでございます。

ふるさと納税のお礼品ということでございますので、先ほど申しましたように、ふるさと納税で米を希望する方の量が減ってしまったということでございます。先ほどから申し上げているように、ふるさと納税で米を扱う自治体、ふるさと納税自体扱っている市町村が大変多くなっている。また、米を扱う自治体自体も大変多くなっているということで、それぞれの自治体で米を扱っておりますので、米の希望者、ふるさと納税で米を選択する方の選択肢が広がっているということで、去年よりですね、去年はまだふるさと納税が始まって間がなかった——去年というかおとしですかね、間がなかったということで米を希望された方が多かったわけなんですけれども、ことしについてはそういうことで希望者が減少してしまったということが原因かと思われます。

来年度以降につきましては、その辺十分考慮して、受け入れのほうを村のほうで調整をさせていきながら事業のほうを展開をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） それでは、通告してあるとおり、1月25日開催の農業委員会の新年会で村長みずから、ふるさと納税の全国の寄附者の皆さんに認められなかった榛東村のこしひかりを、農業委員の皆さんに割り当てで買ってくれねえかと。議員もいたんですけども、そんな発言を村長にさせるようじゃ、産業振興課長だめだよ。自分で責任持って、産業振興課長は村の顔なんだから、村長に言わせるんじゃなくて、自分でこれ全部売り切るんだと、榛東村の米は全国で一番うめえんだと、そ

のくらいの自負を持って、川場の米はさ、はっきり言って武尊の山でつくっているんじゃないよ、あれはネーミングというやつだ。だから、榛東村だってね、議員の皆さんの中にでもいろいろの意見もあるだろうけれども、言うことがあるんだったら対案を持って、必ず榛東村のためになるように発言していただきたい。

それと、これはね、榛東村の自主財源確保の事業化として定着しつつあった自然エネルギーの推進室をつぶしたと。これは村政の失敗と言えるかもしれません。農業委員の皆さんに押しつけるというだけではなくて、こういうことは控えるべきだと俺は思っております。村長、答えづらいでしょうけれども、ひとつ答えてください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私が25日にどのように言ったか、本当に言ったかどうかも定かではございませんけれども、農業委員会の新年会の中で、ふるさと納税でお礼品として返すべき米が相当余ってしまったということは言っております。これについてどういう処理がいいんかとかというものも、私自身が迷っている。村が、米屋ではございませんので、ふるさと納税のために集めたものでございますから、そちらのほうへ返すのが道理でございます。そういう中において、柁井議員の先ほどの午前中の中でも答えさせてもらいましたけれども、ネーミングとかそういうんじゃない、実際食味でこれのリピーターとかそういうんが出てくるんじゃないかなというように思っております。これについては本当に今現在、センターへ集めた中の640袋が残ってしまっていると。それはどうするかを私も考えちゃう。ということも25日には言ったんじゃないかなというように思います。

それを農業委員会にどうのこうのということをした覚えもございませんし、それをどうにかしなきゃ古米になったり、古古米になったり、下手すればそれをぶちやるようなはめになる。それじゃ困るということは言ったと思います。だから、その辺は勘違いしないでください。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） さらに追い打ちをかけるように、ふるさと納税の寄附者アンケートで決定し、その寄附金で購入し、そのブランド米をしまう倉庫の契約を破棄して手付金の損出、それと村がみずから精米するという高級感ですか、そんな人にしてもらわないで、村で精米機を買って、榛東村の米は日本一うめえんだよと、そのくらいの宣伝をして農家を勇気づけてもらいたいと思っております。

また、村が精米する、10分の10の国の交付金で購入できたわけですから、精米機を購入しないで、村民の皆様のきずなが薄く、安全な村ではないことを想定させるような防犯カメラの違法流用など、農家の皆様だけではなく、全国から寄附される方もがっかりするような言動と考えませんか。

さらに、ある議員は農家の人に、精米機を買々と農家が40年も50年も借金を抱えることになるかと発言したそうですが、それは本当かと、つい最近私を訪ねてきました。そんなうそや狂言を言う議員はいないと思いますけれども、そう吹聴するようであればうまくいかないわけですから、その農家の方も、家を建てたって50年も借金するやつはいねえやと、そういう話をしましたが、そんなでたらめを真塩村長に吹き込むのではなくて、自然エネルギーの推進室の解散をして米のブランド化の失敗、公金の違法流用、失敗を犯すんですよ。

とうとうあれだよ、村長にこの前言ったんですけども、SOILオリンピック最優秀の水田を持つ伊勢神宮外宮の押森宮司ですか、揮毫してもらってパッケージができた八州高原ブランド米、ブランド化とはネーミングも大事で、川場も本当に、さっきも言ったんですけども、雪ほたかは山です。できるんじゃないかと、それはネーミングですね。そんなことは誰でもわかっているわけですから、ただいざに議員も批判するだけじゃなくて、対案を持って発言してほしい。

倉庫の購入の破棄ですか、それを挽回するために私の対案を申し上げます。ふるさと公園の直売所が去年の暮れ、29日ですか、あそこはもう使わないと、農協を引き揚げるという話になってきたと思います。それをあちこち米持ち運ぶんじゃないかと、ふるさと公園の直売所を整備して米の保管庫、そこは広いから榛東村の米みんな入ります。ネズミに食われないようにしっかり整備して、あそこに入れたらいいんじゃないかと自分は提案しておきます。村長どうですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） いろいろな話があって、順番的にどういにかちょっとわかりませんが、1つは、違法流用というような話がありました。これについては、先ほど来出ているように、村のほうの監査委員会のほうへ請求が出ておりますので、私のほうでよかったか悪かったか、私はよくやったということでやった流用でございますので、それしかございませんけれども、それが正しかったかどうかというのは監査委員会のほうでやりますので、答えは出したくないということであります。

それと、最後のほうに直売所を使ったらどうかということがありますが、直売所をつくるのにあっても、あれはどこの何省の補助かわかりませんが、それを使っております。違うほうに転用することになれば、その返還というのもございますので、その辺は今村のほうで考えているのは、同じようなもので、これで一般の人が借りてくれないかどうか、そういうことも含めて今検討しております。

さらには、私のほうから提案しているのは、村のほうもそれを株とかそういうもので、農業者とかそういう人たちと一緒に第3セクター等もみんな買ってですね、例えば1円でも10円でも出しながらかぶのほうで一生懸命やれば、出すほうも一生懸命いいものを出してくれるんじゃないかということで、少し提案をしているんですけども、そういうことも含めて、あそこを米の倉庫にするとか、そういうことに対しては考えておりません。



それと、ブランド米の八州米というんですか、今言いましたけれども、川場でやっているほたか米、これについては何十年もかけてあの米を食味とかそういうものでいいものをつくったものでございます。ネーミングで売っているとかそういうんじゃなく、先ほど来申し上げたとおり、食味とかそういうもので売れている。あそこはばかにしたものじゃないです、本当に。私ももらっていますから、食べておりますんで、本当にうまいもんです。水がいいあれです。これを今後のネーミングする場合に、八州米とかそうした場合に、今問題となっておりますフッ素の問題とかそういうのがあります。これが八州高原と言われているところから出ているとか何かいうことはありますけれども、そういうことが逆にどうなのかなという問題もあります。

さらに、精米機を買ってどうのこうの、議員が言ったんじゃなくて、私が言ったんだと思います。精米機を1,500万で買ったときに、はっきり言うと500袋を精米するときに、今30キロで私自身もやっていますけれども、あの精米してありますけれども、300円でできるわけですね。そうすると500袋とすると年間にすると、言うなれば15万ですか、1,500万で買ったとしても15万をやったとしても、これは100年かかります。私はそれより、流用の仕方とかそういうものについては後で、監査委員会でやっておりますんで別にしても、こういうものもいいんかどうか、それは今の人口減対策とか、子育てとか、そちらのほうへ回して、それを使わせてもらったほうがいいんじゃないかということで、倉庫とかそういうものについてもかえさせてもらったところです。これについては内閣府のほうも、これは認めているところでございます。

そのほか、言いたいことはいっぱいあるんですけども、ちょっと待ってください、私にも言わせてください。

先ほど私が記者会見してどうのこうの、これはさっきの八州との関係があります。どこを、何を言って記者会見して変なふうに流布しているのか、それははっきり言ってください。記者とも会ったこともありませんし、あのことを私は、六価のどうのこうのとか、そんなこと一言も言ったことはありません。これは広域の会議とかそういう中で、質問で出た問題とか、そういうのがあるかと思えます。今回、上毛新聞とか毎日新聞、朝日新聞に出ましたけれども、私は一回も会っていません。これは、私にとっては言いがかりじゃないかと。それは訂正してください。あたかも私がそういうことをやったようなことをおっしゃいましたけれども、絶対ありませんから、その点はその場で訂正してもらいたい。お願いします。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 村長はそうに言うけれども、言いたいことは、時間がなくなっちゃったんで次進めないと困るんだけど、基地・財政課長、これはね、一番先にこの榛東村が混乱した原因は財政課長の責任だよ、これは。村長に6月の時点で、この流用はできねえと一言言えば、こんな騒ぎにならなかったんだよ、これは。はっきり言っておきます。

もう時間がないから飛ばします。はっきり言いたいことは随分あったんですけども、あと五、六分じゃどうにもなんねえから、最後の問題で空き地の、榛東村のふるさと公園の下の倉庫とか、いろいろのことを言おうとしたんですけども、あと5分なんで。

最後の問題で、榛東村の除雪、先ほどの榎井議員と重複するけれども、この間、25日の日に防災マップづくりでいろいろ意見が出ました。その中に、歩道の除雪をぜひしてほしいと。例えば大字で1台ずつ、あれも30万かそこらで、まあ値段のほうはわかりませんが、よくそれは調査して、冬になるまでに検討してください。

それともう1点、この前、2年前ですか、80センチも90センチも雪が降ったときに、前村長の阿久澤村長ですか、あと、今県議員になった高橋議長、当時。タイヤシャベル買うべや、こんなに雪が降っちゃどうしようもねえという話がありました。だけど雪が解けたら忘れちゃったんだか、買う気がねえんだか、それでそのまんまになっちゃいました。真塩村長はそういうことはしねえと思うんで、ぜひこの検討して、値段のことは言いませんけれども、こういうパンフレット、コマツとか幾通りもあるんだけど、三菱キャタピラですか、このバケット、このタイヤシャベルを提案します。ぜひ検討して、秋までに、まあ来年の冬ですけども、それに間に合うように、買うかリースするか検討してください。総務課長、お答え願えますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは、先ほど榎井議員にも話をさせてもらいました。これについても陸運との関係とかそういうものもあります。そのほか、これを買ったときには職員をつけておかなきゃならないという問題もあります。それで、先ほど申し上げたとおり、これについては、群馬についてはそれを許可をもらうだけで、もう神奈川まで行って何カ月もかけてやらなきゃならない。それで榛東の中の1社がこれを買ってどうにかしたいということで今やっておりますということは榎井議員にも先ほどの質問で答えさせてもらいました。これについても、これは村でやっていいんだかな、あるいはリースでやっていいんだかな、いろんなことを考えて業界とも相談しなきゃならないと思いますので、やっていきます。

そういうことで、リースとかそういうものを含めて、業界は今動いてくれておりますので、よろしくお願いします。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） それは業界のこともわかるけれども、村でも災害に備えてタイヤシャベルの1台ぐらいは、免許があるとかねえとかという問題じゃなくて、免許を持っている人は幾人もいますよ、自分も持っているし、2年前は、この正面玄関、15時間かけてやりました。自分も機械は自信があります、年とっても別に問題はありません、きのう免許の書きかえでも、大型免許、2種免許みんな

な取ってきました。渋川署へ行ってもらってきました。目も大丈夫です。ぜひ榛東村発展のために皆さんの力を結集して、悪いことはなくして前へ進むことをお願いして、一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 以上で、9番松岡好雄君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

再開を2時5分より行います。

午後1時49分休憩

---

午後2時3分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

質問順位4番小山久利君の質問を許可いたします。

4番小山久利君。

〔4番 小山久利君登壇〕

○4番（小山久利君） 皆さん、こんにちは。お忙しいところ大変ご苦労さまでございます。

今回一般質問をさせていただくのは、広報しんとう1月号の金井議長の新年の挨拶にもございました、首長と一部議員との間にあつれきが生じています。首長も議会も住民福祉の推進を目指し、安心して安全な住みよいむらづくりをするということは一致しております。けさの冒頭の挨拶でもございましたが、一刻も早く村政を復活させていただきたいと思い、今回質問させていただきます。

今回質問させていただくのは、通告のとおり、何度も議論されながら誤解が解消されていないと思われる事案について、再度確認をさせていただきたく、議長に許可をいただきましたので、貴重なお時間をいただきまして質問させていただきます。

午後の非常に眠たい時間なんですが、おつき合ください。よろしく申し上げます。

以降、自席に戻りまして質問させていただきます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） まず、基地・財政課長にお尋ねします。

予算の流用と予算補正の件についてでございます。

第3回定例会並びに第4回定例会、また一般質問の中で何度も同じ答えをしていただいておりますが、総務管理費2款1項の予算の流用とその予算執行についてです。いわゆる米の倉庫や精米機の購入費、海外へのトップセールス事業などを防犯カメラ設置やシルバーの通学路見守り事業あるいは不妊治療や予防接種の助成等に振りかえたものでございます。この件で議決なしの予算執行は違法との

議論がいまだに続いておるわけですが、現在もそのような見解をされている議員が何名かおります。この件についてどのように執行されたのか詳しくご説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） ただいまご質問のありました地方創生交付金関連の予算の関係でございますけれども、27年3月議会において繰り越しの議決をいただいた予算につきまして、27年6月、真塩村長から事業見直しの指示がございまして、今議員おっしゃられたとおりでございますけれども、妊娠・出産・子育ての切れ目のいい支援策として不妊・不育治療費助成、任意予防接種費の助成、通学路の見守りを強化する等、村の人口減少対策を重視した事業への振りかえを行ったものでございます。事業変更につきましては内閣府に変更の承認申請を提出し、承認をいただき、予算の一部について流用し、新規事業に着手したところでございます。これら全て同一款項内、同一目内における流用であり、違法性はないものと認識しております。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 次に、第4回定例会で一般会計補正予算の提出の経緯について確認をさせていただきます。

先ほどの説明で、流用、その後の執行について問題がなかったということです。第4回定例会の歳出補正予算の提出、また28年第1回臨時会の歳入補正予算の提出、これについてもご説明いただきましたんですが、よろしくをお願いします。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 先ほども答弁させていただきましたが、流用そのものに違法性はないというふうに認識をしているところでございますが、昨年11月に村の監査委員による上半期の定期監査がございました。こちらについては人事管理あるいは予算の執行状況等、幅広い分野においての定期的な監査が実施されたわけでございますけれども、この際、先ほどの流用等に関して監査委員からご意見をいただいたということで、平成27年12月の定例村議会に補正予算を提出をさせていただいたところでございます。

この補正予算の提出に当たりましては、国、それから県とも協議をさせていただく中で提出をさせていただいたわけでございますけれども、12月議会の開会中に歳入のほうですね、財源のほうについての協議がまだ終わらないというような状況がございまして、歳入歳出がそろわなかったわけでございますが、12月の定例村議会においては歳出を補正させていただいて、平成28年1月の臨時議会の際に歳入のほうの補正予算を計上させていただき、予算の整理をさせていただいたところでございます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） どうもありがとうございます。何回も同じ答えをいただきまして、本当に申しわけございません。

続きまして、学校教育課長にお尋ねしたいんですが、給食費の誤徴収の関係なんです、これも一部では、この誤徴収を発見した給食センター所長の異動は、この誤徴収を隠蔽するための異動だと言われている方もおられるようなんですが、この誤徴収が発見された経緯、その後の調査状況、調査結果等についてお伺いいたします。

まず、監査委員さんからの指摘のあった事務の適正化についてです。

第3回定例議会で報告のあった監査意見書には、収入未済額について事前に提出された調書では決算書の収入未済額との整合性を確認することはできなかった。今回は財務会計システムと給食費管理システムとの間で整合性がとれないといったことがないよう、両システムの突合を図り事務の適正化に努められたいとの見解がございました。このような状況に至った経緯を説明お願いします。

○議長（金井佐則君） 清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、ご説明させていただきます。

まず、平成27年7月5日に26年度の決算審査が行われまして、給食センター所長と同席をさせていただきました。冒頭、当時の所長から監査委員、所長作成の書類が提出され、給食管理システムの徴収内容と財務会計が合っていない、システムから未納者リストを打ち出すと納付済みのものまで打ち出されてしまい未納者が特定できない。還付済みの入力されていないのでシステムでの確認ができない。その他もろもろのそごがあり、滞納者が特定できないため滞納整理ができない。また、第3子無料化については、村長等の給与の3割カットを財源としているので繰り入れをすることができないといった説明がございました。財務会計システムで収納されている金額と給食管理システムのコレ金額が一致していないというものでございました。本来であれば、決算審査でございますので、事前に徴収や未納者の把握を行い、間違いがあるのであれば精査し、間違いを正し、決算審査に臨むべきでございますが、給食管理システムの徴収内容と財務会計の収納が一致していないことの説明がございましたので、監査により指摘を受けたものと理解しております。

現在、収納、給食管理システムにつきましては、導入に当たりまして検討委員会を立ち上げ、委員長には総務文教常任委員長がなり、検討を重ね、平成22年12月から導入されたものでございます。導入に当たりまして電算会社の説明を受け、財務会計と整合性を図り正確に合わせるためには、事務量が增大しさかのぼり処理などが大変であるとの説明を受け、ある程度融通性のある現在のシステムを導入したものでございます。

電算会社に確認いたしましたが、他市町村においても同様のシステムを導入している市町村が多い

とのことでございます。26年度以前の担当者は賦課徴収を優先してシステム上で行い、還付等につきましては別データによる帳票管理で行ってききましたので、財務システムとは一部乖離が見られますが、調定及び賦課徴収は適切に行われてきたものと思っております。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 監査委員さんの指摘からこの調査した結果と内容について教えていただければと思いますが。だめだったら結構です。お願いします。

○議長（金井佐則君） 清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、説明をさせていただきます。

まず、村長から財務会計と給食管理システムの相違点を調査し財務会計との整合性を図るよう指示がございまして、平成22年度から平成26年度までの5年間について財務会計と給食管理システムの内容について精査を行いました。

調査の結果でございますけれども、各年度にわたり還付処理の結果を給食管理システムに入力せず、別にデータを作成し帳票管理を行ってききましたので財務会計と合っておりませんでした。還付処理データを入力することで完結をいたしました。

各年度の財務会計と給食管理システムの不一致の内容と対応について説明をさせていただきます。

平成26年度につきましては、財務会計で小学校分に収納されるべき8,000円が中学校分に収納されておりました。平成25年度では調定額が1万3,700円少なくなっておりました。平成24年度、23年度につきましては財務会計と給食管理システムに相違はなく、給食管理システムに還付データを入力することによりまして完結いたしました。平成22年度の財務会計では、小学校に収納されるべき給食費6,600円が幼稚園に収納され、教職員で収納されるべき1万2,000円が小学校分に収納されておりました。これらにつきましては27年度で是正し適切に処理をさせていただきます。

今後につきましては、財務会計システムと給食管理システムのそごが生じないように、給食管理システムの徹底管理を行いたいと考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 次に、給食費の誤徴収として大きく取り上げられている第3子の給食費の誤徴収ですが、これを発見された経緯と調査状況、調査と結果について伺います。

○議長（金井佐則君） 清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、第3子給食費の誤徴収の調査結果について説明をさせていただきます。

この事業につきましては平成25年度から新たに始めた事業でございます。平成25年度、26年度の第3子給食費について調査を行いました。

調査結果でございますが、村負担対象者で一般会計から繰り入れを行っていないもの、誤って繰り入れを行っているもの、対象者で給食費を徴収しているもの、対象者ではないのに村負担をしていたものがございました。平成25年度分につきましては、第3子村負担対象者で一般会計から繰り入れがされていなかったものが1件ございました。平成26年度分につきましては、対象者でないものを対象として給食費を徴収しなかったものが2件で、未徴収額は10万6,200円でございます。対象者であったものを対象とせず徴収したものは2件で、還付額につきましては9万6,000円でございます。この4件の誤りにつきましては、昨年12月に保護者宅を訪問し謝罪をさせていただきました。また、納付のお願いと還付について説明をさせていただきまして、ご了解を得たところでございます。

この4件を含め、一般会計からの繰入金金の過不足が5件ございました。一般会計からの繰入金金誤りにつきましては、25年度、26年度合わせて合計6件で、6万円多く繰り入れをしていたために、27年度一般会計繰入金で過誤修正を行い対応をさせていただいております。

原因につきましては、確認不足が考えられますので、今後チェック体制を充実して、今後誤りのないように努めさせていただきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 本当に誤徴収ということで、あつてはならない間違いだったわけですが、この誤徴収を防止するための対策といたしまして、対応策がございましたらお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 今後の対策でございますけれども、平成25年度から第3子以降、村負担制度を行っております。保護者の申請手続等でご負担をかけないように、村で調査して実施してきたところでございます。事業実施から3年目となりまして、徴収誤りもあったことから、次年度に向けて要綱の整備を進めているところでございます。今年度まで要保護・準要保護家庭を含めて村負担としてきたところでございますが、他市町村の実施状況等も踏まえまして検討をさせていただきました結果、次年度からは要保護・準要保護家庭につきましては適用除外としたいと考えております。

また、確認のため認定申請書を提出していただきまして、適用に誤りが生じないように十分確認をしたいと考えているところでございます。

また、平成22年度に導入いたしましたシステムにつきましては、28年4月1日から新たなシステムを導入する予定でございます。このシステムの導入に伴いまして、きちんと徴収あるいは還付等、入力してきちんと対応するシステムを導入する考えでおります。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 今後、減免のための要綱をつくっていただけるということで、よろしくお願いいたします。

関連なんですが、今の件で、当時、給食センターの所長が総務課へ異動されたんですが、この誤徴収の隠蔽とかいじめだとか言われているんですが、当時の給食センターの所長が調査をすればもっと効率的とも言われています。これは誤解ではないのでしょうか。また、当時の給食センターの所長がどのような勤務状態であったのか、お答えできる範囲で結構ですんでお話しただければと思います。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 全てお答えになっていないかもしれませんが、私のほうからまず。

当時の給食センター所長は27年6月1日の異動によって学校給食センターの所長と、そういう立場になりました。その間、10月6日までそのお仕事に専念していただいたわけですが、1点だけ私のほうの情報として、9月だったと思いますけれども、給食センターの事務室で部外者が仕事をしていると、そういう情報がございました。すぐ私が関係のところで事実調査を行いました。その結果、部外者が給食センターの事務室で、例えば書類の整理であるとか、例えばパソコンの処理を行っていたりということが判明いたしました。その部外者についても特定ができており、当時の給食センターの所長から、多分、私費だと思いますけれども何らかのお金をいただいて仕事をしたと、そういうことははっきりしております。

10月6日に人事異動があったわけですが、私は県費負担の管理職であるとか教職員の人事権はある程度持っております。それから、県費負担の臨時職員の人事権もあると、全てではございません。あとは村費の臨時職員の人事権を持っておりますが、これについては役場職員の人事権というのは私にはないということなんで、そこまで申し上げておきます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 書類やパソコンを職員でない方が、個人情報がいっぱい入っている書類もあったんですが、それを任せていたということで。その後、さらに処分とあわせて人事異動が行われました。議員の立場から職員の人事異動について意見を述べるつもりはございませんが、職員の人事異動、処分について一部誤解があると思われますので、村長から関係する職員の人事異動、処分についてどのような状態で、どのような必要性で行ったものか説明いただければと思います。説明できる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕



○村長（真塩 卓君） これにつきましては、公平委員会とかそういうものの上がっておりますので、私のほうからは要件を述べることは差し控えたいというように思います。内容については、それがそのとき必要であったから私のほうで異動をさせたというところがございますので、内容についてはそちらのほうで審議していただくということでございます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） その関係職員の現在の勤務状況といいたいまいしょうか、いまだにいじめと言われるようなことはないのでしょうか。勤務状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（金井佐則君） 清水生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） お答えいたします。

いじめ等は、私はないと思っております。

勤務状況ということでありまして、昨年12月10日付で係長として人事異動があった後、教育委員会所管の耳飾り館の勤務状況として、職務上改善していただきたいという内容について幾つか述べさせていただきたいと思っております。

1点目につきまして、職命の係長を拒否し、課長または前課長として事務処理や休暇届を行っております。なお、このことについては生涯学習課長が訂正するのであれば訂正し処理してよいということで、本人の申し出により現在処理しているところでございます。

2点目としまして、給与明細書を受け取っていただくよう勧めしておりますけれども、受け取りを拒否されているという状況です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 仕事も与えて、いじめ等はないという認識でよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 清水生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） お答えいたします。

耳飾り館勤務についての事務分掌をお渡ししまして、内容等について、文化財については所管については生涯学習課のほうの担当のほうに所管させていただきまして、それ以外の耳飾り館の運営と管理につきましてお願いしているところでございます。耳飾り館は予算等もあれけれども、集客につながる部分で仕事を発揮していただければということをお願いしている状況です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 私の立場からも、いじめはないという認識をしております。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） いじめがないということで、次の質問に移らせていただきます。

いわゆる大同特殊鋼由来の鉄鋼スラグの件なんですけど、このことは今回の一般質問の通告後の2月24日の毎日新聞、また25日の上毛新聞等で大きく報道されました。ソフトバンク榛東ソーラーパークの敷地に佐藤建設工業から搬入された碎石をS B エナジーから確認を求められた大同特殊鋼が検査をしたところ、環境基準の数倍のフッ素が検出されたと報じられました。村の担当者からのコメントとして、処理方法の検討も書かれていました。村から第4回定例会後の12月9日全員協議会のところで、大同特殊鋼からの資料提出と榛東村の対応について中間的な報告や説明が村長のほうからされております。

その後の状況ということなんですけど、まだこの碎石の搬入された現場での調査結果等について説明がされておられませんけど、公にできるような状況にあるのか、もしこの場で説明をいただけることがあれば説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午後2時31分休憩

---

午後2時31分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 12月9日の12月議会の最終日後の全員協議会の中でそのときの事実を申し上げて、変なものが入っていると、これについてはこういうことだったと、これについても大同特殊鋼も全て認めるということでありました。これは報告させてもらったところでございます。その後において、我々のほうも、何か先ほどの質問でもありましたけれども、これは本当に村民の生命・財産にどこまでといっても、私にもわかりませんが、相当な数量が入っているということは、調査でその後わかりました。言うなれば、フッ素で言えば、基準値が0.8だということにおいて、数倍の4.6とかそういうような数字が入っていることは確かでございます。

これを9日にも申し上げましたけれども、初めに出ている問題について、出ていないものと出ているもの、これは1個しかとれない、出ていないものを、言うなれば上げてこいというようなことも、9日にも申し上げました。その後、我々のほうは大同特殊鋼に対して何も言うておりません。自分たちで、先ほど新聞でもわかったんですけど、S B エナジーですか、それのほうから大同にお願い

をして、中についても調査してくださいということだと思います。これについては調査結果が上がっております。相当なものでございます。これを隠していいんかどうか、これは逆に隠蔽じゃないかと私は憤りを感じています。

しかし、その後のものについても、昨日、調査を実施させてもらいました。その結果については3月の中旬以降にそれが出てくるというところでございますので、それを踏まえて大同のほうとは話がついておりまして、1カ所1カ所についてこれをどうにかするというのを協議してやるというところまで進んでおります。その内容がどこまでが入っているかということ、私もここでまだ予見をもって話することはできませんので、その点はご了承願いたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 以前、私もこの件について何回か質問させていただいているんですが、21年で県の基準が変わり、24、25年の今回のこのソーラー発電の事業なんですが、村長の答弁でも、22年以降の公共事業では鉄鋼スラグはないと説明をいただきました。実際は数カ所の事業で使われていた可能性となります。

新聞報道では、村では白子の海ソーラーポートの造成工事にも佐藤建設工業が砕石を搬入したことがわかり、市内の砕石や土壌を採取して有害物質の有無を調べていると報じておりました。こちらのほうの調査の結果は出ているのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） その件については、昨日調査を行いましたので、ここで予見をもって私のほうで言うことは避けたいというように思います。その結果を見て、それなりの処理をしなければならぬというように思っております。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） この白子の海ソーラーポートの建設のときにも申し上げたんですが、非常に白子さんは好意的に土地を提供していただいたりしておりますので、今後も緊密な関係で対応をお願いしたいと申し上げたいと思います。

これらの今後の対応ですが、出た、出ないにかかわらず、仮に出たとして、今後の対応もし考えがございましたら説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましても、昨日の調査でございますので結果が出ておりません。しかし、大同のほうとは、出た、出ないということをはっきりしてから個々のものについてどうい

工事をするかと、そういうものを含めて、私どものほうには協定の中で全て大同のほうで責任を負いますということもいただいておりますので、それに沿ってやりたいと。それに沿ってやりたいということは、県と渋川市と前橋市で前に協定を結びました。それに下るようなことなく、それ以上のことを我々は安全・安心のためにやっていく所存でございます。白子のりさんとは本当に今も良好でやっておりますので、私自身は入っていないことを望んでいるところでございます。

そのほか、あそこに通りができていられるだけでも、これは質問されていないのか、余分なことではちょっとすみません。

以上です。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） それでは、最後になりますが、冒頭に申し上げました金井議長の新年の挨拶にもございました、議会はより一層の創意工夫をし、執行機関との真摯な議論により有効な政策を推進してまいりますとございました。まさにそのとおりだと思います。

現状では村政の停滞を招いている状況もございます。村長はこの状況を改善し、議会と真摯な議論により有効な政策を推進するため、ますます努力をいただきたいと思いますが、考えがございましたらお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私自身は、今小山議員がおっしゃったとおりのことでごくしゃくしているとか、そういうことは思っておりません。これについては、議会とも一緒になって、本当に正しいものは正しいということを我々のほうもいろいろな面で、証拠とかそういうものでやっておりますので、それを正しくしながらいい方向に持っていくということは、私は議会と正面切ってやっているつもりはございませんので、これからも議会の皆さんにはご協力をお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 榛東村の安全・安心で住みやすいむらづくりということでご努力お願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

どうも貴重なお時間ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 以上で、4番小山久利君の一般質問が終了いたしました。

引き続き一般質問を行います。

質問順位5番清水健一君の質問を許可いたします。

2番清水健一君。

〔2番 清水健一君登壇〕

○2番（清水健一君） 皆様こんにちは。議席番号2番清水健一でございます。

平成26年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成され、環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子供の貧困対策を総合的に推進するために講ずるべき施策の基本となる事項、その他の事項を定めたものであります。

基本理念は、1、子供の貧困対策は、子供等に対する教育の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより推進されなければならないこと。

2、子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもとに、関連分野における総合的な取り組みとして行わなければならないこと。また、国、地方公共団体、国民の責務を規定しております。

そこで、本村の子供の貧困の状況についてお尋ねします。

次に、ひきこもり社会復帰支援について。

振り込め詐欺対策の取り組みについて。

以上3点、質問をさせていただきます。

以降、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） まず、子供の貧困対策について質問します。

厚生労働省の調査では、2009年の時点で子供の相対的貧困率は15.7%、約6人に1人が貧困状態にあると言われております。相対的貧困率とは、社会の標準的な所得の半分以下の世帯を相対的な貧困と言われております。額で言うと、おおむねですけれども、2人の世帯であれば年間所得として177万円程度、3人世帯では217万円、4人世帯では250万円程度を下回る世帯が貧困世帯と呼ばれております。

この子供の貧困率15.7%から、新しいデータでは16.3%に、過去最悪になっています。要保護・準要保護の就学援助費の支給者数を見ることによってある程度子供の貧困の実態が見えてくると思います。

そこで、本村の要保護・準要保護の数、また全体の数から占める割合をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 本村の就学援助の実施状況というふうに捉えてよろしいかなというふう  
に思います。

要保護家庭につきましては、26年度から小学校1名、中学校1名と、2名でございます。準要保護  
家庭につきましては、小・中学校合わせて26年度が82名、6.3%、それから、27年度、今年度につ  
きましては76名で6.0%、こういう状況でございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 就学援助費を受給している子供たちには経済的な支援が行われていますが、  
まだ支援の手が差し伸べられていない子供たちがいれば問題であります。この子供の貧困の現状につ  
いてどのように考えているかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 例えば、貧困と子供との学校教育の部門では学力との関係というふう  
にある面はあるのかなど。そこを考えると、やはり貧困の家庭に育ったから必ずしも学力が落ちると、  
これはいけないというふうに思いますが、例えば、貧困により基本的な生活習慣が確立されていない、  
それから落ちついた環境で家庭で学習に取り組みづらい、それから希望する上級学校へ行けない状況  
もあると、そういう現実はあるのかなど、そのように捉えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 子供の貧困には負の連鎖がつきまといまいます。経済的な理由で進学を断念せ  
ざるを得ない子供は成人しても安定した収入を得られる職につけず、親と同じように貧困にあえぐこ  
とが多いと言われております。また、生活保護受給者になったりすれば、社会のコストとして約1億円  
の損失と言われております。

そこで、ちゃんと小さいころからの学習の動機づけをして学力を、学ぶ意欲を高める子供のための  
施策が重要だと考えます。そこで、現在村で行っている学習支援事業について教えてください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 教育委員会としていろんな支援があると思うんですけども、大事なこ  
とは、学校という場を貧困対策のプラットフォームにまずして、総合的に対策を講じないといけないだ  
ろうと、いろんな面にわたって。

そこで、どのようなことが考えられるかという、まずは学校教育において学力の保障をしてあげ  
るということが1点目。2点目については、学校と福祉機関との連携が必要であるということが2点

目。3点目としては、やっぱり経済的な支援を通じて子供の福祉的支援に総合的に対策をしていかなければならない。それから4点目については、教育の負担軽減への措置と。

具体的に申し上げてよろしいでしょうか。

まず、学習支援についてですけれども、これは本村だけではありませんが、子供たちの学力を向上させるために県が行っている施策に本村も乗っていると。それはどのような施策かといいますと、学力を向上させるのに特配教員を配置していただいて、特に能力差といいますか、達成度差といいますか、そういうつきやすいお子さんにきめ細かな指導を行うと。

それから、村としましても学習支援であるとか、特別支援学級支援員ということで村当局のご理解をいただいてかなりの人数を配置していただいている。そういうことによって子供たちのきめ細かな援助ができるんだらうと。ありがたいことかなというふうに思っています。

それから、教育委員会としましても、夏期休業中であるとか、小・中学校の放課後等を利用して補充指導に当たらせるために群大の教育学部の学生を年間雇って、担任との協力的な指導ということで行っていること。

それから、昨年度から実施しましたが、教育委員会が主管しまして、村民ホールを使って小学生を相手にぐんぐん土曜塾ということで、希望者で、保護者送り迎えのもとに群大生と教育委員会で指導し、現場の教員も来てくれますけれども、補充指導に当たっていると。

来年度につきましては、中学校3年生、やはり受験期を迎えるということでありますので、中体連が終わった時期から夏休みの残った期間、自学自習をさせるということで、中学校の教員にも手伝っていただいて、村民ホールで、涼しいところで学習をさせるかなと、そのようなことを考えております。

それから、福祉機関との連携ということでございますけれども、今、事務所のほうにスクールソーシャルワーカーという方がいらっしゃいまして、これはスクールカウンセラーよりもそのご家庭に入っていけると、そういう立場の方でございますので、そういう方がいらっしゃる場合にはその方に学校に来ていただいて、相談に乗ったり、指導に当たってもらう。本年度は今のところ1件ございました。

それから、先ほど出ましたスクールカウンセラー、いろんな悩みを抱えているお子さん、保護者の方の悩みのいろいろアドバイスをいただけるというようなこと。

それから、今度は地域ということ考えたときに、生涯学習課のほうで今年度は試験的にやっておるんですけれども、放課後子ども教室と。これはある程度子供の居場所づくりということでは貧困の家庭にも対応できるものだというふうなことで行っています。

それから、最後になりますけれども、特別支援教育、特別支援学級に在籍するお子さん、いろいろございますので、そこには特別支援教育就学奨励費と、こういうのを村のほうでも援助させていただくという具体的な方策でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 所得が多い世帯は塾とか習い事とか、学校以外に教育費にかけられるわけですが、そういうことで学力は高くなる。放課後格差というものがありますが、塾に行き学習意欲が高まり、反対に塾に行けないで学習意欲が下がってしまう、こういった傾向性もあると思われま

す。本村でも、放課後子ども教室などを実施していただいております。しかし、まだ弱いのではないかと、そんな気がします。私が提案するのは、先生以外の人で地域の人、つまり学生のボランティアとか教員のOBの方、そういった方に学習支援の取り組みを行っていく、そういった環境を整えるといったことが必要ではないかと考えますが、どうお考えになりますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 清水議員のお話を聞いていて、子供たちというのは、今は学校だけではなくて地域ぐるみで育てようと、そういう時代でございます。先ほど例として挙げました、例えば地域を挙げて教員のOBであるとか、ボランティアであるとかということ巻き込むとなると、やはり土曜日の午前中実施しているぐんぐん土曜塾かなと、9時から11時ですけども。そのところでやはりボランティアというのを募って広がっていくといいなと。ボランティアにつきましては、送迎してくださる保護者の方が何名か、私もお手伝いしますということで子供たちの個別指導をしてくださっているんですね。小学生ですからそんな難しいことはないので、いろいろありがたいなと。ぜひそういうふうにもっと保護者であるとかボランティアで広げていきたいと、そういうふうを考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） いい環境を整えて、子供たちが学習できる環境をつくっていただきたいと思

います。次に、経済的な支援についてお聞きします。

要保護・準要保護の支給額を増額する市町村も新聞などで紹介されていますけれども、本村では、支給額だけじゃないんですけども、経済的な支援をどのような形で今後進めていくか、お考えがあればお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 一応、条例、規則等で定められておるんですが、この点については、そ



それはたくさん援助をさせていただけるとご家庭も助かるかなど。この点につきましては学校教育課のほうで、ちょっと今のご質問を受けて検討させていただくということできょうはお願いしたいと思います。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 最後に、村長にお聞きします。

この子供の貧困について村長はどのようにお考えになるかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） どういう答えをしたら納得できるかというのはちょっとわかりませんが、私自身も生まれて2カ月で親が亡くなっていて、大分、自分自身が経済的には苦しんで、けど近所の人たち、周りの人たちの力で私は変なふうにならなかったかなというようなことも、そしてずっと学校まで行けたのかなというように思っております。

そういう中において、私自身は自分の体験からいって、そういう地域の人たちの明るさと支援というものが村のほうで、確かにそのときもいろいろあったんでしょうけれども、貧困とかそういうもので子供が違うほうに向かないような、でも俺は一生懸命やっているんだ、みんなから守られているんだということができるようなことのほうにいろいろやったらどうかなというような気もいたします。

答えになっていないようなことですが、すみません。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 社会全体で子供を育てていく、そういったことが大事ではないかと思えます。

次に、ひきこもりの社会復帰支援についてお伺いします。

厚労省では、ひきこもりをさまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊など）ですが、これを回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態。ただし、他者と交わらない外出をしてもよいと定義しています。

推計によりますと全国で26万世帯に上るということであります。本村においてもひきこもりは顕在化していないものも含めて一定数あるものと思われまます。ひきこもりの現状についてどのように考えているか。また、実態をどのように把握しているかお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 平成25年3月に県が策定しました群馬県子ども・若者計画には、平成22年度の内閣府が行いました若者の意識に関する調査に基づき、県内のひきこもり――

議員さんもおっしゃられました定義がありますが、おおむね6カ月以上家にとどまっている方でございます——その試算結果として1万400人と推計しております。

本村におきましても、村及び社会福祉協議会で対応しております生活困窮の相談などから、その定義に当てはまる例が表面化したこともあります。家族が世間体を気にして第三者に相談しない、話さないことが多く、当事者の把握は難しいと思います。

支援事業等につきましては、厚生労働省が示しております体制づくりにおきましては、都道府県がひきこもりサポーター養成研修を行い、市町村がひきこもりサポーター派遣事業を行うこととされておりますが、本県では養成研修の実施に至っておりません。群馬県では、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害などの子供、若者が抱える問題が深刻化していることから、これまで取り組んできた青少年健全育成運動を包含した新たな育成支援の取り組みを展開するため、その県の子ども・若者計画へ盛り込み、群馬県子ども・若者支援協議会を立ち上げるとともに、前橋市内の群馬県心の健康センター内にひきこもり支援センターを開設したほか、市町村の青少年担当や青少年補導員などを対象とした研修会のテーマにそのひきこもり対策を加えるなど、本格的な対策に備えているものと思われま

す。あわせて、村の状況としましては、現在策定中の第6次総合計画において生涯学習推進の諸施策に青少年の健全育成を加え、青少年の非行防止やひきこもり対策などを盛り込む予定です。

村の青少推では、先ほどお話ししました県主催の研修会のほか、ひきこもり対策で注目されております秋田県藤里町から講師を招いた安中市主催の講演会に出席するなど研さんを積んでおります。

ひきこもり対策のうち、ひきこもりサポーターの養成とあわせてサポーターの派遣先となる村内のひきこもり者を把握することが求められます。関係機関とともに、この難しい把握方法などについて研究も欠かせないものと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 今課長から話がありました秋田県藤里町では平成23年にひきこもりの実態調査を独自に行いました。その結果は、15歳から55歳の町民1,293人のうち、その8.74%に当たる113人が長期不就労状態で引きこもっていることが判明しました。その半数以上は40歳以上であることから、ひきこもりの高齢化も明らかになりました。現役時代の不就労、ひきこもりの増加は、彼らが本来就労して納税者となり地域を支える一員となるべき人たちであることから、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢化した親世代の経済的負担にもなっております。自分自身の人生を思うように生きることができないということは本人にとっても不本意でしょう。まして最近ではひきこもりの、先ほど説明しましたけれども高年齢化が進んでいるということで、年老いていく親は我が子の将来についてどんなに不安を感じていることでしょうか。

そこで、1つ提案ですけれども、支援が必要な当事者に少しでも早くサポートを行うために、当事者団体であるNPO法人、全国引きこもりKHJ親の会があります、こういったところと連携をして具体的な対策を立てていく、そういった環境を整えていく考えはありますか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 今、議員さんのほうから紹介のありました全国引きこもりKHJ親の会のほうで実施しておりますサポーター養成研修につきましては、2014年、おとしし3月に全国で48人のひきこもりピアサポーターというのが誕生したという話題がネット上で紹介されておりました。ピアサポーター養成研修に関する県内の動向はちょっと把握できませんでしたが、県のひきこもりサポーター養成研修の動向によってピアサポーター養成研修も視野に入れた検討をしなければならぬと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） いろいろ検討して整備をしていただきたいと思います。

次に、最後の質問に移らせていただきます。

振り込め詐欺対策の取り組みについて伺います。

振り込め詐欺の中で最も多く占めているオレオレ詐欺、警察庁のデータによると、全国の過去5年間の振り込め詐欺の被害状況は増加傾向にあり、平成22年の被害件数は6,637件、被害総額100億8,805万円でしたが、平成26年の被害件数は2倍近い1万1,256件、被害総額は3倍以上の379億7,828万円に上ります。数ある犯罪の中で、村民の皆様にとって、特に高齢者は巻き込まれる可能性の高い犯罪の一つとなっています。

子供や孫を装って、親族を心配するその心情につけ入り、老後のために何かあったときの安心のために大切にとっておいた貯金をだまし取ると、こういった詐欺は許すことのできない犯罪であります。今後、新たな手口の振り込め詐欺の発生も懸念されるところでありますが、こうした振り込め詐欺の被害をなくすためにも行政の役割は非常に大きいと考えられます。

そこで、現状として、渋川警察署管内の振り込め詐欺の状況、被害件数、被害額等、わかりましたら教えてください。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 渋川警察署管内の被害状況につきましては、これ平成二十年と説明いたしますが、1月1日から12月31日までの統計となっておりますので、ご了承ください。

平成23年が6件、被害額544万円、平成24年が3件で803万円、平成25年が9件で4,087万円、平成

26年が20件で8,301万円とふえる傾向にありました。しかし、平成27年が7件で1,824万円と下がっています。

ちょっとここで紹介しておきたいんですけども、じゃなぜこの平成27年に下がったかという要因なんですけど、平成25年5月24日に県内金融機関防犯連絡協議会連合会の総会におきまして、振り込み詐欺等特殊詐欺被害防止宣言を決議しました。県内約960店舗の金融機関において宣言としての看板を掲げて被害防止に取り組んでおります。

それとあと、その活動とともに、県警のほうにおきましてもいろんな取り組み、その功績があったところを表彰するなどいろいろ支援してございまして、平成27年中で群馬県で振り込み詐欺を初め、特殊詐欺の電話を受け金融機関の職員らが声をかけるなどして、被害を防いだ阻止率というのが公開されてございまして、それが67.4%、未然防止件数は355件、未然に阻止した額は約7億8,330万円に上るそうです。全国の都道府県の中で最も高かったことが紹介されております。

全国の平均は41.9%の阻止率だそうで、群馬県は平成26年が67.7%でして、2年連続の快挙となっております。皆様、新聞なんかでよく、1カ月に2回かそこらは出てくると思うんですけども、こういうことでどこかの金融機関の窓口で表彰されたとか、あと、けさも、たしか私の記憶ですとコンビニエンスストアにおいてプリペイドカードで異常に高額なものを買ったので、そこで店員が気がついてそのお客さんに助言したとか、そういうことで防いでおります。

そういうふうに細かい、お金の振り込み先となる金融機関等の協力が欠かせないものと思いますし、また、そういう様子を見た近所の皆さんの監視の目というか、親しくかかわり合いになれるような関係を築くことも大切かと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 振り込み詐欺の村内の状況といいますか、この間、交番の所長さんに聞いたんですけども、1日1件はお年寄りの方からこういう詐欺の電話があったということで相談を受けると、そのように言っていました。現在、行政として村内の振り込み詐欺の状況を把握しておりますか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） そこら辺は渋川の消費者生活センター、渋川市、吉岡町、榛東でやっている、そこに上がってきた相談件数というのは把握できるんですけども、特殊詐欺になりますと警察のほうの所管が強い関係上、ちょっと把握しておりません。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） あと、本村ではどのような具体的に対策といたしますか、未然に防ぐ対策というのをとられているか教えてください。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 本村では、群馬県の消費者行政活性化補助金を活用しまして、消費者被害に遭わぬよう注意喚起を促した広報つづりを全戸配布、一昨年、26年度にお配りしたり、民生委員さんに啓発資材となります使い捨てカイロ、これ今年度だったんですが、こういうものをお配りしたり、そういう啓発資材を活用した注意喚起に取り組んでおります。

また、消費者相談につきましては、先ほど申し上げました渋川の消費生活センターのほうで対応しております。

また、各種行事でも、一昨年の敬老会では榛東駐在所員らによりますオレオレ詐欺の寸劇披露とか、また昨年の保育園行事におきましては、AKGという群馬県のアイドルさんをちょっと招いたときに、たまたま「ノー詐欺音頭」というのを群馬県警のほうでつくって、そのチームがやっております関係上、それを育成会の行事で紹介しまして、子供たちが一緒に踊るなどして、さまざまな行事で注意喚起するよう努めております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 引き続き、こういった啓蒙運動のほうをよろしく願いいたします。

これは1つ提案なんですけれども、振り込め詐欺対撲滅を目指して大手通信会社では迷惑電話チェッカーというものを提供しております。税抜き月額667円で利用できるサービスになります。迷惑電話チェッカーは警視庁などの行政機関から提供された迷惑電話番号や利用者が登録した迷惑電話番号をブラックリストとして取りまとめて、リストに登録された番号から着信があった場合は自動的に判別して電話を鳴らさないようにできるブロック機能があります。こういったものを村において、サービスを希望する高齢者に提供していく考えはありますか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 私も議員さんからお話をいただいて、いろいろ調べてみました。それで、平成26年12月現在、全国の50市区町村にて実証実験が行われております迷惑電話チェッカーは、全国の警察や消費生活センターなどが把握した振り込め詐欺グループや悪質業者らの電話番号約2万件余りが登録された装置を固定電話に装着して、該当の電話がかかってくると光や音で危険を知らせる仕組みと聞いております。

実証実験が行われております静岡県藤枝市では、平成26年10月から27年4月までの半年間で市内

184世帯に取りつけた迷惑電話チェッカーで6,600件の迷惑電話を検知したと新聞報道されております。その効果はすごいものと評価されると思いますが、群馬県警でも平成26年10月から実証実験が行われております。28年9月までの2年間は、迷惑電話チェッカーにかかる通常月額料金667円を無料としたモニターを募集しております。

本村におきましても平成28年度中に実証実験が終わると見込まれるそのチェッカーの効果等を検証し、導入や支援策を関係機関とともに研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 本村からの振り込め詐欺の被害者が出ないように、しっかり対策を立てて検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（金井佐則君） 2番清水健一君の一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった9名のうち、本日は5名の方の一般質問を終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

3時30分より再開します。

午後3時13分休憩

---

午後3時30分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

日程5に入る前に、皆様に一言申し上げます。

先ほど一般質問の中で松岡好雄君より八幡9号線のお話がございます、……………

……………

---

◇

### ◎日程第5 承認第1号 専決処分の承認について（群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について）

○議長（金井佐則君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第3項の規定により報告のうえ、承認を求めるというものでございます。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

専決第1号 専決処分書でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、関係市町村等で協議のうえ定めることについて別紙のとおり専決処分するものとするというものでございます。

平成28年2月1日、榛東村長 真塩卓。

専決理由でございますけれども、群馬県市町村総合事務組合の規約の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的な余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものというものでございます。

議案書3ページをごらんいただきたいと思います。

別紙でございます。

群馬県市町村総合事務組合の規約に関する協議書。

群馬県市町村総合事務組合規約を下記の群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約により変更するものとする。

記。

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。

群馬県市町村総合事務組合規約（平成2年群馬県指令地第18号）の一部を次のように改正する。

それでは、新旧対象表をごらんいただきたいと思います。

新旧対象表の1ページをごらんいただきたいと思います。

本表の左が改正案、右が変更の条例でございます。下線が引かれている箇所が改正部分となっております。

別表第1及び別表第2の5の項中「太田市外三町広域清掃組合 群馬県後期高齢者医療広域連合」を「太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団 群馬県後期高齢者医療広域連合」に改めるというものでございます。

議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございます。

この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行し、改正後の群馬県市町村総合事務組合規約の改正は28年2月8日から適用するというものでございます。

これにつきまして、2月8日からということで適用日が決定されておりました。この件について議

会等にかかる時間的いとまがなかったということで提案するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今説明があったわけなんですけれども、この専決理由ですね、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないためというふうになっているんですけれども、その時間的余裕がないということだったことをもう少し詳しく説明願います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 説明不足で申しありません。申し上げます。

まず、直近で臨時議会在、1月22日に第1回平成28年臨時議会在開催されたわけでございます。そして、本年の1月25日、群馬県の総合事務組合より通知が届いたわけでございます。そして、2月8日より規約が適用されるため、2月1日付で専決処分をさせていただき、3月の議会在承認を求めたという事務で進めさせていただきました。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 以前の議会在にも言いましたけれども、この専決処分については、地方制度審議会在ですかね、そこで、この特に緊急を要し議会在を招集する時間的余裕がないためというものは乱用されているので、これを削除すべきじゃないかという意見も出たらしいんですね。しかし、災害などがあつたときなんかの緊急対応ができないから削除せずに残しておこうということで、それはたしか議会在を招集する暇がなかったという表現だったかな、それを現在の緊急を要し議会在を招集する時間的余裕がないことが——この後続くんですね、条文ではね——ないことが明らかである場合というふうになったんですね。

そういうことから考えると、この専決処分というのは簡単にはやっぱりすべきじゃないと。ただ、今の説明を聞けば、まあいたし方なかったかなとも思うんですけども、ただ、1月25日以降、全く本當に議会在を招集する余裕がなかったのかといえば、いかがなものかというふうに考えます。

それともう一つは、専決処分に関して、これは私の個人的見解ですけども、内容によってある程度いたし方ないというふうに思える専決処分の内容と、これはどんなことをしたって専決処分じゃなくて議会在で諮るべきじゃないかというものはあると思うんですね。その辺について承知の上で今回の



専決処分というのを行ったどうか、再度お聞きします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これですね、群馬県等の水道企業団というのは太田、館林、みどり市、それから邑楽郡板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町と、こういう形で組織しているんですが、やはりこの性格というのは1町村でやる専決ではなくて、他町村にまたがっているということになりますと、やはり議会の招集だとか、あるいは事務処理的にかなり各町村によって差が出てしまうということで、この専決を実は、群馬県の市町村事務組合は既に専決をした場合にこうだというような提案をされておまして、そういう形で、どうしても2月8日という適用日を群馬県の市町村事務組合についてはこれを守るということでございまして、市町村にそういった形で出したんかと思うんですけども、早坂議員さんもおっしゃるとおりに、1町村でやれることではなくて、こういったまたがった性格性で、どうしても各町村のばらつきがあるということについては、ぜひご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第1号 専決処分の承認について（群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について）、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第6 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第6、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情つづりの一覧表により、順次付託を行います。

なお、人名が漢字仕様でございますので、誤読があった場合にはお許しをいただいております。

受理番号1号、第2区区长、岩田喜代司氏、同区区长代理、宮沢敬一氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号3号、第7区区長、高橋茂氏、同区長代理、高橋三二氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号2号、軽度外傷性脳損傷仲間の会代表、藤本久美子氏よりの陳情は、資料配付といたします。

---

◇

## ◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時41分散会

平成 2 8 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

3 月 2 日 (水)

# 平成28年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

---

平成28年3月2日（水曜日）

---

## 議事日程 第2号

平成28年3月2日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 一般質問について
- 日程第 3 議案第 5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 9号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第10号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	11番	岩田好雄君
12番	岸昭勝君	13番	早坂通君
14番	金井佐則君		

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
基地・財政課長	清村昌一君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	山本正子君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	久保田邦夫君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水喜代志君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第1回榛東村議会定例会2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職の出席を求めています、全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議場において指名を行います。

3番 杉井保夫君、4番 小山久利君を本日の会議録署名議員に指名をいたします。



## ◎日程第2 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順位6番、13番 早坂通君の質問を許可いたします。

早坂通君。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） 13番の早坂通です。

それでは、早速始めたいと思います。

本日はいじめの問題と議会軽視、議決権の侵害について質問をいたします。

私はいじめに遭った経験があります。私は当時、東京の豊島区立大塚中学校に通っていました。中学2年生のときに八ヶ岳に林間学校に行きました。その夜、キャンプファイヤーを囲み、フォークダンスをクラスごとに分かれて行いました。今は何の曲だか覚えていませんけれども、女子が内側の円、男子が外側の円で順々に相手をかえるフォークダンスでした。ふだんから男子にいじめられている女の子がいました。このフォークダンスのときも私以外の男子は皆スルーしました。そんなことでその女生徒は泣き出してしまい、私たちのクラスはフォークダンスを切り上げ、宿泊施設の食堂でホームルームを行うことになりました。担任の先生が男子生徒一人一人になぜスルーしたのか聞いていただいていると、ある女生徒が、早坂君は踊っていましたと言いました。先生は、早坂君はどうしてスルーしなかったのかと私に聞きました。私は、スルーする必要がないからと答えたと思います。部屋に戻ると、五、六人のクラスメートがいい格好しやがってと言って私に十数枚の布団をかぶせ、その上に乗

りました。私は空気口だけを確保して、俺は悪くないと言い聞かせ、耐えました。東京に戻ると、布団をかぶせたクラスメートのうち、2人が執拗に私につきまとうようになりました。3年でクラスがえになるまでの7カ月ほどいじめに遭った経験があります。親に相談しようと思いましたが、やはり男です。プライドが許しませんでした。

続いて、議会軽視、議決権の侵害についてですが、この問題を追及するのは議会制民主主義の根幹にかかわることだからです。真塩村長がこの10カ月間に行った数々の議会軽視、議決権の侵害を黙認することは、議会の存在をみずから否定することになり、議会制民主主義を否定することになります。

議会の役割は、執行機関の財政運営や事務処理、事業の実施が全て適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的に行われているか批判し、監視することです。だから、議員、そして議会にとって議会軽視、議決権の侵害は黙認することは許されないのです。榛東村議会が現在のように黙認し続ければ、榛東村の議会制民主主義は崩壊してしまうのです。再三にわたりこの問題を取り上げているのがそういった理由であります。

以上、議席に戻りまして質問を行いたいと思います。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず、教育長に小学校でのいじめの現状をお話してください。

○議長（金井佐則君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今、小学校でのというふうなお話でしたが、小中学校ということで義務教育の現状についてお話ししたいと思います。これは27年度に限ってということでお願いできればと思います。

非常に重大な案件としてのいじめが1件と、それから学校のほうでこれはいじめであると、そういう認知した案件が5件、計6件でございます。

1件につきましては、友達に●●●とか、悪い言葉ですけども、●●とか、雑巾をごみ箱に捨てられたとか、そういうことで、学校としましては担任、保護者、管理職、スクールカウンセラー等でいろいろ対応に当たってきました。ただ、なかなか登校することができず、家に引きこもることが多かったと。ただ、根気強いスクールカウンセラーや管理職の支援がありまして、修学旅行を契機に登校できるようになったという件でございます。

ただ、余り細かいことは申し上げられませんが、最近のいじめの被害者になるお子さんというのは、若干発達障害を抱えているお子さんが多くて、その子の発言によって誤解されるということもあるんですけども、そういう傾向が強いなという、これは個人的な感想を持っています。

あと、残りの5件につきましては、いわゆる悪口とか暴言とかそういうことで、学校も保護者であるとか、本人であるとか、言った子であるとか、根気強く対応しまして、これは現在は解消と。全て

この6件は小学校でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、引き続きまして、そういう現状があるわけなんですけれども、今後の対策ですね、いじめが起こらないように今後の対策をどのように考えているか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） いじめに関しては、早く見つける、早期発見と、これが一番大事なポイントかなというふうに思います。そのために、例えば教育委員会では榛東村のいじめ防止基本方針ということで27年の1月に策定をいたしました。あと、各学校では毎月いじめアンケートの実施、それから全教職員による細かな観察、それからいじめに関する防止集会や管理職、生徒指導担当の話というふうに努力をしております。

今、今後ということでもございましたので、今後について私のほうの考えを述べさせていただきたいと思えます。

今、早坂議員さんのほうで自分の体験談をお話いただきましたけれども、今いじめを考えたときに一番手を打つところは、いじめの傍観者と。いわゆるいじめの構造は加害者、被害者、傍観者と、こういうふうな構造になっております。このいじめの傍観者というのは、恐らくいじめがあったときの80%のお子さんだろうというふうに思います。

傍観者についてはなぜ黙って見ているのか。自分として何をしたいか、まずわからない。それから、早坂議員のほうのお話にあったように報復を恐れている。恐れなかったようだけれども、恐れていると。それから、さらに状況を悪くすることを恐れていると。こういう傍観者たちだろうというふうに思います。それを周りで見ている子供たちは、いじめの事実というのをきちっといろいろな場面で見ているんですけれども、それをやめさせるような行動にまでは起こすつもりは持っていないだろうと、そういうふうに思います。ですから、傍観者というのは物言わぬ多数派と、こういうふうに理解したほうがいいたろうと。

ただ、逆を言うと、この傍観者を、いじめを解決するための力は十分持っている、そういうふうに考えたほうがいいたろうというふうに思います。ですから、その傍観者、例えばクラスの中で起こったら80%以上の子供たちを変えていく必要があると。ここが今大きいいじめに関しての一番手を下さなければならないところと、そんなふうに自分は考えております。

必ずいじめというのは大人の目につかないところで行われるわけですから、子供たちの中にも目撃者が十分いるわけですね。ですから、そういう姿勢でいる必要があると。ですから、物言わぬ多数派から、思いやりのある集団をつくっていく必要が一番だろうと、そういうふうに考えています。



そこで、その集団をつくるには、そこには教員というものが大きくかかわっていくわけですので、教員ということは姿勢として幾つかあるのかなど。要するに、みんな全ての子供たちというのは自分自身がいい子になりたいと、こういうふうに思っているはずですが。その逆に、問題行動を起こすお子さんもいるわけですし、そういう子供はやはり何か不満というか、異議申し立てがあるんだろうと、そういう目で見なければいけないことが1点目。それから、普通に見えるお子さんというのもあるわけですし、そういう子供たちでも、恐らくその裏ではいろんな課題を抱えていたり、苦しんでいたりという部分があるんだろうと、それを理解してやること。それから、3つ目に教員自身がこのいじめの構造とかいろいろな対応についてさらに自己研鑽というか、研修をしていく必要があると、そのように考えております。

それから最後に、教員一人一人が自分だけで対応するのではなくて、学校としていじめに対応する組織、それから傍観者、物言わぬ傍観者ですね、多数派からそういう思いやりのある集団をつくっていかうという、そういうシステムをつくっていくことが大事だろうと。

今後の対策について、私の考えは以上でございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） やっぱり今教育長が言われたことは非常に大事だと思うんですね。

私がいじめられているとき、時代が違いますけれども、今、何年前になるんですか、40年、50年ぐらい前の話ですが、そのころは何となくみんな何もできなくて悪いなという顔をしている人が男子生徒も女子生徒でも多くいたんですよ。とりわけ女子生徒は気を使ってよく声をかけてくれたんですよ。でも、かといって、じゃそのいじめている連中に何かするということはできなかったんですね。私もやっぱりさっき言いましたようにプライドがありますので、そういやって声をかけてくれる人にもいじめられているということは打ち明けられないというか、わかっているんだけど話せない。やっぱりそういう心理ってあるんですよ、まさに中学生ごろの男というのはプライドがありますから。だから、そういうことも全部ひっくるめて中学生、小学生のそういう発達段階の特徴とかそういうものをひっくるめて、やっぱりいろんな対策を立てなくてはいけないと思うんですね。何と云って、そういう悩みというのは人に相談すれば気が楽になるんですよ、人に相談することによって。だから、そういうシステムをつくっていくということがまず大事だというふうに思うんですね。

続きまして、いじめ防止対策推進法というのができているわけなんですけど、私読みましたけれども、やっぱりこの中には本当に子供のことがわかっていないな、本当にいじめの問題をわかっていないなというような条文がいっぱいありました。

その中に、今、教育長が言った放置の問題が第3条2項にあります。いじめの防止対策等のための対策は、全て児童等がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に

関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならないと、ここにちゃんと放置しないようにと書かれているわけですね。

私が言いたいのは、学校の教育の現場、特に悪いことを見て、さらにいじめという卑劣な行為を見て、それを黙っているということを放置しては絶対ならないと思うんですね。やっぱりそれはいけないことだよと、人間として。ちゃんと教えなくてはいけないと思うんですね。プラス、そういうことは学校現場だけじゃなくて地域社会においても同じことだと思うんですね。早い話が大人が規範を示すということですね。教育長、何かあったら答弁ください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今のお話に関して、やはり友達と友達、人と人、それから対先生も人と人ですけれども、そういう信頼関係といいますか、相談がいつでもできるというか、そういう居心地のいい学級、学年、学校をつくらなければならないだろうと、さらに一層。これに関しては年間の教育委員会の重点項目ということで掲げてございます。やはりそこで一番教員というのが子供たちにかかわっていくわけですので、子供のことをしっかり理解してやると。いろんな子がいるんだと、寄り添ってやるんだと、そういう姿勢が大事だろうと。そのことに関しては、平成28年度も教職員全体集会の折に第1番として私のほうからお話をさせていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） このいじめの問題については、以前に教育長に私の経験を話して、今度近いうちに一般質問をさせてもらいますからねというふうに言ったんですけども、政権がかわっちゃったもので、今議会になっちゃったわけなんですけれども、それはそれとして、そこで教育長にお尋ねします。

私が聞き違いをしているのかもしれませんが、教育長は、教職員の人事権はあるが、教育委員会職員の人事権はないと言ったと記憶しておりますけれども、間違いありませんか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） きのうもお話ししたと思いますけれども、教職員に関しての人事権はございますが、教育委員会ではなくて役場の人事、村長部局のほうの人事権はないというふうにご理解いただければありがたいです。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番(早坂 通君) 私も、教育長がそういう打ち合わせのときに話を聞いてネットで調べまして、私の今熟知しているところは、もともと県のほうに人事権があつて、中核都市とか市町村に人事権を移譲するよという話がこのところ出ていまして、中核市には移譲したことが決まったんですね。まだ市町村には決まっていないという、人事権の移譲はね。ただ、内申というんですか、校長の意見を教育長が聞いて、教育長が県のほうにそれを上申するというシステムになっているというふうに聞いているんですけれども、それと同時に教育委員会の職員の人事権は教育長、ありますよね。再度聞きます。

○議長(金井佐則君) 教育長。

[教育長 阿佐見 純君発言]

○教育長(阿佐見 純君) 前半部分のお話ですけれども、教職員は群馬県の教職員ですので、当然県の教育委員会が持っていますけれども、中核市は別にして、市町村については、ある部分任されていて、それでこれでどうですかということで内申をさせていただいていて間違いございません。

教育委員会の内部の人事権というのは、今までの流れからいいますと、特に今は地教行法が変わりまして、教育長という立場が変わりましたね、新教育長ということで。その一つの意味づけというのは、首長と教育委員会が非常に密接な連携を持つと、そういう意味合いも含まれているわけです。したがって、村長部局のほうと相談をしながら人事配置を決めるという部分は、今まで以上に必要になってきていると。ある部分、私のその部分、こういう人事でこういうふうにとという考え方もありますけれども、村長部局と整合性を見ながら進めていくということも当然あるということでございます。

○議長(金井佐則君) 13番。

[13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 早い話が教育委員会の職員の人事権はあるはずなんですよ。なぜかといえば、〇〇〇〇氏を総務課に異動するということを命じておりますよね。だから、人事権はあるんですよ。

次、村長に聞きます。

村長は公約の中に女性の登用ということを掲げています。しかし、村長に就任してイの一番に行ったのは、〇〇〇〇氏に対するパワハラ。これも言っていることとやっていることが矛盾しているんじゃないんですか。村長、どうお考えですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

[村長 真塩 卓君発言]

○村長(真塩 卓君) 全く矛盾をしておりません。適材適所でやっているという中で、女性登用とかそういうものについては各種委員会とかいろいろな面を含めてこれを登用していくということでございまして、それが適切かどうかというものは判断しながらやっていくものでありますので、私の言っていることと全く矛盾はしていません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） しかし、現実客観的に見て、処分理由は何だかわかりませんよ、処分理由は何だかわかりませんが、この間やってきたのは、まず〇〇〇〇氏を6月1日、給食センターへ異動し、また10月6日に総務課へ人事異動し、仕事を与えず、10月4日には顧問弁護士ではなく知り合いの弁護士を呼んで一日中尋問して、そのあげくに12月10日に耳飾り館に異動したわけですよね。真塩村長は就任間もなく職員5人を使って、〇〇氏の処分理由と阿久澤村政のあら探しをさせていたじゃないですか。これは私、総務課長にその当時聞いたんですよ。そんなことをして住民サービスに影響しないのかと総務課長に聞きましたらば、暇なときにしていますからというふうに言っているんです。何ですか、これは。初めから処分ありきで動いているわけでしょう。村長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 処分ありきではありません。これについては私も4年間、村長職じゃありませんでしたので、その間のいろいろな話を聞いたり、いろいろした中で一応判断をしてやったところでございます。

また、早坂議員、処分理由はわからないけれどもということをおっしゃいましたけれども、こういうものについては処分理由とかそういうものをわかった上で実際質問をするのが正しいんじゃないかと。

〔発言する声あり〕

○村長（真塩 卓君） 私がちょっと今答えているので。

〔「いい」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 答えなくてもいいと。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） あなた、全然言っていることがおかしいよ。私はこの間してきた客観的な理由から見たら、明らかにいじめだと言っているわけですよ。処分理由がどうであろうと、それ客観的にやってきた、なぜそういうことをやってきたのかということですよ。ほかの職員をやりましたか、そういうことを。〇〇〇〇さんだけでしょ。なぜそういうことをしたんですか。その理由を述べなさいよ。早く。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午前9時24分休憩

午前9時26分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、簡潔に教えてくださいよ。

そうやって、さっき言ったような経緯、異動をしておいて、異動をすると同時に一方では5人の職員を使って〇〇〇〇氏のあら探しと阿久澤村政のあら探しをしていたわけですよ。じゃ、ほかの職員に対してそういうことをしているのかと。なぜ、〇〇〇〇氏だけそういうことをしたのか、その理由を聞いているんですよ。端的に教えてください。

○議長（金井佐則君） 新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 先ほどちょっと早坂議員さんが……

○議長（金井佐則君） 5人の話。

○総務課長（新藤 彰君） 総務課長が5人だとか、暇だとかという発言をしましたが、私はそんな一切発言しておりませんので。

〔「いや、聞いて」の声あり〕

○総務課長（新藤 彰君） いや、していませんね。それは訂正してもらいたいですよね、そんなことは発言したことないですから。おかしいですよ、議会ルール上。一方的に職員に対してそういう形で言っているのはおかしいじゃないですか。村長だって忠実に答えようとしているときに、議会ルール上まず答弁させていただくのが議会とすれば筋じゃないですか。

〔「だから端的に答えないからと」の声あり〕

○総務課長（新藤 彰君） いや、だから端的に今答えようとしたわけじゃないですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 議長さんをお願いしますけれども、ちょっと時間が長くなりますけれども、よろしいですか。

〔「端的に」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） 端的に時間を、少し長くなるかと思えますけれども。

○議長（金井佐則君） いいです。許可します。

○村長（真塩 卓君） 先ほどの件ですけれども、私は、合理的な理由に基づきまして適切に異動辞令を発したところでございます。具体的な事実に基づいて、適切な手続を踏んで処分をいたしました。処分理由の中にいろいろありますけれども、これらは早坂議員もわかっていないということで、余り私のほうから言うことはどうかなというものとして余り言いませんけれども、いろいろの中にお

いて……

○議長（金井佐則君） ちょっと待って。

〔「さっき質問したことに答えていないですよ、私のに」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前9時28分休憩

---

午前9時29分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開します。

もう一度、村長、答えてください。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） その処分の内容については、先ほど教育長のほうからも昨日も話もしましたけれども、学校給食センターの情報管理上の問題とか、そういうものが入っていると私は確認しております。

これについては個人情報一般の人にそれをやらせたことによってどこに漏れるかわからないということで、いろいろな不都合な問題が生じております。いろいろな職員に対しての無権限の職務命令をしたり、不穏当の言動も……

〔「大丈夫か」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 今再開中だから。今、暫時休憩中は終わったよ。会議中だよ。再開中。答弁しているんだから、今。

〔「議長、違うでしょう」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 何で。

〔「さっき私が言ったのは、質問に答えている答弁じゃないんだから余計な説明をしているんだから時間をとめてくれと言ったら、議長はとめていると」の声あり〕

○議長（金井佐則君） だから、暫時休憩中はとまっているよ。今再開して……

〔「だから、今とめてくれというの」の声あり〕

○議長（金井佐則君） なぜ。

〔「私の質問に端的に答えているわけじゃないから」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前9時30分休憩

---

午前9時31分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長、今、早坂議員が言うように、その問題だけを答弁してください。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 1名をターゲットにしてやっているつもりもございません。いじめをしているつもりもございません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 大体村長はこの間、この神聖な議会の場において、過去にも指摘しましたけれども、虚偽の答弁を幾つもしている。虚偽の答弁をすることは平気。

例えば例を挙げますよ。まず最初に、冒頭に言っておきたいのは、きのうの所信表明でも言いましたけれども、開かれた行政、透明性ある行政を着実に進めていくというふうに言っていましたけれども、この間やってきたのは何ですか。議会が全協を開いて事業変更を説明してくれと求めたって、それもやらない。なおかつ、違法な流用をやり、それも正当化する。これが開かれた行政、透明性のある行政かと。これ1点をとっていったって、やっていることとやっていることは違うんですよ。

それも、さらにSOILオリンピックは村では行わないが協賛するというふうに当初言ったんですよ、議会で。協賛もしなかったじゃないですか。その理由も議会にちゃんと説明しないじゃないですか。

それと、9月の定例会、9月10日だと思います。私の質問に対して、倉庫を買わないとかそういうことは一回も言っていないというふうに言っておりましたけれども、9月18日には倉庫の契約解除通知を出しているんですよ。それは確かに言葉ではこういうことは一字一句言わなかったかもしれないけれども、そのようなことは言っているはずですよ。言わなければこんなときに解除通知なんか出さないとはいえないじゃないですか。議会の場で言ったんですよ、村長。

あと、私はある学者のテープをちょっと聞く機会がありました。そこでこういうことを言っているんですよ。その方は、米倉庫については所有者が売りたいと言っていると。それは村でもうわさで流れましたよね。うわさで流れた。しかし、事実は違ったわけでしょう。村のほうから契約破棄したわけでしょう。だから、このようにしてあなたは言っていることとやっていること、それもまさに議会のこの神聖な場で平気でそういう偽りの答弁をしているんですよ。

だから、さっきだって〇〇〇〇氏一人だけを何て言ったんだっけ。そういったことで、あなたの議会答弁は私、信用できないんですよ。私がただ感情的に言っているわけじゃないですよ、こうやって事実を挙げているわけだから。そう思うでしょう。このことについて何か弁解はありますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 弁解も何もございません。私は事実に基づいてやっているだけでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 弁解できるはずないですよ、ちゃんと議事録に残っていたりしているわけですから。

じゃ、弁解じゃなくて、こういうことをやるということの人間としてどうかという考えはありますか。人としてどうか。人としていいのか、悪いのか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） それは私のことの人間性の問題を言っているのか、違うほうのことを言っているのか、私もわかりませんが、私のことを言っている……

〔「一般論で」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） 私のことを言っているのなら、私は間違いないということを自信を持ってやっているところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） どうしても時間がなくなっちゃうので、じゃ、いじめの問題は教育長に最後に申し上げておくんですけども、本当に子供を、いじめという卑劣な行為を行っているものを見ぬふりをしないような人間に教育の現場で育てていってもらいたいと思います。

それで、次に通告してある議会軽視ですね。これについてはもうご承知だと思うんですけども、平成27年3月16日に議決した繰越明許の事業変更をする理由を議会に説明するようにと再三にわたり要請したにもかかわらず、全く説明をせず事業変更を行った。なぜこのような議会軽視を行ったのか、説明を求めたいと思いましたけれども、またいいかげんな答弁をするから、これはいいです。

それでは、次いきます。

専決処分をいたしましたね、専決第3号。これは9月定例会でしたよね。専決処分の理由として、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないためとなっていますけれども、行政論の専門家の間では、災害時などの特殊な場合以外はあり得ないということが通説なわけであります。まず村長、端的に答えてくださいよ。客観的に時間的余裕がなかったということを説明してください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは9月議会のほうでも話をさせていただきました。説明したとおり、速やかに予算措置を行わなければ、このふるさと納税に対する寄附金の受領ができなくなる、そういうことでこれを専決をさせてもらったということの答弁、そのとおりでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。



〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 本当に村長ともう今までずっとそうだったけれども、質問したってこちらの質問にまともに答えてくれる答弁がほとんどない。今、私が聞いたのは、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったということに対しての客観的理由を述べてくれと言っているんですよ。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、理由を述べたとおりでございまして、違うことに答えたつもりはございません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 客観的理由というのは、例えばこういう行事が入っていて、だから議会を開く暇がなかったということ。緊急を要したというのは、そんなことは絶対あり得ないわけですよ、専門の学者も言っているとおり、ほとんどのケース。

ならば、村長、7月1日に専決処分をしているんですよ。6月18日に定例会の最終日だったんですよ。じゃ、足りないと6月30日に気づいて、やったんですか。そうじゃないでしょう。もしそうだとしたら行政の怠慢でもあるけれども。そういうことを聞いているんですよ。こうこうこういう理由、日程が入ったのでできなかったんだという。どうなんですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 日程とかそういうあれより、6月30日以降のことについて、ふるさと納税の返礼品ができるかどうか、予算化の問題についてですね。それができるかどうかを判断して専決をさせてもらったところでございます。その内容については——もう少し言わせてください。それがふるさと納税の内容でございまして、これがなければ返礼ができないということ、それが気づいたのがそのときだった、私は今、日にちは持っておりますけれども、そういうことで……

〔「議長、ちゃんと」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 今やっているよ。

〔「違う。質問に答えていないじゃない」の声あり〕

○議長（金井佐則君） だから、ちょっと待って、もう少し。あと2分。

村長、どうぞ。

○村長（真塩 卓君） 私の答えがわからないということですか。

〔「私の質問がわかっていないんでしょう」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） わかって言っていますので、今のとおりです。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 本当にあきれちゃうんだよね。何度同じことを言わせればいいのかね。特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないためという理由だから、じゃ何で招集する時間がなかったのかと聞いているんですよ。ならば、それはどういう日程があつてできなかったんだということをお答えすべきでしょう。もうこれやっても同じこと。もうこれでいつも俺、時間なくなっちゃうんだよね。じゃ、これはいいですよ。あなたがいかに理解力がないのかわかったから。

じゃ、総計予算主義のことを取り上げましたよね、専決処分。これ何で、総計予算主義が専決処分に当てはまりますか。何で当てはまるんですか。説明してください。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔「いや、村長」の声あり〕

○議長（金井佐則君） ちょっと待って、先……

〔「村長がやったんだから村長答えられるでしょう」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 先にやらせてください。

〔「答えもできないのにあんな自信ありげに総計予算主義だというふうに言ったんですか。おかしいでしょう。あれほど強調したんだから、村長答えなさいよ」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては前から話しているとおり、予算というものは年間を通した予算を当初やると。それに間違いがあつたときに、間違いというのは足りなかったり、あるいは多かつたときも、これも年間を通した予算を想定してやるのが総計主義で年間を通したやつが。そのときがそれは間違いなくやつたところでございますので、早坂議員はそれを何回言つても理解をしないというところでございます。我々がやつたことは年間の予算を専決させてもらったことは間違いありません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず、村長、考えてください。専決処分というのは、どうしても議会が開かれなかつたり、成立しなかつたり、また災害のように緊急を要するときに限定して一時的に議会の議決権を村長に与えるということなんです。そうしたら1年間も専決処分なんかできるはずないでしょう。そうしたら議会が要らなくなっちゃいますよ。

総計予算主義の地方自治法でうたっているのはこういうことなんです。よく聞いてください。総計予算主義の原則、地方自治法210条、1会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出に編入しなければならないというふうになっています。それで次、地方自治法208条、地方公共団

体の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとするというふうになっているんです。総計主義が当てはまるのは原則1会計年度の予算についてなんです。そうでしょう。地方自治法にそう書いてあるんです。そんな専決処分に当てはまるはずないでしょう。何かありますか、言うこと。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 何度も言いますが、今、早坂議員がおっしゃったとおり、210条の問題、これそのものじゃないですか。年間を通してやるということが総計主義じゃないですか。何回言っても早坂議員は理解しようとしません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 何回言ってもあなたが理解しないということだよ。

じゃ、村長、さっき言った専決処分は限定されて、いろんな議会が成立しなくて議決できない、そういう特殊な事情があったときに限定されて、議会の議決権が一時的に村長に与えられるわけだよ。そうでしょう。だから、1年間分だけすることはあり得ないと言っているんです。そのことは理解できているんですか。もう長い間行政にいたわけでしょう。村長8年もやったわけでしょう。なぜこのくらいのことが理解できないんですか。今の私が言った専決処分の理由について、反論があるなら説明してくださいよ。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私も行政のほうを長くやっておりましたので、今までも必要とあるものについては年間を通した予算を専決したりいろいろしておりました。これは先ほど来、早坂議員もおっしゃったとおりでございますので、その辺は間違いない。しかし、今、早坂議員のおっしゃることについては、例えば1日でもすぐ後で余裕があるんだから、逆に年間を通さなくても、1カ月とかそういうものに対して専決をし、残りをまた招集をしてやればよいということじゃないかと思うんですけれども、これについては今でも年間を通した予算を計算した上でやっておりますので、これは間違いない。ちょっと私が答弁していますので、まただめですか。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） とにかくもう少し専決処分、清村基地・財政課長もちゃんと勉強し直してくださいよ。私が今質問したことを含めて、それでなおかつ反論があるならば聞きますよ。もう幾ら言ったってだめ。平行線。平行線じゃなくて、理解できない。

じゃ、次、繰越明許の流用の件ですね。これも議決権の侵害に当たります。

まず、これを流用を明らかにしています。予算流用決定書ですか、それには確かに2款総務費で処

理をしていますよ。処理をしていますけれども、でも実際補正予算に出てきたらば、ちゃんとそれぞれ母子保健関係は4款、プレミアム商品券は7款で上がっているじゃないですか。何でこれが流用していないということになるんですか。時間がないからまとめて聞きます。

それと、きのう一般財源についての、年末の12月定例会に一般財源で補正予算で上げたという件について、基地・財政課長は……、ちょっと待ってくださいね。要するに、まだ財源が確定しないというふうに言っていましたけれども、だって8月ごろには内閣府はいいというふうに言ったことをしょっちゅう言っていたじゃないですか。ということは、財源は確定していたわけでしょう。その辺の説明をひとつお願いをします。

それに、改めて言いますが、繰越明許費というのはこの議員必携にも書かれていますけれども、款項、事業目的、金額を議会議決するものなんですよ。3月に議会議決をして繰り越して、それを議会議決もしないで勝手に事業を変更して、それで予算執行までしちゃった。これは明らかに違法行為ですよ。私はある町村議員にちょっと話しました。その町村議員も勉強しているからすぐわかりましたよ、それはおかしいと。何度も言いますが、財務省だってそんなことはあり得ないというふうに言っていたんですよ。それをいまだに内閣府がオーケーしたというのを錦の御旗にしていますけれども、内閣府と村との行き違いだってあったはずですよ。いずれにしたって、内閣府がたとえいいと言おうと、今、地方分権、地方自治の時代なんですから、榛東村が法に照らしてどうかということで行政を行わなくてはならないんですよ。内閣府がいいと言ったからというのを錦の御旗にしてやっているようじゃだめですよ。今の件について、村長、答弁。

○議長（金井佐則君） どちらだ。どちらでもいいんだよ。

清村基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 一番初めの流用の件でございますけれども、2款1項内で流用を行っております。その後、今おっしゃられた12月の補正予算において予算を整理した際に、7款、あるいは4款、10款のほうに整理をさせていただいたというところでございます。これは委員会でもご説明させていただいたかと思うんですけども、本来交付金の目的といたしまして少子化対策、それから東京一極集中の是正というところが大きな2本の柱となっております。その目的の中、少子化対策というところであれば、2款のままで執行したことについて、少子化対策は何款でなければいけないというところはございませんので、総務費でございます2款のほうで流用したというところでございます。

プレミアム商品券につきましては、当初予定されていたものにつきまして7款のほうで整理をされていたというところでございますが、こちらについても、商工業振興という観点であれば7款ということになるかと思えますけれども、消費喚起型という交付金の趣旨でございますので、消費喚起という部分に着目すれば2款のままだでもいいというところでございます。

それから、財源について1月で確定したというようなご趣旨の御質問でしたけれども、財源は確定したという意味ではございませんで、26年度の国のほうの繰り越しの予算でございましたので、その歳出歳入について村としての予算の組み方というんでしょうか、そういった部分について内閣府のほうと協議をさせていただいて、歳入部分、財源については当然のことながら交付金を充てるということで事業を執行していたところでございますけれども、補正予算に計上したのが1月になったというのは、その取り扱いについて内閣府との協議が12月の下旬に調整がついたというところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（金井佐則君） もう1点。

○基地・財政課長（清村昌一君） 繰越明許費の件でございますけれども、これも9月議会以降、答弁させていただいているところでございますけれども、交付金の趣旨に従った形での事業変更ということで捉えておりますので、変更を行っているというところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 普通考えられないんですよ。国からの交付金ですよ。それを財源内訳を12月の補正では一般財源に入れておいて、1月22日の臨時会ではまたそれを交付金に戻すと。そして今言ったけれども、財源が決まっていなかったと言うけれども、でもさっきから言っているように、8月ごろから内閣府が事業変更していいというふうに言ったということを再三言っているじゃないですか。そこでもう財源が決まっているわけでしょう。そうでなければ、今みたいな論理だったらば、これからの交付金だって国県支出金で交付金でずっと上げられないわけでしょう。一般財源で上げなくちゃいけないわけでしょう、そういう決定がおらないのならば。でも、あなたたちは内閣府のオーケーをとったということを再三言ってきているんです。何か言っていることが私から見れば、違法を隠そうとしてさらに違法を重ねているという感じがしてならないんですよ。

いずれにしろ、これははっきりすると思うんですけども、本当は私きょうここで時間を長くとりたかったんですけども、自分の問題で少し時間を食っちゃいましたもので、どうしても村長はこちらの答弁に1回で端的に答えない。さっきも言いましたように答えられないのか……

○議長（金井佐則君） 早坂議員、時間です。

○13番（早坂 通君） 承知して答えないのかわからないんですけども……

○議長（金井佐則君） 時間です。

○13番（早坂 通君） きょう私は思ったんですけども、やっぱり理解ができないんだなというふうに思いました、残念ながら。

以上で質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で13番早坂通君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を10時10分からといたします。

午前9時55分休憩

---

午前10時8分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問順位7番小野関武利君の質問を許可いたします。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君登壇〕

○6番（小野関武利君） 皆さん、こんにちは。6番小野関であります。

本日の一般質問であります。1つは区のコミセンに設置した太陽光パネルについてであります。昨年9月議会で総務課長は答弁しておりますが、理解できない部分もありますので、改めて説明を求めたいというものであります。

2つ目であります。ことし1月22日の臨時議会で全員賛成で可決された子育て・長寿支援課の廃止についてであります。少子高齢化にありまして、子育て・長寿支援課が担ってきた業務と子育て・長寿支援課という看板はますます重要視される政策課題を担う業務と看板であったと考えておりますが、課の廃止に関して賛成したことは、議員として痛恨のきわみであるというふうに思っております。

以下、自席に戻って質問をいたします。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 最初に、区のコミセンに設置した太陽光パネルについて質問をいたします。

昨年9月定例会における小山議員からの質問に対して、総務課長の答弁内容について質問いたしますが、総務課長答弁の一部を要約してちょっと読み上げてみたいというふうに思います。

各区に太陽光発電システムを設置しました。26年度は8区から19区ということで10カ所設置したと。この検証で、入札ということよりも考え方です。26年度はパネルについてシャープ製を限定して入れています。シャープ製の中でも最高級のパネルです。27年度についてこれが妥当であったか、適正であったかを検証しました。700万円高い余計に支出していることがわかってきました。なぜかという、競争原理というのは1社を指定して競争するんじゃなくて、例えばほかにも京セラとか他社が相当数ありました。それと機能についても最高級のものを使う必要はなかったわけです。公会堂ですら十分足りたわけで、そういったものを含めてシャープに限定し高価なものを使って、なおかつ競争原理を働かさず1社を指定したことに非常に疑義が残るというものですと回答しております。

そこで、総務課長にお伺いいたしますけれども、各区に太陽光発電システムを設置したということですが、設置の進捗状況というか、設置について全て完了しているのかどうかお答えをお願い

いたします。

○議長（金井佐則君） 新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 小野関議員さんの先ほど会議録を読み上げていただいたということで説明させていただきます。

まず、設置の関係でございますけれども、本事業は防衛省の補助事業として平成26年、27年の2カ年で各区のコミセンに太陽光パネルを整備するというものでございます。設置箇所につきましては、26年度が10カ所、27年度が10カ所となっております。27年度は27年11月2日付で業者と入札によりまして請負契約をして、3月25日までに完了でございますけれども、実質的には工事はほぼ完了しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） ほぼ完了ということであります。21区全部入ったということで理解、よろしいですね。

次に、総務課長は700万円高いと。余計に支払っていることがわかってきましたと言っております。その700万円高いという範囲でありますけれども、26年度の10カ所なのか、27年度を含む村内全域の範囲なのか、その範囲の説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 会議録の中でもお断り申し上げて答弁をさせていただいておるんですけども、この中にはあくまでも考え方ということで議事録に残っておりますので、そういった中で申し上げたいと思います。

26年度について、27年度の工事の積算比較について実質行ったわけでございます。26年度はシャープ製のパネルに限定して積算を行っており、一方、27年度についてシャープのほか2社から見積もりを徴して最低価格を採用して積算を行った結果でございます。その結果、26年度、27年度を積算上比較すると設計金額で700万円ほど26年度が27年度より高いというような結果が出ました。そして、この中でやはり一番の要因となるのがシャープ1社に限定したということが大きな積算の中の差異になっているということがわかっております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） そうしますと、700万円という数字は26年の部分を指しているとい

うことですか。

それで、全部のコミセンに太陽光パネルを載せるわけでありますから、全体の総額は幾らか積算の、全て工事が終わっているということでありますから、幾らかかったかお伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） まず、請負のほうから実質行っているのが平成27年度でよろしいですか。

27年度につきましては、27年11月2日に請負契約を締結しまして、1,998万円というものでございます。それで契約を締結しているということでございます。

そして、積算上の話でございますけれども、これは経費等若干ありますけれども、こちらで設計積算を行った形でいきますと、まずこのシャープについて26年度についてが2,642万7,600円、そしてそれ以外のものの3社からの競合によりますと1,929万9,600円ということで、これを差し引きますと712万8,000円というような設計上の金額に差異が出てくるというのが実際の実情でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 700万円という数字は、26年度の部分で2,642万円という費用がかかっている中の700万円、これは大きな数字であります。

それで、26年度のその状況を踏まえて、27年度パネルを見直して27年度実施したということで先ほど伺いましたけれども、それによって1,998万円ですね、それに抑えられたということでありますけれども、言ってみれば26年度の部分、700万円高かったということの部分についてであります。言ってみれば27年度、26年度の反省を踏まえて是正したということのあかしであろうと思っております。

そこで、700万円もの血税を無駄に使ったということであれば看過できないという思いでありますから、再発防止策など検討したというふうに思っておりますし、その再発防止策、そのことについてどんなふうに考えているか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） そのことについては、今、住民監査請求がなされておりますので、監査委員の審査の結果を具体的には待ちたいというように思っております。

そして、少し時間をいただければ、ちょっとこの700万円の問題とかいろいろこれは関連してくると思いますので申し上げますと、26年度に行った事業者がなぜ27年度の方までそのところを東電の許可をもらっているかと、私は不思議に思っております。それもこのように金額に少し関係してくるのかなど。これは本当にこれを誰が27年度は取るかわからないものを、27年度分まで許可を取っている自体が私は不思議に思って今考えております。内容を精査したいということも含めて、この700万円



も考えるべきだということで考えています。具体的には監査委員会の審査を待ちたいというように思っています。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） ちょっと先ほど聞き漏らしてしまったんですけども、27年については業者をかえたということの理解でよろしいですか。それとも、当然のこととして、言ってみれば年度が違うんだから当然入札をやり直したの話だという理解でよろしいですね。

それで、住民監査請求も出ていることということで村長のほうから説明があったわけでありましてけれども、いずれにしても総務課長の話の中で700万円余分に支出、支払ってしまっているということは、村に損害を与えたということであろうというふうに思います。その村に損害を与えた当事者として誰が上がってくるのかということをお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

---

午前10時24分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 26年度分の700万円について誰がという部分については、また後で検討して質問をさせていただければというふうに思います。

先ほど村長の答弁の中で、27年度にまたがって東電の許可を得ているという状況でありますから、これについて言ってみれば、当事者として現職の村長なり、村の執行はかかわり合いを持つという話になろうかというふうに思っております。その辺について村長のお考えをもう少し詳しくお伺いしたいなというふうに思いますけれども。

だから、700万円については26年度の話だけれども、東電がかかわる部分、27年度までつながっているという話でありますから、当然現執行部もその部分、かかわり合いを持つことだというふうに思いますので、それに対して村長のお考えをお聞きしたいなというふうことであります。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど休憩のときに申し上げましたけれども、これについて答弁することはやぶさかではないんですけども、これが本当にどうなるかということは、これは監査請求の問題もございましてけれども、今、小野関議員、これは現在の村長云々とかそういう中においてもいろいろあるかと思えます。しかし、この26年度中に取った人が26年度中に27年度の分まで東電の許可を取って

いると。それで、27年度取った人が行ったところ、前の人が取っているのだからこれはできませんということでは事実でございます。それが許可を取るために逆に高くなっているのかどうか、それらも含めて今検証をしたいと思っております。今現在、それが誰にあるのかとか、ないのかとか、それは今のところ私のところでは申し上げることは控えさせてもらいたい。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） どうあれ、26、27年度にわたって工事をやるということの中において、業者もかわったということで、東電の部分、一括して取ったのはいかがなものかという話もあったわけでありまして、どうあれ、両年度にわたってやる、全部の区をやるという話でありますから、一括して取ったという状況の部分、わからないでもないんですけども、そのことをここで詰めてもしょうがないというふうに思いますので、次に移りますけれども、パネルのことでちょっとご質問申し上げます。

総務課長は、区の公会堂であるから最高級のパネルは必要なかったというような発言をしております。一般的に高品質イコール最高級で、発電能力の高いパネルというふうに理解しているんですけども、そのどこが悪かったのかという話であります。その辺、もう一度お話し願えればと思います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） この件について、私のほうも検証させていただいて調査させていただきました。実際パネルですけれども、多結晶と単結晶というものはご存じかと思うんですけども、単結晶というのは非常に充電効率、発電効率がいいものですね。しかし、単価が高いというものが26年度は使っていると。それから、27年度については多結晶ということで、この多結晶というのはどういうものに使われるかという、要するに公会堂だとか常時常駐する人が居住するところについては多結晶で、もうちょっと機能を安いものというような形で、実際に設計をしたコンサルからの助言をいただいたわけなんですけれども、そういった中で、だとしてもこれ26年度は私がしたわけじゃないです、27年度の中のを検証してみますと、そうであれば集会施設とかそういうところについては、一般的には多結晶のもので十分で足りたというようなご助言をいただいております。

それに基づいて私のほうも発言をさせていただいたわけですが、あくまでもこれは一般論ということで、単結晶については一般の住宅の方々が非常に多いと。多結晶については公共の建物で常に居住している建物ではないというようなことに基づいて申し上げたわけでありまして、これについて公会堂を軽視するとか、そういったことの発言ではないことを申し添えたいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） どうあれ、議会答弁においては、言ってみれば答弁というのは重い発言であろうかというふうに思います。これは総務課長の失言があったということじゃなくて、一般論としてお話し申し上げますけれども、議会の答弁は重いものであるということでもありますので、その部分、村長からも管理職、課長等に対して慎重といたしますか、間違いのないような答弁をするよう指導をお願いして、次の質問に進めさせていただきます。

2番目の子育て・長寿支援課の廃止についてであります。

このことについては、1月22日の臨時議会において、議案第1号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例についてが全員賛成で可決されたところであります。全員ということでもありますから、自分も改正することに賛成した一人であります。その後、この案件について思いめぐらしましたところ、子育て・長寿支援課の廃止を含む改正に賛成したことは反省をしております。

少子・高齢化は、日本社会全体の課題であって、榛東村においてもその例外ではありませんし、全国の市町村が子育て世代の人たちに定住してもらい、人口の増加を図ろうと知恵を絞ってしのぎを削っているところでもあります。また、高齢化においても年々高齢化比率は高まり、高齢者福祉の課題も累積している状況にあります。そうした村内外の状況にあって子育て・長寿支援課を廃止することは、福祉の看板を外したに等しく、村民に対してどう説明してよいか戸惑っておるところであります。また、村外から子育て世代の人たちを呼び込む看板がなくなったということでもあります。

そこで、改正することに賛成した議員の一人として、子育て・長寿支援に関してどうしたらよいか、何ができるのか考えていきたいというふうに思っておりますが、この条例を改正するに当たって総務課長は提案理由の説明をされたわけでもありますけれども、その部分が頭に入っておりません。機構改革の実施に伴いということと所要の改正を行うという説明だけです。子育て・長寿支援課の廃止の理由の説明が具体的なものがなかったということで、改めて子育て・長寿支援課の廃止に関する理由の説明を村長にお願いしたいなと思っております。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、総務課長のほうからこの後また説明させていただきますけれども、この内容につきましては、たしか平成21年に私が村長をやっているときにこの子育て・長寿支援課を設置させていただきました。その内容については、先ほど小野関議員がおっしゃったとおりの内容でございます。

しかし、その後いろいろな面を私も今現在、あるいはその前からいろいろ聞いたところによると、子育て・長寿支援課のものが1つの事業に対して、あるいは1つの推薦するものについて、自分のところではできないものがほとんどであると。どうしても例えば住民生活課とか、あるいは教育委員会とか、あるいは健康・保険課というんですか、そちらのほうと必ず協議しなければ、1つの課で完結できないということが相当出てきました。それらを検討して仕事の内容一つ一つを捉えて、これを

住民生活課とかそういうものにやったほうがこれから合理的じゃないかということで、この前提案をさせてもらったところでございます。そのほか、税務課のほうに徴収対策とか、教育委員会の2つあるものを1つにして一貫してできるようにやろうとか、そういう問題を提案させてもらって機構改革をお願いしたところでございます。

また、あと1つ、これは逃げ手でも何でもございませぬけれども、これから3年間、10名の管理職員が定年になります。そのときにまたじゃそれがいいのかどうか、それらを含めて検討させてもらって、1月22日でしたか、それを提案させてもらったところでございます。

また、さらに詳しくあれば、総務課長のほうから申し上げたいと思います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 村長が今申し上げましたとおり、この子育て・長寿というのが際立って表へ出てしまっておりますけれども、基本的には行政運営という基本的なベースがございませぬ。その中にまず支障を来すかどうかというのを考えなくちゃならないということになるかと思うんですけれども、先ほど言いましたけれども、10名の課長が抜けるということは、ほとんどの課長が抜けてしまうということになりますので、その中の対応策というのを第一義的には村長のほうも検討されたということでございませぬ。

それから、教育委員会等につきましても建設工事がほぼ完了したということと、それから教育長ですけれども、これはスピード感を持った教育行政を進めるという観点からしますと、1つにしていくということでございませぬ。

あくまでも行政全体の子育て・長寿ということをピックアップしますと、そういうふうな形で出てきますけれども、全体の行政のこれから3年間と村長申し上げましたけれども、その中でやる中でやはりどうしてもそういった、先に手を打って基本的な行政のベースを構築するということから始めないと、そうはいっても、子育て・長寿をないがしろにするということじゃないですけれども、まず行政ベースを固めていくということが今回の機構改革の大きな主眼にあるんじゃないかと。

それから、先ほど言いましたけれども、逆に我々が考えているのは、村長言いましたけれども、子育て・長寿を健康・保険課と住民生活課に分けることによって、逆にメリットもあるかもしれません。これはやはり動いてみないとわからない部分もありますので、そういった形でやはり一、二年の中でこれを見きわめていくというのも行政の一つの手法かなということで、こういった改革といいますか、行政の組織改革を行ったということでございませぬ。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 村長から当然、22日の臨時議会で質問すればよかった話だとは思いますが、

けれども、それなりの事情と、こういうことでということで話がありました。また、総務課長のほうからも行政ベースの考え方に立ってということでもありますけれども、確かにここ3年間ぐらいで10名の退職者、管理職の退職というのは大きなダメージかというふうに思いますけれども、どうあれ、事業について子育て・長寿だけでは完結できないという状況も自分も承知はしております。村長の説明にあった部分で承知はしているんですけども、改めて子育て・長寿支援課長にお聞きします。

これまで所掌してきた業務において、他の課と重複というか、本来であれば他の課で所掌するのが妥当と思える業務があったかどうかお伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 平成21年4月から旧役場庁舎の1階、東側執務室に設けられました子育て・長寿支援課につきましては、子育てや高齢者の福祉に関する業務を担当する課として新設されたものです。所掌内容としましては、高齢者福祉、児童福祉のほか、障害福祉や国民年金、青少年関係、消費者行政も担ってまいりました。

他の課と重複、連携した主な業務についてご説明申し上げます。

最初に、高齢者福祉につきましては、介護保険と非常に密接な関係があり、予算的にも介護保険会計と一般会計、それぞれで対応する部分があり、一元化されればより一層の円滑化が図られるものと期待されております。

また、障害福祉も、福祉医療の対象となる障害者の窓口が一元化されるとともに、健康・保険課と密接な関係があります群馬県の国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金へ障害サービスに関する費用を支出していることから、業務の円滑化は増すものと期待されます。

住民生活課の所管となります児童手当や保育園などの児童福祉は、国民年金と同様、転出入にまつわる手続があるため、その漏れを防いだり、住民異動にまつわる情報連携の向上が図られるものと考えております。

社会福祉につきましても、住民情報が大切な要素となります。特に、住民登録は臨時福祉給付金に、ことしから平成30年に限りなんですけど、戦没者遺族への特別弔慰金などでもその住民登録等が重要な要素となっておりますので、住民生活課内で対処できれば一元化が図られ、申請者等の利便性が向上されるものと思います。

以上のほか、商業等の関連もあります消費者行政は、商工関係を所管する産業振興課へ、社会教育と密接なかかわり合いのある青少年関係は、教育委員会へそれぞれ所管がえとなります。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） かなりの部分といたしますか、ほかの課と重複といたしますか、本来そこでや

ったほうが妥当と思えるような事業の説明を受けました。ただ、しかし、子育て支援や高齢者の支援など、今後ますますふえてくる政策課題であります。その子育て支援や高齢者の支援対策について、村で取り組みを強化していこうとする事業、新たに取組もうとする政策があれば、村長のほうからお伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私も去年の4月のときに出させてもらいました。子供に夢を、そしてみんなに福祉と安心をということをずっと叫ばせてもらいました。それに沿った形で総合計画とかそういうものについてもやらせてもらったところがございます。子供とかお年寄りに対して安全、安心な、そして榛東に生まれてよかったというような施策を掲げさせてもらっているところがございます。

その内容については、詳しくは基地・財政課長のほうから申し上げたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今議会に提出させていただいております28年度の当初予算のほうに盛り込まれております主要な事業でございますけれども、健康増進、それから健康寿命延伸策の拡充、それから妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援策といったような事業を予算化させていただいて今議会に上程をさせていただいているところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 最後の（3）になるわけでありましてけれども、住民説明についてお伺いをいたします。

2月29日の上毛新聞コラムに載っていた記事であります。富岡製糸場を中心とした絹産業遺産群が世界文化遺産に登録されたということに関しまして、群馬県では蚕糸園芸課を継承していることと、富岡市が農政課に蚕糸園芸係を新設するという記事が紹介されて、世界遺産の地元として養蚕業の維持、振興に本腰を入れる構えだと。蚕糸は現役の生きた遺産として息づいていると結んでありました。

このように、看板というのは社会へメッセージを届ける重要な役割を担うものと思っております。子育て・長寿支援課という看板をおろすことに悔いは残らなかったか、村長に再度お伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほども申し上げたとおり、私自身が21年度にこのような新しい課をつくったということに対して悔いが残ったかという質問ですけれども、悔いとかそういうのじゃなくて、そ

の時々において必要なものをどうしても時限的にでもつくっていく、あるいはこれが一定のときに、これ違うほうと統合してやっていくことも必要と、時々それは考えていく必要があるというように思います。

そういう中において、6次の中においても、子育て支援とかそういうものを大分予防接種の問題とか、あるいは住民検診の問題とか、そういうものも含めて重点的に取り入れをさせてもらい、それを予算化したところでございます。これは1つの課でできないものを、例えば保健関係については1つのこういうところで、子育てだけでなくそれが一元化できることというものを確認しながら、これを行ったことに対しては、今後について検証はしなければなりませんけれども、私は正しかったと、正しくやれるということで、このような提案をさせてもらったところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 自分が言っている看板を外してしまったんじゃないかということの部分について、直接的な回答はなかったわけでありましてけれども、看板は外して店を畳むといったような誤解を与えないよう村民に対して丁寧な説明をしていただきたいなど。村民の理解を得る努力をお願いしたいわけでありましてけれども、具体的にどのような手段で説明を考えているか、村長のほうからお伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 課廃止に対する村民説明会とかそういうものだと思いますけれども、私としても榛東広報とかホームページとかそういうものでいろいろなものを説明していきたい。先ほど言いましたけれども、看板を外したとかそういうものではございませんので、その辺も含めてこれからも住民の周知を丁寧に図っていききたいというように考えております。

それと同時に、議員各位におかれましても、いろんな場面でそういう、こういうことだという説明をお願いしたい。住民に対する説明も私どもと同時に議員各位においてもお願いをしたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で6番小野関武利君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開を11時5分から。

午前10時51分休憩

---

午前11時5分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

質問順位 8 番南千晴さんの質問を許可いたします。

8 番南千晴さん。

〔8 番 南 千晴君登壇〕

○8 番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。8 番南千晴でございます。

東日本大震災から今年11日で5年を迎えます。地震後の津波、余震、そして原発事故と被害が大きく、大規模な災害でありました。今もなお被災された地域では日々復旧・復興を目指して歩まれていることと思います。

さて、未曾有の災害から私たちは何を学び、何を生かしていくべきなのでしょう。東日本大震災後、全国において防災体制や防災計画の見直し、調査が行われました。群馬県でも地震被害想定調査報告書を平成24年6月にまとめています。この調査は、発生する確率が低い、または不明であるが、起きた場合に被害が大規模になることが想定される地震に対し、最新の知見をもとに現在、群馬県が可能な範囲で収集したデータをもとに、揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出して想定したものであります。

災害対策基本法の第48条には、防災訓練義務が明記されております。村でも昨年の秋、職員の参集訓練が行われ、また先月の20日に第2区及び第12区の水害、土砂災害を想定した避難訓練が行われました。しかし、他の市町村に比べますと、関係団体や住民が参加しての実践的な訓練は行われておりません。

今回は、住民が利用しやすいように申請手続の簡素化について、次に誰にでも優しいまちづくりということで、村内施設の看板、案内板の充実について、また人口減少、少子化問題、地方創生にかかわる定住促進事業について、最後に村の防災訓練についてこれから先どのようにしていくのか、村の考えをお聞かせいただきたく登壇させていただきました。

以下、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 8 番。

〔8 番 南 千晴君発言〕

○8 番（南 千晴君） 初めに、ホームページでの申請書ダウンロードについて伺います。

以前より、ホームページの充実については何度も質問させていただきました。村民への情報提供ということで、充実をということで質問させていただきましたが、少しずつ反映していただいたところもあります。しかし、まだ十分とは言えません。来年度もホームページのトップページを変更するというようなことを考えていると、予算決算特別委員会のほうで説明を受けましたが、まだまだわかりやすく、そして住民の利便性を高めることができるのではないかと思います。

そこで、申請書のダウンロードについてですが、行政手続には各種申請の書類の提出が必要であります。現在、村で申請をする際、事前にそういった申請書をホームページよりダウンロードして、記



入してから窓口へ持っていけるものもあると思うんですけども、現状についてまず説明を求めます。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 細かい住民生活課の窓口については課長がおりますので、そちらのほうでということで、まず最初に、ホームページの関係でございますけれども、いろいろと南議員さんにはご指摘いただいて、今、改善をしているところですけども、なかなかまだ進まないところもあるので申しわけないと思います。

まず、申請書のダウンロードということでございますけれども、榛東村のホームページのトップページをあげますと、ここに「榛東村便利帳」というような形の項目がございます。これをクリックしますと中に入っていきわけでございますけれども、住民票、戸籍、印鑑登録、それから介護保険、それから税関係、それから証明書類手数料の一覧ということで、戸籍住民票その他、それから委任状様式ということでPDFでとれるような形、そして介護保険については介護保険の制度的な解説、あるいは各種申請書の様式、そしてその中に介護保険についてはかなりページを割いて申請に伴う、ダウンロードできるような形になっておりますけれども、これを見ますと、まだまだご指摘のように、それが全部が網羅されているということではございませんので、これについては逐次改善を、可能な限り早い時期に改善していきたいというふうに思っております。

細かいダウンロードの中の申請書類については、担当課長がおりますので、そちらのほうから。

○議長（金井佐則君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 住民生活課関係での申請書につきましては、窓口での申請書類はダウンロードはされておられません。郵送請求に係る部分、これは榛東村に本籍がある方が日本各地にいらっしゃると思いますので、榛東村で戸籍の謄抄本を請求する際には必要になるものですので、それによって申請書をダウンロードしていただいて、郵送請求というのができるようになっております。そういったことではアップしてあります。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長より説明いただきまして、介護保険関係に関しましてはそういったような丁寧な説明を含め、書式があると。ただ、住民生活のほうはまだダウンロードができるものは住民票等はないということで答えいただきました。

しかし、ほかの市町村を見ますと、トップページからまず申請書のダウンロードというページにすぐ移ることができまして、そこで申請書のダウンロードができるもの一覧というものが見られる、そういった自治体がふえてきております。申請書に関しましても、自治体によって全て載せているわけではないんですけども、多いところで20近くのものダウンロードできて、そこを事前にコピー

して自分で書いて、またはワード形式で直接入力してコピーして持っていけるような自治体もあります。

役場の窓口が24時間あいているわけではありませんし、仕事を持っている方にとっては、いつでも窓口に行ける状況ではないということは、村のほうも理解していると思いますけれども、やはり事前の準備ができ、少ない時間で申請ができるような形にしていくことが何よりも住民サービスにつながると思っております。

また、本村は、以前も質問の中で言いましたけれども、転入と転出の件数が非常に多い、そういったことも出ておりますので、申請書をぜひ可能なものに限ってダウンロードして、そこで手間といたしますか、窓口に来る際に少しでも時間が有効に使えるような形で行っていただきたいと思うんですけれども、そのあたり今度の対応についてお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 今後でございますけれども、冒頭、南議員のほうからお話ございましたけれども、来年度についてはホームページのトップページを大幅に改善して、もう一度カラーリングをして見やすくするというような計画を持っております。その中で、まず新たに申請のシートをつくって、例えば担当課ごとに分けて集約を図るなどして、もうちょっと実際のところを見やすく、あるいは散らばっているものを整理させていただいた形の中で、住民の方々が使いやすいような形をやや図っていきたく思っているんですけれども、ただ、これについても予算等の関係もありますので、逐次可能なものから手をつけて、住民の方々に使っていただくというような形の対策をとっていきたく思っております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 予算の関係もあるということですが、できればそのページを見て1つでわかるような形にさせていただきたいなということと、記入例ということで村の下の記入するところにもあると思うんですけれども、そういったものの記入例もPDF等で載せることは可能だと思いますので、さらにそこに申請に必要な書類等、例えば印鑑が必要だとか、その書類を申請するに当たったものについても丁寧に一つ一つ書いてあればわかりやすいのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そのあたりも含めて、予算の範囲でできることを課長、やっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 我々も中にいますと、非常に使っていただく方の利便性等を考慮しない

でやっている部分もありますので、記入例、あるいは申請書の書式等、できるだけわかりやすく、また見やすく、単純にホームページを見ますとそこに入り込めるような形の中の整備をできるだけ早く行って検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） これも一つの行政サービスだと考えますが、村長、大井町の町長と非常に友好関係がありまして、災害協定を結んだという大井町でありますけれども、大井町の庁舎の入り口には、休日夜間申請受付ボックスというのがあります。住民票とか戸籍抄本等の写し、税務関係証明書を記入して、そこでボックスに入れておくと、開庁日の朝に事務処理を行って、申請者に書類を郵送するというサービスを行っているところがあります。ほかにも、平日土日祝日に証明書の自動交付コーナーという、ATMみたいな形で庁舎の外にあるんですけれども、そこで住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書が交付されるものを設置しているような町もあって、私たちは議会でいろいろなところに視察に行かせていただいていると、そういった入り口のところにある自治体が最近目立つようになってきました。

やはり少しでも村民が利用しやすいように、住民の立場に立っての利用を村で考えていただきたいと思っておりますけれども、村長はいかがでしょう。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、南議員おっしゃるとおり、それと課長のほうから説明があったとおり、本当にまだまだ榛東はおくれているということも私も痛感しております。先ほど大井町の話がありましたけれども、町長のほうからもいろいろなアイデアももらっております。うちのほうはこういうふうになっている、おまえらはどうだというような話も伺っております。何でもかんでも物まねというんじゃないんですけれども、いいものについてはやっぱりそれは取り入れていくことが必要だというように思いますので、先進県とかそういうところからいろいろな情報を得ながらやっていきたい。

これは栃木のほうにもいろいろ私も行かせてもらって、この4年間でそういうところを見させてもらって、本当に榛東のおくれをちょっと感じております。一生懸命やりたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） ぜひ村としても先進地といいますか、利用しやすい状況を村でもつくっていただきますようお願いいたします。

次に、行政施設の看板、案内板について伺います。

村役場の前には榛東村役場ということで、白地に青の文字ですか、道沿いに看板がきちんと設置さ

れているんですけれども、以前より、特に村外の方ですね、吉岡、近隣の方、渋川の方から南部コミュニティセンターに行くのにどこを曲がったらいいのかわからない、どこにあるのかもわからないというようなお話を聞きまして、確かにあそこは県道沿いからは歩道橋があるんですけれども、そこには南小歩道橋と書いてあるだけで、それ以外の案内板とかが一切書いていないんですよ。たしか狭い道を左折しなければいけないんですけれども、この誘導看板といいますか、大体施設に関してはほかのどこの市町村に行っても、大体きちんと看板が設置されているのではないかなと思っています。

特に南部コミュニティセンターの周辺には南部公園もありまして、スポ少のサッカー含め、試合等も行われるということで、それも非常にわかりにくい状況なのではないかなと思いますが、そのあたり、アリーナ、総合グラウンド等を含めまして、公共施設の看板がきちんと設置されているのか、現状わかる範囲で構いませんので説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） お答えいたします。

南議員さんからのご指摘のとおり、南部コミュニティセンター、南部公園、それから南小学校もそうなんですけれども、主要県道の高崎安中渋川線からの標識看板は設置されていない状況です。

また、榛東総合グラウンドにつきましては、広域の上野幹線沿いには榛東総合グラウンドとか耳飾り館とか、その他の部分の看板は幾つか設置されていますけれども、状況とするとちょっと見づらいかなというような状況でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 今、生涯学習課長が答えていただいたのは、生涯学習課所管の施設だけだと思うんですけれども、そのほかにもふるさと公園含めて村にはいろんな公共施設がありますよね。そういう部分で、やはりきちんと主要な道路に看板を設置してわかりやすくすべきだと思うんですけれども、そのあたり今後村としてどのようにしていくのかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 南議員おっしゃるとおり、私自身も本当に何と言われても怒られるかもしれませんが、南部公園とか、あるいはコミセン、これについて私自身はあそこのところにあるかなと。あそこはありますよ、よく見てくださいよということで南議員にも話したことがあるんですけれども、その後、見に行ったら本当になかったと。これはやっぱり早くそういう設置をしなければならぬということで、担当のほうにも指示をしているところでございます。これは本当に必要だと思いますので、これについても早くやりたいというように考えております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村民の方はどこに何があるか、ここに長く住んでいる方はわかるとは思いますが、引越してきたばかりの方だったり、村外の方というのは非常にわかりづらい状況でありますので、早目に改善していただきたいと思います。

また、先ほど生涯学習課長のほうから、アリーナとかグラウンドの看板はあるよということなんですけれども、まず榛東村に来る場合、ほとんど車で来られる場合、駐車場がどこかというところを知りたいわけですね。施設は建っているのを見れば大体わかりますけれども、じゃどこの駐車場がアリーナの駐車場なのか、グラウンドの駐車場なのか、あのあたり一帯駐車場が複数ある状況ですね。そのあたりも非常にわかりづらいなと思っております。

前橋公園等は前橋公園の案内板もありますし、さらに前橋公園駐車場ということでのきちんと矢印がある看板も設置されていて、近くに行ったときにどこが駐車場かというのが非常にわかりやすいんですけれども、村のほう、その辺もわかりやすくしていただきたいなと思います。

それと同時に、アリーナ周辺、村外の方も多く利用していると思うんですが、そのあたりの利用状況については現状どのようになっているのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 榛東総合グラウンドに起因するところの利用者状況ということでお答えいたします。

榛東総合グラウンド、それからアリーナはちょっと地区体育館も入りますけれども、村内、村外の利用状況についてお答えいたします。平成26年度実績では、利用人員7万5,316人に対しまして村外者は3万2,080人で、村外者利用率42.6%となっております。27年度の1月末現在では、利用人員6万7,431人に対しまして村外者は2万9,308人で、村外者利用率は43.5%という状況になっております。

なお、榛東総合グラウンドには総合的な案内看板は設置されておらないという状況で、駐車場の位置等がわかりづらい状況になっているということでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長の答弁で約40%以上の方が村外の利用があるということがわかりました。そういった中で、アリーナだけではないんですけれども、あのあたりアリーナがあってグラウンドがあってテニスコートがあって、さらに親水公園があってふるさと公園があって耳飾り館があると、村の公共施設が密集している、村でいうと唯一そこが密集した場所だと思うんですけれども、そこに、さっき課長のほうも、案内板自体もないということなんですけれども、例えば渋川市の総合公園ですか、

ああいうところに行きますと、きちんと案内板が各所にありまして、現在地はここです、トイレはここです、駐車場はここです、何の施設はどこにあるというのが全てわかるようなものが必ずありますよね。

榛東の場合はそういったものがなくて、じゃ保護者と試合した子供たちがどこでお昼を食べるのに集合するのかと決めるときにも非常にわかりづらいということと、トイレの位置とかを確認しづらいということ。以前からシャワー室が利用されていないというようなこともありましたけれども、じゃそこにシャワー室があると認識がそもそもされていたのかというものもありますよね。そういったことも含めて、グラウンド、アリーナだけではなくてふるさと公園のほうも含めて、駐車場の位置がどうなのか、そういった総合的な案内板をきちんと設置すべきだと思うんですよね。観光案内板は村の庁舎のところにもありますし、高渋バイパスのところにも何か所かあるんですけども、利用する人が見る案内板というものがやはり必要だと思うんですね。

特に、今後のことはわからないですけども、2020年オリンピックが開催されて、今どこの件も誘致活動ということで非常に取り組んでいる中で、もしかしたら群馬県で何か開催されることになったりしたときに、どこかの国の選手が、練習に使っていただくというのが非常に難しいとは思いますが、例えばウォーミングアップだったり体調管理をする場所として、もしかしたら利用される可能性だってゼロではないと思うんですよね。そういった中で、外国語の表記も含めて、特に群馬県は今、毎年外国人の観光客がふえていると、きのうの上毛新聞にもありましたけれども、そういうことも含めると、きちんとした案内板で外国語の表記も必要だと思うんですね。そのあたりも含めて、村として設置していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましても、確かにいろいろなところがないということが私も承知いたしました。これについて我々のほうも、どのぐらいの規模とかそういうものを含めて、あるいは外国語はどういうものがあるかというようなことを含めて、たしか1月だと思うんですけども、なるだけ補助金とかそういうのを使おうということで、千客万来のやつが使えるのかなということで県の担当課長のほうに話をしまして、榛東に持ってきてくださいということで今、半分ぐらいは決まっていると思うんですけども、県のほうに指示というんじゃなくて、私は頭を下げるほうですから、お願いをしてあります。なるだけ早くそれができるようにやっていきたい。

これは南議員おっしゃるとおりアリーナだけの問題ではなく、その周辺にワイナリーもあるし、あるいはソーセージの問題とか、あるいは耳飾り館もあるし、茅野公園もある。そういうところができるような案内板をつくるべく、今県のほうにもお願いしておるところでございまして、新年度にはいい返事が課長のほうから返ってくるものと。違う返事は私は要らないと話してありますので、それはやりたいと思います。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） ぜひ設置してください。

群馬県のほうでは、人にやさしい福祉のまちづくり条例というのを制定していて、どういう案内板が見やすいのか、いいのかということで私も個人的に調べさせていただく中で、県のホームページに人にやさしい福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアルというものを見ることができるんですけども、そこに建築物編で案内板という部分がありまして、そこを見ますと、まず誰でもわかるように大きくわかりやすい文字、記号、図表で表記し、必要に応じ外国語を併記する。さらに、高齢者や障害者等が理解しやすいようにということで、点字も用いなさいというような、そういった条例がありません。

特に、役場の庁舎内に関してはこのあたりも含めて、先ほど機構改革で課が変更になるということもありますけれども、そのあたりの案内板、課名のところもそうですけれども、そこも含めて外国語や点字での表記も必要であるかと思うんですけども、特に平成26年の主要施策の説明書に外国人の住民の人数が載っているんですけども、これが26年度で125人いらっしゃるということで載っておりました。国際交流協会のほうが日本語教室を開催してくださって、日本語を教えているんですけども、なかなか、中国人の方は漢字はもともと読めるのでニュアンスで理解できて、ほかの方というのは漢字は非常に難しく読めない。平仮名で自分の名前を書いてもらうことをそこでやっていただくこともなかなか簡単ではないというようなお話を聞いておりますので、村としてもそのあたりも含めて考えていっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） こちらで調査したところ、榛東村に約14カ国の方ですか、いらっしゃるということがわかっております。そして、この関係の中で、特に外国人の方がいらっしゃる桐生市だとか東毛地区に実際に行って調査をした結果をちょっと申し上げますと、基本的な部分は、外国人の方々にその案内についてはサインだけではちょっと間に合わないということで、人を配置するというのが原則でございます。そういうことがわかってきました。

例えば渋川市さんなんかについては、来庁者の多い部署については英語を併記しているということをやっております。それから、総合案内板や庁舎案内板には外国語については、これについては表記はしないということになっております。それから、吉岡町についてはこの対応はしていない。それから、桐生市でございますけれども、案内板の表示においては未対応ということで、桐生もしていないんですね。そうかといいますと、その中を見ますと国際交流協会が外国人の対応をしているということでございます。そして、外国人に対応した庁舎案内のチラシなんかも用意しているというのが桐生市の現状でございます。そして、太田市でございますけれども、専門の部署ということで外国

人相談窓口を開設しているというようなことでやっておるようでございます。それから、案内板については英語のみ併記しているということでございます。伊勢崎については全部署の表示にローマ字を併記していると。1階に専任の職員を配置しているということでございます。

こういったことで、外国人関係の方は、こちら榛東としては需要が多いんですけども、まだまだちょっと密度とすると少ないかと思えますけれども、いずれにしても機構改革等の看板も含めてできるだけわかりやすく、一番理想であれば人を配置するのがよろしいんでしょうけれども、そういうわけにもなかなかいかないと思えますけれども、迷惑がかからない範囲でそういったものを取り入れて対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長のほうから他の市町村の取り組み等を教えていただきましたが、そういった中で村のほうができることがあれば村でも実施していただきたいと思えます。外国語だけではなくて、点字も含めてやはり検討をしていただければと思えます。

県の条例は人にやさしい福祉のまちづくり条例ということで、県独自の基準だと思えますけれども、誰にでも優しいといったユニバーサルデザインは、今後村の施設であったり看板であったり、そのほかいろいろな事業を行うときにも、考え方としては非常に大切なことだと思います。ぜひ村としても参考にさせていただきたいと思えます。

続きまして、定住促進事業について伺います。

今定例会にも上程する予定の一般会計補正予算の中にも、移住・雇用・起業支援事業ということで盛り込まれていると思えますけれども、これも定住促進の一つではないかと考えます。また、村では村長が子供を育てるなら榛東村ということで、そういったところにも力を入れていただいているということ、それも定住促進につながるものと理解しているんですけども、現状、村のそういった事業について現状を課長より説明を求めます。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 定住促進事業の現状についてというお尋ねでございます。

平成18年3月に第5次総合計画が策定されておりますが、この第5次総合計画において、少子・高齢化の進展の影響について最重要課題の一つとして位置づけられておりました。高齢者が社会的役割を積極的に果たしていけるようにすること、病気のとときや介護が必要になった場合でも安心して生活が送れるようにすること、さらには女性が仕事と育児、家事の両立ができ、生き生きと活動できるような社会の位置づけに努力するとされていたところでございます。

これに基づきまして、定住促進という事業名称は用いてはいませんでしたが、村に住み続けていた



だくために村独自の子育て支援事業、健康づくりの各種事業等を推進し、あらゆる世代が健康で安心して暮らせるむらづくりに取り組んできたところでございます。

本年度実施しております定住促進に特に資する事業といたしまして、健康増進、健康寿命延伸策として健康診査、健康相談、健康教室、健康講座等を定期的を実施をしております。また、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援策といたしまして、不妊不育治療費、任意予防接種への助成、保育料、給食費の一部無料化、預かり保育の実施、学童保育所、子育て支援センターの運営、異世代交流教室、通学路見守り隊等を実施しているところでございます。また、ご質問の中にもございましたが、3月の補正予算で移住、雇用、起業促進事業という形で予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長のほうから説明いただいたんですけども、移住、雇用、起業支援事業についてなんですけれども、これは東京一極集中に対する県外というか、都内とかそういった方向への、榛東村に来てくださいという事業ということで理解してよろしいんですか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） そのとおりでございます、今、想定しておりますのは県外ですね。東京一極集中の是正というところから、主には東京のほうでそういった起業セミナーですとか、そういったものを全国規模の市町村が集まって実施されるようなものがございます。また、いろいろそういった移住関係のイベントというんでしょうか、そういったものも各所で行われております。そういったところに出店をし、村内で起業していただく、あるいは創業していただく方について、移住を条件にさまざまな支援策を講じるというような施策でございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 県外の方が対象という事業ということであります。若者の移住に関しては、報道等も含めて長野県の下條村がよく例といいますか、取り上げられることが多いんですけども、そのほかにもさまざまな施策を実施している自治体があります。知恵を絞りながらやっているんですけども、若い人の人口をそれでふやしている実績がある自治体も出てきております。

県外向けということで村のほうは行うということなんですけれども、やはり県外に限らず若い世代を対象に、例えば引っ越し代の補助をやっている自治体もありますし、空き家の改修費の補助を行っているところもあります。空き家の改修費は逆に空き家対策にもつながるということで広がりを見せているのではないかなと思います、県外の方向けだけではなくて、やはり県内の若い世代に向けてもこのような事業を行う考えというものはないのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 定住促進ということは人口減少の抑制という観点からということでごさいます、人口減少、日本全国といいましょうか、日本全体でしたか、先週2月26日に国勢調査の結果も速報値が発表されましたけれども、全国で94万7,000人が減少しているという速報値でごさいました。この中で唯一といいましょうか、埼玉、千葉、東京、神奈川県については、その1都3県で3,613万人がふえたと。それ以外の道府県については全て減少しているというような状態でごさいます。

人口減少と移住、定住というのがリンクをしてくるわけでごさいますけれども、本村において27年度に地方総合戦略を策定する際に、人口ビジョンというものを策定したわけでごさいますけれども、その検討過程において本村の人口の推移を分析してごさいます。34年に立村して以来、人口は増加の一途をたどってきていましたが、平成19年度以降横ばいとなっております。これを細かく分析いたしますと、平成23年度以降は出生率が死亡数を下回る自然減が続いていると。これはもちろん、日本全国で自然減が続いているということによる人口減少が起こっているわけでごさいますけれども、本村においても23年度以降は自然減となっております。

また、その一方、社会増減でごさいますけれども、平成16年度までは転入数が転出数を上回る転入超過で人口がふえていたということでごさいますけれども、平成17年度以降については、転入数と転出数がほぼ拮抗する状態となっております。

この分析結果からも、本村における定住人口の維持、減少幅の抑制につきましては、自然減の幅を減らすための施策を講じることがまずもって大事だというふうに考えてごさいます。

お尋ねの県内からの移住もということでごさいますけれども、移住の促進ということについては、基本的には他市町村との綱引きといいましょうか、人口の奪い合いというような側面もあるわけでごさいますけれども、本村は社会増が転入転出が拮抗しているという状態ですので、県内、県外を問わず転入者がふえるというような施策を講じていく必要はあるというふうに認識してごさいます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 県外に限らず県内のほうも含めて対策していく必要があると課長のほうから答弁いただいたんですけれども、私もただ日本の中で今いる人口をこっちに住ませる、こっちだという、ただの綱引きのような形でやっているのであれば、それは非常に全体として見て人口がふえるわけではないわけですね。

それなので、自分たちの住んでいる自治体だけのことを考えれば、そういったたくさん住んでいただきたいというのは、どこの自治体もあるとは思いますが、全体を考えると決してふえるわけではないということで、そのあたり非常に難しいなと思っているんですけれども、そこも含めて県内外の定住者向けの施策、そして今後やはり、村長は育てるなら榛東村ということですが、産

み育てるなら榛東村という部分を基準といいますか、基本に置きながら施策をしていっていただきたいと思えますし、やはり人口がふえるような、そこが一番大切ではないかなと。若い人たちの希望がかなうような、そういったことにつながる施策をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、時間もないのでちょっと村長の見解だけ簡潔に伺えればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 簡潔にということで申し上げますけれども、実際、南議員のおっしゃったとおり、いろんな施策を講じながら、私は何といても他の地域からこっちへ連れてくるという移住問題については、これはちょっと綱引きとかそういうものもありますけれども、それも必要ですけれども、それには子育てとか少子・高齢化の問題を自然の中でふやしていく、それには先ほど来申し上げている子育てをしやすいような状況に中から持っていけば、逆に外からも来てくれるということが一番私はいいいんじゃないかなということで考えております。それには本当に結婚、出産、子育て、教育の充実を図っていく。それで28年度もそれを重点にやらせてもらっております。これについてさらに進めていけば、村外、県外からもそういうところに集まってくるんじゃないかなということを私は考えておりまして、重点的にやらせてもらっております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村のほうでも他の市町村にない施策を、妊娠出産等の関係、予防接種を含めて先進的な取り組みをしてくださっていて、榛東がやったから周りの近隣にも広がるということにもつながっていると思うので、そういった施策を、村長の考える子供を育てるなら榛東村というところでしっかり進めていっていただきたいと思えます。

最後に、防災訓練について伺います。質問の提出したところには、一斉防災訓練と書いてあるんですけれども、総合防災訓練というような形で理解していただければと思います。

冒頭でも申しましたが、村でも昨年の秋、職員の参集訓練が行われ、また今月20日に水害、土砂災害を想定した避難訓練が行われております。その他、消防団等でも毎年毎年訓練等行われていることは理解しているんですけれども、災害対策基本法の第48条には、「災害予防責任者は法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。」と明記されております。この災害予防責任者とは、その前の第47条のほうで明記されているんですけれども、地方公共団体の長というようなことでも含まれております。

榛東村も地域防災計画がありまして、そこに防災訓練が明記されているんですけれども、その中に1、総合防災訓練、2、個別防災訓練、3、広域的な訓練、4、図上訓練、5、事後評価ということで書いてあります。しかし、総合防災訓練に関しては私の記憶上、今まで村で行われたことがないのではないかなと思っております。

先日、前橋市の総務部危機管理室の危機管理係長より前橋市の防災訓練の取り組みについて私お伺いしてまいりました。前橋市では大雪以降2年に一度の総合防災訓練を毎年行うようになっているということであります。また、消防関係、自治会、医療関係、陸上自衛隊第48普通科連隊の方に協力していただいているそうですが、また日赤、県防災航空隊、警察などさまざまな機関と連携して総合防災訓練を実施しています。

村でも各種関係団体や機関とやはり連携して、このような総合防災訓練を実施する必要があると私は思うんですけども、特に自衛隊の駐屯地がある村なのに、他の自治体はそのように連携して訓練を行っているのに榛東村は行っていないということは、やはりこの点は非常に不思議といえますか、せっかく自衛隊がある村なのに、そういった協力が今のところなされていないというのは非常に残念だと思っております。そのあたりも含めて、今後どのような形で防災訓練を実施していくことを考えているのか、村長の考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは議員おっしゃるとおり、村のほうでは去年も実施したんですけども、これは完全に何も言わずに、はいということで朝集まってもらって、その集まるときは自分の地域とかそういうところをみんな見ながら来なさいということはずっと徹底しておりますので、やらせてもらいました。また、個々については2区と12区のほうで過日実施をしたと。ちょうど私も行くところだったんですけども、インフルエンザでちょっと行けなかったので失礼させてもらったんですけども、そういうところで今、全体的にやることは機を熟してきたのかなということも思っております。

そういう中において、警察、自衛隊、あるいは何といっても社協の皆さんが一生懸命、この前も会議をやりましたけれども、一生懸命やってくれております。そういうものを網羅した形の中で、旅団長、あるいは司令のほうからそういうところへ参加しましょうといういい話を最近もらいましたので、私もそれを具体化して訓練、これはいろいろな問題で想定外と言ってられないので、その実施に向けてこれからなるだけ早くできるような形をとっていきたいというように考えています。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 総合防災訓練、ぜひ実施していただきたいと思います。

そういった中で、先ほど冒頭でも申しましたけれども、地震被害想定調査報告書ということで各市町村の揺れ等も想定されていて、被害の例えば断水世帯がどのくらいかというような数字も出ていると思うんですが、そのあたりの一番被害を受ける想定を含めた防災訓練が必要ではないかなと思っています。

また、前橋市等では個別訓練もしっかりしていて、その上に総合防災訓練があるわけでありましてけ

れども、特に情報の伝達ということで、ことし緊急通報メールを前橋市では実施したそうです。これは地震のときに皆さんの携帯がブザーが大きい音が鳴りますよね。あれを前橋市として流した、配信したということで、約7割の方の携帯が鳴ったのではないかという話なんですけれども、逆に鳴らない方がいたと。それは電話会社といますか、設定の仕方で鳴らないようになっている。それも一度流したから自分の携帯が鳴らないという認識ができたわけで、何もやらなければ実際、緊急時に鳴らないということですよ。そのあたりも大変参考になるなと思っています。

さらに、きのう梶井議員が情報収集の関係で言ったんですけれども、職員参集訓練のときに、今皆さん職員も携帯持っていますよね。スマートフォンで被害に遭った場所の写真を撮って、あるメールに送ると、フリーソフトでやっているんですけれども、地図上にその写真というか、ドットがつくそうなので、すぐにその写真が役場の対策本部であれば本部で閲覧できる、そういうような試験的にそういったことも行っていると。地図上で書くよりも早く現場のこともわかりますし、村に向かう間に被害状況がわかるというのは非常に参考になるなと思いました。

さらに、先ほど自主防災組織ということで、社協のほうがということなんですけれども、各区でやっているものなんですけれども、その自主防災組織の訓練のガイドもきちんとつくっていて、炊き出し訓練だけではだめですよ、それだけじゃなくてきちんと訓練しましょうということで、個別に補助金も出しながら自主防災組織の訓練に関してもマニュアルをつくってくださっております。

非常に前橋市、参考になる取り組みをしているんですけれども、そのあたりの個別訓練に関してもぜひ行っていただきたいと思いますし、もし時間があれば調査報告書の中で、村が最大限に被害を受ける状況がわかれば、それも説明していただきたいと思うんですけれども、村長、今後も総合防災訓練だけではなく個別も含めてきちんと、公助の訓練だけではなくて、住民参加によって住民の自助・共助の意識を高める必要があると思うので、ぜひ実施していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私も個人的というよりか、実際に訓練をやる上で瓦れきの撤去とか炊き出しとかはもちろんですけれども、AEDの使用法なんかも含めた身近なものをやっていきたいということで、きょうは答弁しようと思って一生懸命考えてきました。ここで答弁すればやることになると思うので。

あと一つのコトは、職員に常々言っていることは、いざというときは本当に役場に集まれるんですかと。近所のところをみんなに、近所をさておいて役場の職員だから役場へ集まる、これはちょっと実際はおかしいんじゃないですかと。そういうときには、先ほど言ったこういうカメラで撮ったものを本部で見られるような、必ず職員だって全部来られるとは思いません。それで私は正しいんだと思う。地域の人たちを一生懸命やって、その後で役場のほうへ来たっていいんですから、そういうこと

も含めて職員には話をしておりますので、今後についても徹底していきたい。今のを参考にしながら私もやっていきたいと考えています。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） そのような中で、今職員のお話出たんですけども、避難所の開設、運営についても防災計画にうたわれているんですけども、開設は村の担当の管理者という形なんですけれども、運営は自主防災組織なり、行政のところにやっていただくというような文面なんですよね。そうすると、実際にどれが役場と住民というか、行政の役割分担がこの計画を見ているだけでは全くわからないわけですよね。そのあたりの避難所開設、運営のシミュレーションだったり、そういった訓練を前橋市も実施しているんですけども、そこもきちんとやるべきではないかなと思うので、そこもぜひ考えていただければと思います。

○議長（金井佐則君） 以上で8番南千晴さんの一般質問が終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。

午後は1時より再開いたします。

午前11時55分休憩

---

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

質問順位9番松岡稔君の質問を許可いたします。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君登壇〕

○7番（松岡 稔君） 皆さん、こんにちは。

一般質問の最後になりました。梅の花も咲き、日増しに暖かさを感じる時期になりました。きょうは日銀のマイナス金利による村の基金などの影響について、4点について質問いたします。

あとは自席にて質問いたします。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 日銀は去る1月29日、日本で初めてマイナス金利を導入することを発表しました。マイナス金利導入は2月16日から実施され、金融市場や私たちの暮らしにいろいろな影響を及ぼし始めています。銀行間では、定期預金や住宅ローンの引き下げの動きも出ている一方、円相場と株価は経済の先行き不安もあって、円高株安の方向に向いています。日銀の政策は逆の形となっています。

そこで、今回のマイナス金利に伴う村の影響について質問いたします。村では平成27年度予算書にあります、平成26年度末で53億円の基金があります。その基金の定期、国債、それぞれどのくらいありますか、質問いたします。

○議長（金井佐則君） 小山会計課長。

〔会計課長 小山美子君発言〕

○会計課長（小山美子君） 松岡議員の質問に答えさせていただきます。

26年度決算での基金の状況はちょっとつかんでこなかったんですが、平成27年度末といえますか、今日現在の基金の状況で回答させていただきます。

平成27年度末の基金の合計は、3月補正後の現計余計では51億円でございます。現在管理している基金は15本ほどありまして、定期預金のみで国債等での運用は行っておりません。これまで預けている分については、従来どおりの基金がつかますが、これから預ける分については低金利が適用されるようになると思われます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 住宅新聞によると、金利で最低の水準ということで、横浜銀行と八十二銀行は1年ものの定期預金が0.02%、それと普通預金でソニー銀行では1億円を預けても税抜き800円の利息しかつかないという報道もあります。今回のマイナス金利に伴い、現在預けている定期預金ですね、利率がもし変動になった場合、どのような影響を受けるか。また、例を挙げてくれても結構ですから、お答えをお願いします。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔会計課長 小山美子君発言〕

○会計課長（小山美子君） どれくらい金利の差が出るかということをやっと計算しておりませんでした。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 村の財政に影響が確かに出るということは、会計課長も自覚していますか。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔会計課長 小山美子君発言〕

○会計課長（小山美子君） そうですね、このマイナス金利の政策の影響を受けまして、各銀行等も施策があるかと思いますが、低金利に向いていくのではないかと思います。それで、基金による金利のほうも今後低金利により減少していくのではないかと思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 基金にはそれぞれ条例があり、目的運用が定められています。今回の政策に伴い、リスク管理はどのような対策を講じる考えですか。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔会計課長 小山美子君発言〕

○会計課長（小山美子君） リスクについてお答えいたします。

先ほど説明させていただきましたとおり、基金は全て定期預金での運用であるため、元本割れするリスクはございません。今後も低金利ではございますが、定期預金による運用により公金の適正化に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 村では定期預金が主だということを課長のほうから聞きました。国債は持っていないということなので、国債のあれもいろいろ変動があります。また、ここでちょっと村長に聞きたいんですけども、五十何億円の基金が榛東村にあります。この基金の運用について、村長はどのような考えですか。お願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど会計課長のほうから話がありましたけれども、たしか私の頭の中では26年度末で53億円ですか、ありました。今、補正予算等も入れて3月31日においては約51億円くらいになるのかなというような考えでおります。そういうところにおいても、リスクとかそういうものを会計課長が説明申し上げましたけれども、何といたっても元本割れをしない、そして、これからその運用についてリスクを伴うような、あるいは冒険するようなことは、これは今のところではできないということから、引き続き安定している、マイナス金利ですから、定期預金をやってもこれから今までどおりにはいきませんから、それについても安心・安全なところで定期預金を中心にこれをやっていくのが一番よろしいというように考えております。

○議長（金井佐則君） ちょっと待った。

傍聴人、携帯は電源を切っておいてください。

7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 余りリスクがないということで、資金運用についてはきちんとしていただきたいと思います。何せ我々の基金ですから、大事にお願いいたしたいと思います。



続きまして、中学校における部活動について質問させていただきます。

部活動は、文化、スポーツなどの芸術、興味を持って生徒が顧問の先生の指導のもと、主に放課後などにおいて自発的に参加しています。部活動は生徒の人間的な成長や充実した学校生活、体力の向上に健康増進などの目的を持っています。また、芸術、文化の醸成などの生徒の健全の育成に貢献しています。また、それに伴い、放課後や土曜日、祝日を惜しまず指導していただく先生方には、本当に感謝するところがございます。そのような中、教師の多忙化、生徒や保護者の価値観の多様化などの中で、教師の多忙化や生徒を取り巻く環境が大きく変わっています。部活動を実施する上でどのような問題がありますか。

そこで、部活動について質問いたします。平成14年1月24日、県校長会並びに県中学校連盟の会長の中で、中学における部活動等について申し合わせ事項というものがあります。各中学校長に宛てて通知がなされていますが、本村の中学の部活の実施時間、授業後、土曜日、祝日などの部活動の参加状況はどういうふうになっているのかをお願いします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 最初に、部活動の現況ということでお話をさせていただきます。

まず、中学校の部活動については、これはあくまでも原則は希望制というところがございますけれども、本村の榛東中学校では95%の生徒が加入していると。それ以外の生徒については、校外のクラブチームがございますけれども、そこで活動しているところです。

内訳につきましては、在籍数が本年度は421名でございますけれども、運動部が74%、吹奏楽部が13%、美術部が2%、国際文化部が3%、こういう比率でございます。

活動状況ですけれども、まず授業日の放課後につきましては、年間を夏時間と冬時間と、こういうふうに定めて終わりの時間を調整しております。夏時間については3月から10月まで、一応午後6時までですけれども、延長というのがございますので、そうしますと、子供たちの下校が18時45分と、7時前には完全に下校しているという状況。それから、冬時間につきましては、11月から2月までということで、これは延長も含めて18時15分。いずれも終わった時間については、顧問が子供たちが全員帰るまではきちっと見届けをしているという状況です。

それから、早朝練習というのもございます。これは一番ピークなのが夏休み中かなど。基本の体力をつくることと、駅伝部というのがございますので、それに向けて全部活で、あくまでも希望制ですけれども、7時半から8時の30分間と。それから土日の練習は、ほとんどが大会前、春、夏、新人戦等々ございますけれども、その前には両日行っているんですが、この辺も先ほど出ました申し合わせ事項に従って、その分は例えば月曜日に休むと、しないという状況でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 県の中学校における部活動の申し合わせ事項ということで、通常の平日の練習は2時間程度、休日に練習を行う場合は半日程度というのが決まっています。また、申し合わせの中には、半日程度申し合わせ事項が守られて、榛東村は守られていますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） そういう申し合わせ事項は、必ずしも守られてはいないというふうに考えています。特に、大きな大会前については終日行くと。これは文化部のほうもそうでございます。吹奏楽部なんか半日ということはなかなか難しいということで、必ずしも守られていないのが実情でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 部活が強くなるのには、きちんとした時間から時間では、私も上達しないということは把握しています。部活動は学校の中で大切なことと思いますが、その中で健康被害などがあったり、それが、部活が一生懸命で時間を延長して、うちに帰って勉強が余りできなくなったり、そういう進路などの影響があると思いますけれども、その点はどうお考えですか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 確かに子供たちにとっても先生にとっても、負担という言い方は余りよくない言い方なんですけれども、この部活動というのはいろいろ課題があるんですけれども、私自身も松岡議員が言われたように、この活動については、中学校では非常に大事な活動だというふうには基本的には考えております。

学習の面についての影響につきましては、やはり平日も練習をして、家に帰って食事をとってという、それから学習ということになると、確かに子供も負担があるんだろうというふうに思います。ただ、中には運動とは限りませんが、文化部の活動と学習の両立に向けて頑張っている生徒もいるのが現実です。学校のほうもそういうことで、家庭学習ということでもいろいろ手を打って行っております。非常に成長期であって、学習面も大事ですけれども、体を鍛えたりとか心を豊かにする活動というのも大事なんで、その辺はなかなか課題が多いんですけれども、現実的にはそんなところかなと。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 県の指導の中に幾つか養護の先生のデータなどがあります。養護の先生が、

生徒が休み明けに欠席、体調を崩す原因だとかいろいろあります。榛東村の中学について、そういう体調を崩したとか、そういう例はありますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 例えば、土日に2日間みっちり大会に向けて練習で、月曜日ということは、影響はないとは言えないというふうには思いますが、中学校のほうに今年度その辺について、特に月曜日等の様子で子供たちが健康被害といますか、そういうことをちょっと問い合わせたところ、現在のところは大丈夫だと。体力もあるのかなというふうに、よく解釈すれば。そういうことで、その辺の影響はないというふうに学校側は言ってますけれども、でも、中にはやはり2日間やっている、月曜日はちょっと体がだるいとか、そういうこともあるんだろうなということは想像できます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 10代の半ばの子供たちの体力に合わせてやっていただきたいと思います。

それともう一つ、もし健康被害などのあった場合、どのような対策を中学では講じているのか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） まず、これは中学校のみならず、どこの学校も朝の健康観察というのをきちっとしております。そこでぐあいの悪い子がいれば、保健室で養護教諭に見てもらおうと。それから、授業中も指導している先生も、授業以外にもやっぱり子供たちの健康状況というのは、常に観察をしていますので、そういう状況については、緊急性があれば自分が養護教諭のところへ連れていくとか、そうでない場合は、行ってきなさい、養護教諭からこうでしたという返事が返るということで、日常対応しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 練習が積もって、我々もそうですけれども、仕事をして疲労がかさむ。まして10代の半ばの子供たちも我々以上にくたびれると思います。その中で、県のデータなんかを見ますと、子供たちも休みが少ない、疲れて勉強ができないだとかいろんな、県のホームページのあれを見ましたら、データがありました。榛東村でも子供たちに余り負担をかけず、また、勉強がおろそかになるような、そういう部活動は控えたほうが私はいいと思いますけれども、その反面、強くということもあると思います。

また、もう一つ、授業の影響ですか、そういうのも教育長のほうから聞きましたけれども、先生の

負担というのも大きいと思います。先生も自分たちの家庭を持ったりしています。それと新聞にも出ていますけれども、これは栃木県の教職組合が調査した結果なんですけれども、顧問の85%に負担感を感じるということでありました。先生も平日、子供たちと同じに帰って、うちへ行って自分の生活もあります。また、土曜日、日曜日に出て授業の準備等もありますけれども、榛東村の学校で顧問の先生たちはそういうことについて、いろいろな面でどのような考えだとか、教育委員会のほうにそういう話が来ているかありますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 部活動の指導をしている教員の負担感だけでなく、現在は小学校も中学校も教員の負担感というのが全国で非常に問題になっております。日本の先生は働き過ぎというような新聞記事も出ましたけれども、確かにその部分はあると思います。

本村の部活動の先生がどのくらい負担感を持っているということは、まだ調査はしてございませんが、現状で言いますと、やはり問題は平日の超過勤務ということがございます。授業が終わって部活動に行くと、職員室に戻ってそれから仕事と。それから、土日の部活動も、両方やらないとしても出て行かなければいけない。松岡議員が言われたように、例えば土日ですと週休日ですから、家族がいらっしゃれば、たまには家族サービスもしたいといってもなかなかできない。家庭を犠牲にしている部分はあると思います。

あとは、もう少しいろいろ聞いてみますと、例えば中学校の部活動を持つときに、自分が運動経験をしたことがない部活を持つということがたくさんあるわけですね。そうすると、またゼロからいろんなことを勉強しなくちゃならない。そこも難しさがありますし、そのくらい指導している生徒たちや、その生徒の後ろ側にいらっしゃる保護者の期待というのも一身に背負ってくると。結果がこう、どうしてもついてくるものですから、そこに対するプレッシャーというのも当然感じていて、自分は、例えば土日どっちか休みたいなどと思っても、子供、親の要望で、先生ということになると、そこでますます自分の時間というのが犠牲になっていくと。そういうふうな気がします。

ただ、本村の中学校の部活を見ていると、幸いに若い先生が多いものですから、やはり若いうちに自分のやりたい学習指導とか部活をやってみようという教員が多いので、これを余り不満に漏らす先生はいらっしゃいません。ただ、言いませんけれども、やっぱりその辺の負担感というのは非常に感じているんだろうと、そのように今は考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 県のデータによると、先生の負担感が53%というデータが出ています。私も朝起きてカーテンを開ける、夏場なんかを見ますと、もう子供たちが朝7時ごろから学校へ行く姿を

見ます。新入学のときなんか、自転車の子供はリュックを背負って、前かごに部活の道具を入れたり、本当に大変だな。夕方歩いている子供を見れば、リュックを、かばんを背負って、前に部活動、本当に前と後ろに重そうにして行くのを見ます。体力のある子はいいですけれども、中学校へ入ったばかりの1年生、まだ小学校の気分が抜けない子もいます。そういう子を見て、大変だなというのを感じました。

それと、帰りですか、先ほど延長がありますと言いましたけれども、暗くなって行く姿も見ます。また、部活動は教育に大切なことだと私も思っています。それよりも子供たちの健康が大事だと思います。余り負担にならないような指導をこれからもお願いしたいと思います。

また、今、私、自転車と言いましたけれども、榛東村の子供たちは部活、ほとんどの子供たちが自転車で学校へ行っています。その中で子供たちの自転車の保険ですね、それが今どういうふうになっているのか。また、いろんな面で榛東村の子供たちは急坂、上りは事故はないんですけれども、帰り大分アリーナで、総合グラウンドで練習して帰る、榛東村の地形は本当に下りばかりなので、そういう事故だとかそういうのは最近はどうなっていますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） まず、自転車の保険の関係でございますけれども、中学校では2年前から希望制による自転車通学と。これは部活だけじゃなくて、不審者対応の1つでもあるということで始めましたけれども、本年度は在籍が、先ほど出ましたけれども、421名中400名の生徒が申請を出していると、希望を出していると。ただ、天候によって違うんですけれども、平均すれば300名ぐらいの生徒が登下校で自転車を利用しているという状況でございます。

事故でございますけれども、私の記憶ではこの間、1カ月前、自分で朝行くときに縁石のところへちょっと乗り上げてひっくり返って骨折したという生徒、1年生だったと思いますけれども、あったぐらいで、大きな事故は今のところないんですけれども、議員が言ったように、非常に坂があつてスピードも出ると。歩道も狭い等々、非常に心配な場面があると思います。

自転車も加害者になると、こういう時代で、私も校長のほうに年度初めのPTA総会等で自転車の保険に入るよう、保護者の方に呼びかけてくれと、そういうお願いはしているんですけれども、おかげさまでことしが、自転車の賠償保険に加入しているご家庭が、1年生が76名、2年生が79名、3年生が37名、192名で、比率にしますと48%、半分ぐらいが入っていると。過去二、三年前は20%ぐらいだったんですけれども、恐らく保護者の方の意識が高くなっている。この間も自転車の子がお年寄りをはねて亡くなって、1,000万円ぐらい損害賠償と出ていましたけれども、そういうのでだんだん保護者の方もそういう意識が高まっているのではないかなという気はしております。

学校で紹介する保険と、あとその他の保険で今いっぱいありますので、損害賠償つきというのが。そういう意識の向上もあるのかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 中学校へ入学して自転車を買います。そうした場合、自転車を購入したとき、今、自転車を買うとTSマークというマークがついてくるそうです。これは希望する、しないであります。また、このTSマークには赤色と青色等があります。どちらを希望するかは購入者の選択ですが、そのTSマークというものが1年で切れるという話も聞きました。そして、それを継続するには自転車点検をして、その点検のときに希望するだとかいろいろあります。榛東中学校では1年ごとに点検を実施しているのか、それがどうなっているのか、状況をお願いします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 中学校では毎年年度初め、4月に専門の業者の方を学校に招いて、自転車点検を行っております。ただ、TSマークであるとか保険については、これは保護者のほうの判断に委ねていると、そういう状況でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 本村では、自転車による重大な事故は発生していないという教育長からの答弁でありました。1億円近い損害賠償の例もあると、新聞やテレビで報道されています。他県では、自転車の安全な適正利用にいろいろ条例がなされているという記事も見ました。これは自転車の保険を義務化ということで、大阪の例があります。榛東村でもこの条例に向けて、村長、教育長、どのようなお考えですか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今の私の考えでは、大分保護者の方が加入率がふえてきたので、やはり自転車の保険というのは家庭の部分かなと、私はそのように考えています。

ただ、ご家庭もいろいろなご家庭があるので、本当は補助金制度ができればいいんでしょうけれども、この辺は村長のほうに聞いていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 教育長の言ったとおりでございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） これ、私の提案なんですけれども、村長、県でも町村会で約2,000万円のお金が榛東村にも来るという話を聞きました。村長が子供のため、子供のためと言っています。給食費も10%下げ、その中に中学校の子供たちにもこの2,000万円のうちの幾らかを、最初買った年はいいですけれども、2年、3年後に幾らか補填をしてもらえるような考えはありますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては、前に2,000万円町村会からもらえることになったよと。これからずっと私は、町村会は今、はっきり言うと幾らあるんだから、これを23町村のために、子供たちのためとかそういうために配ってくださいということで、私のほうからお願いして、今年度からこれは実施することになりました。これをいかに活用していくか。これについては関係部署と相談しながらやっていきたいというふうに思います。今ここで何をするかということは申し上げることは、ちょっと私にもわかりませんので、一生懸命、お金を持ってくることは持ってきましたので、頑張ります。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 将来ある子供たちのため、また、子供たちがもしものことがあっても、子供たちの負担だとか親の負担にならないよう安全な対策をとっていただきたいと思います。

次に、緑の県民税のことについてお聞きします。

その前に、1月下旬の雪のときに榛東村の管内でも大分竹が倒伏し、道路の交通の妨げになった箇所があると聞きました。どのくらいの箇所があったのか、建設課長にお聞きします。

○議長（金井佐則君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 村道への樹木の倒伏についてですけれども、今回、除雪等で連絡を受けたところは、1月18日から2月8日までですけれども、全体では87件の連絡が住民の方から寄せられました。内訳につきましては、除雪が36件、竹の倒伏が16件、杉の倒伏が3件、塩カルクの依頼が16件、電線、NTT等の連絡が10件、その他で6件ということで、合計で87件、樹木等の倒伏につきましては、竹を含めて19件の連絡が住民の方から寄せられております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 竹の倒伏が大分目立ったように今、感じられました。

その対応策として、竹はどのように処理し、またほかのものも杉の枝だとかいろいろありました。この竹について、どのように建設課のほうでは対処したのかをお願いします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 建設課の職員等の対応につきましては、2班体制で3名ずつですけれども、長岡山子田班、新井広馬場班で村道の巡視を行いまして、竹等の倒伏箇所につきましては、伐採処理ということで竹林のほうへ、切ったものについてはそのままその場所に処分をいたしました。また、村道内は村で実施をいたしましたけれども、宅内につきましては、所有者等へ伐採処分を依頼しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） その竹の処分なんですけれども、竹は今ほとんど利用価値がなく、竹にかわるものがプラスチック製品になりました。話を聞くと、大分竹の処理で苦慮したという話も聞きました。その中で私が目にしたのが、このぐんま緑の県民税です。我々、年に700円ですか、県民税として県のほうに納めています。この使い方について、産業振興課長に説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 緑の県民税についてご説明申し上げます。

ぐんま緑の県民税につきましては、木材の低迷等から林業が衰退し、適切な管理が行われずに放置された森林や荒廃した森林が増加しているというのが現状でございます。こうした森林を取り巻く課題に対しまして、必要な対応、整備を行うための財源として、平成26年度より個人や法人から県民税の徴収を開始しているところでございます。

お話にございましたぐんま緑の県民基金事業でございますけれども、先ほど申し上げました税収をもとに、ぐんま緑の県民基金に積み立てを行った後に、森林環境を保全するための施策に充てるというものでございます。

具体的に申しますと、市町村の事業で申し上げますと、市町村提案型事業実施状況ということで、1つといたしまして荒廃した里山平地林の整備等の事業に使うものでございます。具体的に申しますと、地域活動推進事業費、それから森林環境教育、それから独自提案型事業というようなメニューがございます。

先ほど申し上げました市町村の提案型事業のメニューの中でございますけれども、粉碎機の購入というものがございます。管理方法等を検討いたしまして、県に対しまして事業要望を上げてまいりたいと考えてございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） せっかく我々も緑の県民税を納めて、これ5年でしたっけ、その中であと2



年ですか、残っているわけですね。……………  
……………また、先ほど課長の答弁の中に粉砕機というメニューがあります。今、社会福祉協議会で使っている竹の粉砕機、ちょっと我々から見ると、性能、処理能力が大分悪いような気がします。あの粉砕機が百何十万円で購入したという話も聞いております。今回のこの市町村による地域支援の中に粉砕機が、今、課長の答弁の中に280万円ぐらいの予算がつくと答弁がありました。これを榛東村の中にどうにか当てはめられるような考えはありますか。  
○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 先ほど私申しました中で、280万円というようなお金がつくというようなお話はしてございません。粉砕機の上限額ということで、県のメニューの中に280万円が上限というような形でございます。先ほど申しましたように、メニューの中にもございますので、県のほうに積極的に働きかけを行いまして、事業が行えるよう図ってまいりたいと考えてございます。  
○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） ちょっと私の勘違いで、上限が280でした。  
渋川市、旧勢多で赤城北橋のほうで、竹が大分ふえちゃったので、渋川市で対応で旧赤城町、北橋町のほうに貸し出しているという事例も渋川の広報で見たことがあります。この市町村支援型で当てはまることができなければ、村でも粉砕機を購入していただいて、希望者は雪が降ったときに迷惑をかける前に竹林の伐採ですか、そういう予防策として、雪のとき、きのうの一般質問にありましたけれども、グレーダーだとかそういうものを村で買えという議員さんもいましたけれども、これを買って、私は思うんですけれども、大分活躍をすると思うんですけれども、村でこういうものを買って整備して、大雪だとかそういうときに備えたらいいと思いますけれども、村長、どのようにお考えですか。  
○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ある県のある町においては、これらを買って、逆に多くなり過ぎたということで、それを資源として扱おうと。言うなれば、後で堆肥としてやろうと。これは松岡議員もどこだというのはわかっていると思うんですけれども、そういうところも我々もよく視察しながら見ていきたいというように思います。  
そして、一義的には、これは前から私は言っているんですけれども、通学路とかそういうところは危ない、これは後でいろいろ言われても、倒れたところは一々所有者に聞かなくてもみんなで伐採しちゃったらどうかと。それから謝りに行ってもまだいいんじゃないかというような話もさせてもらったことがあります。今回の、あす区長会が開かれますので、その中で危ないようなところとかそうい

うのを区でよく見て、住民みんなですべてやってくれませんかというお願いもあしたすることになっております。これは除雪の、先ほどきょうのもありましたけれども、歩道の除雪とかそういうものも一義的には区の皆さんにお願いをできればと、安全・安心のためにですね。そういうことも含めて、あした区長会にも話をし、こちらのできるものについて、粉砕機とかそういうものも検討はしていきたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 昔、道路愛護という、こさ切りだとかそういうのもありました。最近はどうも本当に道がよくなっちゃって、ちょっと表現は悪いですけども、春の隣組のピクニックぐらいでしか、我々のところもそんな感じになっています。こういうものを買ってもらって、区長会にありません、大雪が降る前に未然に防げるような対策を講じていただきたいと思います。

これにて私の一般質問は……。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 先ほど議員さんのほうから、今、社会福祉協議会、シルバー人材センターで持っている粉砕機の性能についてお話がありましたけれども、あの性能は軽トラックに積み込める程度の重量の機種でございますので、もし、それ以上の機械を備える場合には、その移動手段を今度は考えなければならないということを補足して説明しておきます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、通告のあった9名の方の2日間にわたっての一般質問を終了いたしました。

ここで、睡魔に襲われている議員さんもおりますので、暫時休憩といたします。

再開を2時5分よりお願いします。

午後1時43分休憩

---

午後2時3分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 先ほどの一般質問の中で、……  
……  
……この削除をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） はい。

◇

◎日程第3 議案第5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、議案第5号の提案理由についてご説明を申し上げたいと思います。

一般給与法の改正、地方公務員法の改正及び行政不服審査法に準じて所要の改正を行うものということでございます。

補足説明をさせていただきます。

平成28年1月26日に公布された一般給与法の改正法、平成26年5月14日に公布された地方公務員法の改正法及び26年6月13日に公布された行政不服審査法に準じて、職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定、地域手当の級地の支給割合の改定、管理職員特別勤務手当の支給要件である勤務の範囲の拡大を行うとともに、人事評価結果の給与面への反映、等級別基準職務表の条例化及び行政不服審査法の改正に伴う条例の修正等、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案書につきましては5ページを、例規集につきましては、1款の461ページをごらんいただきたいと思っております。

それでは、新旧対照表によりましてご説明を申し上げたいと思っております。

新旧対象表の2ページをごらんいただきたいと思っております。

右が現行条例、左が改正案ということで、下線が引かれている部分が改正ということでございます。

第1条、榛東村職員の給与に関する条例（昭和32年榛東村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中、「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45）」の次に「、12月に支給する場合には100分の40（特定」、次のページをごらん

いただきたいと思います。「幹部職員にあつては、100分の50)を加える。」ということでございます。

次に、附則第8項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては100分の1.425」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては100分の95」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」を加えるというものでございます。

別表をごらんいただきたいと思いますけれども、別表の3条関係というので下段にお示ししてあります。これにつきましては、改正の要点は、民間の給与との格差を埋めるため、月額給与を平均で0.3%引き上げるというものでございます。それに伴いまして、次の4ページから見ていただきますと、給与の0.3%アップした給与法がここに示したものでございます。

見ていきますと、まず1級の1号を見ていただきますと、現行が13万7,600円が14万100円、2,500円の増でございます。それから2級1号では、現行18万7,700円が19万200円で2,500円の増。3級1号では、現行22万4,600円が22万7,100円、2,500円の増。4級1号では、現行26万3,500円が26万5,100円で1,600円の増。5級1号では、現行29万700円が29万1,500円で800円の増。そして6級1号では、現行32万2,100円が32万2,900円ということで、800円の増ということでございます。

なお、8ページから11ページまでが本表の改正の案を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の12ページまでお進み願いたいと思います。

こちらに、榛東村の給与に関する条例の次、2条関係でございますけれども、榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということでございます。

第1条中「24条の第6項」を「24条第5項」に改める。

第4条第1項中「、規則」を「、榛東村等級別基準職務表（別表2）」に改める。

第9条の4の第2項及び第9条の5の第2項中、次のページをごらんいただきたいと思います。

「100分の18」を「100分の20」に改めるというものでございます。

第16条の2の第1項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という）」を加え、同条第2項を次のように改める。第2項、前項に規定する場合のほか、管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給するというものです。

次のページをごらんいただきたいと思います。

第16条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。第3項、管理職特別勤務手当の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に定める額とする。第2号第1号第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき、月6,500円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）ということでございます。第2号、前項に規定する場合、同項の勤務1回につき6,500円を超えない範囲内において規則の定める額というものでございます。

第17条の3の第2項中、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）18条第1項本文」に改める。

第18条第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における」、次のページをごらんいただきたいと思ひます。「直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中、「、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を、「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」に改め、次のページをごらんいただきたいと思ひます。同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を「100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）」に改めるといふものです。

18条の第3項を次のように改める。

18条の3の削除。

附則第5項中、「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

次のページをごらんいただきたいと思ひます。

附則第8項中「、6月に支給する場合においては100分の1.25（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定職員にあっては、100分の1.575）」を「100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）」に、「、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」に改めるといふものでございます。

別表をごらんいただきますと、次の表ですね、見ていただきますと、表が出てきます。これは給与法の総合見直しといふのが本年4月1日から始まります。そういったことで、逆に平均給与が2%減額になるといふものでございます。ただし、これは時限といふことで、2年間の現給保障といふのが附則でうたわれておりますので、2年間現給保障されるといふことでございますけれども、いずれにしても、2年後についてはこういった形で2%の減額が実施されるといふものでございます。

次に、新旧対象表の25ページをごらんいただきたいと思ひます。

こちらに別表1の次に次の1表を加えるといふことで、これは冒頭申し上げましたけれども、等級別基準職務表の条例化に伴う追加でございます。

別表第2、第4条関係。榛東村等級別基準表ということで、1級主事又はこれに相当する職務、2級主任又はこれに相当する職務、3級主査又はこれに相当する職務、4級係長又はこれに相当する職務、5級園長の職務又は室長の職務、そして課長補佐の職務ということでなっています。それから6級でございますけれども、課長の職務と局長の職務ということで改正をするものでございます。

そして、この5級のところでございますけれども、大変失礼しました。このところが局長補佐の職務ということで、もう一度確認しますと、園長の職務、室長の職務、局長補佐の職務ということで……、室長の職務はないですね。課長の職務、課長補佐の職務、局長補佐の職務ということで、3つに分類をさせていただきました。

もとに戻っていただきまして、議案書の17ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございます。施行期日。第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の榛東村職員の給与に関する条例（以下、「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

適用日前の異動者の号給の調整。第3項、適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び村長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級数を異にする異動等をしたものとした場合の権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができるものでございます。

次に、給与の内払。第4項、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の榛東村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与の規定による給与の内払とみなすというものでございます。

それから、切替日前の異動者の号給の調整でございます。第5項、切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び村長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができるというものでございます。

次に、給料の切替えに伴う経過処置でございます。第6項、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者（規則で定める職員を除く）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する金額（榛東村職員給料表の適用を受ける職員で、職務の級が6級である者であって、その号がその職務の級における最低の号給でない者（以下この項において特定職員という）にあつては、55歳に達した日以後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳以上に達した日以後、最初の4月1日の後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給するというものでございます。

第7項、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く）につ

いて、同項の規定による給料を支給されているとの権衡上必要があると認められるときは、当該職員は規則の定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給すると。

第8項、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることになった職員について、任用の事情等を考慮して、前2項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には規則の定めるところにより、第2項の規定により準じて給料を支給すると。

第9項、前3項の規定により給料を支給する職員に関する給与条例第5項第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年榛東村条例第〇号、以下平成28年改正条例という）附則第6項、第7項及び第8項の規定による給料の月額の合算とすると。

地域手当に関する経過措置。第10項、第2条の規定に施行の際に、現に給与条例第9条の5第1項の規定に適用を受ける職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第2条の規定による改正前の給与条例第9条の4の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合、又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定に適用については、同項中「前条第2項に定める割合をいい」とあるのは、「榛東村職員の給与に」、次のページでございませぬけれども、「に関する条例（平成28年条例〇号）に第2条の規定による改正前の第9条の4第2項に定める割合をいい」というものでございませぬ。

規則の委任でございませぬけれども、第11項、附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるといふものでございませぬ。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めませぬ。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

村長及び教育長の期末手当の年間支給月数の引き上げについて、所要の改正を行うものというものでございます。

議案書について、20ページをごらんいただきたいと思います。例規集は1巻の441ページでございます。

それでは、改正内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表の26ページをお願いいたします。

本表の左が改正案、右が現行条例でございます。下線が引かれている箇所が改正部分となっております。

第1条関係でございます。第1条、特別職で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年榛東村条例第9号）の一部を次のように改正する。

4条第1項中、「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条関係。特別職の職員で非常勤のものの給与に関する条例を次のように改める。4条第1項中、「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改めるということでございます。

21ページをごらんいただきますと、附則でございます。施行期日については、第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下、改正後の特別職給与等条例という）第4条第1項の規定は平成27年4月1日から適用とする。期末手当の内払ということで、第3項、改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による



改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づき支給された期末手当は改正後の特別職給与等条例による期末手当の内払とみなす。

委任。第4項、前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定めるというものです。

以上で説明を終わりにいたします。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第6号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第5 議案第7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、議案書23ページをごらんいただきたいと思います。例規集は1巻の391ページでございます。

それでは、改正内容について、新旧対照表よりご説明申し上げます。

新旧対照表の27ページをごらんいただきたいと思います。

本表の左が改正案、右が現行条例で、下線が引かれている部分が改正箇所ということでございます。

第1条関係。議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年榛東村条例第10号）の一部を次のように改正する。第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条関係です。第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

議案書23ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございます。

施行期日。第1項、この条例は公布の日から施行する。また、第2条の規定は28年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という）第5条第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

期末手当内払。第3項、改正後の議員報酬等条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬の条例の規定による期末手当の内払とみなすものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成11。賛成多数。

よって、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条

## 例について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

行政不服審査法及び同法施行令の制度の制定に伴い、所要の改正を行うものというものでございます。

議案書25ページをお開き願います。例規集は1巻の249ページに掲載してございます。新旧対照表は29ページでございます。よろしくお願いいたします。

左が改正案、右が現行条例で、下線部分が改正部分となっております。

それでは、朗読します。

第3条第1項中「1人」を「2人」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号、審査の申出に係る処分の内容。第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に、「添附」を「添付」に改め、同条に次の1項を加える。

第6項、審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならないということで、次のページをごらんいただきたいと思っております。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書きを削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

第2項、前項の規定にかかわらず、行政手続法における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提示されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

第5項、委員会は審査申出人から反論書の提出があったときは、これを村長に送付しなければならない。

第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改める。

第11条第1項中「決定書」の前に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

第1号、主文。第2号、事案の概要。次のページをごらんください。第3号、審査申出人及び村長の主張の要旨。第4号、理由。

議案書26ページをごらんいただきたいと思います。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上で提案理由の説明及び改正案の説明を終わりにいたします。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第7 議案第9号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第7、議案第9号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由についてご説明申し上げます。

機構改革に伴いまして、選挙管理委員会及び監査委員の事務局員の定数を変更するものでございます。

なお、議案書につきましては28ページを、例規集につきましては1巻の251ページに掲載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

それでは、新旧対照表の32ページをごらんいただきたいと思っております。

左が改正案、右が現行条例で、下線部分が変更箇所ということでございます。

それでは、第2条第1項第3号中「3人」を「4人」に改め、同項第4号中「2人」を「3人」に改めるというものでございます。

議案書28ページをごらんいただきたいと思っております。

附則、この条例は28年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明及び改正案の説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） この人数をふやした理由というのは何ですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 早坂議員さんのご質問についてお答えいたします。

まず1つは、選挙管理委員会の職員でございますが、3名ということで、これが4名ということでございますけれども、ことし、本年度については特に参議院選挙が既に入っていると。それからもしかすると想定外の衆議院も入るといような形の中で、期日前が16日間という形の中で、職員がかなりの負担をしていると。本来はもうちょっと早くこの定数を変えるべきだったと思うんですけども、隣町の吉岡町については総務課職員が全員で当たっているという現状がありまして、これは経費節減、超勤の問題とか、あるいは職員に対する負担等を考えまして、選挙管理委員会の職員を1名ふやしていくということで改正させていただきました。

それから、監査事務局でございますけれども、監査についてもご存じのようにいろんな今の行政上の中で諸事案がございます。そういった中で、1人職員をふやして監査事務局の充実を図るといものでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第9号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第8 議案10号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第10号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由についてご説明申し上げます。

地方公務員法の改正に伴いまして、所要の改正を行うというものでございます。

補足説明を詳しくさせていただきます。

今回の一部改正は、平成26年5月14日付で地方公務員及び地方独立行政法人の一部を改正する法律と、平成26年法律第34号が公布されたことに伴う改正でございます。上位法の改正に伴うということでございます。

この中に、特に人事評価の制度の導入、それから分限の事由の明確化というものが盛り込まれております。人事評価につきましてはご存じのように、ことしの4月からということで始まるわけでござ

いますけれども、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他のための人事管理の基礎とすることとしているというものが1つ盛り込まれると。それからもう一つ、これに伴いまして、分限事由の明確化は分限事由の1つとして、人事評価の、または勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合を明確化することとされておりますということでございます。

なお、施行期日について、公布の日から起算して2年以内を超えない範囲に政令で定める日と指定されておりますので、よって、本年3月が条例の一部改正をする期限となっているということで、これについては、国の条例の改正に伴って行うということで、例を挙げれば税条例ですか、改正に伴って村の条例を変えるというものと同様な扱いとなっております。

それでは、改正内容を新旧対照表にて申し上げます。

33ページをごらんいただきたいと思います。本表左が改正案、右が現行条例でございます。下線が引かれている箇所が改正の部分となっております。

それでは、朗読して申し上げます。

第1条中「、休職」の次に「及び降級」を加える。

第1条の2の次に次の3条を加える。

降級の種類。第1条の3、降級の種類は降格（当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（当該職員の号級を同一の職務の級の下位の号級に変更することをいう。以下同じ。）とするものでございます。

そして、降格の事由でございます。第1条の4、任命権者は職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員に降格するものとする。

第1号、職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくないと認められる場合で、当該職員がその職務の級に分類される職務を遂行することが困難と認められるとき。

第2号、心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれにたえない、次のページをごらんください——ことが明らかな場合ということでございます。

そして、第3号、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く）というものでございます。

降号の事由でございます。第1条の5、任命権者は職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくないと認められる場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降級」に改め、同条第1項中、「又は同条第2項第1号」を「、同条第2項第1号」に改め、「場合」の次に「又は第1条の4の2号の規定に該当する

ものとして職員を降級する場合」を加え、同条第2項中「若しくは免職または休職」を「免職、休職又は降級」に改めるというものでございます。

議案書31ページをごらんいただきたいと思います。

この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上で提案理由の説明及び改正案の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番小野関であります。

この条例改正でありますけれども、地方公務員法28条に準拠しての改正というふうに思いますが、この条文の中で、第1条の4の最終文言にあります当該職員を降格するものとするがあります。地公法第28条には、降格することができるかと表現されております。まさに降格ありきで表現されていて、問答無用の文言で記載されております。その真意の説明を求めますが、それと地公法第28条の文言に改める考えがないかお聞きいたします。

それと、同条4項に職員の人事評価ということでの改正でありますから、人事評価に関して人事院規則には、勤務成績がよくない場合、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務成績がよくない状態が改善されないと規定されております。人事院で示されている規則を追加する考えがないかをお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） まず1点目でございますけれども、この中で、この地方公務員法の中で第28条の第3項ですか、職員の意に反する降任、免職、休職、降級の手続効果は、法律で定める場合を除くほか条例で定めなければならないという規定がございます。そして、ここの中で言っているのは、村のほうの条例サイドのあくまでも分限に関する手続及び効果に関する条例というものでございます。定めてあるのは。そして、職員の処分については、あくまでも27条、あるいは28条、これに基づいた中の職員の分限というのをやっているわけでございます。

そして、小野関議員さんがおっしゃっているものでございますけれども、実は国から改正案の条例が定められておりまして、この中に基づいた中の改正ということでございますので、現行の条例を改めて行う考えはございません。

それから、人事評価についてでございますけれども、これにつきましても、国の地方公務員法の中の第28条の第1項の中に人事評価及び勤務の状況を示す事実を照らして、勤務がよくない場合という



のは、ここに明記が入っておりますので、これについても国の人事評価の改正、あるいは国の中の指示に基づいた中の今回改正となっておりますので、村が独自の中でその人事評価について内容を変更するとか、そういったことについては一切考えておりません。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 説明を受けたんだけど、自分の言っている質問した部分に直接答えていないというふうに思っておりますが、その部分、ちょっといいですか。人事院規則に勤務成績がよくない場合に指導の措置という部分が人事院規則にあるわけでありますから、人事評価に関して。その文言をつけ加える意思はないかどうかという部分について、答えをもらってないような気がするんですけども。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 今言ったように、人事院規則の中でそういうような文言でうたわれておりますけれども、こちらの中で、恐らくこれは国の中ではそういうものを想定した中の改正ということで、これ1行入っていることと理解しているわけなんですけれども、改めて村の中で人事院規則に基づいて何か盛り込むというものについては、こちらとしては、そういう今申し上げましたとおり、考えてはおりません。この部分で十分職員については分限あるいは降任、それに充てた中で処分事務は進められるということでございます。

そして、あくまでも申し上げましたけれども、この中で地方公務員法の中で、3項ですよ、これについては、手続があれば効果という条例を設けるとというのが地方公務員法でうたってあるわけですから、その中の実際の分限を充てるということになりますと、地方公務員法に充ててやるということでございますから、この条文の中の村の中で、今言った改正部分と、それから現の地方公務員法の第28条、この2条で充実足りるということで、それをつけ足すという考えはございません。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 先ほどの質問の部分でまだちょっと足りない部分があるんで、というのは、降格するものとするという部分と、地公法28条の降格することができるというのじゃ、行って来るほど文言が違うので、その部分の答えが、規定にあるからこういうふうにしたんだという話だけで、ちょっとそこが納得できないんですけども、その文言の差について、こうやりなさいという指導があったかどうかも含めて、もう1回お願いしたいと思っておりますけれども。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

---

午後2時50分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 申しわけありません。降格の事由の中に、1条の4のところの、先ほど言いましたように、任命権者は職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員の降格をするものとするということでございますので、そういう記載になっております。そういうことですので、断定した中であるということではなくて、するものとするというような表現で改正のほうを上げさせていただいております。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 何か、自分が見た地公法の文言と違うような気がするのですが、これ以上やっても同じことなので、次の2問目をお願いします。

任命権者による調査及び当該調査に対する監視という部分で、地公法第38条に規定されていて、直接第28条関係を左右するものではありませんが、検討する必要があるということで、概要をちょっと話させていただきます。

地公法第38条は、営利事業を営むことやその団体の役員など、従事制限を課すもので、それについて任命権者と人事委員会及び公平委員会との関係について表記されております。規則違反行為に関する調査は、任命権者が実施し、人事委員会及び公平委員会は、任命権者が実施する調査が適正に行われているか、その開始から終了するまで監視する役割を担うものであることとされております。規律違反行為の疑いがあれば委員会に報告し、調査を行うとなれば通知をし、調査結果の報告まで求められております。榛東村には人事委員会がございませんから、公平委員会がその役目を担うということになろうかと思っております。

ここで、地公法第38条にあるように、この条例改正の分限に関するこの条例に、監視機能の条文を加えるよう求めるわけではありますが、回答をお願いすることと、また、榛東村職員の行政審査委員会の規則が平成27年9月25日に公布、施行ということではありますが、審査委員会組織そのものは任命権者が統括、所掌する者、言ってみれば課長職でもって構成されております。設置目的には、その処分の公正を期するための公平な審査を行えるのかに疑問を持っております。第三者機関である公平委員会委員を構成メンバーに加えるなど、改正すべきであると考えますが、回答をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） まず1点目の監視機能ということでございますけれども、現状を見ても、

例えば職員については、不利益があった場合については、公平委員会に審査要求、あるいは措置要求を申し出るという道が開かれたわけでございます。ですから、その審査の中で、例えば行政上執行上の瑕疵があれば、そこで十分議論されて是正されると。そして、公平委員の決定に基づいて処分が取り消されるというような形の1つの流れができておるわけで、道が開かれているわけでございますから、改めてこれを監視をここに入れてやるのではなくて、そういった制度の中で職員に対する不利益、あるいは措置というのが道が開かれているということでございますので、これについてはここに盛り込む必要はないというふうに感じております。

それから、審査委員会でございますけれども、これについては法令で定められた審査委員会ではございません。各前橋市、高崎市、渋川市を見てみますと、もっと少人数でやっているケースがございます。それは外部の審査者を入れるのではなくて、例えば渋川市なんかの場合を申し上げますと、まず、職員が例えば懲戒処分、公金の横領とか等があった場合については、まずその実態を担当課の課長が調べて、そして事実報告をまずすると。そして次の段階においては、部長等々、数名でその事実を確認していくということで、そしてその中で1年ぐらいかかるケースもあるようでございますけれども、その中で調査を全部終えた段階で、本人からの聞き取りをやる、弁明の機会、あるいは事実確認をして、審査委員会にかけていくということでございますけれども、そういった中において、外部の人たちをそこに入れて審査をするということについては、各行政ともやっておりません。

なぜかといいますと、今申し上げました公平委員会という道が開かれているわけです。そこで不利益があるのであれば、公平委員会に申し出て審査をして、その中の審査に基づいてこちらの処分に基づいて異議を申し立てればいいことであって、事実誤認の中で議論をするということではございません。

そういったことで、執行側とすれば、あくまでも事実に基づいた処分書をまとめて本人に申し渡すと。そして、それを課においては、十分な審議を尽くして弁明を聞かせる、あるいは言い分も聞くと。あるいは反省文も前橋市なんかは書かされているようでございますけれども、そういう中で、十分行政がやった中で、不服がある場合については公平委員会というものがあるわけでございますから、そちらに道を開いている。その中に行政体の中で今言ったように、民間を入れて、例えば弁護士さんやそのほかにです。まだその段階ではないわけです。事実確認をするのは執行側の確認でございますから、それに対して本人の、あるいは執行側のやり方がおかしいということであれば、それは公平委員会でやればいいことでありまして、その前の段階で審査が不当であれば、その部分について開示請求を求めて資料を出せばいいことですから。あくまでも決定する職員の道というのは、公平委員会、人事委員会はございませんけれども、そこで議論をして決定するというのが筋でございます。

したがいまして、今言ったように監視機能、あるいは他の者をそこへ入れてやるということにつきましては、逆に言えば、公平委員会の職務の越権行為になる可能性もありますので、そういったものを盛り込む必要はないというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 小野関君、3問目。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 全て公平委員会の場で不服があればやっていただくという話ではありますが、2問目で話しました行政処分審査委員会規則の目的に、処分の公正を期するためという文言があつて、その部分がちょっと課長だけの話のところの間合のかなという部分が疑問に思ったところがあります。

じゃ、3問目に移ります。

榛東村職員の懲戒処分の基準に関する規定との関連で説明をお願いいたします。

基準に関する規定の中の第4条で、監督者の懲戒という部分があります。任命権者は懲戒処分を行う場合において、懲戒処分の対象となる職員を指揮監督する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該監督者に対しても懲戒処分を行うとすると規定されております。このことに関して、〇〇女史の課長から係長に降格された件について、当該監督者に非はなかったかお伺いをいたしますとともに、〇〇女史の非行行為を行ったとする時期はいつなのかということと、課長から係長に降格について、どの条例、規則、規定等のどこの条文をもって降格処分したかについて、以上3点お伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 小野関議員さんのご質問でございますけれども、この件につきましては、既に本人に処分書を言い渡しておりますけれども、本人が受け取らないということで、本人は処分の内容を確認しておらないような状況が現実でございます。そして、いろいろ進めて、郵送等、あるいは内容証明郵便等で届けているわけですが、いまだに給与を含めて受け取らないということでございます。

そして、1つ申し上げるのは、やはり処分というのは、受けた以上、理由があるから処分されたわけでございますので、それを必ず見ていただかない限り、一步前に進まないわけでございます。そういったことが1つ。そして、時期でございますけれども、はっきり申し上げまして、相当多岐にわたり、要するに長い期間というんですか、にわたる。細かいことは申し上げられませんが、公平委員会で言っていますけれども。

それから、課長の条文等、申し上げるとありますけれども、これについては全て処分書に書いてありますので、それをぜひ小野関議員さんも勧めて、本人の了解を得て、見ていただいて、そうでないと私のほうから、個人の秘密にかかわることでございますので、申し上げることではございませんので、そういったことで、現在、そして公平委員会にそういう形で申し出ている最中でございますので、これからが本当の審理が始まるんだと思いますけれども、そういったことでこの件につきましては、ぜひご本人の了解を得て、小野関議員さんが確認されてからご質問をいただきたいと思います。

以上です。

〔「1点ちょっと」の声あり〕

○議長（金井佐則君） はい。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 監督者に対して懲戒処分もできるという部分が、当該監督者に非はなかったかどうかということを最初に話しましたけれども、その部分。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 小野関議員さんについてもご存じだと思うんですけども、職員の処分というのは、分限と懲戒というものがございます。そして、懲戒でございますけれども、これについて過去にどうかと、過去にも懲戒処分を受けた職員はおります、はっきり言いまして。その中に、当然、上の監督責任等で訓告、戒告等を行っているケースはございます。先ほども申し上げました〇〇さんのケースだけではなくて、実際にそういう形の中で責任を問うて、そういった処分を行っていることは事実、実施しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私も調べたところ、要するに上位法ですか、それには、することができるという表現になっていたんです。村のこの条例は、するものとするということは、先ほど小野関議員も言っておりましたが、かなりの表現の違いがあります。そして、私が一番今危惧しているのは、時の任命権者によっていろいろな人が今後も出てくると思うんです。今の任命権者、つまり村長は〇〇氏にしたようなことをやっぱりしちゃうわけです。そうした場合には、何らかの形で歯どめをつけるような条例にしておかないと、主観でどんどんそういうことが行われるという可能性があるわけです。となれば、これは職員の生活に与える影響が大になるわけです。そういったことを考えた場合に、やはり何らかの、私は今、具体的にこうすればいいということは言えませんが、何らかのそういうものに対する歯どめを考える、歯どめを条例化する必要があるというふうに考えますけれども、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） ご心配されることだと思いますけれども、先ほど申し上げましたけれども、この中の処分というのは、現行職員が、分限と懲戒とあるわけですが、懲戒について言えば、1件の案件について処分できるというような形になっておりますけれども、いずれにしましても、

執行側としますと、本人の事実、全くその中で事実無根のことに基づいて処分をしているわけではございません。ですから、先ほど申し上げていますが、まず処分書を見ていただければ全てわかるようになっております。それを見て、そして本人に開かれているのは、公平委員会にまず訴える。そして、早坂議員さんがおっしゃっているように、ご心配であれば、そこで議論をして、公平委員が公平な判断をするはずで、そして、その次として、もしその公平委員会の判断が意に反するものであれば、民事という次の道も開かれているわけでございます。

ですから、そういう中で、この条例に盛り込んだ中で、職員について本当に無作為に処分をするというようなことは一切ございません。ですから、そういった中で、きちっとした事務手順に基づいて行っているわけでございますから、もしそういうことであれば、必ず公平委員会という場の中でそれが明らかにされるわけですし、審理が間違っていれば、正しい決定が出るということです。それが一つのシステムとして構築されているわけでございます。

ですから、そういったことでこの中の公務員法の中の処分の中という中にそれを盛り込んで、審査をと、見張るといいますか、とことん設けるということよりは、むしろその部分で公平な第三者の中で、公平委員会の中で議論して、正しいのか、だめなのかというのをはっきりしていただいて、次の段階に進むと。そして公平委員会で決定が出れば、それが取り消されることもあるわけですから、そういうことも含めて議論していくということで、この条例にその中に盛り込むということは、上位法でも入っておりませんが、この中に盛り込む必要はないといふふうに考えております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

9番松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） この議案第10号 職員の分限に関する条例改正に反対討論をいたします。

地方公務員法改正の骨子に、職員の人事評価をして結果がよくないと認められる場合において、指導等の措置を行ったものにかかわらず、勤務実績がよくない状態が改善されないときに降格することができる、この文ですね、とあります。村の村条例は、するものとする。全然違います。だからこれを直していただきたいと思うけれども、これはもう反対討論ですから、はっきり言います。

法により厳しい法律にするわけですから、既に村は12月に聞き取りや指導も行わず、処分書不受理の状態以降格を決定している現状では、職員が委縮してしまいます。職員に対して厳正な人事評価も記載できず、条例改正を反対いたします。

○議長（金井佐則君） 賛成討論ございませんか。

3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 3番松井です。

賛成をいたします。

まず、この条例の一部改正につきましては、あくまでも地方公務員法の改正に伴う改正であるということ再三、課長のほうが言っておられるとおりでと思います。

2点目が監視機能の件でございますけれども、公平委員会というのはあくまでも独立をしております。そういう中で、公平委員会等を監視機能として設ける、これを設ける必要はないだろうと、このように判断をします。

3点目は、再三問題になっております第1条の4、これについては、この文言、総務産業建設常任委員会ของときにも何回も読み直しました。という中で、これ、中間にこういう言葉が入っているんです。「必要があると認めるときは」と、これがまさに皆さん言われておる「降格するものとする」と、今この文言になっています。これをするができるという、このニュアンスの違いはこの「必要があると認めるときは」が入っているといないじゃ全然違うんです。これをもって、私はこの第1条の4も相当、一気に降格するだけではなくて、ここに「必要があると認めるときは」の文言が入っているということで同等の意味とする、こういうふう判断いたしまして、この条例につきましては賛成をいたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第10号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成9名。賛成多数。

よって、本案は可決されました。

---

## ◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

第2日目を散会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時11分散会

平成 2 8 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

3 月 8 日 (火)



# 平成28年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

平成28年3月8日（火曜日）

## 議事日程 第3号

平成28年3月8日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 諮問第 1号 榛東村人権擁護委員の諮問について
- 日程第 3 議案第11号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第12号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第14号 榛東村防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第15号 榛東村災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 9 議案第17号 榛東村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第18号 榛東村ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第19号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第20号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第21号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第22号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第23号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第24号 村道の路線認定について
- 日程第17 議案第25号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第26号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第27号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 議案第28号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第29号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第30号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 2 3 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 4 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 5 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 6 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 7 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 8 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度榛東村上水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 9 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度榛東村一般会計予算
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 9 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議会運営委員会委員の辞任の許可について

## 出席議員（13名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	11番	岩田好雄君
12番	岸昭勝君	13番	早坂通君
14番	金井佐則君		

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
基地・財政課長	清村昌一君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	山本正子君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	久保田邦夫君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水喜代志君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成28年第1回榛東村議会定例会3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職の出席を求めています、全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

3番 杉井保夫君、4番 小山久利君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



## ◎日程第2 諮問第1号 榛東村人権擁護委員の諮問について

○議長（金井佐則君） 日程第2、諮問第1号 榛東村人権擁護委員の諮問についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長（真塩 卓君） 人権擁護委員の候補者の推薦でございますけれども、その前に、先ほどは全国の町村議会議長会会長から、我が榛東村の金井議長さんが自治功労ということで表彰されました。また、さらにくしくも群馬県の町村議会議長会の会長であります金井議長のほうから、松岡好雄議員が長年にわたるご苦勞に対する感謝状が渡されました。本当に両名については、おめでとうございますと同時に、今後とも榛東村の発展のために、よろしくお願いをしたいというように思います。これについても、後ほど祝賀会があるということでございますので、そのときにまた話をさせていただきたいというように思います。

それでは、早速提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

これにつきましては、再任によりまして、昨年10月から人権擁護委員をされておりました岩田俊彦さんが、1月に急逝されました。このことにより欠員となりましたので、新任の人権擁護委員として候補者を推薦させていただくところでございます。

今回、推薦させていただく岩田良子さんは、現在3区にお住まいでございます。ご主人と次女の家族と一緒に生活をされております。岩田さんにつきましては、短大卒業後、昭和54年から平成14年3月まで栄養士として高崎市内の病院に勤務されておりました。退職後、平成14年4月から平成25年3月まで、特別養護老人ホーム「しんとう苑」にて調理員として勤務されておりました。昭和56年の11月、結婚と同時に榛東村に住まわれ、3人のお子さんを育てられた岩田さんは、温厚で明るく、その人柄から友人も多く、また地域活動にも積極的に参加され、5年ほど前から榛東村の駐在所連絡協議委員もされております。これによりまして、見回り等に犯罪防止の一役を担っているところでございます。経歴からもおわかりかと思えますけれども、弱い立場の方々、特に福祉に対する理解と見識があり、人権擁護委員としての活躍が期待されるところでございます。

このようなことから、人権擁護委員法の第6条第3項の規定によりまして、議会のご意見をお聞きし、法務大臣に対して推薦をしたいと思っております。

なお、任期につきましては、平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間になります。

ご同意くださいますよう、よろしくお願いをしまして、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

諮問第1号 榛東村人権擁護委員の諮問について、原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

### ◎日程第3 議案第11号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第11号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うというものでございます。

議案書につきましては、33ページをお開き願いたいと思います。

例規集につきましては、1巻の337ページに掲載してございます。

それでは、改正内容でございませけれども、新旧対照表にてご説明を申し上げます。

新旧対照表の35ページをお開き願いたいと思います。

本表の左が改正案、右が現行条例でございませ。下線が引かれている箇所が改正部分となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、朗読させていただきます。

第1条中「24条第6項」を「24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

議案書33ページをごらんいただきたいと思ひます。

附則でございませ。

（施行期日）

第1項 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するといふものでございませ。

なお、2項につきましては経過措置でございませるので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

以上で提案理由の説明、改正案の説明をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第11号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第12号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第12号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 新藤 彰君発言]

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うというものでございます。

議案書につきましては、35ページをお願いいたします。

例規集につきましては、1巻の389ページに掲載してございます。

それでは、新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。36ページをお開き願いたいと思います。

本表の左が改正案、右が現行条例です。下線部分が改正箇所ということでございます。

それでは朗読させていただきます。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務の成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

第7号 職員の退職管理の状況。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

第2号 職員の人事評価の状況。

第5条第2号中「不服申し立て」を「審査請求」に改めるというものでございます。

議案書の35ページをお開き願いたいと思います。

附則でございます。

施行期日につきましては、28年4月1日からというものでございます。

なお、2項につきましては経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で提案理由の説明並びに改正案の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第12号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第5 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、所



要の改正を行うというものでございます。

議案書につきましては、37ページをお開き願いたいと思います。

例規集につきましては、1巻の413ページに掲載してございます。

それでは、改正内容でございますけれども、新旧対照表においてご説明を申し上げます。

新旧対照表の37ページをお開き願いたいと思います。

本表の左が改正案、右が現行条例で、下線部分が改正箇所ということでございます。

それでは、朗読でもって説明にかえさせていただきます。

別表第1、温泉資源保全審議会の委員の項を削るというものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

別表第2、児童厚生員を削り、同表中、下の教育委員会委員、月額1万9,900円を教育委員会委員、月額1万9,900円に改める。同表、社会教育指導員の項を削るというものであります。

それから、別表第3を次のように改めるというものでございます。これを見ていただきますと、一番下の温泉資源保全審議会委員が加わっていると思っておりますけれども、こういった内容で3表についても改正をしたいというものでございます。

議案書37ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますけれども、この条例は28年4月1日から施行するというものでございます。

以上で提案理由の説明、改正案の説明を終わりにします。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 社会教育指導員という項を削るということは、廃止することだと思うんですが、まず1つ、社会教育指導員と社会教育主事というのもおると思うんですけれども、その辺の仕事の違い、これをちょっとご説明願いたいことと、あと社会教育指導員がいなくなることの弊害というのはないのかということです。

それともう一つ、温泉資源保全審議会委員というものが特別職のところに加えられたわけなんです、改めて、この温泉資源保全審議会委員の委員会の性格、それをちょっとご説明願います。

○議長（金井佐則君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） まず、社会教育主事と、このポストにつきましては、資格が必要なことでございます。社会教育全般にわたりまして、長期の研修を受けて資格を得るものということでございます。したがって、各市町村の教育委員会には、この社会教育主事を置くものとするということで、

本村については1名置いてございます。

それから、社会教育指導員というのは、私の理解では、群馬県の場合は、いわゆるPTAの連合会等を対象としている仕事がメインだというふうに思います。これがなくなった場合、大丈夫かというお話ですけれども、本村におきましては、この社会教育指導員にかわるのは、現在は子育て・長寿支援課の青少年係と、個人名は狩野先生ですけれども、そういうことで、青少年係ということは、例えば育成会であるとか、それから青少年問題のいろんな協議会であるとか、そういう部署を担当するというふうに私は理解しています。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 温泉資源保全審議会委員の関係でございますけれども、審議会そのものにつきましては、平成7年に設置をされてございます。現在のふれあい館のところの温泉を掘削するというので設置をされたものでございます。

今回の報酬の関係の改正でございますけれども、この条例の別表第1から第3まであるわけでございますけれども、今回別表第3の日額に変更させていただくということで、本年度までについては、別表第1の年額ということで整理をさせていただいたところでございます。この審議会の性格が、村長の諮問に応じて必要な事項を調査、または審議するというところでございますので、村長の諮問があって初めて開催されるというところでございますので、年額ということではなく日額ということで整理をさせていただいたところでございます。

○議長（金井佐則君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 先ほどの社会教育指導員の関係なんですけれども、ここの非常勤に当たるところの部分の削るということなんですけれども、廃止ということではなく、臨時職員として社会教育指導員を採用するというところでございます。社会教育指導員さんが今は週4ですけれども、週5の中で、今後青少年問題とか、そういう部分について業務に当たっていただくということでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そういうことですね。社会教育指導員自体は、職員として残るということですね。私も調べまして、確かに、全国に社会教育指導員を置いていない市町村というものもあるみたいなんですけれども、ただこういう社会教育を充実させようという全国的な機運の中で、社会教育指導員というものも必要なのではないかと思ったので質問して、その指導員自体はいるということで安心をいたしました。

それで、温泉資源保全審議会委員、これ昔、多分この委員会の性格は聞いたと思うんですけども忘れてしまったので、ただ村長の諮問によるということではなくて、条例にちゃんとうたわれているのか、もしくはうたわれていなくても、委員会自体の性格というのはあるわけですよ。ほとんどの委員会は、村長の諮問によるということだから。その辺の委員会の性格というのをちょっと説明を願いたいんですが。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 設置の根拠につきましては、審議会の設置条例がございまして、その中で目的といたしますと、村長の諮問に応じ、榛東村の温泉資源について、温泉の維持管理、利用、開発計画等に関する重要な事項を調査、または審議し、その意見を答申するものとするという性格の審議会でございます。

今回、新旧対照表のほうに、全部、別表第3のほうが改正になっているわけでございますけれども、その中に、例えば、都市計画審議会委員という委員に関する報酬についても、日額とされているというところございまして、実際諮問がないと審議会そのものが開催されないというものでございまして、平成7年に設置されて以降、ちょっと今さらということもあるんですけども、他の審議会等との性格、特に都計審ですとか、農業近代化資金貸付審査委員とか、実際に審議会が開催された場合について、日額で報酬のほうをお支払いさせていただくというような改正でございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第6 議案第14号 榛東村防災会議条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第14号 榛東村防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

災害対策基本法の改正に伴いまして、所要の改正を行うというものでございます。

なお、議案書につきましては、39ページをお開き願いたいと思います。

例規集については、3巻の1,455ページに掲載してございます。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表の39ページをごらんいただきたいと思います。

左が改正案、右が現行条例、下線部分が改正部分となっております。

第2条第2号を次のように改める。

第2号 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号を次のように改める。

第3号 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。

第3条第5項第8号の次に次の2号を加える。

第9号 自主防災組織を構成するもの又は学識経験のあるものうちから村長が任命するもの。

第10号 前各号に掲げるもののほか村長が防災上特に必要と認めて任命するものというものでございます。

議案書39ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で提案理由の説明、また改正案の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第14号 榛東村防災会議条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第15号 榛東村災害対策本部条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第7、議案第15号 榛東村災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 新藤 彰君発言]

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

災害対策基本法の改正に伴いまして、所要の改正を行うというものでございます。

議案書につきましては、41ページを、例規集につきましては、3巻の1,457ページに掲載してございます。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表の41ページをごらんいただきたいと思います。

左が改正案、右が現行条例、下線部分が改正場所ということでございます。

第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改めるというものでございます。

これは上位法の改正に伴う項ずれ等を改正したというものでございます。

議案書の41ページをごらんいただきたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で提案理由の説明、改正案の説明について終わりにします。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第15号 榛東村災害対策本部条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第8 議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 新藤 彰君発言]

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正を行うというものでございます。

議案書につきましては、43ページを、例規集につきましては、1巻の241ページからとなっております。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表の42ページをごらんいただきたいと思います。

左が改正案、右が現行条例、下線部分が改正部分となっております。

それでは、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

第1条 榛東村行政文書の公開に関する条例（平成13年榛東村条例第7号）の一部を次のように改

正する。

目次中「異議申立て等」を「審査請求等」に改める。

第15条第3項中「第19条及び」を削る。

「第3章 異議申立て等」を「第3章 審査請求等」に改める。

第18条第2項第8号ただし書き中「第15条第4項」を「第16条第4項」に改める。

第19条及び第20条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は適用しない。

次のページをごらんいただきたいと思います。

(審査会への諮問)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、榛東村行政情報審査会に諮問しなければならないというところがございます。

第1号 審査請求が不適法であり、却下する場合。

第2号 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第2項 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第3項 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

第1号 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第2号 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第3号 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）というものでございます。

第21条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「異議申立て」を「審査請求」に改め「又は決定」を削り、同条第2号中「異議申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削ると。

次のページをごらんいただきたいと思います。

(榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例（平成13年榛東村条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第18条第2項中「第17条」を「前条」に改める。

第19条第1項ただし書き中「前条」を「第17条」に改める。

「第4章 異議申立て」を「第4章 審査請求」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第21条 開示等の請求に関する決定等又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない、というものでございます。

（審査会への諮問）

第22条 開示等の請求に関する決定等又は開示等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、榛東村行政情報審査会に諮問しなければならない。

第1号 審査請求が不適法であり、却下する場合。

第2号 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。）の全部を開示することとする場合。

第3号 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合。

第4号 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の削除をすることとする場合。

第5号 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の目的外利用等の中止をすることとする場合。

第6号 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定個人情報の利用停止をすることとする場合。

第2項 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第3項 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

次のページをごらんいただきたいと思います。

（榛東村行政情報審査会条例の一部改正）でございます。

第3条 榛東村行政情報審査会条例（平成13年榛東村条例第13号）の一部を次のように改正する。



第1条中「応じるため」を「応じ、並びに行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりその権限に属せられた事項を処理するため」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、村長が任命する。

第7条第1項を次のように改める。

審査会は、榛東村行政文書の公開に関する条例又は榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の規定による諮問等を受けた場合において、必要があると認めるときは、実施機関に対し、行政文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は個人情報の開示を求めることができない。

第7条第3項中「行政文書」の次に「又は個人情報」を加え、同条第4項中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条第1項中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

次のページをごらんください。

第10条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「行政文書」の次に「又は個人情報」を加え、「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第11条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

次のページをごらんいただきたいと思います。

第3項 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が必要ないと認めるときは、この限りでない。

第11条第1項中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加えるということでございます。

審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでないという

こととさせていただきます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

第13条中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改めるということとさせていただきます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

(榛東村行政手続条例の一部改正)

第4条 榛東村行政手続条例(平成8年榛東村条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削るというものとさせていただきます。

議案書46ページをお開き願いたいと思います。

附則とさせていただきますけれども、施行期日とさせていただきます。

第1項 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

経過措置につきましては、説明については割愛をさせていただきます。

以上で提案理由の説明並びに改正案の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第9 議案第17号 榛東村税条例の一部を改正する条例について

○議長(金井佐則君) 日程第9、議案第17号 榛東村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

[税務課長 岩田健一君発言]

○税務課長（岩田健一君） それでは、提案理由についてご説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、榛東村税条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案書につきましては、47ページから48ページ、また新旧対照表につきましては、54ページ、55ページでございます。

今回の一部改正は、マイナンバー関連でございます。

次に、48ページをお開きください。

榛東村税条例の一部を次のように改正する。

具体的には、次に記載のとおりでございますが、まず第51条につきましては、村民税の減免申請に関する条文でございます。現行では、申請書には法人のマイナンバー記載の義務はございますが、改正により個人が申請する際にもマイナンバーの記載が義務化されるものでございます。

次に、第63条の2についてでございますが、固定資産税に関する条文で、集合住宅、つまり、マンション等の家屋に関する共有部分に関する補正の申出書でございます。この場合、個人、法人ともに、マイナンバー記載の義務がありますが、このマイナンバーを定義する具体的な法律名が、個人番号、いわゆるマイナンバーの前につけられるものでございます。

一番下の第139条の3でございますが、これにつきましては、特別土地保有税の減免についての条文でございますが、現行では、マイナンバーの個人番号、法人番号の記載が定められていますが、改正により、個人番号は省略され、法人番号のみとなるものでございます。

以上で榛東村税条例の一部を改正する条例についての説明を終了いたします。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第17号 榛東村税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸

君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第10 議案第18号 榛東村ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例  
について

○議長（金井佐則君） 日程第10、議案第18号 榛東村ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例  
についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 榛東村ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例につい  
て、提案理由の説明をいたします。

本条例につきましては、別表中にありますちびっ子広場について、位置の変更及び廃止をするもの  
でございます。

議案書50ページをお開きください。

榛東村ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例。

榛東村ちびっ子広場設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

一部改正につき、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表56ページをお開きください。

左側が改正案、右側が現行で、下線部が改められる部分となります。

別表中、上から5段目にあります字輪寺ちびっ子広場、広馬場3982番地、「字輪寺」を「19区」に、  
「広馬場3982番地」を「広馬場3918番地2」とします。改正後の番地は、遊具が設けられている19区  
コミセンの所在地となります。

次に、右側現行の下から4段目にあります4区ちびっ子広場、榛東村大字山子田1425番地は、土地  
所有者の相続人と第4区で締結しておりました該当地の賃貸借契約が、平成28年度以降更新されない  
ことが明らかとなったため、廃止するものでございます。

その下の17区ちびっこ広場と、その下の21区ちびっこ広場は、それぞれ「ちびっこ」の「こ」をひ

らがなから漢字へ改め、ほかの名称と表記を統一するものでございます。

一番下の15区ちびっ子広場は、該当地が土地所有者に返還され、ちびっ子広場としての機能が消滅していることから廃止するものでございます。

議案書50ページをお開きください。

附則です。

この条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。

例規集は、第2巻の905ページに示されております。

以上で提案説明を終わりとさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第18号 榛東村ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第11 議案第19号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第11、議案第19号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

議案書51ページ。

提案理由でございますが、安定的な事業運営と財政の健全化を図りつつ、被保険者の負担軽減を目的に国民健康保険税率、また額を改定するものでございます。

議案書の52ページをお願いいたします。

榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正でございますので、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の57ページをお開きください。

左が改正案、右が現行でございます。下線部分が改正条文となっております。

第2条第3項及び第4項中「及び資産割額並びに被保険者均等割額」を「被保険者均等割額」に改めます。これは、後期高齢者支援金分と介護納付金分から、資産割額を廃止するものでございます。

次に、第3条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改め、次ページ、同条第1項中「100分の7.6」を「100分の7.1」に改めます。基礎課税額の追加は文書の整理のためでございます。以降の基礎課税額の追加も同様でございます。あわせて医療費分の所得割を0.5%引き下げるものでございます。

次に、第4条の見出し中「資産割額」を「基礎課税額の資産割額」に改め、同条中「100分の30.0」を「100分の20.0」に改めます。これは、医療分の資産割を10%引き下げるものでございます。

次に、第5条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改めます。

同じく、第5条の2の見出し中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「第7条の3」を「第7条の2」に改め、次ページをお願いします。「36,000円」を「29,000円」に改め、同条第2号中「18,000円」を「14,500円」に改め、同条第3号中「27,000円」を「21,750円」に改めます。

これは、医療分の平等割の金額を7,000円引き下げるものでございます。あわせて特定世帯軽減金額を引き下げるものでございます。

次に、第6条中「100分の2.3」を「100分の2.6」に改めます。

次に、第7条を削除し、第7条の2中「10,500円」を「9,500円」に改め、同条を第7条とします。

第7条の3第1号中「11,000円」を「10,000円」に改め、第2号中「5,500円」を「5,000円」に改め、第3号中「8,250円」を「7,500円」に改め、同条を第7条の2といたします。

これは、後期高齢者支援金分所得割を2.3%から2.6%に改正し、資産割の税率を削除し、均等割を1,000円引き下げ、平等割も同じく1,000円引き下げ、あわせて特定世帯軽減金額を引き下げるものでございます。

次ページをお願いいたします。

第9条を削除し、第9条の2中「9,500円」を「10,500円」に改め、同条を第9条といたします。

第9条の3中「9,000円」を「7,000円」に改め、同条を第9条の2とします。

これは、介護納付金の資産割の税率を削除し、均等割を1,000円引き上げ、平等割を2,000円引き下げるものでございます。

次に、第21条中「一に」を「いずれかに」に改めます。これは、単純に表記の修正でございます。

以降の改正につきましては、国民健康保険税の医療分の平等割、後期高齢者支援分の均等割と平等割で、金額が改正になったことによりまして、特定世帯軽減額の改正と、7割、5割、2割軽減の金額の改正、それから介護納付金分で、均等割、平等割が改正になったことによりまして、7割、5割、2割軽減の金額が改正となったものでございます。

61ページをお願いいたします。

同条第1号中ロ①中「25,200円」を「20,300円」に改め、ロ②中「12,600円」を「10,150円」に改め、ロ③中「18,900円」を「15,225円」に改め、同号ハ中「7,350円」を「6,650円」に改め、同号ニ①中「7,700円」を「7,000円」に改め、同号ニ②中「3,850円」を「3,500円」に改め、同号ニ③中「5,775円」を「5,250円」に改め、同号ホ中「6,650円」を「7,350円」に改め、同号ヘ中「6,300円」を「4,900円」に改めます。

62ページをお願いいたします。

同条2号中ロ①中「18,000円」を「14,500円」に改め、同号ロ②中「9,000円」を「7,250円」に改め、同号ロ③中「13,500円」を「10,875円」に改め、同号ハ中「5,250円」を「4,750円」に改め、同号ニ①中「5,500円」を「5,000円」に改め、同号ニ②中「2,750円」を「2,500円」に改め、同号ニ③中「4,125円」を「3,750円」に改め、同号ホ中「4,750円」を「5,250円」に改め、同号ヘ中「4,500円」を「3,500円」に改めます。

63ページをお願いいたします。

同条第3号ロ①中「7,200円」を「5,800円」に改め、同号ロ②中「3,600円」を「2,900円」に改め、同号ロ③中「5,400円」を「4,350円」に改め、同号ハ中「2,100円」を「1,900円」に改め、同号ニ①中「2,200円」を「2,000円」に改め、同号ニ②中「1,100円」を「1,000円」に改め、同号ニ③中「1,650円」を「1,500円」に改め、同号ホ中「1,900円」を「2,100円」に改め、同号ヘ中「1,800円」を「1,400円」に改めます。

第23条第1項中「一に」を「いずれかに」に改めます。

議案書の53ページにお戻りください。

附則でございます。

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

適用区分につきましては、改正後の榛東村国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

例規集につきましては、第2巻の1,087ページからに掲載してございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第19号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第12 議案第20号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条 について

○議長（金井佐則君） 日程第12、議案第20号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の



基準等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

介護保険事業に係る条例でございます。

議案書の54ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議案書の55ページ。

榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

こちらも一部改正でございますので、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の64ページをお願いいたします。

左が改正案、右が現行でございます。下線部分が改正条文でございます。

まず、第2条中「厚生労働省」を「厚生労働省令」に改めます。これは、単純な誤りの訂正でございます。

次に、改正案で、地域密着型通所介護基本方針第6条の追加でございますが、現行第6条の後に、改正案第6条を追加し、現行第6条以下を1条ずつ繰り下げるものでございます。

改正案でございます新設第6条、これは朗読によって説明をさせていただきます。

(地域密着型通所介護の基本方針)

第6条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2号 指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、基準省令第40条の9に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第3号 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看

護事業者をいう。)等との密接な連携に努めなければならない。

次に、現行第6条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第7条に、第7条を第8条に、現行第8条中「法第8条第19項」を「法第8条第20項」に改め、同条を第9条に改めます。

66ページをお願いします。

現行の第9条中「法第8条第20項」を「法第8条第21項」に改めまして、同条を第10条に改めます。現行第10条中「法第8条第21項」を「法第8条第22項」に改め、同条を第11条に改めます。

次に、現行第11条から第13条を1条ずつ繰り下げ、第12条、第13条、第14条に改めます。

次に、現行第14条中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第15条とし、現行第15条中「第11条及び第12条」を「第12条及び第13条」に改めます。さらに同条を第16条とするものでございます。

議案書にお戻りください。

附則でございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

例規集につきましては、第2巻の1,095ページから掲載をしてございます。

以上で提案にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

それから、先ほど読み上げた中に、機能機能というふうに重複して記載されております。これにつきましては、機能が重複しておりますので、片方を消していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第20号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をいたします。この時計で25分より再開いたします。

午前10時5分休憩

午前10時25分再開

○議長（金井佐則君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇

**◎日程第13 議案第21号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例  
について**

○議長（金井佐則君） 日程第13、議案第21号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例  
についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例に  
ついてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、風営法の法律名の誤字の修正、風営法改正の反映及び小規模事業  
者の定義の追加による改正によるものでございます。

議案書58ページをお願いいたします。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例。

榛東村小口資金融資促進条例（昭和32年榛東村条例第25号）の一部を次のように改正する。

一部改正でございますので、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の68ページをお願いいたします。

左が改正案、右が現行でございます。下線部が改正部分となっております。

初めに、第2条第1号中、現行では「適性化」を改正案では「適正化」に改め、「第5項に規定す  
る性風俗関連特殊営業」の次に、改正案では「、第11項に規定する特定遊興飲食店営業」を加え、現  
行「第11項」を改正案では「第13項」に改め、「6月20日」を削る改正でございます。

次に、第2条第2号中「保険法第2条第3項第1号から第6号までに掲げるもの」の次に、改正案  
では「であって、特定事業を行うものであり、かつ、榛東村暴力団排除条例（平成24年榛東村条例第  
14号）に基づく榛東村の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第2条第1項第5号及び第6号で  
定める排除対象者に該当しないもの」を加えるものでございます。

議案書58ページをお願いいたします。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、平成28年6月23日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、文言の整備及び上位法の一部改正によりまして、これに合わせ所要の改正を行うものでございます。

本条例第2条第1項に中小企業の定義がございますが、風営法の改正により、特定遊興飲食店営業が別に定義されたことによる改正と、同じく風営法第2条に項のずれが生じたので、これに合わせて所要の改正を行うものでございます。

また、条例第2条第2項に規定する小規模企業者の定義に、暴力団等排除の措置を加えるため、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第21号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第22号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第14、議案第22号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、村内中小企業の経営安定を図るため、小口資金融資に係る借換措置期間の延長を行おうとするもの、また保証協会への出捐金停止による改正でございます。

議案書59ページをお願いいたします。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例（平成18年榛東村条例第30号）の一部を次のように改正する。

一部改正でございますので、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の69ページをお願いいたします。

左が改正案、右が現行でございます。下線部が改正部分となっております。

初めに、附則の第2項中、現行では「平成28年3月31日」を改正案では「平成29年3月31日」に改めるものでございます。

次に、附則の第5項中、現行「平成26年度以前」を、改正案では「平成27年度以前」に、また現行「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を、改正案では「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に改めるものでございます。

さらに、附則第5項の次に、新たに第6項 平成28年4月1日から当分の間、第3条の規定は適用せず、第4条中「特別保証枠の範囲内において、全て保証協会の保証に付するものとし、」とあるのは、「全て保証協会の保証に付するものとし、」と改めるものでございます。

議案書60ページをお願いいたします。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

補足説明を申し上げます。

群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正によりまして、これまで借りている債務の借換に係る申込期限を平成29年3月31日までとし、さらに特例措置として、平成28年度中に融資期間の延長申請があった場合は、条例第5条に定められた融資期間に3年を加えた期間を限度として延長できるよう改正するものでございます。

また、平成28年4月1日から保証協会に対する出捐金は、当分の間休止することとする改正を行う  
ものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいた  
します。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第22号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、  
原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第15 議案第23号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例に ついて

○議長（金井佐則君） 日程第15、議案第23号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例に  
ついてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） それでは、榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきま  
してご説明申し上げます。

提案理由につきましては、道路法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書62ページをお願いいたします。

榛東村道路占用料徴収条例（平成10年榛東村条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

一部改正ですので、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

新旧対照表の70ページをお願いいたします。

右が現行、左が改正案、アンダーライン部分が改正箇所でございます。

70ページから74ページまで、別表、第2条、第4条関係の占用料の改正でございます。

第1種電柱530円を430円へ、第2種電柱820円を660円に改正、第3種電柱1,100円を900円に、第1種電話柱480円を390円に、第2種電話柱760円を620円に、第3種電話柱1,000円を850円に、その他の電柱48円を39円に、共架電線その他上空に設ける線類5円を4円に、地下に設ける電線その他の線類3円を2円に、路上に設ける変圧器470円を380円に、地下に設ける変圧器290円を230円に、変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所950円を770円に、郵便差出箱及び信書便差出箱400円を320円に、71ページですけれども、広告塔1,000円を1,900円に、その他のもの950円を770円に。

道路法第32条第1項第2号に掲げる物件ですけれども、水道・下水道管、ガス管等でございますけれども、外径が0.07メートル未満のもの20円を16円に、外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの29円を23円に、外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの43円を35円に、外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの57円を46円に、外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの86円を70円に、外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの110円を93円に、外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの200円を160円に、外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの290円を230円に。

次ページをお願いいたします。

外径が1メートル以上のもの570円を460円に。

道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設950円を770円に。

道路法第32条第1項第5号に掲げる施設、真ん中ですけれども、階数が2つのものAに0.006を乗じて得た額ということで、0.006を0.007に、上空に設ける通路510円を930円に、地下に設ける通路310円を560円に、その他のもの950円を770円に。

祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの10円を19円に。

次のページで、その他のもの100円を190円に。

看板（アーチであるものを除く。）、道路法施行令第7条第1号に掲げる物件ですけれども、一時的に設けるもの100円を190円に、その他のもの1,000円を1,900円に、標識760円を620円に、旗ざお10円を19円に、その他のもの100円を190円に、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの10円を19円に、その他のもの100円を190円に。

次のページをお願いいたします。

車道を横断するもの1,000円を1,900円に、その他のもの510円を930円に。

道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物820円を770円に。

道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料100円を190円に改めるものでございます。

次ページ、項の8ですけれども、「1件百円」の漢数字をアラビア数字に改めるものでございます。

議案書64ページに戻っていただきまして、附則、施行期日ですけれども、1項 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置につきましては、2項 この条例の施行の際現に道路の占用の許可（許可の期間が1年未満である場合に限る。）を受けている者に係る占用料の額については、なお従前の例による。

例規集につきましては、3巻の1,241ページから42ページまでとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第23号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することと賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第16 議案第24号 村道の路線認定について

○議長（金井佐則君） 日程第16、議案第24号 村道の路線認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。



[建設課長 久保田勘作君発言]

○建設課長（久保田勘作君） 道路法第8条の規定に基づき、路線認定の議決をお願いする路線は2路線でございます。

議案書66ページをお願いいたします。

認定路線調書。

67、68ページにつきましては、路線認定図でございます。

66ページをお願いいたします。

路線番号1003番、路線名、中組 3号線、起終点、長岡字西帝998番2地先から字吉岡698番2地先、延長689.52メートル。幅員ですけれども、最大で8.65メートル、最小で5メートル。変更前につきましては、582.16メートルで、107.36メートル延びております。この路線につきましては、現道の中組3号線を吉岡町との協議により、高渋バイパスまで延長する6号計画道路でございます。場所につきましては、旭屋の交差点から高渋バイパスまでとなっております。

路線番号1326、路線名、梨子木16号線、起終点ですけれども、新井字梨子木3071番1地先から3071番1地先まで、延長につきましては19.88メートル。幅員ですけれども、最大で4メートル、最小で3.7メートル。この場所につきましては、68ページの路線図ですけれども、お願いします。20区の北側でJAのガス貯蔵所接道の道路でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第24号 村道の路線認定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第25号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第17、議案第25号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例についてを

議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水喜代志上下水道課長。

〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

○上下水道課長（清水喜代志君） 提案理由の説明を申し上げます。

下水道法施行令の一部改正に伴い、改正を行うものでございます。

例規集につきましては、3巻、1,221ページでございます。

議案書70ページをお願いいたします。

榛東村下水道条例の一部を改正する条例。

一部改正でありますので、新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。

新旧対照表、76ページをお願いいたします。

右側が現行、左側が改正案、下線部分が改正箇所でございます。

（除害施設の設置等）

第10条第1項第10号、現行ではトリクロロエチレン 1リットルにつき「0.3ミリグラム」を改正案では「0.1ミリグラム」に改正するもので、基準が強化されるものでございます。

なお、下水道区域において該当施設はございません。

議案書70ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第25号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第26号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例  
について

○議長（金井佐則君） 日程第18、議案第26号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例  
についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 議案第26号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例に  
ついて、提案理由の説明をさせていただきます。

機構改革の実施に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案書72ページをお願いいたします。

例規集につきましては、第2巻、969ページから969の3ページでございます。

一部改正でございますので、新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表、77ページをお願いいたします。

右側が現行条例、左側が改正案でございます。

現行条例、第3条第4項第3号の下線部分、教育委員会事務局学校教育課長が委員に入っております  
ましたが、課が廃止されるため、委員から削除するものでございます。

第9条につきましては、委員会の庶務を現行「子育て・長寿支援課」から「教育委員会事務局」に  
改正するものでございます。

議案書72ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいた  
します。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 子育て・長寿支援課、私もうっかりこの課の廃止に賛成をしてしまったわけなんですけれども、後で考えまして、やはり今、子育て・長寿支援課を廃止したということは、時代に逆行するのではないかなというふうに思ったんです。なおかつ、自然エネルギー対策推進室というのだって、全国的に見れば、新たにつくっているところが多いわけです。子育て・長寿支援課、つまり、子供、お年寄り、こういう専門の課をつくっているというところも全国には多く出てきているわけです。そう考えますと、何か時代に逆行しているようなことをしているのではないかというふうに思うんです。

再度言いますけれども、私もうっかりこの廃止には賛成してしまったことは反省をしておりますけれども、ここで村長に聞きますけれども、そういう観点から、子育て・長寿支援課を改めて復活させて、今の時代の流れに沿って充実させていくつもりはないか、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは、前回のときに話をさせてもらいましたけれども、この子育て・長寿支援課については、平成21年度だと思うんですけれども、新しい課をつくらせてもらいました。そしてその後何年か過ぎて、いろいろな問題等を検証させてもらって、1つについては、この事務的な問題ではございませんけれども、職員がこの3年間で、課長クラスの人が10名退職するというような状況もございます。

そして、何といたっても一番の問題は、子育て・長寿支援課の事務内容が、自分のところ一つでできないものが相当数見受けられました。この内容について、特にお年寄りとか子供の問題ですので、例えば1つの事業について、事務分掌について、子育て・長寿支援課でやる、それは必ず教育委員会とか、あるいは健康・保険課とか、そういうものと合議、協議をしないと完結しないということが相当ございました。それらを1つの課で完結できるように、ここまでやったから、次は今度教育委員会、健康・保険課のほうへとか、そういうものではなく、1つのところでできるように簡素化もしていこうということで今回提案させてもらったところでございます。

だから、これについてまたもとへ戻すという考えは、私のところではございませんし、今後についても、子育て・長寿支援課だけではなく、いろんなものについて見直しを行っていく必要があるというように考えております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私も役場の事務の仕事をしたことが当然ないわけで、細かいところまでは

わからないんですけれども、恐らく1つの部署、1つの課で全部を完結するということはあるでしょうけれども、ただ、また逆に、多くが1つの部署で完結しないというのは事務処理であると思うんです、この子育て・長寿支援課の問題に限らず。そういうことを考えたときに、逆に今の時代を考えた場合、こういう子育て・長寿支援課を充実させていく。逆にいえば、子育て・長寿支援課に権限を移していく。こういう形で充実していくという方向がいいのではないかと、時代の流れに沿ったものではないかというふうに考えるんですけれども、その辺の考えについて、もう一度、村長答弁願います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） いろいろな課の見直しをさせてもらった結果、子育て・長寿支援課が一番、違う課に相談とか、そういうのをしなければならぬ事務分掌というのが逆にいうとほとんどでございました。そういうところから私は、事務分掌を違う課に移しながら、そこで充実させていくということのほうが私はいいという考えのもとに提案をさせてもらったところです。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第26号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第19 議案第27号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第6号）

○議長（金井佐則君） 日程第19、議案第27号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） それでは、平成27年度榛東村一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

議案書は73ページでございます。

歳入歳出予算の総額から1億1,291万2,000円を減じ、総額を58億7,083万9,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入におきましては、固定資産税の増額のほか、各種国・県交付金補助金の確定、または確定見込みによる増減などがございます。

歳出におきましては、事業費の確定、または確定見込みに伴います増減、それから議会議員報酬、特別職給与及び職員給与の改定による人件費の補正のほか、本年1月22日に成立いたしました国の平成27年度補正予算に対応した、情報セキュリティ強化対策費及び移住・雇用・起業支援事業費を計上してございます。

また、今議会にあわせて上程されてございます各特別会計補正予算に対応いたしました繰出金の増減も行っております。

議案書の74ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に読み上げをさせていただきます。なお款の合計額については、省略をさせていただきます。

1 款村税、2 項固定資産税、補正額1,953万2,000円、計6億2,869万3,000円。

9 款 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額41万5,000円、計6,849万1,000円。

11 款 1 項地方交付税、補正額301万3,000円、計14億406万9,000円。

12 款 1 項交通安全対策特別交付金、84万9,000円の減、計115万1,000円。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料34万7,000円、計2,328万2,000円。2 項手数料2万円、計823万6,000円。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金1,186万6,000円の減、計3億8,971万6,000円。2 項国庫補助金317万2,000円、計3億5,998万4,000円。

16 款県支出金、1 項県負担金385万5,000円の減、計2億3,162万9,000円。2 項県補助金1,384万6,000円の減、計1億9,562万4,000円。3 項県委託金4万1,000円、計3,253万5,000円。

17 款財産収入、1 項財産運用収入500万3,000円の減、計4,506万1,000円。

19 款繰入金、1 項基金繰入金9,720万1,000円の減、計4億6,913万4,000円。

21 款諸収入、4 項雑入683万2,000円の減、計5,211万3,000円。

歳入合計でございます。補正前の額59億8,375万1,000円、補正額1億1,291万2,000円、計58億

7,083万9,000円。

続きまして、76ページ、歳出でございます。同じく左から、款、項、補正額、計の順に読み上げをさせていただきます。

1款1項議会費171万4,000円の減、計9,744万円。

2款総務費、1項総務管理費2,362万6,000円、計11億3,621万6,000円。2項徴税費42万7,000円、計9,096万円。3項戸籍住民基本台帳費9万1,000円、計4,147万6,000円。4項選挙費213万7,000円の減、計1,232万7,000円。

3款民生費、1項社会福祉費1,811万9,000円の減、計12億3,915万7,000円。2項児童福祉費1,835万1,000円の減、計6億3,096万9,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費2,116万3,000円の減、計1億8,176万7,000円。

6款農林水産業費、1項農業費3,264万4,000円の減、計3億3,796万円。2項林業費638万3,000円の減、計3,324万4,000円。

7款1項商工費245万3,000円、計2,477万3,000円。

8款土木費、1項土木管理費13万1,000円、計1,887万2,000円。2項道路橋りょう費967万8,000円の減、計2億8,237万2,000円。4項住宅費60万円の減、計352万4,000円。5項都市計画費42万円の減、計1億5,813万8,000円。

9款1項消防費188万6,000円の減、計2億9,084万4,000円。

10款教育費、1項教育総務費24万9,000円、計6,354万3,000円。2項小学校費511万6,000円、計2億5,429万4,000円。3項中学校費270万円の減、計6,978万2,000円。4項幼稚園費87万3,000円の減、計1億886万4,000円。5項社会教育費942万2,000円の減、計1億7,638万円。6項保健体育費1,157万2,000円の減、計1億3,171万7,000円。

12款1項公債費714万4,000円の減、計3億3,137万2,000円。

13款諸支出金費、2項土地開発基金費、補正額19万9,000円の減、計34万6,000円。

歳出合計でございます。補正前の額59億8,375万1,000円、補正額1億1,291万2,000円、計58億7,083万9,000円でございます。

続きまして、78ページになりますが、第2表繰越明許費の補正でございます。

2款1項、総合行政システム費1,566万円につきましては、国の補正予算に対応いたしました情報セキュリティ強化対策に係る経費でございます。

3款1項、介護一般事業6,180万円につきましては、地域密着型サービス等の施設整備に対する補助金で、当該交付対象の事業者の施設整備が年度内に完了しない見込みであることから、翌年度に繰り越しをいたすものでございます。

7款1項、移住・雇用・起業支援事業316万8,000円につきましては、国の補正予算による地方創生加速化交付金を受けて実施するものでございます。

8款2項の社会資本整備総合交付金事業（道路・橋りょう）1,907万円でございますが、こちらにつきましては、新保大藪線改良舗装工事に伴う通信事業者の埋設ケーブルの移設等に係る補償費でございますが、年度内の事業完了が見込めないことから、翌年度に繰り越しを行うものでございます。

10款、2項、北小学校整備事業4,112万4,000円は、校舎内のトイレ改修を行う経費でございますが、文部科学省の事業採択がずれ込んでまいりまして、十分な工期が確保できないということがございまして、年度内の事業完了が見込めないことから、翌年度に繰り越しを行うものでございます。最後までございますけれども、南小学校整備事業3,186万9,000円は、校舎北側の外構工事を行う経費でございますが、旧講堂の解体工事を施工した箇所から大量の湧水があることから、地盤改良、井戸の設置及び暗渠排水に係る工事費を今回補正をさせていただいておりますけれども、これらの工事に必要な工期の確保が年度内では困難であるということから、翌年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、予算に関する説明書により、主要事項について説明申し上げます。

5ページ、6ページにつきましては、歳入歳出事項別明細書の総括となっております。説明は9ページ以降の事項別明細書で行わせていただきます。

9ページをお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書でございます。主だったものを説明させていただきます。

初めに、1款村税でございますが、2項、1目固定資産税につきましては、現年度分、過年度分ともに増収が見込まれるということから1,782万2,000円を増額いたしました。

11款地方交付税301万3,000円でございますが、国の平成27年度補正予算によりまして、普通交付税が追加交付をされるものでございます。

10ページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料につきましては、歳入見込み額に応じた増減を行ってございます。

11ページをお願いいたします。

15款2項1目総務費国庫補助金のうち、社会保障・税番号制度構築に係るシステム改修等補助金につきましては、交付額の確定により増額を行い、また地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金615万円及び地方創生加速化交付金270万円につきましては、国の補正予算によるものでございまして、先ほどご説明申し上げました繰越明許費のうち、総合行政システム費及び移住・雇用・起業支援事業の財源でございます。

その他の国庫支出金及び16款県支出金につきましては、事務事業の確定、または確定見込みに伴う増減でございます。

続きまして、主な歳出についてご説明申し上げます。

20ページになりますけれども、2款1項1目一般管理費、18節備品購入費につきましては、先ほど来ご説明申し上げております国の補正予算に対応いたしました情報セキュリティ強化対策に係る経費でございます。また3目財政管理費、25節積立金につきましては、後年度の村債償還の財源に充てる



ため、減債基金への積み立てを行うものでございます。

少し飛びまして、35ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費316万8,000円につきましては、全額が地方創生加速化交付金を受けて実施する移住・雇用・起業支援事業に係る経費でございます。

また少し飛びまして、42ページをお願いいたします。

10款2項3目学校建設費のうち、南小学校外構工事及び北小学校トイレ改修工事につきましては、先ほど繰越明許費のところでご説明申し上げました工事請負費の増額となっております。

議案第27号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今回、補正予算の第2条として、繰越明許費補正が挙げられているんですが、この問題については、この間さんざん議会でも議論をしてきたところなんです。私は、明らかに今まで村長がやってきた繰越明許の予算執行については違法だというふうに思っております。

そこで、村長が改めてこうやって提案されているわけなんですけれども、村長の繰越明許費に対する考えを述べてもらいたいと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 繰越明許費については、お願いしていることについては、近々のうちに国の予算が決まったとか、そういうことで追加で来たとか、そういうものがどうしてもその年度中に、その趣旨に沿った方法ができないであろうと。翌年度へ繰り越さなければできないであろうということについて、繰越明許をお願いしているところでございます。通常、そのままでは行くところでございますけれども、いろいろな予算について、繰り越しだけではなくても、これから28年度予算が提案されますけれども、こういうものについては、年度内においても、その都度執行に当たっての内容の精査、そして、これがどうしてもこっちのほうが今の時期いいだろうというときには、内容を変更させてもらうこともあります。繰越明許についても、その執行に当たっての、今の時代に、今のこのときに、こっちのほうがいいということで、これは前回のものについては、国の問題も絡んできますので、その都度了解をとりながら、執行に当たっての変更はございます。繰越明許においても、現年度の内容についても全く同じことだというように考えています。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、まだ全然理解していないですよ。

繰越明許の性格。3問しか質問がないので、私のほうから言いますけれども、ここに議員必携、書いてあります。繰越明許費のところ、この制度を活用しようとする場合には、その年度の遅くとも3月末日までに予算の款、項、事業名及び金額を明示して、議会の議決を経なければならないということなんです。

ということは、今の村長だと、新年度予算だって組んだって、その状況に応じて変えていくというような答弁をされましたよね。新年度予算においてだって、款、項は変えられないんです、議会議決がなければ。そんなの財政運用のいろはです。でも、今の村長の言い方だと、それも無視して状況に応じて変えるような新年度予算だって話ですよ。なおかつ繰越明許については、今までこの間、地方創生事業の関係の予算を事業変更して、なおかつ款、項の流用もして、議会議決も受けずにやってしまったということが問題ないと言っているんです。それは明らかに、ここに議員必携に書かれてあることからいったらおかしいではないですか。あれほど議論したのに、何でまだその程度の認識なんですか。あれほど議論したんですから、もう少し調べてみたらどうなんですか、長として、法に照らして。全然村長のほうは進んでいないではないですか、認識が。いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私は、理解しているつもりで答弁もさせてもらって、やったことに対して間違いないと前から言っているとおりでございます。これが間違いをそう言うのであったら、国のほうも、県のほうも、それなりの注意があると思いますけれども、私はやったことに対しては間違いないと。前から同じことを繰り返しても、理解をしてくれないのは早坂議員のほうではないですか。その辺を一方的に、極端に言えば「あんた何やってるんだ」と、そういうことを言うだけで、私のほうから言わせれば、早坂議員のほうを理解していないのではないですか。

私は、さっき言ったように、款、項とかそういうものを変えるとか、そういうのではなく、いろいろな事業において、その中において、今現在、何が必要か、そのほうが、変えたほうがいいときには変えざるを得ないということを言っているんです。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、変えざるを得ないといったって、法にのっとって変えなくてはいけないんです。そうでしょう。行政というのは法にのっとってやらなくてはいけないんです。法にのっとって客観的に判断をして。今の村長の話では、主観でできるような話をまたしているではないですか。

私のほうが理解が進まないというけれども、では村長、私がこの間いろいろ議論したときに、例え

ば議員必携にもそう書かれています。具体的に地方財務実務提要にも書かれているからというふうに言いました。そういう文献を自分でお読みになって勉強しましたか。そうすれば、村長の言っていることが違うということがわかるはずです。違法はしてないといったって、いよいよになれば裁判でもやるし。国のほうの財務省だっておかしいとは言っているんです。ただ、今は国のシステム上、昔と違って横同士で口を出せないんだと思うんです。そうなんです。もう一回勉強してください。

最後に聞きます。この議員必携に書かれている、要するに繰越明許費は、予算の款、項、事業名及び金額を明示して、議会の議決を経る。このことも間違いだと言うんですか。いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私は、財務規則とかそういうものにのっとってやっているということは、前から言っているとおりでございます。

また、繰越明許されたものについても、何度も言っているけれども、私の主観でやっているのではなく、これについては、繰越明許をしたけれども、その内容についてこう変化させたほうが村民のためになるということで、国と相談の上、了解の上、変えたところがございます。主観でやっているわけではないです。

○議長（金井佐則君） 今、主観ではないとはっきり言ってください。

○13番（早坂 通君） 違う、私が言ったのは……

○議長（金井佐則君） 勉強しましたかという……。

○13番（早坂 通君） 正しいと思うか、間違えているか……。

○議長（金井佐則君） 村長。もう1回、正しいか否かだから、正しければ正しいと、はっきり答えてください。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

---

午前11時22分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど言ったとおり、私は間違いはないということでやっております。

○13番（早坂 通君） 答弁になっていないです。

○議長（金井佐則君） 間違いはないってはっきり言っていますよ。

○13番（早坂 通君） これが間違いはないと言っているのか……

○議長（金井佐則君） いや、その問題でしょう。

暫時休憩。

午前11時22分休憩

---

午前11時24分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

早坂議員、もう1問。

はっきりちゃんと聞いてください。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長。私がさっき聞いたのは、この議員必携に繰越明許のことについて、この制度を活用しようとする場合には、その年度の遅くとも3月末までに、予算の款、項、事業名及び金額を明示して、議会の議決を経なければならないと書かれています。これは、議員必携に書かれていることは間違いなのですか。さもなければ、議員必携に書かれていることは正しいのですか。どちらですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 何度も申し上げますけれども、今回の78ページに書かれている繰越明許の補正については、款、項、事業名等やって、金額までやって、ちゃんと処理をしているということでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今の質疑でも明らかのように、私は何で繰越明許費のことを村長に尋ねたかということ、例えばこれを議決したとします。そうすれば、前回の反省がなければ、この繰越明許した内容だって勝手にそのときの状況によって流用もし、事業変更もし、ということをしてしまうわけです。だから私は、聞いたわけです。

それで、全然理解していないので、そういうおそれがまたありますので、残念ながら私は、この補正予算第6号には反対をいたします。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

4番小山久利君。

[4番 小山久利君発言]

○4番(小山久利君) 4番小山です。

78ページに載せてあります繰越明許費について、賛成討論を行います。

全て法または条例にのっとった上程議案でありますので、賛成といたします。

○議長(金井佐則君) ほかに討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第27号 平成27年度榛東村一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第28号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号)

○議長(金井佐則君) 日程第20、議案第28号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長(小野関 均君) それでは、平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業量確定または確定見込み等によります国庫、県費等の負担金、補助金の確定、または確定見込みによる補正でございます。

議案書の80ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、補正額3,390万円の減、計4億3,139万4,000円。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、補正額3,411万3,000円、計3億2,233万3,000円。2 項国庫補助金、補正額2,000万円の減、計5,997万4,000円。

5 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、補正額5,793万6,000円の減、計4,497万1,000円。

7 款県支出金、1 項県負担金、補正額36万円、計1,316万5,000円。2 項県補助金、補正額35万2,000円、計7,931万3,000円。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、補正額553万4,000円、計4億458万4,000円。

10 款繰入金、1 項他会計繰入金、補正額1,051万円、計1億4,255万7,000円。2 項基金繰入金、補正額2,200万円の減、計ゼロでございます。

12 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、補正額200万円の減、計301万2,000円。

歳入合計、補正前の額20億3,505万9,000円、補正額8,496万7,000円の減、計19億5,009万2,000円でございます。

続きまして、81ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、補正額42万6,000円の減、計476万4,000円。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、補正額2,950万円の減、計9億9,405万4,000円。2 項高額療養費、補正額950万円の減、計1億2,501万7,000円。4 項出産育児諸費、補正額630万円の減、計420万円。

5 項葬祭諸費、補正額25万円、計175万円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、補正額2,092万7,000円、計4億2,002万6,000円。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査事業費、補正額130万円の減、計1,112万9,000円。2 項保健事業費、補正額25万円、計479万8,000円。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、補正額7,613万円の減、計3,396万9,000円。

11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、補正額1,676万2,000円、計2,645万2,000円。

歳出合計、補正前の額20億3,505万9,000円、補正額8,496万7,000円の減、計19億5,009万2,000円でございます。

以降、予算に関する説明書、27年度の補正予算の資料によりまして説明をさせていただきます。

61ページをお願いいたします。

まず、1 款1 項国民健康保険税3,390万円の減でございます。税の軽減措置の拡充によりまして、当初見込みに比較しまして、歳入調定が減額となったことによる減額でございます。軽減率の拡充に係る法改正が、どうしても年度末に実施されるために、予算算定時には未確定であったことによるものでございます。

次に、4 款1 項1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分3,375万3,000円は、医療費の増額による歳

入の増でございます。4款1項2目高額医療共同事業負担金、1節高額医療共同事業負担金36万円、これは拠出金額確定によりまして、国庫負担金が確定となったものでございます。

62ページをお願いいたします。

4款2項1目財政調整交付金2,000万円の減でございます。これも交付額確定見込みによる減額でございます。

次に、5款1項1目療養給付費等負担金、1節現年度分5,793万6,000円の減でございます。これも交付金額の確定による減額でございます。退職被保険者制度が平成27年3月で終了しております。新規被保険者の減によりまして、退職被保険者医療費の減額に伴うものでございます。

次に、7款1項1目高額医療共同事業負担金36万円の減は、これも拠出金額の確定によりまして、県負担金の確定でございます。7款2項1目財政健全化補助金35万2,000円、これも金額の確定によるものでございます。

8款1項1目高額医療共同事業交付金151万4,000円の減額は、国保連合会からの実績通知による補正でございます。2目保険財政共同安定化事業交付金704万8,000円も同様でございます。

次に、10款1項1目一般会計繰入金1,051万円は、3節出産育児一時金、それから4節職員給与費等繰入金4万2,000円の減でございますが、歳出の一般管理費の減に伴うものでございます。委託料の減額は、5節財政安定化によるものでございます。6節特定健康診査等繰入金130万円の減額は、歳出での減額によるものでございます。7節その他一般会計繰入金45万2,000円は県から、2項1目基金繰入金2,200万円の減額は、歳出の減額によるものでございます。

次に、12款1項1目一般被保険者延滞金200万円の減額は、徴収実績によりまして減額をさせていただくものでございます。

次に、67ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、13節委託料42万6,000円の減は、電算委託料の不用額でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、これは補正はございません。財源内訳の変更でございます。2款1項2目退職被保険者等療養給付費3,000万円の減額は、支出の状況から減額をするものでございます。2款1項3目一般被保険者療養費50万円も支出状況により不足額を補正するものでございます。

次に、68ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、こちらも財源内訳の変更でございます。2款2項2目退職被保険者等高額療養費950万円、これも支出状況によりまして不足額を補正するものでございます。2款4項1目出産育児一時金630万円につきましては、申請状況によりまして減額をするものでございます。

69ページ、2款5項1目葬祭費25万円、これは支出状況により不足額を補正するものでござい

す。

3款1項1目後期高齢者支援金。それから、6款1項1目介護納付金。こちらも財源内訳の変更で  
ございます。

7款1項1目高額医療共同事業拠出金143万8,000円、2目保険財政共同安定化事業拠出金1,948万  
9,000円は、国保連合会からの拠出額確定通知によるものでございます。7款1項3目その他共同事  
業拠出金、これも財源内訳の変更でございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費130万円の減額は、当初見込みよりも受診者が減少したこと  
によりまして委託料を減額するものでございます。

71ページをお願いいたします。

8款2項1目保健衛生普及費25万円は、支出見込みによりまして増額をさせていただきます。

9款1項1目国民健康保険基金積立金7,613万円の減は、国保特別会計内の資金調整によりまして  
減額をさせていただくものでございます。

11款1項3目一般被保険者国県支出金償還金1,676万2,000円につきましては、前年度の実績により  
まして精算還付が必要となりましたので、補正をするものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願  
い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第28号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり  
可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩に入ります。

なぜかと申しますと、この議員の中で何名かの方が、そこで行われております献血に協力をしたい  
ということで許可をいたしました。それで、午前中にどうしても献血をしなければならないというこ  
とでありますので、ここで昼食休憩に入り、午後は1時から再開いたします。



午前11時40分休憩

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 午前に引き続き、午後の会議を再開いたします。



◎日程第21 議案第29号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（金井佐則君） 日程第21、議案第29号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

後期高齢者特別会計の補正も、事業量確定見込み等による国庫、県費等の負担金、補助金の確定、または確定見込みによる補正でございます。

議案書の83ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。左から、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、補正額391万9,000円の減、計7,021万4,000円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、補正額9万7,000円の減、計3,476万3,000円。

歳入合計、補正前の額1億922万6,000円、補正額401万6,000円の減、計1億521万円でございます。続きまして、84ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、補正額9万7,000円の減、計38万3,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額391万9,000円の減、計1億335万8,000円。

歳出合計、補正前の額1億922万6,000円、補正額401万6,000円の減、計1億521万円でございます。

次に、予算に関する説明書の補正の資料により説明をさせていただきます。

資料の81ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

1款1項後期高齢者医療特別徴収保険料290万4,000円の減、2目後期高齢者医療普通徴収保険料101万5,000円の減は、当初見込みと比較しまして、所得水準等により減額となったものでございます。

3款1項1目事務費等繰入金9万7,000円の減につきましては、歳出の一般管理費での不用額による減額でございます。

次に、85ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

1款1項1目一般管理費、13節委託料9万7,000円の減額でございます。これは、後期高齢者医療対応システム保守委託料の事業費確定による減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金391万9,000円の減額は、被保険者保険料、歳入額の減額による納付金の減額でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第29号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 議案第30号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（金井佐則君） 日程第22、議案第30号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正につきましても、事業量の確定見込み等による国庫、県費等の負担金、補助金の確定、または確定見込み等による補正でございます。

議案書の86ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、補正額457万5,000円の減、計2億3,596万6,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、補正額393万円の減、計1億8,648万4,000円。2 項国庫補助金、補正額158万5,000円の減、計6,119万3,000円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、補正額447万5,000円の減、計2億9,825万7,000円。

5 款県支出金、1 項県負担金、補正額126万5,000円の減、計1億5,463万7,000円。2 項県補助金、補正額94万6,000円の減、計392万9,000円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、補正額351万円の減、計1億5,637万1,000円。

歳入合計、補正前の額11億2,566万4,000円、補正額2,028万6,000円の減、計11億537万8,000円でございます。

続きまして、87ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、2 項徴収費、補正額54万円、計345万7,000円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、補正額1,725万2,000円の減、計9億4,462万9,000円。2 項介護予防サービス等諸費、補正額125万2,000円、計4,730万2,000円。5 項特定入所者介護サービス等費、補正額2万4,000円、計3,379万7,000円。

3 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業費任意事業費、補正額485万円の減、計1,449万8,000円。

歳出合計、補正前の額11億2,566万4,000円、補正額2,028万6,000円の減、計11億537万8,000円でございます。

引き続きまして、予算に関する説明書、27年度補正予算により説明をさせていただきます。

95ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきまして説明をさせていただきます。

まず、1款1項1目第1号被保険者保険料、1節特別徴収保険料145万8,000円、2節普通徴収保険料603万3,000円の減は、徴収実績による増減となっております。

3款1項1目介護給付費負担金393万円の減、2項1目調整交付金80万円の減、3目地域支援事業費交付金189万2,000円の減額は、それぞれ歳出での給付実績の減額による、交付額の減によるものでございます。6目介護保険事業補助金110万7,000円は、法改正に伴いまして、システム改修費補助金が交付されるものでございます。

96ページをお願いします。

4款1項1目介護給付交付金447万5,000円の減。5款1項1目介護給付費負担金126万5,000円の減。5款2項2目地域支援事業交付金94万6,000円の減も、給付実績の減額による歳入の減額となっております。

次に、7款1項1目介護給付費一般会計繰入金199万7,000円の減額も、給付実績の減額によるものでございます。2目事務費一般会計繰入金56万7,000円は、歳出での一般管理費委託料、システム改修費が一部補助対象となったことによる減額でございます。4目地域支援事業繰入金94万6,000円の減額も、給付実績の減額による歳入の減額でございます。

次に、101ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款2項1目賦課徴収費、13節委託料54万円は、新年度からの制度改正に対応するためのシステム改修費を増額するものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費1,466万5,000円は、給付実績により増額補正をお願いするものでございます。3目地域密着型介護サービス給付費3,224万9,000円の減は、こちらは給付実績により減額補正をするものです。9目居宅介護サービス計画給付費33万2,000円、これも給付実績による増額補正でございます。

次に、102ページをお願いいたします。

2款2項1目介護予防サービス給付費97万1,000円、7目介護予防サービス計画給付費28万1,000円は、給付実績により増額補正を行うものでございます。2款5項3目特定入所者介護サービス費2万4,000円も同様でございます。

103ページをお願いいたします。

3款2項2目任意事業費、20節扶助費485万円の減額につきましては、介護慰労金の給付基準の変更によりまして、対象者の減による減額補正でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしく願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第30号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第23 議案第31号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）

○議長（金井佐則君） 日程第23、議案第31号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本正子住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） それでは、平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、事業費確定見込みによるものでございます。

議案書89ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款繰入金、1項繰入金、補正額76万3,000円、計432万2,000円。

3款諸収入、1項貸付金元利収入、補正額90万3,000円の減、計1,328万8,000円。

歳入合計になります。補正前の額1,882万7,000円、補正額14万円の減、計1,868万7,000円です。  
90ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款公債費、1項公債費、補正額14万円の減、計1,856万3,000円。

歳出合計、補正前の額1,882万7,000円、補正額14万円の減、計1,868万7,000円です。

予算に関する説明書、平成27年度補正予算の113ページをお願いいたします。

歳入になります。

2款1項1目繰入金76万3,000円の増。これは元利金回収が伸びなかったため増額するものでございます。

3款1項1目貸付金元利収入90万3,000円の減。これは繰入金と逆です。元金の回収及び利子の回収の徴収実績により減額するものです。

次に、117ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項1目元金14万円の減、これはかんぽ生命保険への起債償還金の額確定によるものです。2目利子については、財源内訳の変更のみです。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第31号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第24 議案第32号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（金井佐則君） 日程第24、議案第32号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

○上下水道課長（清水喜代志君） それでは、平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定及び確定見込みによる補正でございます。

議案書92ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入になります。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。なお補正前の額は省略させていただきます。

1 款分担金及び負担金、補正額672万4,000円、計2,696万8,000円。1 項負担金、同額でございます。

2 款使用料及び手数料、補正額117万6,000円、計4,739万9,000円。1 項使用料、補正額117万6,000円、計4,734万9,000円。

3 款国庫補助金、補正額24万6,000円の減、計7,496万9,000円。1 項国庫補助金、同額でございます。

4 款県支出金、補正額130万円の減、計310万円。1 項県補助金、同額でございます。

5 款繰入金、補正額598万6,000円、計1 億4,507万9,000円。1 項繰入金、同額でございます。

7 款諸収入、補正額166万2,000円の減、計711万3,000円。2 項雑入、補正額166万2,000円の減、計711万2,000円。

8 款村債、補正額4,680万円の減、計1 億1,670万円。1 項村債、同額でございます。

歳入合計、補正前の額4 億5,745万1,000円、補正額3,612万2,000円の減、計4 億2,132万9,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、補正額223万7,000円の減、計681万2,000円。1 項総務費、同額でございます。

2 款建設費、補正額2,098万9,000円の減、計2 億4,128万円。1 項建設費、同額でございます。

3 款管理費、補正額487万3,000円の減、計2,982万7,000円。1 項管理費、同額でございます。

4 款公債費、補正額802万3,000円の減、計1 億4,341万円。1 項公債費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額4億5,745万1,000円、補正額3,612万2,000円の減、計4億2,132万9,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

支給事業の確定により、限度額のみの変更がございまして、表の右側、流域下水道事業債470万円、特定環境保全公共下水道事業債1,890万円、公共下水道事業債9,310万円、合計1億1,670万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、予算に関する説明書により説明をいたします。

127ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目受益者負担金、補正額672万4,000円は、新規申し込みの増加によるものでございます。

2款1項1目下水道使用料、補正額117万6,000円は、公共分使用料で、先ほどの新規加入分となります。

3款1項1目国庫補助金、補正額24万6,000円の減は、汚水処理交付金の確定によるものでございます。

4款1項1目県補助金、補正額130万円の減は、公共下水道事業県費補助金の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額598万6,000円は、一般会計からの繰入金で、総事業費の確定見込みにより補正するものでございます。

7款2項1目雑入、補正額166万2,000円の減は、消費税還付額の確定によるものでございます。

8款1項1目下水道事業債、補正額4,680万円の減は、おのおのの起債の額の確定によるものでございます。

131ページをお願いいたします。

歳出でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目総務費、補正額223万7,000円の減の主なものは、13節委託料で、変更認可業務委託の確定によるものでございます。

2款1項1目建設費、補正額2,098万9,000円の減の主なものは、次のページの15節工事請負費で、管渠工事費の確定見込み及び舗装復旧工事について減といたしました。当初フレッセイ周辺を予定しておりましたが、道路改良工事及び下水道工事が集中したため、交通に支障を来しますので、来年度以降に工事をする事としました。19節負担金、補助及び交付金230万3,000円の減は、流域下水道建設負担金の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

3款1項1目管理費、補正額487万3,000円の減の主なものは、19節負担金、補助及び交付金で、流



域維持管理負担金の確定によるものでございます。

4款1項2目利子、補正額802万3,000円の減は、23節償還金利子及び割引料で、前年度借入額の確定により利子が確定したものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第32号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第25 議案第33号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（金井佐則君） 日程第25、議案第33号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

○上下水道課長（清水喜代志君） それでは、平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定及び確定見込みによる補正でございます。

議案書96ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入になります。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。なお補正前の額は省略させていただきます。

1款分担金及び負担金、補正額125万9,000円、計386万1,000円。1項分担金、同額でございます。

2款使用料及び手数料、補正額70万円の減、計2,804万4,000円。1項使用料、同額でございます。

3款繰入金、補正額801万6,000円の減、計1億1,997万6,000円。1項繰入金、同額でございます。

5款諸収入、補正額16万2,000円、計16万7,000円。2項諸収入、補正額16万2,000円、計16万6,000円。

歳入合計、補正前の額1億5,934万4,000円、補正額729万5,000円の減、計1億5,204万9,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額9万5,000円、計1,163万9,000円。1項総務費、同額でございます。

2款管理費、補正額739万円の減、計3,686万6,000円。1項管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億5,934万4,000円、補正額729万5,000円の減、計1億5,204万9,000円。

補正内容につきましては、予算に関する説明書により説明いたします。

145ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目分担金、補正額125万9,000円の主なものは、広馬場地区の新規申し込み増加によるものでございます。

2款1項1目下水道使用料、補正額70万円の減は、長岡地区が当初予測より新規加入が少なく減とするもので、1月末現在405戸の加入となっております。

3款1項1目繰入金、補正額801万6,000円の減は、一般会計からの繰入金で、総事業費確定見込みにより補正するものでございます。

5款2項1目諸収入、補正額16万2,000円は、東電の賠償金の確定によるものでございます。

149ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目総務費、補正額9万5,000円は、給与の人勧分となります。

2款1項1目管理費、補正額739万円の減の主なものは、11節需用費、処理場の電気料の減が主なものとなります。13節委託料は、各施設の管理委託料の確定によるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 141ページの歳入で、収入が東電よりつてありますけれども、この補償は毎年来ているんですか。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

○上下水道課長（清水喜代志君） 毎年来ていまして、一応来年28年度についても、東電のほうから同額になるような形でのお話がありました。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 来年で打ち切りつていう話ですけれども、これ東電の補償金、何年でどのくらいの額になるかわかりますか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

○上下水道課長（清水喜代志君） 総額ということで。

〔「はい」の声あり〕

○上下水道課長（清水喜代志君） ちょっと今、手元にございませんで、また調べて報告させていただきます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第33号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第26 議案第34号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算

## (第4号)

○議長（金井佐則君） 日程第26、議案第34号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、議案第34号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について、朗読及び説明をさせていただきます。

議案書99ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、補正額650万4,000円の減、計7,235万6,000円。

歳入合計、補正前の額1億5,017万2,000円、補正額650万4,000円の減、計1億4,366万8,000円。

続きまして、100ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、補正額650万4,000円の減、計6,571万2,000円。

歳出合計、補正前の額1億5,017万2,000円、補正額650万4,000円の減、計1億4,366万8,000円。

主なものについて説明をさせていただきます。

別冊の予算に関する説明書、補正予算つづりをお願いいたします。

161ページをお開きください。

事項別明細書の歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額650万4,000円の減は、歳出予算の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

165ページをお願いいたします。

1款1項1目、2節給料から3節共済費の減額につきましては、昨年10月から給食センター職員が減となり、不用額となり減額するものでございます。11節需用費の電気料、水道料、事業用燃料費につきましては、確定見込みによりまして、それぞれ減額するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第34号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第27 議案第35号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（金井佐則君） 日程第27、議案第35号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入につきましては、白子の海さんに設置してございます太陽光発電施設の売電につきまして、予算に対して増額が見込まれることから、予算の補正をお願いするところでございます。また歳出につきましては、太陽光発電所維持管理基金に積み立てを行うものでございます。

議案書102ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。左から、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1 款事業収入、1 項事業収入、補正額300万円、計3,253万1,000円。

歳入合計、補正前の額 1 億9,420万6,000円、補正額300万円、計 1 億9,720万6,000円でございます。  
続きまして、103ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、補正額300万円、計 1 億8,743万4,000円。

歳出合計、補正前の額 1 億9,420万6,000円、補正額300万円、計 1 億9,720万6,000円でございます。  
補正内容の説明でございますけれども、予算に関する説明書の177ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

1 款 1 項 1 目事業収入、1 節売電収入、補正額300万円は、基金発電所白子の海ソーラーパークの  
売電収入見込みでございます。

181ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費、25節積立金、補正額300万円は、太陽光発電所維持管理基金積立金を増  
額するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し  
上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第35号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第4号）について、原  
案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第28 議案第36号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（金井佐則君） 日程第28、議案第36号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3

号)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 清水喜代志君発言]

○上下水道課長(清水喜代志君) それでは、平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定及び確定見込みによる補正でございます。

内容につきましては、予算に関する説明書によりまして説明をさせていただきます。

191ページをお願いいたします。

補正予算(第3号)説明書、収益的収入及び支出。

初めに、収入になります。

1款1項2目1節手数料、補正額22万円及びその下、2項4目1節新規加入負担金、補正額300万円は、ともに新規加入の増加によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。主なものについて説明させていただきます。

1款1項2目2節委託料、補正額734万4,000円の減は、水道総合システムの更新の時期となりまして、同一電算会社へ再委託となったことにより、データ作成費用が不用となったことによるものでございます。5節修繕費、補正額250万円の減は、修繕費の確定見込みによるものでございます。7節動力費、補正額300万円の減は、農業用水電気料の上水道負担分の減によるものでございます。2項2目1節公租公課費、補正額214万4,000円は、消費税確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入でございます。

1款1項1目1節企業債、補正額500万円の減は、起債借入額確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。

1款1項2目1節備消耗品費、補正額166万6,000円の減は、メールシーラー機を購入ではなくリースとしたことによるものでございます。2節委託料、補正額150万円の減は、工事設計委託料の確定によるものでございます。4節建設改良費、補正額324万円の減は、工事費の確定見込みによるもの

でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第36号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第29 議案第37号 平成28年度榛東村一般会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第29、議案第37号 平成28年度榛東村一般会計予算を議題といたします。議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） それでは、平成28年度榛東村一般会計予算についてご説明申し上げます。

議案書106ページでございます。

第1条第1項にございますように、平成28年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ58億9,750万円でございます。平成27年度の当初予算は54億1,380万円でございますので、比較いたしますと4億8,307万円、率にいたしますと8.9%の増となっております。

議案書107ページでございます。



第1表 歳入歳出予算。

初めに、歳入でございます。左から、款、項、金額の順に読み上げをいたします。

1款村税14億2,750万3,000円、1項村民税6億8,409万9,000円、2項固定資産税6億2,987万9,000円、3項3,766万3,000円、4項7,586万2,000円。

2款地方譲与税7,500万円、1項地方揮発油譲与税2,200万円、2項自動車重量譲与税5,300万円。

3款利子割交付金250万円、1項利子割交付金、同額でございます。

4款配当割交付金1,048万9,000円、1項配当割交付金、同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金613万4,000円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款地方消費税交付金2億5,000万円、1項地方消費税交付金、同額でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金1,091万4,000円、1項ゴルフ場利用税交付金、同額でございます。

8款自動車取得税交付金1,000万円、1項自動車取得税交付金、同額でございます。

108ページをお願いいたします。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金6,800万円、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、同額でございます。

10款地方特例交付金900万円、1項地方特例交付金、同額でございます。

11款地方交付税13億2,500万円、1項地方交付税、同額でございます。

12款交通安全対策特別交付金200万円、1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

13款分担金及び負担金6,084万9,000円、1項負担金、同額でございます。

14款使用料及び手数料3,122万7,000円、1項使用料2,322万3,000円、2項手数料800万4,000円。

15款国庫支出金7億3,270万1,000円、1項国庫負担金3億9,501万8,000円、2項国庫補助金3億3,455万9,000円、3項国庫委託金312万4,000円。

16款県支出金4億2,608万3,000円、1項県負担金2億3,384万1,000円、2項県補助金1億6,230万5,000円、3項県委託金2,993万7,000円。

17款財産収入4,547万4,000円、1項財産運用収入4,547万1,000円、2項財産売払収入3,000円。

続いて、109ページになります。

18款寄附金2億8,000万円、1項寄附金、同額でございます。

19款繰入金7億7,346万4,000円、1項基金繰入金7億4,710万4,000円、2項特別会計繰入金2,636万円。

20款繰越金8,000万円、1項繰越金、同額でございます。

21款諸収入8,616万2,000円、1項延滞金加算金及び過料432万5,000円、2項村預金利子1万円、3項貸付金元利収入80万円、4項雑入8,102万7,000円。

22款村債1億8,500万円、1項村債、同額でございます。

歳入合計58億9,750万円でございます。

続きまして、110ページ。

歳出でございます。歳入と同じく、左から、款、項、金額の順に読み上げをいたします。

1款議会費9,006万1,000円、1項議会費、同額でございます。

2款総務費10億3,972万8,000円、1項総務管理費8億8,031万9,000円、2項徴税费9,802万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費3,564万8,000円、4項選挙費915万4,000円、5項統計調査費1,613万8,000円、6項監査委員費44万7,000円。

3款民生費19億2,915万6,000円、1項社会福祉費12億9,252万7,000円、2項児童福祉費6億3,524万8,000円、3項災害救助費138万1,000円。

4款衛生費3億1,212万9,000円、1項保健衛生費1億8,912万3,000円、2項清掃費1億2,300万6,000円。

5款労働費500万7,000円、1項労働費、同額でございます。

6款農林水産業費6億159万7,000円、1項農業費5億7,387万円、2項林業費2,772万7,000円。

111ページになります。

7款商工費1,540万1,000円、1項商工費、同額でございます。

8款土木費5億1,423万円、1項土木管理費1,901万2,000円、2項道路橋りょう費3億1,486万6,000円、3項河川費1,280万3,000円、4項住宅費433万1,000円、5項都市計画費1億6,321万8,000円。

9款消防費2億3,324万1,000円、1項消防費、同額でございます。

10款教育費7億7,903万4,000円、1項教育総務費6,740万3,000円、2項小学校費1億6,257万9,000円、3項中学校費8,854万6,000円、4項幼稚園費1億916万9,000円、5項社会教育費1億2,988万1,000円、6項保健体育費2億2,145万6,000円。

11款災害復旧費3,000円、1項農林水産業施設災害復旧費2,000円、2項公共土木施設災害復旧費1,000円。

112ページになります。

12款公債費3億6,744万4,000円、1項公債費、同額でございます。

13款諸支出金46万9,000円、1項普通財産取得費1,000円、2項土地開発基金費46万8,000円。

14款予備費1,000万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計58億9,750万円でございます。

続きまして、113ページ。

第2表 債務負担行為でございます。

広報等発行費につきましては、平成29年度中に発行する予定としている村勢要覧の作成業務につきまして、平成28年度から着手をいたすもので、2カ年にわたる契約となることから、翌年度の債務を負担することとするものでございます。

ふれあい館管理運営費、福祉センター管理運営費及び学童保育費につきましては、各施設の管理につきまして、契約期間が平成30年度までとされていることから、当該年度までの間の指定管理者に対する委託料について債務を負担することとするもので、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、114ページ。

第3表 地方債でございます。

平成28年度におきましては、1億8,500万円を限度額といたしまして、臨時財政対策債を発行する予定としてございます。

それでは、引き続き主要事項につきまして、予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。

説明書の3ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書総括でございます。

初めに、歳入でございますが、1款村税につきましては、前年度から5,458万1,000円増の14億2,750万3,000円を見込んでございます。村税が14億円を超えることとなるのは3年ぶりでございます。

2款地方譲与税から5款株式等譲渡所得割交付金までにつきましては、平成26年度の決算額、平成28年1月までの本年度の交付実績等を踏まえての計上となっております。

6款地方消費税交付金につきましては、前年度から7,500万円増の2億5,000万円を見込んだところでございます。

11款地方交付税でございますが、地方財政計画におきまして、0.3%の減とされていることから、前年度に対しまして500万円減の13億2,500万円を計上してございます。

15款国庫支出金ですが、前年度から4,875万6,000円増の7億3,270万1,000円でございますが、主な増加要因は、国の平成27年度補正予算による年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金等でございます。

18款寄附金につきましては、いわゆるふるさと納税でございますけれども、平成28年1月までの実績から算出した年間見込み額を計上いたしてございます。

19款繰入金でございますが、前年度から8,017万9,000円増の7億7,346万4,000円を計上してございます。主な内訳といたしましては、財源不足を埋めるための財政調整基金からの繰り入れが3億2,044万1,000円、農業集落排水事業特別会計における村債の繰上償還の財源に充てるため、減債基金を1億6,302万5,000円繰り入れることとしてございます。また太陽光発電特別会計における売電収入の一部2,636万円を一般会計に繰り入れを行います。

21款諸収入でございますが、前年度から3,494万9,000円増の8,616万2,000円を計上してございます。主な増加要因でございますけれども、新聞報道等ございましたように、群馬県町村会から少子化対策子育て支援交付金ということで2,000万円、それから2号計画道路整備に伴います隣接市町村事業負担金1,354万8,000円等でございます。

次に、4ページでございます。

歳出になります。

1款議会費につきましては、前年度から769万2,000円減の9,006万1,000円でございます。減額の要因でございますけれども、議員に欠員が生じたことによる議員報酬等の減でございます。

2款総務費でございますけれども、前年度から1億5,679万円増の10億3,972万8,000円でございます。主な増額要因といたしましては、いわゆるふるさと納税に対する返礼品等の経費について、1年間の所要額を見込んだことによるものでございます。

3款民生費につきましては、前年度から1億6,195万6,000円増の19億2,915万6,000円でございます。増額要因は、歳入の国庫支出金のところでもご説明申し上げましたが、臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時給付金の関連経費が皆増となっているほか、障害者福祉費、福祉医療費の自然増などでございます。

4款衛生費は、前年度とほぼ同規模の3億1,212万9,000円を計上させていただいております。

5款労働費につきましても、前年度とほぼ同規模の500万7,000円です。

6款農林水産業費につきましては、前年度から1億9,524万3,000円増の6億1,597万7,000円で、主な増額要因といたしましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。これは農業集落排水事業特別会計において、村債の繰上償還を行うことによるものでございます。

7款商工費につきましては、前年度から242万円増加しておりますが、観光費において、村のマスコットキャラクターのグッズを制作する経費等を見込んでございます。

8款土木費ですけれども、前年度から3,229万6,000円増加しておりますが、これは土木管理費、道路橋りょう費、河川費の増によるものでございます。

9款消防費は、平成27年度においては、耐震性貯水槽の設置工事を行いました。事業が完了したため、前年度から5,633万1,000円の減となっております。

10款教育費ですけれども、平成27年度に施工いたしました南小学校講堂解体工事、外構工事、南部コミュニティセンター改修工事の完了等により、前年度から3,338万5,000円の減となっております。

最後に、12款公債費でございますが、前年度から2,892万8,000円増となっております。これは将来負担を抑制するため、村債の償還期間、据置期間の見直しを行ったことによるもので、償還元金は3,604万1,000円の増となっております。償還利子につきましては、前年度に対し711万3,000円の減となっております。

議案第37号の説明は以上でございます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑に入る前に、議員各位にお願いを申し上げます。

一般会計予算については、去る1月13日、14日の2日間、予算・決算特別委員会で細かい説明があり、十分審議がなされたものと理解をしております。ここでは、細かい数字の部分については、開会

中のあすから予定しております予算・決算特別委員会で質疑をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、予算・決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、予算・決算特別委員会へ付託いたします。

ここで休憩をとります。この時計で35分まで。

午後2時13分休憩

---

午後2時32分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

---

## ◎日程の追加

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

ここで、追加議案を上程したいと思います。

この案件を審議するため、榛東村議会会議規則第20条の規定により、お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

---

## ◎追加日程第1 議会運営委員会委員の辞任の許可について

○議長（金井佐則君） 追加日程第1、議会運営委員会委員の辞任の許可についてを議題といたします。

事務局長に辞任願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、よって、委員の辞任を許可することに決しました。

早坂議員の議会運営委員会委員の辞任により、議会運営委員会委員が1名減となりました。補充の選任については、榛東村議会委員会条例第6条第4項には、議長が会議に諮って指名するとなっております。この規定に基づき、議長において指名を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、議長において指名を行います  
12番岸昭勝君を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで休息をとりますので、議会運営委員会を301号会議室において開催し、副委員長の内選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩

---

午後2時39分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。  
それでは、内選の結果を発表させていただきます。  
議会運営委員会委員長。岩田好雄君。

〔議会運営委員長 岩田好雄君発言〕

○議会運営委員長（岩田好雄君） それでは、ただいま議会運営委員会を開きまして、空席となっております議会議長副委員長の選任を行いましたところ、全員賛成をもちまして、岸昭勝議員に副委員長をお願いするということに決しました。よろしくお願ひします。

以上、報告です。

○議長（金井佐則君） それでは、ここで議場におりますので、岸副委員長、こちらでご挨拶をお願いいたします。

〔12番 岸 昭勝君登壇〕

○12番（岸 昭勝君） 早坂予算・決算特別委員長の辞任に伴い、私が委員長になりまして、ただいま議会議長副委員会の委員ということで呼ばれまして、副委員長という重責を担ったわけでございます。とにかく勉強不足で未経験な要素がございますので、皆様のご支援のもとに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

---

## ◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

第3日目を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時41分散会

平成 2 8 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 4 号

3 月 1 5 日 (火)



# 平成28年第1回榛東村議会定例会会議録第4号

---

平成28年3月15日（火曜日）

---

## 議事日程 第4号

平成28年3月15日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 議案第37号 平成28年度榛東村一般会計予算
  - 日程第 3 議案第38号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計予算
  - 日程第 4 議案第39号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第 5 議案第40号 平成28年度榛東村介護保険特別会計予算
  - 日程第 6 議案第41号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算
  - 日程第 7 議案第42号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計予算
  - 日程第 8 議案第43号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算
  - 日程第 9 議案第44号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計予算
  - 日程第10 議案第45号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算
  - 日程第11 議案第46号 平成28年度榛東村上水道事業会計予算
  - 日程第12 請願・陳情について
  - 日程第13 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程に同じ

追加日程第1 同意第1号 榛東村公平委員会委員の選任について

## 出席議員（13名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	11番	岩田好雄君
12番	岸昭勝君	13番	早坂通君
14番	金井佐則君		

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
基地・財政課長	清村昌一君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	山本正子君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	久保田邦夫君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水喜代志君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第1回榛東村議会定例会第4日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職の出席を求めています、全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

3番栢井保夫君、4番小山久利君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



## ◎日程第2 議案第37号 平成28年度榛東村一般会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第2、議案第37号 平成28年度榛東村一般会計予算を議題といたします。

最初に、予算・決算特別委員会岸昭勝委員長に議案審査報告を求めます。

12番岸昭勝君。

[予算・決算特別委員長 岸 昭勝君登壇]

○予算・決算特別委員長（岸 昭勝君） 予算・決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議案第37号 平成28年度一般会計予算58億9,750万円に対する委員会報告を行います。

去る3月9日、10日の2日間にわたり、午前9時より301会議室において、議員全員、議長、執行側から村長、教育長、関係課長、課長補佐の出席のもと、予算に関する説明書の資料をもとに慎重に審査をいたしました。

歳入では、村税の確保と収納率、私債権の回収、滞納の改善策、不納欠損額、たばこ税等、また新規に交付されます町村会少子化対策・子育て支援交付金2,000万円を5年間交付する雑入についての質問がありました。

歳出では、総務管理費関係では防犯カメラ、運転免許証自主返納者への対策、AEDの更新対策、空き家対策など、衛生費ではがん検診の充実、農業費では耕作放棄地対策、ふるさと納税返礼品、土木管理費では歩道の除雪対策、社会教育費では、村民プールのあり方等の質疑を交わしました。

歳入歳出とも多岐にわたります、他に質問が及んだ箇所も多数ありました。

全ての課の審査が終了し、再度総括質疑を行い、採決の結果、全会一致で可決でありました。

なお、本委員会では、以下の改善要望事項をまとめましたので、真摯な対応を望みます。

1つ、税の徴収に関する姿勢を明確にし、収納率向上に努めること。

1つ、防犯カメラについては、犯罪の抑止力になる場所に設置すること。

1つ、除雪は効果的に行うシステムを構築すること。

1つ、農業振興補助金は、有効に使えるように要綱を見直すこと。

1つ、少子化対策、子育て支援のさらなる充実を図ること。

以上、審査報告と要望事項を含め、委員長報告といたします。

○議長（金井佐則君） 委員長報告が終わりました。

この委員長報告に対しての質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番。

委員長にお伺いします。

要望事項の中に、法に基づいて予算執行を執行するということを要望してほしいというふうに私は申し上げたわけなんです、そのことについて、今の要望事項の中には入っていなかったようなので、どういう理由でもって要望事項に入れなかったのか、ご説明願います。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔予算・決算特別委員長 岸 昭勝君発言〕

○予算・決算特別委員長（岸 昭勝君） 小委員会は皆さんの結論を任されたので、早坂議員から出されました事項については、採択することはできなかったということです。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番。

この間の真塩村政の10カ月間を見ますと、議会でもさんざん取り上げましたけれども、数多くの法律違反をし、なおかつこのことは、議決権の侵害にもつながっているわけであり、にもかかわらず、議会の存在価値、議会制民主主義の根本にかかわる問題についてその要望をしないということは、私はちょっとおかしいんじゃないかというふうに考えております。私は予算・決算特別委員長として、この3年間、公平・公正な委員会運営をしてきましたが、この辺のことについては、どのようにお考えか、委員長にお尋ねをします。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔予算・決算特別委員長 岸 昭勝君発言〕

○予算・決算特別委員長（岸 昭勝君） この予算に関しましては、前回の執行との、早坂議員の要望とか、関係が余りないというか、予算はもう法に基づいて制定されるものであって、法にのっとり

てやることで、これは決まったことなので、そういう早坂議員の言うことに、疑いに対しては、予算関係に対してはないと思っています。

以上です。

[「いいです」の声あり]

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員長、大変ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第37号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第38号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第38号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関均健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成28年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

国保会計につきましては、平成24年度に国民健康保険税の税率を平均17%引き上げをさせていただきましたが、その後は比較的安定した給付となっています。平成27年度も現時点までは比較的落ち着

いて推移をしております。

このような状況の中で、平成28年度の国保会計予算につきましては、国民健康保険税の平均8.2%の引き下げを実施させていただきました。引き下げによりまして、国民健康保険税は前年度と比較して6,007万8,000円、率にして12.9%の減額となりましたが、当初予算要求額は19億961万円となりました。これは率にして1.47%の伸びとなっております。

それでは、議案書の116ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、金額の順に朗読をさせていただきます。

1款国民健康保険税、金額4億521万6,000円。1項国民健康保険税、同額です。

2款一部負担金、金額1,000円。1項一部負担金、同額です。

3款使用料及び手数料、金額1万5,000円。1項手数料、同額です。

4款国庫支出金、金額3億9,302万5,000円。1項国庫負担金、金額3億686万2,000円。2項国庫補助金、金額8,616万3,000円。

5款療養給付費等交付金、金額3,962万2,000円。1項療養給付費交付金、同額です。

6款前期高齢者交付金、金額3億6,503万4,000円。1項前期高齢者交付金、同額です。

7款県支出金、金額9,549万7,000円。1項県負担金、金額1,134万8,000円。2項県補助金、金額8,414万9,000円。

8款共同事業交付金、金額4億887万円。1項共同事業交付金、同額です。

9款財産収入、金額40万円。1項財産運用収入、同額です。

117ページをお願いいたします。

10款繰入金、金額1億9,759万6,000円。1項他会計繰入金、金額1億4,759万6,000円。2項基金繰入金、金額5,000万円。

11款繰越金、金額2,000円。1項繰越金、同額です。

12款諸収入、金額433万2,000円。1項延滞金、加算金及び過料、金額401万2,000円。2項村預金利子、金額1,000円。3項受託事業収入、金額1,000円。4項雑入、金額31万8,000円。

歳入合計でございます。金額19億961万円でございます。

続きまして、118ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、金額913万7,000円。1項総務管理費、金額499万7,000円。2項徴税費、金額362万8,000円。3項運営協議会費、金額27万円。4項趣旨普及費、金額24万2,000円。

2款保険給付費、金額11億2,449万円。1項療養諸費、金額9億8,831万円。2項高額療養費、金額1億2,403万円。3項移送費、金額15万円。4項出産育児諸費、金額1,050万円。5項葬祭諸費、金額

150万円。

3款後期高齢者支援金等、金額2億2,530万4,000円。1項後期高齢者支援金等、同額でございます。

4款前期高齢者納付金等、金額28万6,000円。1項前期高齢者納付金等、同額でございます。

5款老人保健拠出金、金額1万3,000円。1項老人保健拠出金、同額です。

6款介護納付金、金額8,671万7,000円。1項介護納付金、同額です。

7款共同事業拠出金、金額4億891万9,000円。1項共同事業拠出金、同額です。

119ページをお願いします。

8款保健事業費、金額1,712万6,000円。1項特定健康診査等事業費、金額1,218万円。2項保健事業費、金額494万6,000円。

9款基金積立金、金額40万1,000円。1項基金積立金、同額です。

10款公債費、金額1,000円。1項公債費、同額です。

11款諸支出金、金額271万6,000円。1項償還金及び還付加算金、金額240万4,000円。2項指定公費負担医療費立替金、金額31万2,000円。

12款予備費、金額3,450万円。1項予備費、同額です。

歳出合計、金額19億961万円でございます。

次に、予算に関する説明書をお願いいたします。

207ページをお開きください。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

まず、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税、本年度3億9,065万2,000円、比較5,042万円の減でございます。内訳については右の節にあるとおりでございます。2目退職被保険者国民健康保険税、本年度1,456万4,000円、比較965万8,000円の減でございます。国民健康保険税の合計で見ますと4億521万6,000円、比較6,007万8,000円の減となっております。

208ページをお願いいたします。

上から3段目になります。4款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、本年度額2億9,551万4,000円。比較で2,009万9,000円の増となっております。これは、一般被保険者給付費の増額によるものでございます。

次に、209ページの上段をお願いいたします。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度額が8,616万3,000円、比較で618万9,000円の増でございます。歳出での療養給付費、療養費、高額療養費の増によるものでございます。

次に、2段目になりますが、5款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金、本年度額3,962万2,000円、比較6,328万5,000円の減でございます。退職被保険者の取り扱いが平成27年3月で終了しまして、新規被保険者の減による歳入減でございます。

次に、3段目、6款前期高齢者交付金、1項1前期高齢者交付金、本年度額3億6,503万4,000円、比較4,562万7,000円の増でございます。前年度の前期高齢者医療給付費等から算出をされまして、支払基金からの交付額の増額予定による歳入増でございます。

次に、7款県支出金、1項1目高額医療共同事業負担金、本年度額937万5,000円、比較146万3,000円の減でございます。歳出額の4分の1を県が負担する再保険制度の資金でございます。

次に、210ページをお願いいたします。

2段目になります。7款2項2目財政調整交付金、本年度額7,959万2,000円、前年度比較で534万6,000円の増、普通調整交付金、特別調整交付金の内訳は、節欄記載のとおりでございます。それぞれ給付費の増見込みによる増額でございます。

一番下の段になります。8款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金、本年度3,750万4,000円、比較で585万2,000円の減でございます。歳出の高額医療共同事業拠出金との同額の見込みとしております。国保連合会からの交付金でございます。

次に、2目保険財政共同安定化事業交付金、本年度3億7,136万6,000円、比較で1,567万2,000円の増でございます。歳出の保険財政共同安定化事業拠出金と同額でございます。これも国保連合会からの交付額増見込みによるものでございます。

次に、211ページをお願いいたします。

中段でございます。10款の繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度額1億4,759万6,000円、比較4,001万7,000円の増でございます。内訳は右の説明欄にあるとおりでございますが、各保険税軽減措置の拡大によりまして、基盤安定繰入金が増額となっております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の事項別明細書でございます。214ページからになります。同じく主なものについてご説明を申し上げます。

1款総務費については、省略をさせていただきたいと思っております。

217ページをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、平成26年度の11月から平成27年10月までの12カ月の給付費の平均額に、一般被保険者につきましては8%の伸び、それから退職被保険者、これは先ほども説明しましたが、制度の変更によりまして27年度以降、新しい被保険者が誕生しないということで、退職被保険者については、2割減を見込んで計上をさせていただいております。

まず、2款1項1目一般被保険者療養給付費、本年度9億3,312万円、比較6,743万4,000円の増でございます。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費、本年度4,044万5,000円、比較4,030万1,000円の減でございます。1項療養諸費、計で2,725万6,000円の増となっております。

218ページをお願いします。



2款2項1目一般被保険者高額療養費、本年度1億1,690万円、比較1,463万1,000円の増でございます。2目退職被保険者等高額療養費、本年度698万円、比較1,011万8,000円の減となっております。219ページをお願いいたします。

下段の4項1目の出産育児一時金、本年度1,050万円でございます。25人分を計上させていただいております。

220ページをお願いいたします。

5項1目葬祭費、本年度150万円、これは前年度と同額とさせていただきます。

下段、3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金は後期高齢者医療保険へ国保加入者数に応じた支援金を支払い、納付するものでございます。本年度2億2,528万4,000円、比較580万円の減でございます。

次に、222ページをお願いいたします。

上段、6款介護納付金、1項1目介護納付金は、第2号被保険者、40歳から64歳までの方になりますけれども、の保険料については、各保険者を通じまして徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、本年度8,671万7,000円、比較1,102万5,000円の減となっております。

次に、7款共同事業拠出金、1項1目高額医療共同事業拠出金、本年度3,750万3,000円、比較585万2,000円の減でございます。2目の保険財政共同安定化事業拠出金、本年度3億7,136万6,000円、比較1,567万2,000円の増でございます。

次に、223ページをお願いいたします。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、本年度1,218万円、比較24万9,000円の減でございます。検査対象人数の減少によるものでございます。

224ページをお願いいたします。

8款2項1目保健衛生普及費494万6,000円、比較39万8,000円の増でございます。8節の報償費、報償品が27年度で歩け歩け大会の記念品が前年度の雨天未実施により品物が残っていたため利用いたしました。28年度はまた新たに必要となったことで、増額となっております。

225ページをお願いします。

19節人間ドックの補助金も27年度の申請状況によりまして、10人分ふやささせていただきまして、275万円を予定しております。

9款1項1目国民健康保険基金積立金40万1,000円は基金利子の積み立てを予定するものでございます。

以降、10款、11款は前年度とほぼ同様ですので、説明は省略をさせていただきます。

227ページ、12款予備費につきましては、本年度3,450万円に増額をさせていただきたいと思っております。国の基準の給付費の3%を目安に計上をさせていただいております。

228ページについては、給与費明細書となっております。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番山口宗一君。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 5番山口です。

歳入ですが、一般国民健康保険税ですか、これが207ページなんですけれども、約6,000万円余り減額、減っておるんですが、この要因についてご説明お願いします。

○議長（金井佐則君） 小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） まず、私のほうから税の引き下げに伴う減額について説明をさせていただきます。

先ほど説明をさせていただきました平均8.2%の税率の引き下げによりまして、その予定のときの計算による税額の減額分、調定額で3,674万2,000円の減になるという想定をしております。それが実際5,042万円というような形になっておりますが、徴収の人数等の関係については、また税務課長のほうから説明をいただければと思いますけれども、税の軽減対策等によりまして、税率の引き下げ以外に税の軽減対策、あるいは個人の収入額で下がるというか、そういったことで、全体的に保険税の収納額が低下しております。条例の説明のときにもお話をさせていただきましたけれども、7割、5割、2割軽減、そういったところの該当者の数がふえているということだと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 委員会の説明のときにも8.2%の負担を軽減するという説明を受けました。前年度の税収からすると、約4,000万円ぐらいになるかなと思います。その差2,000万円ぐらいが今課長が説明した収入のということがあるんですが、これだけ収入が減るということは、これから8.2%軽減したことによって、来年度、再来年度、そういうところも非常に収入が減るわけですから、非常に心配される場所があります。基金の繰り入れも4,000万円ぐらい行っているわけです。その辺を合わせて無理な軽減をしたのではないかなというような、私個人ではそう思っているのですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（金井佐則君） 小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） まず、税の軽減の関係で、確かに引き下げは8.2%でそのとき

の税の減額の調定で3,600万円、今山口議員がおっしゃるようにその他にも減っている部分があるということでございます。それにつきましては、先ほど申し上げましたように、軽減税率等に対象となる方の人数がふえているということが1つと、先ほど申し上げなかったんですけども、まず、国保の被保険者数も減ってきているということがございます。これについては、私の個人的な考えというか、あれなんですけれども、最近は企業の社会保険への加入が非常に厳しくなりました、国保からの脱退というか、国保から出て社会保険に加入する方が大分ふえてきているということでございます。これは、国保にとっては非常にありがたいことだと思っております。

それから、先ほどお話ししました基金の繰り入れでございますが、これにつきましては、あくまでも当初予算でございまして、全体の歳入の中で、予算の中では歳入はなるべく厳しくというか、その他の国あるいは県、それから税等についてはなるべく厳しく予算を立てて、自分のところではっきりしている財源を充てるというようなことで、当初予算に基金を割り当てさせていただいたと。実際の担当としての考え方とすれば、ここまで基金を繰り入れることはないかなというふうに思いながら予算を立てさせていただいておりますけれども、歳入歳出ゼロという形に予算を仕上げるために、基金で調整をさせていただいているというようにご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 村民にとっては負担がこういうふうになるということは喜ばしいと思うのですが、保険のやっていく中で、これからも高齢化が進む中で保険という、そういったものも増加していくと思います。そういった中で健康年齢が延びるようなそういう対策もしていただいているようなので、出のほうがなるべく抑えられるような施策を進めながら、健康保険の運営をやっていくってほしいなど、そのようにお願いします。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第38号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第39号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第39号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

この制度が発足し8年が経過しております。28年度は2年に一度の保険料の改定年となっておりますが、本年、改定の予定はございません。予算総額で前年度当初より72万1,000円の減、1億654万6,000円でございます。

それでは、議案書の121ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

最初に、歳入です。

左から款、項、金額の順に朗読をさせていただきます。

まず1款後期高齢者医療保険料、金額7,024万円。1項後期高齢者医療保険料、同額です。

2款使用料及び手数料、金額1,000円。1項手数料、同額です。

3款繰入金、金額3,629万6,000円。1項一般会計繰入金、同額です。

4款繰越金、金額1,000円。1項繰越金同額です。

5款諸収入、金額5,000円。1項延滞金、加算金及び過料、金額2,000円。2項償還金及び還付加算金、金額2,000円。3項預金利子、金額1,000円。

6款雑入、金額3,000円。1項滞納処分費、金額1,000円。2項雑入、金額2,000円。

歳入合計、金額1億654万6,000円でございます。

続きまして、122ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、金額168万7,000円。1項総務管理費、金額47万2,000円。2項徴収費、金額121万5,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、金額1億385万7,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額です。

3款諸支出金、金額2,000円。1項償還金及び還付加算金、同額です。

4款予備費、金額100万円。1項予備費、同額です。

歳出合計1億654万6,000円でございます。

次に、予算に関する説明書233ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

まず、1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料5,050万1,000円と2目の後期高齢者医療普通徴収保険料1,973万9,000円は保険料軽減施策等によりまして、合計額で7,024万円、前年度と比較しまして389万3,000円の減額となっております。

下段になります。

3款1項1目事務費等繰入金830万2,000円は、一般会計からの繰入金でございます。村の事務費268万1,000円と広域連合事務費負担金562万1,000円でございます。71万8,000円の増となっておりますが、歳出での予備費を増額させていただいたことによるものでございます。

次に、2目保険基盤安定繰入金2,799万4,000円、比較245万4,000円の増は、保険料軽減分の一般会計からの繰入金で、県が4分の3、村が4分の1を負担するものでございます。

234ページから235ページの4款繰越金、5款諸収入、6款雑入につきましては、前年度と同様に造目によるものでございます。

次に、236ページをお願いいたします。

歳出でございます。主なものをご説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費47万2,000円、比較8,000円の減は事務用消耗品の減額でございます。2項1目徴収費121万5,000円、比較3,000円の減。これも事務用消耗品の減額です。

237ページの中段をお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1億385万7,000円、比較146万1,000円の減は、後期高齢者医療広域連合からの請求によります事務費負担金と保険料負担金でございます。保険料収入の減額によりまして納入額も減額となっております。

次に、3款1項1目、2目、こちらは造目でございます。

4款1項1目予備費、こちらは特に基準はございませんが、広域連合の納付金が不足等生じた場合に対応ができるよう100万円とさせていただきました。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第39号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎日程第5 議案第40号 平成28年度榛東村介護保険特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第40号 平成28年度榛東村介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成28年度榛東村介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

介護保険につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年を計画期間とする第6期介護保険事業計画の2年目の予算でありまして、第6期介護保険事業計画の検証に重要な年度となっております。予算総額では前年度当初より1億123万円の増、率にして9.3%の増となっております、総額11億9,364万7,000円を計上させていただいております。

それでは、議案書の124ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、金額の順に朗読をさせていただきます。

1款保険料、金額2億5,751万2,000円。1項介護保険料、同額です。

2款使用料及び手数料、金額1,000円。1項手数料、同額です。

3款国庫支出金、金額2億7,035万8,000円。1項国庫負担金、金額2億108万9,000円。2項国庫補助金、金額6,926万9,000円。

4款支払基金交付金、金額3億2,387万6,000円。1項支払基金交付金、同額です。

5款県支出金、金額1億7,292万1,000円。1項県負担金、金額1億6,656万7,000円。2項県補助金、金額635万4,000円。

6款財産収入、金額1万8,000円。1項財産運用収入、同額です。

7款繰入金、金額1億6,895万5,000円。1項一般会計繰入金、金額1億6,895万4,000円。2項基金繰入金、金額1,000円。

8款繰越金、金額1,000円。1項繰越金、同額でございます。

125ページをお願いいたします。

9款諸収入、金額5,000円。1項延滞金、加算金及び過料、金額1,000円。2項村預金利子、金額1,000円。3項雑入、金額3,000円。

歳入合計、金額11億9,364万7,000円でございます。

続きまして、126ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、金額1,964万1,000円。1項総務管理費、金額665万4,000円。2項徴収費、金額151万8,000円。3項介護認定審査会費、金額1,133万2,000円。4項趣旨普及費、金額13万7,000円。

2款保険給付費、金額11億3,125万6,000円。1項介護サービス等諸費、金額10億2,851万1,000円。2項介護予防サービス等諸費、金額3,767万円。3項高額介護サービス等費、金額2,112万9,000円。4項高額医療合算介護サービス等費、金額233万5,000円。5項特定入所者介護サービス等費、金額4,069万4,000円。6項その他諸費、金額91万7,000円。

3款地域支援事業費、金額4,169万7,000円。1項介護予防・生活支援サービス事業、金額2,460万3,000円。2項一般介護予防事業、金額59万6,000円。3項包括的支援事業・任意事業費、金額1,625万8,000円。4項その他諸費、金額24万円。

4款基金積立金、金額1,000円。1項基金積立金、同額です。

5款諸支出金、金額5万2,000円。1項償還金及び還付金、同額です。

127ページをお願いします。

6款予備費、金額100万円。1項予備費、同額です。

歳出合計、金額11億9,364万7,000円でございます。

次に、予算に関する説明書により説明をさせていただきます。

243ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

まず、1款1項1目第1号被保険者保険料、本年度2億5,751万2,000円、比較2,103万5,000円の増。これにつきましては、高齢者人口の増加によりまして被保険者が増になっていることによるものでございます。

次に、3款1項1目介護給付費負担金、2億108万9,000円、比較1,384万6,000円の増でございます。給付費に対しまして、施設が20%、その他25%の割合によりまして、国から交付をされるものでございます。

3款2項1目調整交付金5,656万2,000円、比較403万5,000円の増。こちらは給与費に対し5%の基準により国から交付をされるものでございます。

244ページをお願いいたします。

3款2項2目地域支援事業交付金1,270万6,000円。日常生活総合支援事業の開始によります歳入の増でございます。

中段になります。

4款1項1目介護給付費交付金3億1,675万2,000円、比較2,260万円の増でございます。歳出での給付費の増額見込みによる交付金の増額でございます。

次、2目地域支援事業交付金712万4,000円、比較677万1,000円の増でございます。日常生活総合支援事業の開始によりまして、給付費交付金から地域支援事業交付金に振り分けをされたものでございます。

下段になります。

5款1項1目介護給付費負担金1億6,656万7,000円、比較1,238万4,000円。こちらも給付費の増見込みによる増額でございます。

245ページをお願いいたします。

上段になります。

5款2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）635万3,000円、比較619万6,000円の増でございます。こちらも日常生活支援総合事業、新たに開始になりまして、給付費交付金から支援事業交付金に振り分けされたものでございます。

下段になります。

7款1項一般会計繰入金、計、本年度が1億6,895万4,000円、比較1,338万4,000円の増でございます。内訳につきましては、説明欄のとおりでございます。

246、247ページをお願いいたします。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金、こちらは造目でございます。

8款繰越金から9款諸収入も同様でございます。

次に、248ページからになりますが、歳出の事項別明細書になります。こちらも主なものについて説明をさせていただきます。



1 款 1 項 1 目一般管理費、本年度665万4,000円、比較37万3,000円の減になります。これは14節使用料及び賃借料の中の事務用機器使用料の減額によるものでございます。

249ページ、1 款 2 項 1 目賦課徴収費、本年度151万8,000円、比較134万9,000円の減額。これにつきましては、本年度27年度について13節委託料で介護保険法の改正による電算システムの改修が終了したことで減となっております。

次に、249ページから250ページになります。

1 款 3 項 1 目認定審査等費、本年度600万3,000円、80万円の増でございます。これは8節報償費での訪問調査員報償金の増額でございます。次に、2 目認定審査会共同設置費負担金につきましては、渋川市、吉岡町との共同で認定審査会を設置しております。その負担金でございます。

251ページ、2 款保険給付費については、各項目について、平成27年度の給付費支出状況を参考に28年度の伸びを予測して計上をさせていただいております。

以降は、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、2 款 1 項 1 目の居宅介護サービス給付費、本年度4億4,899万9,000円、比較で2,535万9,000円の増となっております。3 目の地域密着型介護サービス給付費、本年度1億30万9,000円、比較で2,026万6,000円の増となっております。

252ページをお願いいたします。

5 目施設介護サービス給付費、本年度4億3,049万5,000円、比較1,861万4,000円の増でございます。7 目居宅介護福祉用具購入費、本年度51万4,000円、比較で119万5,000円の減となっております。8 目居宅介護住宅改修費、本年度359万2,000円、比較26万円の増でございます。9 目居宅介護サービス計画給付費4,459万8,000円、587万8,000円の増でございます。

次に、253ページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費、本年度2,279万7,000円、比較で950万2,000円の減。これにつきましては、総合事業の開始によりまして、3 款 1 項の新規事業への移行によります減額となっております。

次に、2 款 2 項 3 目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度849万8,000円、比較609万9,000円の増となっております。これは、村内での施設開設予定を見込みまして、利用増を見込んだ増額でございます。

254ページをお願いいたします。下段になります。

2 款 3 項 1 目高額介護サービス費、本年度2,109万7,000円、比較340万1,000円の増となっております。

次に、255ページの下段になります。

2 款 4 項 1 目高額医療合算介護サービス費、本年度232万5,000円、比較で15万3,000円の増となっております。

256ページをお願いします。

2款5項1目特定入所者介護サービス費、本年度4,060万円、比較で1,028万8,000円の増となっております。これは低所得者関係の施設への入所に対する給付ということでございます。

次に、257ページをお願いいたします。

3款では総合サービス事業の開始によりまして、1項介護予防・生活支援サービス事業費、2項一般介護予防事業費が新規事業となっております。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、本年度2,044万2,000円。2目介護予防ケアマネジメント事業費、本年度416万1,000円でございます。これまで要支援認定者も介護予防給付費の支出でございましたが、制度の改正によりまして、また榛東村の事業取り組み開始によりまして、介護予防・生活支援サービス事業費等が開始となっております。

次に、258ページをお願いします。

3款2項1目一般介護予防事業費、本年度59万6,000円。これは制度改正による事業名称の変更でございまして、これまで是一次予防事業と申しておりました。

次に下段、3款3項1目包括的支援事業費、本年度1,170万1,000円、比較89万5,000円の減。これは地域包括支援センターのしんとう苑への委託料でございます。

次に、259ページをお願いいたします。

3款3項2目任意事業費、本年度341万4,000円、比較319万8,000円の減。地域支援事業費での介護慰労金対象者基準の変更によりまして、20節の扶助費が大きく減額となっております。

260ページの下段になります。

3款3項3目在宅医療介護連携推進事業費、本年度81万円。こちらも制度改正によりまして、在宅医療介護連携支援センターの設置が義務づけられております。渋川市と吉岡町と共同で設置を予定しておりまして、渋川地区医師会へお願いをし、委託で立ち上げを予定しておるものでございます。負担金と直接経費を計上したものでございます。

3項4目生活支援体制整備事業費、本年度33万3,000円。こちらも新制度によりまして、生活支援コーディネーターの設置も必要とされ、設置を予定し、報償費を準備しているものでございます。

4項1目の審査支払手数料24万円。これは要支援認定者の介護予防・生活支援サービス事業の開始によりまして、審査支払手数料が必要となったものでございます。これまでの介護予防一次事業は一般介護予防事業に、介護予防二次事業は介護予防・生活支援サービス事業というふうに名称は変更されております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第40号 平成28年度榛東村介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎日程第6 議案第41号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第41号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本正子住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） それでは、平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算についてご説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業につきましては、貸し付け事業そのものは平成8年度に終了しており、現在は貸付金の回収と起債の償還が主な事業内容となっております。平成28年度の予算総額は歳入歳出それぞれ1,547万1,000円となっており、前年度当初予算に比べ、額にして343万3,000円、率にして18.2%の減となっております。

議案書129ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、金額の順に朗読をさせていただきます。

1 款 県支出金、金額9万円。1 項 県補助金、同額でございます。

2款繰入金343万円。1項繰入金、同額でございます。

3款諸収入1,195万1,000円。1項貸付金元利収入、同額でございます。

歳入合計1,547万1,000円でございます。

130ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款総務費12万5,000円。1項総務費、同額でございます。

2款公債費1,534万6,000円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計1,547万1,000円でございます。

28年度予算に関する説明書の267ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

1款1項1目償還費県補助金、本年度額9万円、比較98万7,000円の減です。これは平成27年度は借り受け人の死亡、相続人全員相続放棄、保証人の死亡等により歳入が見込めない事案があった場合、その他国土交通大臣が特に必要と認める経費という交付金があるのですが、この申請が認められ、交付金があったことによります。

2款1項1目繰入金、本年度予算額343万円、比較70万9,000円の減額です。これは一般会計からの繰入金になります。

3款1項1目貸付金元利収入、本年度額1,195万1,000円、比較173万7,000円の減額です。内訳は説明欄にあるとおりでございます。

続きまして、269ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

下段になります。

2款1項1目元金1,361万4,000円。2目利子173万2,000円。

合計は次の270ページになります。一番下の欄です。

本年度額1,534万6,000円、比較343万4,000円の減でございます。いずれもかんぽ生命保険への償還金でございます。

次に、271ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

当該年度末の現在高見込み額。平成28年度末の見込み額につきましては、4,395万8,000円になる見込みです。

なお、起債償還につきましては、平成33年度をもって終了するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第41号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第7 議案第42号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第7、議案第42号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水喜代志上下水道課長。

〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

○上下水道課長（清水喜代志君） それでは、平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

公共下水道事業の全体計画面積は316ヘクタールで、平成28年4月には認可区域のうち255ヘクタール、およそ80%が供用開始となります。接続状況につきましては、1月末現在で供戸数1,904戸に対し、接続戸数1,595戸、接続率84%となります。供用人口につきましては、5,940人に対し、接続人口4,345人、接続率73%となります。

主要事業につきましては、特定環境エリアにおいて管路工事187メートル、舗装本復旧工事490メートル、公共エリアにおいて管路工事1,750メートル、舗装本復旧工事2,790メートルを予定しております。

議案書132ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

初めに歳入でございます。

左から款、項、金額の順に朗読させていただきます。

1款分担金及び負担金、金額2,236万1,000円。1項負担金、同額でございます。

2款使用料及び手数料、金額5,126万6,000円。1項使用料、金額5,121万6,000円。2項手数料、金額5万円。

3款国庫支出金、金額7,500万円。1項国庫補助金、同額でございます。

4款県支出金、金額420万円。1項県補助金、同額でございます。

5款繰入金、金額1億5,269万1,000円。1項繰入金、同額でございます。

6款繰越金、金額1,000円。1項繰越金、同額でございます。

7款諸収入、金額142万9,000円。1項村預金利子1,000円。2項雑入142万8,000円。

8款村債、金額1億1,660万円。1項村債、同額でございます。

歳入合計4億2,354万8,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、金額580万6,000円。1項総務費、同額でございます。

2款建設費、金額2億2,527万8,000円。1項建設費、同額でございます。

3款管理費、金額3,894万7,000円。1項管理費、同額でございます。

4款公債費、金額1億5,351万7,000円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計4億2,354万8,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的、流域下水道事業債、限度額200万円。特定環境保全公共下水道事業債、限度額1,940万円。公共下水道事業債、限度額9,520万円。

起債限度額の合計1億1,660万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、予算に関する説明書、277ページをお願いいたします。

歳入でございます。主なものについてご説明します。

1款1項1目受益者負担金、本年度額2,236万1,000円、比較499万7,000円。1節現年度分2,106万5,000円は公共分50戸、特環分32戸、またこれとは別に山子田自衛隊官舎と分納分を予定をしております。

2款1項1目下水道使用料、本年度額5,121万6,000円、比較504万3,000円。1節現年度分5,059万

5,000円は公共分825戸、特環分815戸を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目国庫補助金、本年度額7,500万円、比較21万5,000円の減は、説明欄にあります汚水処理交付金で、管渠築造工事費補助金でございます。

4款1項1目県補助金、本年度額420万円、比較420万円。説明欄にあります公共下水道事業費補助金で、単独事業費の5%となっております。

5款1項1目一般会計繰入金、本年度額1億5,269万1,000円、比較591万3,000円は一般会計からの繰入金となります。

次のページをお願いいたします。

7款2項1目雑入、本年度額142万8,000円、比較734万6,000円の減。主に消費税還付金でございます。

8款1項1目下水道事業債、本年度額1億1,660万円、比較4,690万円の減は、説明欄にあります流域下水道事業債200万円、特環下水道事業債1,940万円、公共下水道事業債9,520万円を予定しております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目総務費、本年度580万6,000円、比較329万5,000円の減。これにつきましては主に給与関係となります。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目建設費、本年度2億2,527万8,000円、比較3,734万4,000円の減。主なものは次のページ、13節委託料、1,510万8,000円、特環及び公共の設計委託料となります。

次のページをお願いいたします。

15節工事請負費1億9,235万4,000円は、特環及び公共エリアの管渠築造工事と舗装本復旧工事及び公共ます設置分となります。19節負担金補助及び交付金211万9,000円は、県央処理区の建設負担金となります。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目管理費、本年度3,894万7,000円、比較424万7,000円。主なものは次のページの15節工事請負費604万8,000円はマンホールポンプ等工事で通報装置等の設置となります。

19節負担金補助及び交付金3,008万8,000円は流域下水道事業維持管理負担金で雨水の処理費となります。

4款1項1目元金、本年度1億430万2,000円と2目利子4,921万5,000円は起債の償還費用となります。起債償還のピークは平成31年度より10年間ほどとなる見込みでございます。

287ページから293ページの給与明細書は、後ほどごらんいただきたいと思っております。

294ページをお願いいたします。

起債残高の見込みに関する調書でございます。

27年度末残高は24億9,202万2,000円となります。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第42号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開を10時30分からお願いいたします。

午前10時17分休憩

---

午前10時30分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

---

**◎日程第8 議案第43号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算**

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第43号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。



〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

○上下水道課長（清水喜代志君） それでは、平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

平成28年度におきましても、長岡、広馬場地区の施設の運転、維持管理、新規加入申し込みに伴う公共ます設置工事等を継続的に実施いたします。接続戸数につきましては、1月末現在で長岡地区405戸、接続率82%、広馬場地区521戸、接続率56%となっております。未接続につきましては、同意戸数に対し、495戸が未接続となっております。なお、起債の繰上償還も予定しております。

議案書136ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

初めに歳入でございます。

左から款、項、金額の順に朗読させていただきます。

1 款分担金及び負担金、金額254万1,000円。1 項分担金、同額でございます。

2 款使用料及び手数料、金額2,976万3,000円。1 項使用料、同額でございます。

3 款県支出金、金額322万円。1 項県補助金、同額でございます。

4 款繰入金、金額2 億9,235万5,000円。1 項繰入金、同額でございます。

5 款繰越金、金額1,000円。1 項繰越金、同額でございます。

6 款諸収入、金額16万7,000円。1 項村預金利子1,000円。2 項諸収入16万6,000円。

歳入合計 3 億2,804万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、金額3,448万円。1 項総務費、同額でございます。

2 款管理費、金額4,480万5,000円。1 項管理費、同額でございます。

3 款公債費、金額2 億4,876万2,000円。1 項公債費、同額でございます。

歳出合計 3 億2,804万7,000円。

続きまして、予算に関する説明書の299ページをお願いいたします。

歳入でございます。主なものについて説明いたします。

1 款 1 項 1 目分担金、本年度額254万1,000円、比較6 万1,000円の減。長岡及び広馬場地区の加入分担金で、各々新規5 戸分と分納分となります。

2 款 1 項 1 目下水道使用料、本年度額2,976万3,000円、比較101万9,000円。長岡地区で405戸、広馬場地区521戸、また新規加入分も見込んでおります。

3 款 1 項 1 目県補助金、本年度額322万円、比較322万円は農業集落排水事業補助金となります。長岡地区の処理場が10年を経過しまして、施設の機能診断等を行うこととなりました。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目繰入金、本年度額2億9,235万5,000円、比較1億6,560万3,000円。一般会計からの繰入金で、起債の繰上償還を予定しており、増額となっております。

302ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目総務費、本年度3,448万円、比較2,296万9,000円。主なものは給与費関係と次のページの22節補償、補填及び賠償金1,921万8,000円は起債の繰上償還に係る費用となります。

27節公課費600万1,000円は消費税となります。

2款1項1目管理費、本年度4,480万5,000円、比較175万6,000円。主なものは11節2,099万円で、次のページの説明欄、電気料1,771万9,000円は処理場及び中継ポンプ等の電気料となります。

13節委託料1,840万円、説明欄の施設管理委託料1,344万4,000円は、各処理場及び中継ポンプ等の管理委託料となります。また、その他委託料のうち機能診断調査及び最適整備構想策定委託料は長岡の処理場が10年を経過しましたので、補助により行うものでございます。

15節工事請負費439万6,000円は、公共マスの設置と処理場の補修工事となります。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目元金、本年度2億1,438万5,000円、比較1億4,656万2,000円。このうち繰上償還に係るものが1億4,380万7,000円となっております。2目利子、本年度3,437万7,000円、比較134万4,000円の減。起債の利子分となります。起債償還のピークは平成28年度から平成40年度となります。

307ページから311ページの給与費明細書は、後ほどごらんいただきたいと思います。

314ページをお願いいたします。

起債残高の見込みに関する調書でございます。

27年度末残高で17億5,855万1,000円となります。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第43号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第44号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第9、議案第44号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、平成28年度榛東村学校給食事業特別会計予算について朗読及び説明をさせていただきます。

139ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

初めに歳入です。

1款事業収入6,406万2,000円。1項事業収入、同額でございます。

2款使用料及び手数料3,000円。1項使用料、同額でございます。

3款繰入金7,347万9,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

4款繰越金1,000円。1項繰越金、同額でございます。

5款諸収入5,000円。1項村預金利子1,000円、2項雑入4,000円。

歳入合計1億3,755万円。

続きまして、140ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費6,101万1,000円。1項総務管理費、同額でございます。

2款事業費7,602万9,000円。1項事業費、同額でございます。

3款公債費1万円。1項公債費、同額でございます。

4款予備費50万円。1項予備費、同額でございます。

歳出合計1億3,755万円。

141ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項、学校給食センター運営費。期間、平成29年度。限度額3,455万3,000円でございます。

主なものについて説明申し上げます。

別冊の予算に関する説明書を願ひいたします。

319ページを願ひいたします。

事項別明細書の歳入でございます。

1款1項1目事業収入、本年度額6,406万2,000円、比較693万5,000円の減です。減額理由でございますけれども、園児・児童・生徒の給食費10%を減額したためでございます。給食費の月額、園児給食費現行3,300円を2,970円に、児童給食費は月額4,000円を3,600円に、生徒給食費は月額4,850円を4,370円とするものでございます。1節現年度分子算額6,330万1,000円は、3子目以降無料対象者を除いた幼稚園児104人、小学校児童715人、中学校生徒422人、教職員等127人の給食費の計上でございます。2節滞納繰越分76万1,000円は説明欄のとおりでございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金は7,347万9,000円で、説明欄6,075万1,000円は職員給与費、施設維持管理費、東洋食品への調理業務委託等で、食材購入に係るもの以外の歳出に伴う不足分の一般会計からの繰り入れでございます。645万4,000円は第3子以降の村負担分に要する繰入金、627万4,000円は給食費10%減額分の繰り入れでございます。

次に、歳出予算の主なものを説明させていただきます。

324ページを願ひいたします。

説明欄一番上の行ですが、施設管理委託料3,429万6,000円のうち、3,423万6,000円は東洋食品への委託料でございます。

325ページ、2款1項1目事業費、本年度額7,602万9,000円は食材の購入費でございます。

326ページから333ページにつきましては、給与費明細書となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第44号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに

賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第10 議案第45号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第10、議案第45号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田邦夫産業振興課長。

[産業振興課長 久保田邦夫君発言]

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成25年7月の発電開始以来、4年目の発電事業となります。平成27年度当初予算との主な相違点でございますけれども、歳入では新たに南小学校体育館に設置されましたソーラー売電を計上したこと、歳出では農業用水維持管理基金への償還金から一般会計繰出金に歳出予算を計上したものでございます。

議案書の143ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

左から款、項、金額の順に朗読をさせていただきます。

1 款事業収入3,436万円。1 項事業収入、同額です。

2 款財産収入2,000円。1 項財産運用収入、同額でございます。

3 款繰越金1,000円。1 項繰越金同額でございます。

歳入合計3,436万3,000円でございます。

144ページをお願いいたします。

歳出でございます。

左から款、項、金額の順に朗読をさせていただきます。

1 款総務費2,925万1,000円。1 項総務管理費同額です。

2 款管理費461万2,000円。1 項管理費同額でございます。

3款予備費50万円。1項予備費同額です。

歳出合計3,436万3,000円でございます。

次に、予算に関する説明書339ページをお願いいたします。

1款1項1目事業収入、本年度予算額3,436万円、比較812万9,000円の増。1節売電収入でございます。白子の海ソーラーポート及び危機管理発電所、南小学校体育館に設置の太陽光発電売電収入でございます。

340ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目一般管理費、本年度予算額2,925万1,000円、比較1,340万9,000円の増でございます。25節積立金69万1,000円は太陽光発電所維持管理基金積立金及び利子積立金でございます。27節公課費220万円は消費税納税見込み額でございます。平成27年度は2款の管理費に計上しておりましたけれども、平成28年度は1款の総務管理費に計上させていただいております。28節繰出金2,636万円は一般会計への繰出金でございます。

2款1項1目管理費、本年度予算額461万2,000円、比較508万6,000円の減でございます。内訳としましては、11節需用費24万8,000円は燃料費、施設用消耗品費等でございます。12節役務費26万8,000円は火災保険等でございます。

341ページをお願いいたします。

13節委託料237万9,000円は施設管理委託料でございます。14節使用料及び賃借料171万7,000円は白子の海ソーラーポートの土地の借地料でございます。減額理由でございますけれども、臨時的任用職員の人件費の減、消費税の1款への予算の組み替えということで減額となっております。

3款1項1目予備費、本年度予算額50万円、比較20万円の減は29節予備費を50万円とするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくをお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第45号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、原案のとおり可決すること

に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第 1 1 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度榛東村上水道事業会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第11、議案第46号 平成28年度榛東村上水道事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。

[上下水道課長 清水喜代志君発言]

○上下水道課長（清水喜代志君） それでは、平成28年度榛東村上水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

上水道事業の状況でございますが、平成28年度におきましても節水型の機器の普及等により給水収益の減少傾向が続き、利益は減少するものと予測されます。このような状況を踏まえ、安全・安心でおいしい水を安定供給すべく取り組んでまいりたいと考えております。

主要事業につきましては、建設改良では配水管新設と老朽管布設がえて4路線の工事を予定しております。また、漏水対策として減圧弁等による水圧管理を行い、漏水の縮減に努めます。未収金対策では滞納整理を継続強化し、削減に努力したいと考えております。

予算に関する説明書の349ページをお願いいたします。

予定キャッシュ・フロー計算書になります。

1の業務活動から次のページの3の財務活動までにより資金の増減を予測するもので、平成28年度につきましては、下のところの資金増加3,048万2,900円を見込んでおります。期末残高を8億264万248円と予定するものでございます。

351ページからの給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

357ページをお願いいたします。

平成28年度予定貸借対照表になります。

貸借対照表は財務状況を明らかにするため、保有する資産・負債・資本全てを明示するものでございます。資産合計及び負債・資本合計をともに総額34億2,917万439円と予定するものでございます。

363ページからの前年度分の損益計算書、貸借対照表は後ほどごらんいただきたいと思います。

369ページをお願いいたします。

予算説明書になります。

収益的収入及び支出の収入でございます。主なものにつきまして説明をさせていただきます。

1款1項1目給水収益、本年度予算額2億4,005万5,000円、比較456万8,000円の減。1節水道料につきましては、5,475戸を予定しており、前年度と比べ2%の減となっております。2項1目受取利息及び配当金、本年度予算額413万7,000円、比較53万4,000円の減は、預金及び県債への利子となります。

次のページをお願いいたします。

3目長期前受金戻入、本年度予算額5,224万5,000円、比較119万6,000円の減は水道管などの工事費の財源であります防衛補助金及び工事負担金などを減価償却にあわせ、耐用年数によりまして各年度に収益として計上するものでございます。

4目雑収益、本年度予算額858万1,000円、比較129万7,000円。主なものは1節新規加入負担金635万円で67戸の新規加入を予定しております。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。

1款1項1目原水及び上水費、本年度予算額6,973万4,000円、比較24万6,000円の減。主なものは3節受水費6,859万1,000円で県央第一水道から日量3,480立米を受水しております。2目配水及び給水費、本年度予算額6,132万8,000円、比較50万6,000円の減。主なもの2節委託料1,294万3,000円は、施設の保守点検、量水器の交換1,340個及び検針業務となります。

次のページをお願いいたします。

3節手数料423万3,000円は水質検査が主なものとなります。4節賃借料248万7,000円は水道総合システムリース料が主なものとなります。5節修繕費1,636万9,000円、上水道施設修理は漏水等の修理費、既設交換量水器は交換するための量水器の購入となります。7節動力費2,405万9,000円は農業用水電気料、上水道負担分として1,809万7,000円を予定しております。負担率は27.5%でございます。

次のページをお願いいたします。

3目総係費、本年度予算額2,163万2,000円、比較171万3,000円の減。主なものは職員の給与関係になります。

375ページをお願いいたします。

4目減価償却費、本年度予算額1億1,140万9,000円、比較13万2,000円は有形資産の減価償却費となり、構築物が配水管等、機械及び装置が浄水場の機械設備等となります。

2項1目支払利息、本年度予算額914万7,000円、比較66万7,000円の減は起債の利子分となります。2目消費税、本年度予算額550万2,000円、比較38万4,000円は消費税の還付見込み額となります。



377ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入1,054万円の主なものは、1節企業債1,000万円で企業債の借り入れを予定しております。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。

1款1項1目建設改良費、本年度予算額3,910万2,000円、比較834万8,000円の減。主なものは2節委託料374万9,000円、配水管等の実施設計委託料となります。4節建設改良費3,526万2,000円、浄水場更新工事は残留塩素計の更新でございます。配水管布設工事は配水管新設と老朽管布設がえで4路線の工事を予定しております。

2項1目企業債償還金、本年度予算額2,843万4,000円、比較104万2,000円。企業債償還の元金分となります。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第46号 平成28年度榛東村上水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第12、請願・陳情についてを議題といたします。

過日付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について常任委員長より審査報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

5番山口宗一総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 過日総務産業建設常任委員会に付託されました請願・陳情の審査報告をいたします。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成28年第1回第1号。付託年月日、平成28年3月1日。件名、村道平塚2号線（村道5021号）改良舗装工事について。

委員会の意見。本路線は、2区上位部西に位置し、延長212メートル、幅員は3.3メートルから6メートルで、住宅地と事業所の資材置き場に接する未舗装の道路であります。たび重なる降雨で路面が傷み、雨水が農地に流入し、農作物に大きな被害を及ぼしております。

委員会の意見。本路線を整備することにより、地域住民の生活環境の改善や交通の利便性が図られます。

よって、本陳情は全会一致で採択とします。

審査結果、採択。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成28年第1回第3号。付託年月日、平成28年3月1日。件名、村道釈迦堂3号線（路線番号2160）拡幅改良工事。

委員会の意見。本路線は、7区地内、北小学校西の午王頭川を挟んだ横道です。延長180メートル、幅員は2.1メートルから6.7メートルで、生活道路及び通学道路として重要な位置づけの道路であります。また、村道釈迦堂3号線上には、釈迦堂橋がかかっております。幅員が2.1メートルと狭く、欄干も低く、以前には転落事故も発生しております。本路線を整備することにより、地域住民の生活環境の改善や交通の利便性が図られ、また通学路の安全が確保されます。ただし、橋梁新設もあり、工事費も多額の費用が必要となります。地元と協議の上、整備計画を立て、計画的に事業を実施することが肝要と考えます。

本陳情は全会一致で採択とします。

審査結果、採択。

以上です。

○議長（金井佐則君） ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がありました。

平成28年第1回陳情受理番号第1号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成28年第1回陳情受理番号第1号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成28年第1回陳情受理番号第3号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成28年第1回陳情受理番号第3号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。



◎日程第13 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

日程第13、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第15、議会運営委員会閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程第13から日程第15までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定によりお手元に配付いたしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時、着座のまま休憩をいたします。

午前11時15分休憩

---

午前11時17分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

---

### ◎日程の追加

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

この案件を審議するため、榛東村議会会議規則第20条の規定により、お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決しました。

---

### ◎追加日程第1 同意第1号 榛東村公平委員会委員の選任について

追加日程第1、同意第1号 榛東村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） それでは、同意第1号につきまして、榛東村公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

現在、榛東村公平委員会の委員をお願いしております山子田の斉藤敏夫さんは平成28年4月29日をもって任期が満了となります。

後任といたしまして、榛東村大字新井980番地3にお住まいの牧口百合子さんを榛東村公平委員会委員に選任したいと考えております。

牧口さんにつきましては、昭和27年8月21日生まれの63歳でございます。

経歴を申し上げますと、牧口さんは昭和46年4月に渋川市役所に奉職され、収入役職務代理、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長などの要職を務められ、平成25年3月に退職されました。退職後におかれましては、家事に精励されております。

牧口さんは人格が高潔で、地方自治法の本旨に基づく法律的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有しております。さらに公務経験も豊富であることなどから、公平・公正な立場に立って職務を遂行していただけるものと考え、選任について議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、平成28年4月30日から平成32年4月29日までの4年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第1号 榛東村公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

## ◎議長挨拶

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日までに付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

3月1日の開会以来、本日までの15日間、9名の議員からの一般質問、条例改正、補正予算、平成28年度当初予算、請願・陳情などについて、熱心な審議、活発な質疑・討論がなされましたことに対し、深く感謝を申し上げる次第であります。

平成28年度予算では、一般会計の歳出総額は58億9,750万円で前年対比で8.9%の伸び、特別会計の歳出総額は41億4,878万2,000円で6.6%の伸び、公営企業会計の歳出総額では3億1,778万6,000円で

前年対比1.5%のマイナスで、歳出予算総額では103億6,406万8,000円で対前年7.7%の伸びとなる積極的な予算が可決成立いたしました。

村民の健康・医療・介護の福祉対策や道路・下水道などの社会基盤の整備、農業・商工業などの産業振興対策、学校教育、社会教育環境の整備・充実に向けた予算となっております。予算の執行に当たっては、住民福祉の向上と村の活性化が図れるよう適正かつ効率的な執行をお願いするものであります。

早いもので平成28年度は、私たち15期議員にとりまして最後の1年となります。これまでの3年間で反省し、残された1年を村民の方々のために全力でご尽力いただきますよう心よりお願いを申し上げます。

清らかな春の息吹が感じられる季節となりました。もうじき樹木が一斉に花開く、華やかな季節が訪れます。先行きの見えない厳しい経済情勢の中、1日も早く景気が回復し、社会全体が活気づくことを村民とともに心待ちにする次第であります。

終わりに、議会終了後も議員各位を初め、執行の皆様にも健康管理に十分留意され、村発展のためにご尽力くださいますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶といたします。



## ◎閉 会

○議長（金井佐則君） 以上で平成28年榛東村議会第1回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 裕 井 保 夫

榛東村議会議員 小 山 久 利